# 大田市文化財保存活用地域計画

令和5年(2023)2月

島根県大田市

## 更新履歴

· 令和5年(2023) 1月30日 一部改訂

島根県の東西の中央部に位置する大田市は、北は日本海、南は中国山地に接し、豊かな自然のもと、古くから特色ある歴史文化が育まれてきました。

鉱山遺跡としてアジアで初めて世界遺産に登録された「石見銀山遺跡とその文化的景観」や、日本遺産にも認定された石見神楽、火山がもたらした大地の恵みをはじめ、市内の各地域には、それぞれの地域の歴史文化の基礎となり、大切に受け継がれてきた豊かで個性ある有形・無形の文化財が数多く存在します。

しかしながら、少子高齢化などの様々な問題を抱える本市では、文化財を守り伝えていく環境も大きく変化しており、文化財を守り、活用しながら未来へ伝えていくことは、 行政に求められる大きな課題のひとつとなっています。

そこでこのたび、市内に残る多種多様な文化財を、指定・未指定を問わず地域の宝と位置付け、市民共有の財産として未来へ継承していくため、文化財行政のマスタープランであり、具体的な施策をまとめたアクションプランとなる「大田市文化財保存活用地域計画」を作成いたしました。

今後は、本計画に基づき、市民の皆様をはじめ、地域や関係団体等の様々な主体と連携 し、文化財の保存・活用をより一層進めてまいります。

最後になりましたが、各種の文化財調査にご協力いただいた市民の皆様、本計画作成にあたりご指導、ご鞭撻をいただいた地域計画策定委員会委員の皆様をはじめ、文化庁、 島根県教育委員会、大田市文化財保護審議会委員の皆様方に心から感謝いたしますとと もに、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

令和5年(2023)2月

大田市長 楫野 弘和

- 1 本計画は、島根県大田市の文化財の保存・活用に関する総合的な法定計画である。
- 2 本計画は、令和2年度(2020)から令和4年度(2022)にわたって作成し、令和2年度~令和 4年度文化芸術振興費補助金(地域文化財総合活用推進事業)の交付を受けた。
- 3 計画作成にあたり、大田市文化財保存活用地域計画策定委員会及び大田市文化財保存活用地域 計画策定運営委員会を設置し、計画案の検討を行った。作成過程においては、文化庁地域文化創 生本部広域文化観光・まちづくりグループの指導・助言、島根県教育庁文化財課並びに大田市文 化財保護審議会の助言を受けた。
- 4 本計画の編集は大田市教育委員会石見銀山課が行い、計画作成支援業務を株式会社地域計画工 房に委託した。
- 5 本書で用いる時代区分は、教科書としても利用されている『図説日本史』(東京書籍)を参考に、 下記のとおり設定した。

原始:旧石器時代・縄文時代・弥生時代

古代: 古墳時代(ヤマト王権の成立)から飛鳥時代・奈良時代・平安時代

中世:鎌倉時代•室町時代

近世:安土桃山時代,江戸時代

近代:明治時代・大正時代・昭和時代(太平洋戦争終結まで)

現代:太平洋戦争終結後から現在まで

- 6 第5章で示した文化財の保存・活用の措置については、それぞれの措置に、節ー項ごとの番号 を付した。番号は各節の末尾に掲載した措置の一覧表と対応している。
  - 例) 第5章 第1節「文化財を把握するための調査に関する措置」の2「文化財の専門的な調査 研究の推進」に関する措置の4番目「その他分野ごとの専門的な調査研究」の番号は1-2-4。
- 7 本計画の資料編 資料3 大田市の指定等文化財写真一覧に掲載した写真は、備考欄に写真提供 元を記したもの以外は大田市の所蔵である。なお、指定等文化財については、令和3年度に大田 市文化協会に現状確認および写真撮影を委託した。

## 目 次

序	
例言	
本文写真出典一號	<b> </b>

序章		-1
第1節	計画作成の目的と役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1	計画作成の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2	計画作成の目的と認定に期待される効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3	計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4	文化財の保存・活用における広域的な視点とSDG s · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
第2節	計画の位置づけと計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1	計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2	上位計画・関連計画等の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3	計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3節	計画の構成と作成手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
第1章 2	大田市の概要	17
第1節	位置及び交通条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
第2節	自然環境 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
1	地形・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
2	地質·鉱物·····	20
3	気象	22
4	植生	24
第3節	社会環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	28
1	人口 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	28
2	産業	30
3	入込観光客数と主要観光資源・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
4	文化財の保存・活用に関係する公共公益施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
5	景観 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	37
6	地域区分と概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
第4節	歴史環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
1	大田市の沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
2	歴史概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
第2章 5	大田市の文化財の概要	52
第1節	大田市の文化財調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1	これまでの文化財調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2	未指定文化財の把握調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3	文化財の把握及び調査の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2節	大田市の文化財の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1	指定等文化財・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

2	未指定文化財 · · · · · · · · · 65
3	大田市の世界遺産と日本遺産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67
第3章	大田市の歴史文化の特徴72
第1節	
1	石見銀山と交流の遺産・・・・・・・・・・・・・・・・· 72
2	多数の伝統的建造物群と多彩な建築文化、歴史の記憶・・・・・・・73
3	各地に伝わる多種多様な伝統芸能や伝統行事・・・・・・・・・・74
4	大田市ゆかりの人物と文芸・学問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・74
5	海山の恵みと食文化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
6	大地の資源と伝統産業、海・山・里に息づく天然記念物・・・・・・・76
7	縄文から古代の先人の足跡・・・・・・・・・・・・・・・・・・77
第2節	歴史文化のまとめ
	~石見銀山と三瓶山、日本海が象徴する歴史文化~78
<i>₩</i> 4 <del>×</del> -	ナルサの伊夫 - 廷田の甘土四会 L 田暦 - ナ&l
	文化財の保存・活用の基本理念と課題・方針79 基本理念·················79
第1節	基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2節	文化財の把握・調査に関する現状と課題······81
$\frac{1}{2}$	文化財の保存・活用の取組に関する現状と課題・・・・・・・82
3	文化財の保存・活用を支える体制に関する現状と課題・・・・・・・・89
第3節	文化財の保存・活用に関する方針
சு 5 தி 1	文化財を把握するための調査の充実······92
2	文化財の保存・活用の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・93
3	文化財の保存・活用の推進体制づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
O	人们对心怀门 "II/II"对最是严陋之人方
	文化財の保存・活用の措置97
第1節	「文化財を把握するための調査の充実」に関する措置・・・・・・・・・・・・99
1	「市民参加による文化財の再発見」に関する措置・・・・・・・・・・99
2	「文化財の専門的な調査研究の推進」に関する措置・・・・・・・・・・・99
3	「文化財に関する資料・情報の一元管理と公開・共有化」に関する措置・・・・100
第2節	「文化財の保存・活用」に関する措置
1	「世界遺産の保存・活用」に関する措置・・・・・・・・・102
2	「文化財を学び、体験する機会の確保・充実」に関する措置・・・・・・・103
3	「文化財の保存・活用を支える担い手の確保・育成」に関する措置・・・・・・105
4	「個々の文化財の保存・活用」に関する措置(主に世界遺産以外)・・・・・・106
5	「文化財の危機管理の強化」に関する措置・・・・・・・・・107
6	「文化財の案内・情報発信とガイダンス機能の確保・充実」
	に関する措置・・・・・・・108
	「文化財の一体的・総合的な保存・活用と地域の活性化」に関する措置・・・・109
第3節	「文化財の保存・活用の推進体制づくり」に関する措置
1	「市民等の参加・協働と地域社会総がかりの仕組みづくり」に関する措置 … 115

2	「学識経験者・研究機関等との連携」に関する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	117
3	「庁内や関係機関等との連携」に関する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	117
	「文化財行政の体制の充実」に関する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第6章	大田市における関連文化財群と文化財保存活用区域	119
第1節		
1	関連文化財群の考え方と設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2	先導的な役割の発揮を期待する関連文化財群・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3	検討案としての関連文化財群・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2節		
1	文化財保存活用区域の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2	文化財保存活用区域の設定・具体化の流れと措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第7章	文化財の保存・活用の推進体制	156
1	大田市の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2	共創(地域社会総がかり)の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3	措置の進捗管理(体制づくり)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料編		163
	料1 計画作成の体制と経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資	料2 大田市の指定等文化財一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資	料3 大田市の指定等文化財写真一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	176
資	料 4 未指定文化財一覧 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
資	料5 大田市に関する文化財調査報告書等一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	232

## 本文写真一覧

※出典・所蔵について、「日本遺産ポータルサイト 神々や鬼たちが躍動する神話の世界」は「日本遺産(神楽)」、「日本遺産ポータルサイト 石見の火山が伝える悠久の歴史」は「日本遺産(火山)」と表記した。

頁	写真	出典・所蔵
20	三子山一帯における珪砂採掘場	おおだWEBミュージ
		アム
37	放牧(三瓶山西の原)	大田市
37	龍源寺間歩	大田市
37	中山間の集落景観・田園景観 (富山町)	大田市
37	銀山街道(温泉津沖泊道)	大田市
56	ワークショップの様子(2点)	大田市
68	大森の町並みと山並み	大田市
69	多根神楽	日本遺産(神楽)
69	宅野子ども神楽	日本遺産(神楽)
71	三瓶小豆原埋没林	日本遺産(火山)
71	物部神社	大田市
71	小笠原流田植囃子(三瓶)	日本遺産(火山)
71	鬼村の鬼岩	日本遺産(火山)
71	大江高山火山	日本遺産(火山)
125	熊谷家住宅	大田市
125	銀山柵内	大田市
125	代官所跡	大田市
125	矢滝城跡	大田市
125	矢筈城跡	大田市
125	石見城跡	大田市
126	宮ノ前地区	大田市
126	羅漢寺五百羅漢	大田市
126	鞆ケ浦道	大田市
126	温泉津沖泊道	大田市
126	鞆ケ浦	大田市
126	沖泊	大田市
126	大田市大森銀山重要伝統的建造 物群保存地区	大田市
126	大田市温泉津重要伝統的建造物群保存地区	大田市
126	石見銀山街道	大田市
130	石見銀山遺跡	日本遺産(火山)
130	三瓶小豆原埋没林	日本遺産(火山)
130	波根西の珪化木	日本遺産(火山)
130	松代鉱山の霰石産地	日本遺産(火山)
130	琴ヶ浜	日本遺産 (火山)
130	大田市大森銀山重要伝統的建造物群保存地区	大田市
131	物部神社	大田市
131	仁万の硅化木	大田市
131	鬼村の鬼岩	日本遺産(火山)
131	定めの松	大田市
131	静之窟	日本遺産(火山)

頁	写真	出典・所蔵	
131	佐比賣山神社と多根神楽	日本遺産(火山)	
131	三瓶山	大田市	
131	三瓶山の牧野景観	日本遺産(火山)	
131	三瓶温泉	日本遺産(火山)	
132	浮布の池	日本遺産(火山)	
132	小笠原流田植囃子	日本遺産(火山)	
132	福光石の石切場	日本遺産(火山)	
132	立神岩	日本遺産(火山)	
132	龍巌山 (龍岩)	日本遺産(火山)	
132	三瓶そば	日本遺産(火山)	
132	大江高山火山	日本遺産(火山)	
136	五十猛のグロ	大田市	
136	シッカク踊	大田市	
136	大田両八幡宮の祭礼風流	大田市	
136	宅野子ども神楽	大田市	
136	小笠原流大代田植囃子	大田市	
136	水上花田植	大田市	
137	琴ヶ浜盆踊り	大田市	
137	小浜・厳島神社の御日待祭	大田市	
137	西田「ヨズクハデ」	大田市	
137	石見神楽面	日本遺産 (神楽)	
137	石見神楽	日本遺産 (神楽)	
137	角寿司(箱寿司・押し寿司)	日本遺産 (神楽)	
140	金森家住宅	大田市	
140	城上神社拝殿	大田市	
140	恵比須神社	大田市	
140	清水寺山門	大田市	
140	勝源寺楼門	大田市	
140	勝源寺本堂	大田市	
141	勝源寺東照宮	大田市	
141	西本寺山門	大田市	
141	願林寺鐘楼門	大田市	
141	水上神社本殿	大田市	
141	内藤家	大田市	
141	西性寺経蔵	大田市	
144	井戸平左衛門顕彰碑	大田市文化協会提 供	
144	井戸神社	大田市	
144	井戸平左衛門頌徳碑(井戸神 社)	大田市	
145	井戸平左衛門頌徳碑(大田町明 善寺)	大田市文化協会提 供	
145	井戸平左衛門頌徳碑(三瓶町徳 善寺付近)	大田市文化協会提供	

頁	写真	出典・所蔵	
145	井戸平左衛門頌徳碑(波根町波	大田市文化協会提	
	根八幡宮)	供	
145	井戸平左衛門頌徳碑(JR静間	大田市文化協会提	
	駅前)	供	
145	井戸平左衛門頌徳碑(大代町正	大田市文化協会提	
	法寺)	供	
145	井戸平左衛門頌徳碑(温泉津町	大田市文化協会提	
	湯里中村)	供	
148	明神古墳	島根県古代文化セ	
		ンター提供	
148	物部神社	大田市	
148	坂灘古墳	大田市	
148	静之窟	日本遺産(火山)	
148	静間神社	大田市	
148	三瓶山	大田市	
149	五十猛神社と眺望景観	大田市	
149	神別れ坂	大田市	
149	逢浜	大田市	
149	韓島、韓島神社	大田市	
149	大屋姫命神社	大田市	

## 序章

## 第1節 計画作成の目的と役割

## 1 計画作成の背景

#### ■多彩な文化財と世界遺産

大田市における文化財の中には、世界遺産(文化遺産)「石見銀山遺跡とその文化的景観」や国立公園三瓶山一帯の天然記念物など広く知られているものがある。また、指定・選定されている文化財(以下、登録、選択を含め「指定等文化財」という。)の分布をみると、地域の歴史や風土を反映した建造物や伝統的建造物群、美術工芸品、伝統的な生活文化、遺跡(史跡)、名勝地(名勝)、動物・植物・地質鉱物(天然記念物)などが、沿岸部から山間部まで市域全体にわたり多種多様に存在している。加えて、文化財とは\*\*1指定・選定等がなされたものだけではなく、それら以外の文化財(以下、「未指定文化財」という。)を含むとされていることから、地域には保存措置がされていないが、いわゆる"地域の宝"として継承・活用されているもの(6類型以外のもの)も多数存在する。これらの一部は2つの日本遺産(「石見の火山が伝える悠久の歴史」「神々や鬼たちが躍動する神話の世界」)の構成文化財にもなっている。

大田市における文化財保護の歩みを振り返ると、明治期、昭和初期(戦前)に国指定となっている文化財があり、我が国における文化財保護の取組の早い段階から価値が認められていたものが存在したことになる。また、国・県・市の指定等文化財は、昭和30年代から50年代に指定となった物件が多く、高度成長期とその直後において保護対策が積極的に進められたことを物語る。一方で、平成以降に指定となった物件も相当数あり、比較的近年において価値が見いだされた文化財も存在する。

また、伝統的建造物群保存地区の制度は、昭和50年(1975)の文化財保護法の改正によって創設され、昭和62年(1987)に大森町の町並みが、平成16年(2004)に温泉津町の町並みが重要伝統的建造物群保存地区に選定された。

さらに、大森町の町並みや鉱山遺跡、銀山街道や港、関係する山城跡などが、一帯として文化的景観として評価され、平成19年(2007)7月に「石見銀山遺跡とその文化的景観」として世界遺産に記載された。

こうした文化財は、郷土への誇りや愛着を醸成し、原風景を形づくる重要な役割を担うとともに、学校教育・社会教育、観光や地域の活性化における拠り所となっている。

## ■文化財を取り巻く厳しい状況

大田市では、人口減少・少子高齢化が進み、20代・30代の若者、特に女性の割合が大きく減少していることから、出生数が20年間で半減している状況となっている。加えて、市を構成する27の基礎的なコミュニティ<sup>※2</sup>のうち、半数を超える15地域で、5年間(国勢調査2015-2020)の人口減少率が10%を超えている。このような状況から、伝統行事の担い手の不足、空き家の増加、伝統的建造物の老朽化や毀損・滅失、耕作放棄地の増加による農山村の景観の変

#### ※1 文化財とは

本来の文化財とは、指定などの措置がとられているか否かにかかわらず、歴史上又は芸術上などの価値が高い、あるいは人々の生活の理解のために必要なすべての文化的所産を指すものである(文化審議会文化財分科会企画調査会報告書 平成19年10月)。文化財保護法第2条では、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6類型を文化財と定義している。

#### ※2 27 の基礎的なコミュニティ

大田市には、昭和29年(1954)の合併以前の町村のまとまりを継承している27のコミュニティがあり、 まちづくりの最も基礎的な単位として機能している。詳細は38頁を参照。 容など、文化財を取り巻く厳しい状況が顕在化している。

とりわけ、未指定文化財は、把握調査に取りかかった段階で価値や内容が把握できていないものが大多数であり、前述のように"地域の宝"となっているものを含め、継承が難しくなっているもの、劣化・滅失が懸念されるもの、存在が忘れられそうなものが多数あると推定される。

さらに、大田市の厳しい財政状況の中で、国の様々な補助制度の活用による事業費の確保や 事業の選択と集中を考えていくことが重要となっており、文化財の保存・活用についても効果 的で効率的な取組が求められる。

## ■文化財とその周辺環境を一体的に捉える考え方

地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用する必要性や考え方などが「歴史文化基本構想策定技術指針」(平成24年(2012)2月)及び「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針策定」(平成31年(2019)3月、令和3年6月変更)として文化庁より示されている。

大田市においても、文化財が置かれている自然環境や景観の保全などの観点から、文化財と その周辺環境を一体的に捉えた取組を進める必要がある。

#### ■文化財保護法の改正と大田市における文化財保存活用地域計画作成の必要性

平成 30 年(2018) 6月8日に「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、平成 31年(2019) 4月1日に施行された。この法改正により、「都道府県による文化財保存活用大綱の策定」「市町村による文化財保存活用地域計画の作成及び文化庁長官による認定」などが規定された。

法改正の要旨は「過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かし、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財行政の推進力の強化を図る」(文化財保護法改正の概要:文化庁 平成30年7月)こととされている。

この文化財保存活用地域計画は、各市町村が目指す目標や中長期的に取り組む具体的な内容を記載した、当該市町村における文化財の保存・活用に関するマスタープランかつ基本的なアクションプラン(行動計画)であり、目標や中長期的な基本方針等を定めるとともに、文化財の保存・活用の措置などを方向づけ、具体的な事業を明らかにするものである。また、地域に所在する未指定文化財を含めた多様な文化財を総合的に調査・把握した上で、まちづくりや観光などの他の行政分野とも連携し、総合的に文化財の保存・活用を進めていくための枠組みでもある。

大田市としても、文化財行政を効果的・効率的に進めていくために、文化財保存活用地域計画の意義と役割は大きい。

## 2 計画作成の目的と認定に期待される効果

## (1)計画作成の目的

大田市の文化財行政を効果的・効率的に進めていくために、下記の主たる3つのねらい(戦略的な視点)のもとに文化財の把握調査や保存・活用の措置及び推進体制などを明らかにし、 大田市の文化財の保存・活用に関するマスタープランかつ基本的なアクションプランとして、 「大田市文化財保存活用地域計画」(以下、「本計画」という。)を作成する。 また、本計画を推進することで、多様な交流や地域のまちづくりを促進し、市民や出身者等の大田市への誇りと愛着、そして定住意識を醸成するとともに、文化財行政以外の施策などと併せて広く大田市への関心を高め、訪れたくなるまち、さらには住んでみたくなるまちに資することを目指す。

#### <本計画の主たる3つのねらい(戦略的な視点)>

## ○世界遺産を核とした文化財の保存・活用の展開

大田市の文化財を大きく特徴づけるものが世界遺産であり、これに関わる事業を進めるとともに、その効果を他の文化財の保存・活用にも波及させ、関係する事業の展開に努める。

## 〇共創を基本とした地域社会総がかりでの文化財の保存・活用

大田市では第2次大田市総合計画の基本姿勢に「共創」を掲げており、これは「子どもから 高齢者まで、年齢、性別、職業、国籍などを問わず、様々な人が、一緒に楽しく夢を語り合い ながらアイデアを創り、市民・事業者・行政、'おおだ'に関わるすべての人たちが一緒に汗を かきながら、ひとつずつ形にしていく」ことである。この考え方は、文化財保護法の改正で示 された「地域社会総がかり」と共有できるものである。

共創の考えのもと、文化財の所有者・管理者・保持者等(以下、「所有者等」という。)や行政に加え、市民・地域団体、さらには市外の人々・団体を含めた多様な主体の協力・参加により、文化財の把握と価値の共有化、保存・活用を進める。

#### ○文化財を活かしたまちづくりや観光振興(地域活性化)の展開

文化財、まちづくり、観光部門などとの庁内連携、及び地域団体(自治会等)や関係団体(大田市観光協会(大田市DMO)、大田市文化協会等)との連携のもとに、文化財をより一層、まちづくりや観光振興(地域活性化)に役立てる。

## (2)計画認定に期待される効果

本計画が認定された場合、次のような効果が期待される。

- ○指定・未指定を問わず、文化財全体の保存・活用に関して大田市が目指す将来的なビジョン や具体的な事業等の実施計画を定め、優先順位や重点性などを考慮しながら計画的に取組を 進めることで、継続性・一貫性のある文化財の保存・活用が一層促進される。
- ○大田市における文化財行政の取組の方向性や措置などを広く周知し、民間団体等の様々な関係者のみならず広く市民の理解・協力を得ることにより、地域社会総がかりによる、より充実した文化財の保存・活用を図ることが可能となる。
- ○未指定文化財を含めた多様な文化財を、持続的かつ総合的に調査・把握し、それらの保存・ 活用の可能性を広げることにつながる。
- ○市民等にとっては、所有する未指定文化財、地域で行われている未指定の伝統芸能等にも光 が当てられ、それらの保存・活用につながることが期待できる。
- ○まちづくりや観光などの他の行政分野とも連携し、総合的に文化財の保存・活用を進めてい くことにつながる。

## 3 計画の対象

本計画で対象とする文化財は、文化財保護法で規定する有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6類型(法第2条)及び埋蔵文化財(法第92条)、文化財の保存技術(法第147条)とし、文化審議会文化財分科会企画調査会報告書(平成19年10月30日)において、本来の文化財とは「指定などの措置がとられているか否かに関わらず、歴史上または芸術上など価値が高い、あるいは人々の生活の理解のために必要なすべての文化的所産を指す」とされていることから、「指定等文化財」のみならず、「未指定文化財」も対象とする。

これらに加え、伝統的に継承されてきた「暮らしや生業の音・におい・香り」「地名」「方言」など、文化財保護法上の文化財に必ずしも該当しないが、地域にとって重要で継承すべきと考えられる"地域の宝"も文化財に含めるものとする。

これらの文化財は、単体としての価値だけではなく、それぞれが置かれている地域の自然環境や景観、文化財に関わる歴史資料や伝承などの周辺環境と密接に関係することから、本計画ではそれらを総体的に捉え、「歴史文化」(文化財とその周辺環境)と表現する。

## 本計画における対象=『歴史文化』

文化財+文化財に関わる様々な要素(文化財の周辺環境)

## 文化財保護法が規定する文化財等

文化財(6類型:法第2条)

埋蔵文化財 (法第92条)、文化財の保存技術 (法第147条)

指定・選定・登録・選択された文化財

## 「文化財(6類型)」 「埋蔵文化財」 「文化財の保存技術」以外の文化財

○風物詩、歴史的に継承されてきた音や香り、日本海の荒波(音、波の姿) ○古くからの地名・方言 など



#### 文化財の周辺環境

(文化財となる可能性のあるモノ・コトもある)

- ○文化財が置かれている自然環境や景観、文化財に関する伝承等
- 〇文化財を支える人々の活動:維持管理、清掃美化、学習・体験活動、調査研究 など

図1 本計画における文化財とその周辺環境(歴史文化)

#### 歴史文化とは

#### 〇歴史文化の概念

地域に固有の風土の下、先人によって生み育まれ、時には変容しながら現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動等の成果及びそれらが存在する環境を総体的に把握した概念。

(『地域社会総がかりでつくる文化財保存活用地域計画』文化庁パンフレット)

#### 〇「歴史文化基本構想」における歴史文化

ここでいう歴史文化とは、文化財とそれに関わる様々な要素とが一体となったものである。 文化財に関わる様々な要素とは、文化財が置かれている自然環境や周囲の景観、文化財を支える人々の活動に加え、文化財を維持・継承するための技術、文化財に関する歴史資料や伝承等であり、文化財の周辺環境のことである。

(「歴史文化基本構想策定技術指針』平成24年(2012)2月)

#### 文化財保護法第2条(文化財:6類型)

#### 〇有形文化財

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴 史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の 物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料

#### 〇無形文化財

演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの

## 〇民俗文化財

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる 衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの

#### 〇記念物

貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で我が国にとつて学術上価値の高いもの

#### 〇文化的景観

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの

#### 〇伝統的建造物群

周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの

#### 文化財保護法第92条

## ○埋蔵文化財

土地に埋蔵されている文化財(主に遺跡と言われている場所)。埋蔵文化財の存在が知られている土地を「周知の埋蔵文化財包蔵地」という

#### 文化財保護法第 147 条

#### ○文化財の保存技術

文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものを、文部科学大臣は『選定保存技術』として選定し、その保持者及び保存団体を認定している

## 4 文化財の保存・活用における広域的な視点とSDGs

## (1) 文化財の保存・活用における広域的な視点

#### ■文化財に関する大田市の広域的な位置づけ

大田市は、地理的に島根県の中央部(石見地域の東部)に位置するため、出雲の文化の影響

を多分に受けており(『出雲国風土記』、出雲神話に関係する文化財など)、石見と出雲の文化が融合する地域でもある。また、日本海を通じた交易・交流も大田市の歴史文化を培ってきた。

さらに、石見銀山に導入された灰吹法は、佐渡をはじめ生野銀山(兵庫県)、平田銀山(福島県)、院内銀山(秋田県)などにも拡大し、石見銀山で培われた技術が各地に広まった結果、日本は世界有数の銀産出国となった。

こうした広域的な位置づけや関係、特徴を考慮し、文化財の保存・活用を検討する必要がある。

#### ■市域外の文化財への視点

大田市の文化財の中には、その保存・活用において、市域外に所在する文化財との関連を考慮する必要があるものも存在する。

例として、石見銀山街道(大田市〜広島県尾道市)、かつて江戸幕府直轄地(天領)であった 津和野町や邑南町の鉱山跡、中国4県(島根、鳥取、岡山、広島)に存在する第19代大森代官 サーマ左衛門の頃徳碑、三瓶山の裾野(大田市、出雲市、飯南町、美郷町)に存在する埋没林などが挙げられる。

このため、文化財の保存・活用の措置や推進体制などにおいては、関連する市域外の文化財や自治体等との連携に関しても検討する必要がある。

## (2) SDGsを考慮した文化財の保存・活用

平成 27 年(2015) 9月の国連サミットで採択された  $SDG s^{*1}$  (持続可能な開発目標) は国際社会共通の目標であり、達成すべき 17 の目標と 169 のターゲットが示されている。我が国においては、平成 28 年(2016) 5月に総理大臣を本部長、官房長官・外務大臣を副本部長とし、全閣僚を構成員とする「SDG s 推進本部」を設置し、「SDG s 実施指針」が決定され、令和 2年(2020) 12月には『SDG s アクションプラン 2021』が決定されている。

文化財行政においてもSDGsの達成に寄与することが求められており、本計画においても、SDGsを考慮して文化財の保存・活用を検討する。

なお、大田市においては、SDGsを担う人材の育成として $ESD^{*2}$ を推進しており、文化財と密接に関係する石見銀山学習 $^{*3}$ 、ふるさと教育がその入り口となっている。

#### ※1 SDGs (Sustainable Development Goalsの略)

「持続可能な開発目標」と訳される。

2015 年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。(外務省HPの記載を一部要約)

#### ※2 ESD (Education for Sustainable Development の略)

「持続可能な開発のための教育」と訳される。

ESDとは、現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組むことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動である。つまり、ESDは持続可能な社会の創り手を育む教育である。(文部科学省HPの記載を一部要約)

#### ※3 石見銀山学習

ESDを軸とした世界遺産学習。身近な学習からスタートし、世界遺産である「石見銀山遺跡とその文化的景観」をきっかけとして、世界に視野を広げていく学びの体系。世界遺産などに親しみ、人々の営みについての理解を深める学習活動を通して、自尊感情を育むとともに、自ら学び、考え、行動する力を育成することを目指す。

## 第2節 計画の位置づけと計画期間

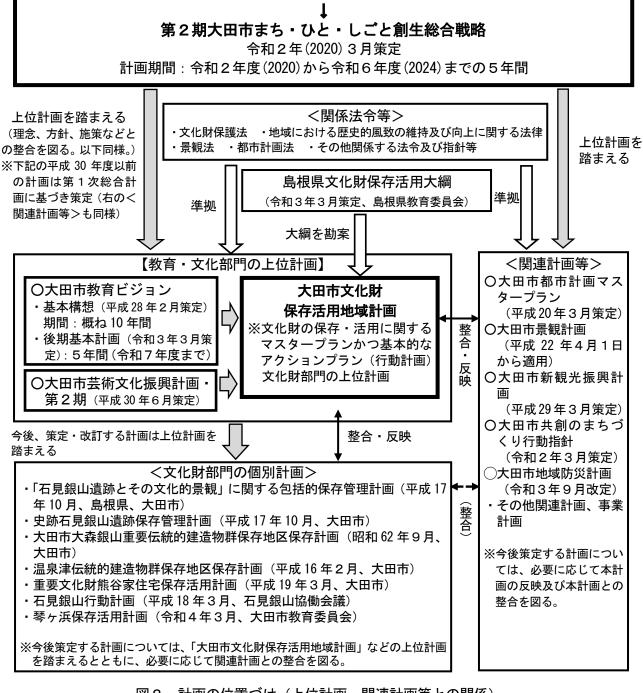
## 1 計画の位置づけ

本計画は、文化財保護法第 183 条の 3 第 1 項の規定に基づき作成するものであり、内容に関しては、文化財保護法をはじめとした関係法令等に準拠し、文化財の保存・活用の措置などを明らかにしている。

また、大田市の最上位計画である「第2次大田市総合計画」と「第2期大田市まち・ひと・ しごと創生総合戦略」及び教育部門の上位計画となる「大田市教育ビジョン」を踏まえるとと もに、「島根県文化財保存活用大綱」を勘案して作成した。

なお、作成にあたっては、文化財部門の各種個別計画とともに、「大田市都市計画マスタープラン」「大田市景観計画」などの関連計画と整合を図った。

このようにして作成した本計画は、大田市の文化財の保存・活用に関するマスタープランかつ基本的なアクションプラン(行動計画)となる。



【上位計画 (大田市の最上位計画)】 第2次大田市総合計画 (基本構想、基本計画) 平成31年(2019)3月策定 目標年度:令和8年度(2026)

※2019年5月以降は令和に読み替える。なお、年度は令和2年度から読み替える。

計画期間:平成31年度(2019)~令和8年度(2026)

図2 計画の位置づけ(上位計画、関連計画等との関係)

## 2 上位計画・関連計画等の概要

#### (1) 上位計画

### ア 第2次大田市総合計画(基本構想、基本計画)

大田市における今後の進むべき方向と具体的な行政施策を明らかにする計画で、基本構想と 基本計画からなり、平成31年(2019)3月に策定した。

目標年度:令和8年度(2026)

計画期間:平成31年度(2019)~令和8年度(2026)

※2019 年5月以降は令和に読み替える。なお、年度は令和2年度(2020)から読み替える。 基本構想は、目標年度である令和8年度(2026)における大田市の将来像とその実現を図るために必要な基本方策等を示し、基本計画、実施計画の基礎となるものである。

基本理念は「かかわる」「踏み出す」「はぐくむ」の3つの柱であり、それらのもとに市民・ 事業者・行政、大田市に関わる全ての人が、共に行動し、持続可能なまちづくりに取り組むこ ととしている。大田市の将来像として「子どもたちの笑顔があふれ、みんなが夢を抱けるまち "おおだ"」を掲げ、その実現に向けた基本姿勢として「共創」を設定している。

基本計画は、基本構想を具現化するために必要な各施策の考え方を体系的に示したもので、 前期(令和4年度目標)4か年間の各分野における現況と課題、施策の展開方法について定め、 実施計画の基本方針となるものである。

文化財部門に関しては、施策等を次のように示している。施策の部門は「産業」「豊かな心」「暮らし」「都市基盤」「自然・生活環境」「持続可能なまち」をキーワードに設定している。文化財に関しては、これらのうち「豊かな心づくり~ふるさとを愛する「豊かな心」をつくる~」の中に、「自然、歴史、伝統文化の継承と魅力向上」として記載し、次のような主な施策を示している。

#### 1) 自然、歴史、伝統文化の活用

- ①火山活動によって、石見銀山の鉱床や三瓶小豆原埋没林、波根西や仁万の珪化木が形成されるなど、市内の自然、歴史、伝統文化の遺産は広くつながりがある。地域に存在するこれらの遺産について、幅広く捉えて包括的に把握し、石見銀山街道など周辺環境までを含めて総合的に保存と活用を図る「大田市歴史文化基本構想」を策定する。
- ②観光・防災などを含めた「文化財保存活用地域計画」を策定し、個々の歴史的な資産のつながりを活かしたまちづくりを進める。
- ③各地域で行われている文化財保存団体の活動を、引き続き支援する。

## 2) わが里を愛する意識の向上と人材育成

- ①三瓶山や琴ヶ浜、五十猛のグロなど、各地域に残る有形・無形の文化財の価値を啓発する 活動を進め、あわせて地域づくりを担う人材を育成する。
- ②ふるさと学習や市外の学校も含めた世界遺産学習、石見銀山学習の充実を図る。
- ③市民参画による「大人向けの教科書"石見銀山学概説書"」の刊行を柱とした、地域学"石見銀山学"の形成を推進する。

#### 3) "住み続ける遺産"の維持・保全

- ①石見銀山エリアをはじめ市内に残る歴史的建造物の保存修理の着実な実施、防災対策を進める。
- ②世界遺産を守り継承するため、石見銀山行動計画に基づき、地域との協働を推進する。

#### 4) 遺産の魅力向上

- ①「大田市史」の編さんを視野に入れ、市内の自然、歴史、伝統文化の遺産について、基礎的な情報を整理・把握する調査を継続的に実施し、保護と整備、出土品などの管理と公開を図る。
- ②調査で得られた成果や情報を、メディアやインターネットなどの情報媒体のみならず、様々な取組を通じて市内外にわかりやすく伝え、本市の文化的な魅力の向上を図る。

## イ 第2期大田市まち・ひと・しごと創生総合戦略

まち・ひと・しごと創生総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法第 10 条に基づく市町村ごとの総合戦略であり、大田市においては第 1 期(平成 27 年度(2015)~令和元年度(2019))に引き続き、「第 2 期大田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定している。計画期間は、令和 2 年度(2020)から令和 6 年度(2024)までの 5 年間である。

この計画では、目標人口を設定しており、「大田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンに基づき、令和42年(2060)における目標人口を23,000人とする。」としている。

また、4つの基本目標を設定し、それぞれ目指す方向性、推進施策、目標とする評価指標を 設定している。これらのうち文化財に関しては、「基本目標2 ふるさとを愛する豊かな心をつ くる」に記しており、関係する部分(抜粋)は次のようになる。

#### <自然、歴史、伝統文化の継承と魅力向上>

- (1) 自然、歴史、伝統文化の活用
  - ・文化財保存活用地域計画の策定を進め、文化財の保存・活用に努める。
- (2) わが里を愛する意識の向上と人材育成
  - ・各地域に残る文化財の価値を啓発する活動を進め、地域づくりを担う人材を育成する。

#### ウ 大田市教育ビジョン

大田市教育ビジョンは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定された、教育に関する総合的な施策である「大綱」にあたるものであり、基本構想を平成28年(2016)2月に、現行の基本計画(後期基本計画)は令和3年(2021)3月に策定している。計画期間は、基本構想が平成27年度(2015)から概ね10年間、後期基本計画は令和3年度(2021)から令和7年度(2025)までの5年間である。

基本構想では、基本理念を「わが里を誇り、大田と世界の未来を拓く」とし、次の3つの基本方針を設定し、重点目標などを示している。

- ○基本方針1:生き抜く力を育てる~三瓶山のように根を据え、高く~
- ○基本方針2:「あるもの」を活かす~石見銀山や琴ヶ浜、里、山、海そして、ひと~
- ○基本方針3:地域を支え、創る~共に引き継ぐ芋代官の気概~

このうち『基本方針2:「あるもの」を活かす』については、重点目標として「自然、歴史、 伝統・文化」(レガシー)の継承、ESD(持続可能な社会の担い手を育む教育)、教育の魅力 化を掲げている。

基本計画では、重点目標ごとに施策を設定しており、文化財については、『基本方針2:「あるもの」を活かす』の重点目標1「自然、歴史、伝統・文化」(レガシー)の継承及び重点目標2「ESD(持続可能な社会の担い手を育む教育)」に位置づけている次の施策が関係する。

#### <「自然、歴史、伝統・文化」(レガシー)の継承>

・自然・文化財の保存と継承

- ・世界遺産石見銀山遺跡の保存と活用
- ・石見銀山学の形成と大田市史の編纂
- ・地域の伝統・文化等の継承と人材の育成
- ・地域資源を活用したふるさと教育の推進

## <ESD(持続可能な社会の担い手を育む教育)>

- ・ESD・SDG s による学校教育の充実
- ・ESD・SDG s による社会教育の充実

## エ 大田市芸術文化振興計画・第2期

大田市芸術文化振興計画は、国が示した「文化芸術の振興に関する基本的な方針」を尊重し、 大田市総合計画の実現に向けた芸術文化の振興に関する部門計画として、平成 30 年(2018) 6 月に第2期計画を策定している。計画期間は、平成 30 年度(2018) から令和9年度(2027) までの 10年間である。

この計画では、第1期計画で課題として残された芸術文化活動の充実や伝統文化・文化財の継承、芸術文化活動をより豊かにするためのネットワークづくりなどの取組を引き継ぐもので、文化財に関しては、基本方針2「歴史を継承し現在の生活を見つめ捉え直すことにより新たな文化の創造へつなげます。」の中に、次の施策を示している。

- ○文化・文化財や季節ごとの伝統行事の保存と継承
  - ・文化財活用・周知と助成の継続
  - 市内所在遺跡等の維持管理と普及啓発の実施
  - ・伝統芸能・工芸の振興と普及啓発

## (2) 関連計画等

## ア 大田市都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランは、長期的視点にたった都市の将来像を明確にし、その実現にむけての大きな道筋を明らかにするものであり、大田市においては平成 20 年(2008) 3月に策定している。計画期間は、平成 20 年度(2008)から概ね 20 年間としている。

この計画においては、都市づくりの目標に「連携と交流によるだれもが住みよい都市づくり」 を掲げ、将来の都市構造と拠点・連携・ゾーンの方針を設定し、7つのブロック(中央、東部、 西部、三瓶、高山、仁摩、温泉津)ごとに地域別構想などを示している。

7つの地域別構想ではそれぞれに地域別テーマを設定し、どの地域においても「自然、歴史、 文化、地域資源、伝統」といった、文化財に関わるキーワードのいずれかを用いている(中央 ブロック:自然・歴史と調和した賑わいと安心の地域づくり、高山ブロック:豊富な地域資源 を活用した住みよい地域づくりなど)。

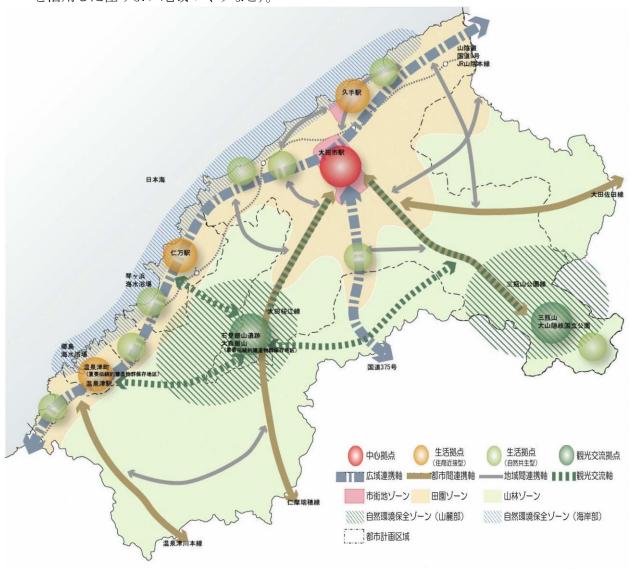


図3 将来都市構造

## イ 大田市景観計画

大田市景観計画は、「石見銀山遺跡とその文化的景観」を筆頭に、身近な景観の魅力を再認識し、豊かな景観資源としての自然、歴史、文化を財産として守り更に次の世代へ継承していくために策定し、平成22年(2010)4月1日から適用している。

この計画では、大田市全域を景観法に基づく景観計画区域と指定し、良好な景観の形成に関する方針、行為の制限に関する事項などを定めている。

計画の中では、大田市の景観特性を自然的景観資源、都市的景観資源、歴史・文化的景観資源、観光景観資源の視点から捉え、主要な資源を取り上げており、いずれの景観資源にも文化財に関するものが含まれている。

また、良好な景観の形成に関する方針における目標として、「歴史・文化・自然・産業による 大田市独自のブランドを後世まで引き継ぐ」を掲げ、基本的考え方の4つの柱(象徴、誇り、 愛着、推進体制)のうち、象徴(symbol)は「世界に誇る石見銀山の保全・活用」としている。

行為の制限に関する事項においては、石見銀山保全地域(石見銀山景観保全条例の対象区域)、 自然環境保全地域(自然環境保全条例の対象区域・自然公園地域)、普通地域(石見銀山景観保 全地域及び自然環境保全地域を除く全域)に分けて、届出対象行為、景観形成基準などを示している。

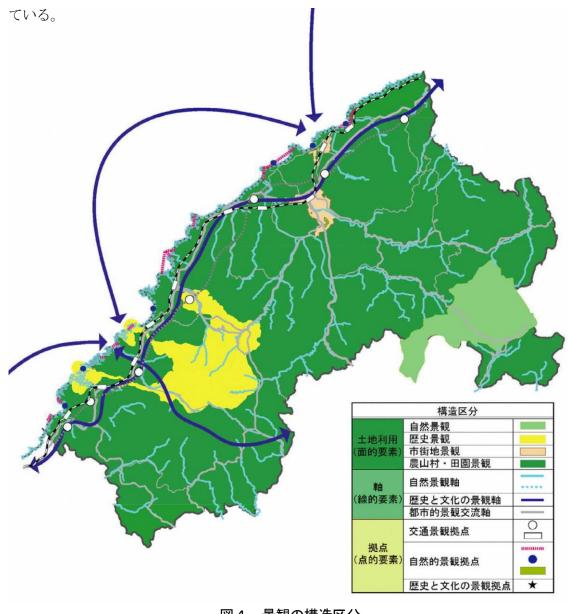


図4 景観の構造区分

## ウ 大田市新観光振興計画

大田市新観光振興計画は、大田市の新たな観光振興の指針として、観光に対する共通の理念から市民の意識醸成を図るとともに、地域活力の維持、地域経済の発展を目的として、戦略的に観光地域づくりを進めていくため、平成29年(2017)3月に策定している。

この計画では、大田市の特性、観光の現状と課題、これからの観光戦略、計画推進のための施策、計画の進行管理などを示している。

観光戦略の基本理念としては、大田市が「誰もが観光したくなる地域」「誰もが住みたくなる地域」となるよう、世界遺産、国立公園というブランド力を最大限に活かした『世界に誇れる観光地域ブランドの形成』を掲げている。

また、文化財に関係する施策(基本施策)については、基本方針「観光地域としての魅力向上と観光資源の磨き上げ」のもとに、エリアのブランドイメージづくり、滞在型の新たな観光商品づくり、教育旅行の誘致、まつりやイベントの活用と魅力発信などを設定している。

- ○基本方針「観光地域としての魅力向上と観光資源の磨き上げ」
  - ・石見銀山と三瓶山などの世界に誇れる地域資源や温泉津温泉、三瓶温泉をはじめとする 温泉資源、日本海の海岸美や中国山地の自然景観など、歴史や文化、自然等からなる多 彩な観光資源について、奥深い魅力や隠れた価値を掘り起こし、ヘルスツーリズムなど の健康プログラムや楽しみ方を創出するなど、付加価値を高め長く過ごしたくなる魅力 づくりを行い、リピーターの確保に努める。

## エ 大田市共創のまちづくり行動指針

「第2次大田市総合計画」において、まちづくりの基本姿勢として「共創」を掲げている。 これを受け、大田市で「共創のまちづくり」を進めていくにあたり、「共創」の基本的な方向 性や進め方を示した行動指針を、令和2年(2020)3月に策定している。

内容は4つの章より構成している。

- ○第1章 大田市の共創のまちづくり(共創の意味や必要性、位置づけなど)
- ○第2章 共創の視点から見る大田市(現状と課題、めざす共創のイメージなど)
- ○第3章 共創するために(共創の効果、情報の共有と見える化、大切なポイントなど)
- ○第4章 共創の輪の広がり(市役所・職員の役割、市民の役割、推進体制、取り組みやすい環境づくり、仲間づくりなど)

#### 才 大田市地域防災計画

大田市地域防災計画は、災害対策基本法の規定に基づき大田市防災会議が作成する計画である。市民の生命、身体及び財産を守るため、大田市における災害防止や被害軽減、災害復旧のための諸施策に関する基本的事項を総合的に定めており、毎年度改定が行われている。

直近では令和3年(2021) 9月に改定が行われ、①風水害、地震災害、津波災害ごとの災害予防計画、災害応急対策計画、②事故災害等の対策計画、③災害復旧・復興計画についてまとめられている。

文化財に関しては①の中で言及があり、指定等文化財の災害予防対策、応急措置、安全確保等について記されている。

## (3) 島根県文化財保存活用大綱

島根県では、令和3年(2021)3月に文化財保護法に規定される「島根県文化財保存活用大綱」 を策定した。

大綱では、過疎化や少子高齢化の進行、人々の価値観の多様化などの急激な社会状況の変化に伴う文化財の担い手や後継者の不足、自然災害などによる損壊・消滅などの課題を克服するため、「文化財の調査研究、保存・継承、活用を通じて、郷土への愛着を深めるとともに、人々の交流を進める」という基本理念と、これを達成していくための3つの基本方針を定め、具体的な取組をまとめている。

さらに、文化財を未来へつなぎ、地域に活かしていくために、市町村や所有者への必要な支援、地域社会総がかりで文化財を災害や犯罪被害から守り、未来へつないでいくための取組が示されている。

本計画は、「島根県文化財保存活用大綱」との整合を図ったうえで作成した。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和4年度(2022)から令和13年度(2031)の10年間とする。

計画期間は長期にわたるため、10年間を3期に分け、それぞれ前期・中期・後期として事業を実施する。それぞれの期間において、本計画に位置づけた施策・事業や体制整備などの点検・検証を行うとともに、PDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)の考え方を取り入れ、その結果を次期の施策・事業等の実施に役立てる。

また、「第2次大田市総合計画」の計画期間が令和8年度(2026)までであることから、上位計画との整合性を図るために中間評価を行い、計画の進捗状況を確認し、上位計画である「第3次大田市総合計画(仮称)」との整合性を検証する。

検証の結果、計画期間の変更、市域内に存する文化財の保存に影響を与えるおそれのある変更及び本計画の実施に支障が生じるおそれのある変更を行う場合は、文化庁長官による変更の認定を受けるものとする。また、それ以外の軽微な変更を行った場合は、当該変更の内容について、島根県を経由して文化庁に報告を行う。

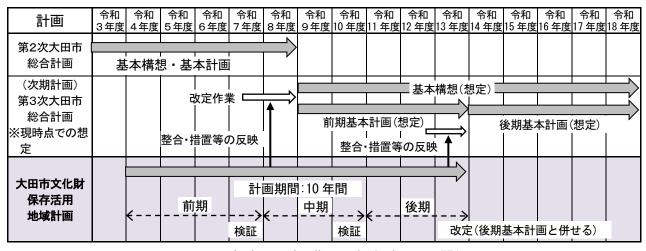


図5 本計画の計画期間(総合計画との関係)

## 第3節 計画の構成と作成手順

本計画は、前述の記載事項を踏まえ、次のような基本的な構成と手順で作成した。

作成の過程では、大田市文化財保存活用地域計画策定委員会を設置し、そこでの意見の反映に努めるとともに、大田市文化財保護審議会の意見を聴取した。また、市民による文化財の把握、保存・活用に関する意見の聴取などを行った。

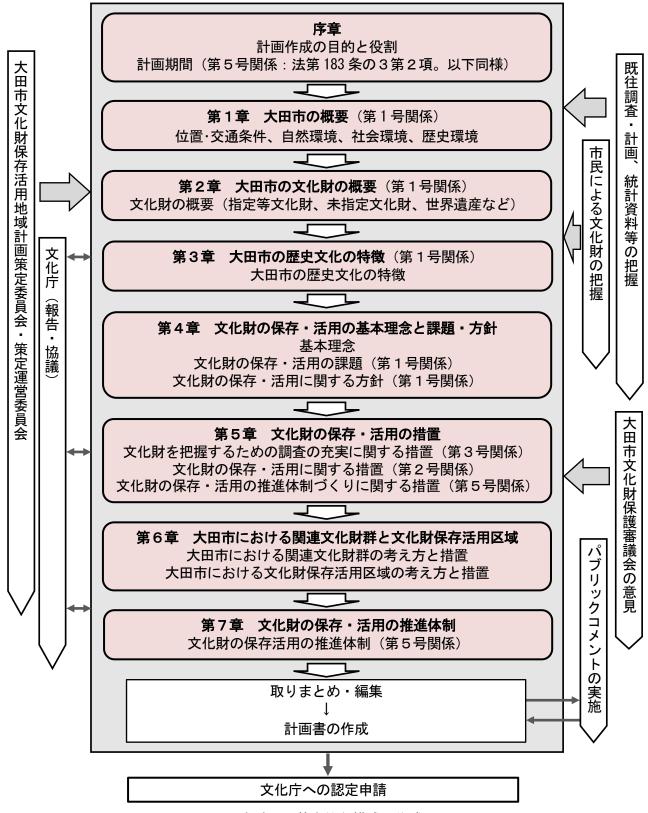


図6 本計画の基本的な構成と作成手順

## 第1章 大田市の概要

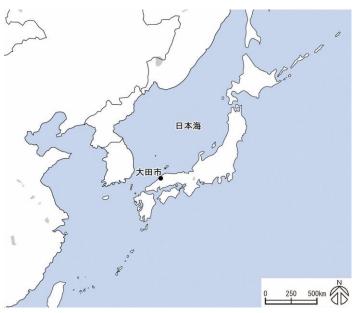
## 第1節 位置及び交通条件

大田市は島根県のほぼ中央部に位置し、東は出雲市、西は江津市、南は飯南町・美郷町・ かわりとまち 川本町に接し、北は日本海に面している。

総面積は 435.34 km<sup>2</sup>で、臨海部の平野等から山間部までの行政区域を有している。

周辺の主要都市からの距離は、松江市からは約70km、浜田市からは約65km、広島市からは約130kmとなり、松江・出雲市圏と浜田・益田市圏の中間にあたる。

飛行機によるアクセス時間は、首都 優の羽田空港から最寄りの出雲空港 まで約1時間30分、関西圏の伊丹空 港から出雲空港まで1時間である。出 雲市からのアクセス時間は、鉄道では約40分、自家用車では約50分で、広島市内からの自家用車でのアクセス時間は約2時間20分である。今後、山陰道の整備により自家用車によるアクセス時間は短縮される見込みであるが、山陽方面などと直結する南北方向の高速道路網には組み込まれていない。



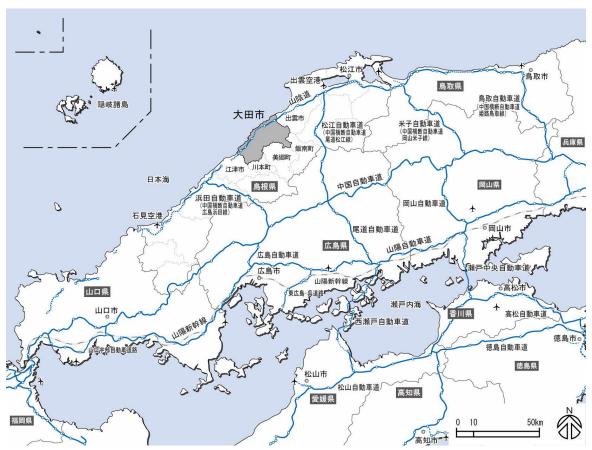


図 1-1 大田市の位置と広域的な道路・交通

#### <大田市の交通網>

大田市を取り巻く道路網は、出雲市と江津市を結ぶ国道9号と美郷町を結ぶ国道375号がT字型に本区域の骨格をなしており、主要地方道6路線、一般県道20路線が市内の各地域に放射線状にある。

自動車専用道路は、山陰道「大田・静間道路」「静間・仁摩道路」「福光・浅利道路」の整備が進みつつある。ただし、前述のとおり、山陽方面の主要都市をつなぎ、中国自動車道と連結する中国横断自動車道広島浜田線(浜田自動車道)、同尾道松江線(松江自動車道)とは離れており、これら高速道路網を利用する場合、出雲市や浜田市を経て迂回する形となる。

鉄道については、沿岸部を東西方向にJR山陰本線が通っており、東から波根、入手、大田市、静間、五十猛、仁方、馬路、湯里、温泉津、石見福光の10の駅が立地している。

市内の公共交通としては、JR山陰本線に加え、路線バス(市内外の路線を含む)、タクシー、スクールバス、福祉移送サービス等がある。このうち路線バスは17路線で運行されており、内訳は石見交通株式会社13路線、大田市生活バス3路線、

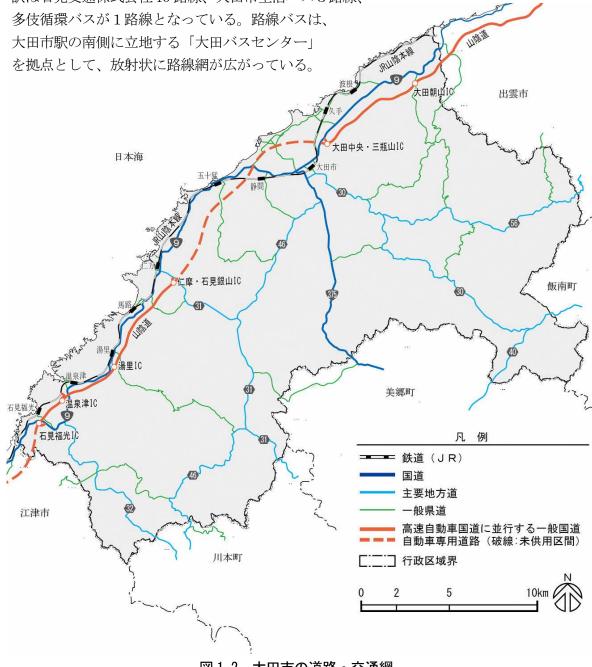


図 1-2 大田市の道路・交通網

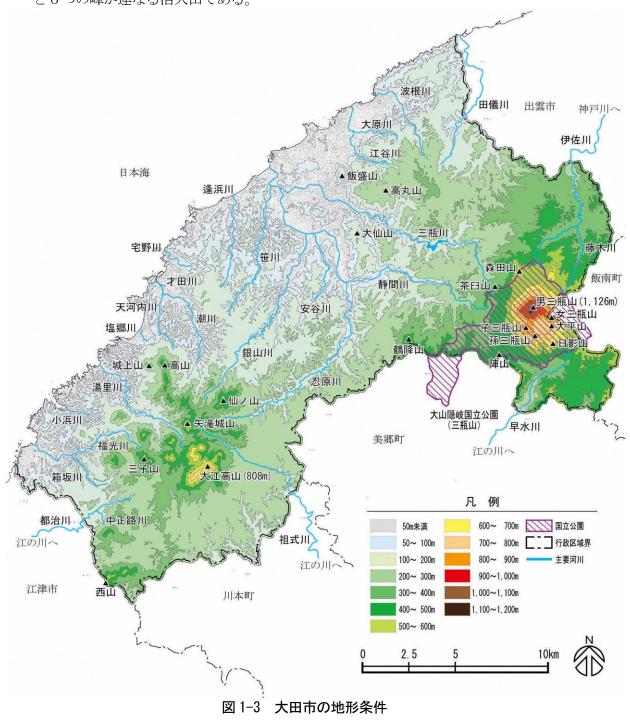
## 第2節 自然環境

## 1 地形

大田市の海岸線は、北東から南西に伸び、延長は46kmにおよぶ。海岸線は岩場と砂場が交互に存在し、風光明媚な自然景観を形づくっている。また、多数の小河川が日本海に注ぎ、それぞれに小規模な平野・平地部などを形成し、そこに市街地や多くの集落などが立地する。

沿岸部を除くと平地部は限られ、市域の南東部には標高 1,126mの三瓶山、南西部には 808 mの大江高山があり、これらを主峰とする連山に囲まれた山間傾斜地が多く、複雑な地形を形づくっている。また、多くの河川は、三瓶山、大江高山を中心とした山地部を源としている。

特に三瓶山は大山隠岐国立公園の一角を占め、男三瓶を主峰に、安三瓶、子三瓶、孫三瓶など6つの峰が連なる活火山である。



## 2 地質・鉱物

## (1) 地質

大田市は新第三紀中新世の火山岩類、火砕岩類及び堆積岩類が広く分布し、グリーンタフ(緑色凝灰岩)地域に相当する。グリーンタフ地域は日本海形成期の海底火山噴出物が分布する範囲を指し、大田市はその南西端域にあたる。中新世の下位には古第三紀の花崗岩類があり、一部に流紋岩~デイサイトが分布し、これらは中国地方山陰帯に広く分布する酸性火成岩類の一部にあたる。

市域の西部には鮮新世〜更新世の堆積岩類が断続的に分布する。この地層は都野津層群と呼ばれ、石見焼や石州瓦などに用いる陶土の産出層である。

また、南東部に三瓶火山、南西部に大江高山火山の第四紀火山がある。三瓶火山は完新世(縄文時代)まで活動し、活火山に指定されている。三瓶火山の溶岩ドームで構成される三瓶山は大田市の象徴的な山である。大江高山火山は大江高山を筆頭に多数の溶岩ドームからなり、その一角にある火山砕屑 丘 の仙ノ山は石見銀山の銀鉱床を胚胎する。

完新世の堆積物で構成される地形は、三瓶山を源流とする静間川・三瓶川(静間川水系)の中・下流域にやや広い沖積平野が発達するほかは、潮川下流の仁万平野など小規模なものに限られる。

その他、中生代の地層は市域西端部の江津市境にごく一部分布するのみで、古生代の地層は 分布していない。

## (2)鉱物

大田市では、前述の大江高山火山や日本海形成期の火山活動に関係して、銀のほかにも、石膏、珪砂、黒鉱、ゼオライト(粘土鉱物の一種で、触媒や吸着材料等として利用)などの鉱物資源と、福光石に代表される石材資源が生成された。

かつて、銀・銅は石見銀山で、石膏は鬼村鉱山や松代鉱山で産出していた。

一方、現在でも珪砂、福光石、黒鉱、ゼオライトなどの鉱物が産出し、地場産業となっている。

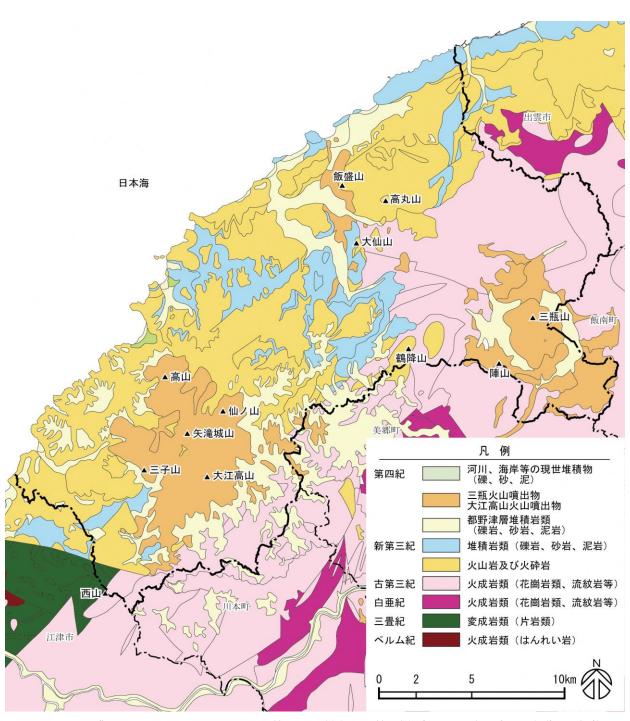
特に、温泉津町井田地区(三子山一帯)には珪砂鉱床が分布しており、ガラスの原料である 珪砂の日本屈指の産地である。

同じく温泉津町福光地区で産 出される福光石(凝灰岩)は、古 くから墓石や階段、敷石などに用 いられ、現在でも建築やその外構 の材料、公園の舗装など広く使用 されている。

また、都野津層群から産出する 豊富な粘土を用いた窯業も伝統 産業・地場産業となっている。



三子山一帯における珪砂採掘場



出典:20万分の1日本シームレス地質図V2 (産総研地質調査総合センター)を加工・編集して掲載。

図 1-4 大田市の地質

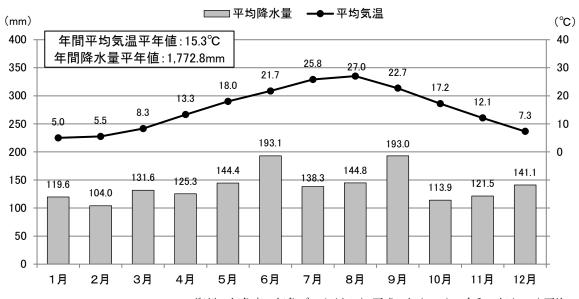
## 3 気象

大田市の気象は日本海側気候に属し、冬は日本海の上を吹き渡ってくる厳しい北西季節風の ために曇天や降雪・降雨が多く、夏は南東季節風のために晴天が多い。

沿岸部は対馬海流が沖合を流れることから比較的温暖であるが、内陸部においては冬期の寒さが厳しく、降雪量も多い。三瓶山では、昭和36年(1961)から平成21年(2009)までスキー場が開設されていた。

気象庁の気象データ (大田) に基づく平成 3年 (1991) から令和 2年 (2020) までの 30 年間の平均をみると、年間平均気温の平年値は 15.3 $^{\circ}$ 、年間降水量の平年値は約 1,772.8 mmとなっている。

近年は、局地的な豪雨や長雨によって災害が発生し、家屋被害、農地・農業用施設被害、法 面崩落などが生じており、文化財への影響も危惧される。



資料: 気象庁・気象データ(大田) 平成3年(1991)~令和2年(2020)平均

#### 図 1-5 大田市の気象

#### <大田市における豪雨等>

大田市を流れるのは中小河川であり、隣接市町を流れる江の川や斐伊川などのような大洪水は発生していないが、この半世紀でみると、昭和 47 年(1972)、昭和 58 年(1983)、昭和 63 年(1988)、平成 3 年(1991)、平成 9 年(1997)、平成 11 年(1999)、平成 18 年(2006)、令和 3 年(2021)に梅雨前線や台風による豪雨が発生している。

また、市内各所に土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定地がある。

## <大田市における地震>

大田市では、気象庁・震度データベースに記録のある平成9年(1997)6月以降で、震度3以上の地震を28回観測しており、そのうち平成12年(2000)10月の鳥取県西部地震で震度5弱、平成30年(2018)4月の島根県西部地震で震度5強となっている。特に平成30年(2018)4月の島根県西部地震は、大田市東部を震央としたマグニチュード6.1の地震で、同日に震度3以上を8回観測し、人的被害(重軽傷)や多数の家屋被害などが発生した。家屋被害の中には、社寺や文化財を所有する旧家なども含まれている。

表 1-1 大田市における主な地震(最大震度 3以上)

	地震の発生日	震央地名	震源の深さ	マグニチュード	最大震度	大田市の最大震度
1	平成9年6月25日	山口県中部	8 km	6. 6	震度5強	震度3
2	平成 12 年 10 月 6 日	鳥取県西部	9 km	7. 3	震度6強	震度5弱
3	平成 12 年 10 月 8 日	島根県東部	7 km	5. 6	震度4	震度3
4	平成 12 年 10 月 8 日	島根県東部	8 km	5. 2	震度5弱	震度3
5	平成 13 年 3 月 24 日	安芸灘	46 km	6. 7	震度6弱	震度4
6	平成 14 年 9 月 16 日	鳥取県中部	10 km	5. 5	震度4	震度3
7	平成 14 年 11 月 4 日	日向灘	35 km	5. 9	震度5弱	震度3
8	平成16年9月5日	三重県南東沖	44 km	7. 4	震度5弱	震度3
9	平成 17 年 3 月 20 日	福岡県北西沖	9 km	7	震度6弱	震度4
10	平成 18 年 6 月 12 日	大分県西部	145 km	6. 2	震度5弱	震度3
11	平成 19 年 5 月 13 日	島根県東部	9 km	4. 6	震度4	震度3
12	平成23年6月4日	島根県東部	11 km	5. 2	震度4	震度3
13	平成 23 年 11 月 21 日	広島県北部	12 km	5. 4	震度5弱	震度3
14	平成 23 年 11 月 25 日	広島県北部	12 km	4. 7	震度4	震度3
15	平成 25 年 4 月 13 日	淡路島付近	15 km	6. 3	震度6弱	震度3
16	平成 26 年 3 月 14 日	伊予灘	78 km	6. 2	震度5強	震度4
17	平成 27 年 7 月 13 日	大分県南部	58 km	5. 7	震度5強	震度3
18	平成 28 年 4 月 16 日	熊本県熊本地方	12 km	7. 3	震度 7	震度4
19	平成 28 年 10 月 21 日	鳥取県中部	11 km	6. 6	震度6弱	震度4
20	平成30年4月9日	島根県西部	12 km	6. 1	震度5強	震度 5 強
21	平成30年4月9日	島根県西部	10 km	4. 5	震度4	震度4
22	平成30年4月9日	島根県西部	10 km	4.8	震度4	震度4
23	平成30年4月9日	島根県西部	10 km	4. 2	震度3	震度3
24	平成30年4月9日	島根県西部	10 km	4. 9	震度4	震度4
25	平成30年4月9日	島根県西部	9 km	4	震度3	震度3
26	平成30年4月9日	島根県西部	9 km	4. 6	震度4	震度4
27	平成30年4月9日	島根県西部	12 km	3.8	震度3	震度3
28	平成30年4月23日	島根県西部	11 km	4. 1	震度3	震度3

資料: 気象庁・震度データベース検索 (大田市) 平成9年(1997)6月25日~令和3年(2021)4月28日時点

## 4 植生

## (1) 植生区分

大田市の植生区分は、市街地や農地を除くと大半がヤブツバキクラス域代償植生となっている。

こうした中で、三瓶山一帯ではブナクラス域自然植生とブナクラス域代償植生及びヤブツバキクラス域自然植生が、大江高山一帯ではブナクラス域代償植生が、沿岸部ではヤブツバキクラス域自然植生がみられる。

#### 植生についての説明

※出典:環境省自然環境局生物多様性センターHPより

#### ○植生区分とクラス域

日本の植生は、自然植生の構成種の名をとって、高山帯域(高山草原とハイマツ帯)、コケモモートウヒクラス域(亜高山針葉樹林域)、ブナクラス域(落葉広葉樹林域)、ヤブツバキクラス域(常緑広葉樹林域)の各クラス域に大別されている。

この「クラス域」とは、広域に分布し景観を特徴づけている自然植生によって植物社会学的に定義されたもので、主要なクラスの生育域のことを指している。

## 〇ブナクラス域

日本の落葉広葉樹林域は群落体系上の最上級単位であるブナクラスの名をとり、ブナクラス域と呼ばれている。ブナクラス域は東北北部から北海道では低地からみられる。南にいくほど高度は上がり、中部日本で標高 1,500~1,600mから 600~700mの間に発達し、九州の霧島で 700mから 1,000mとなる。

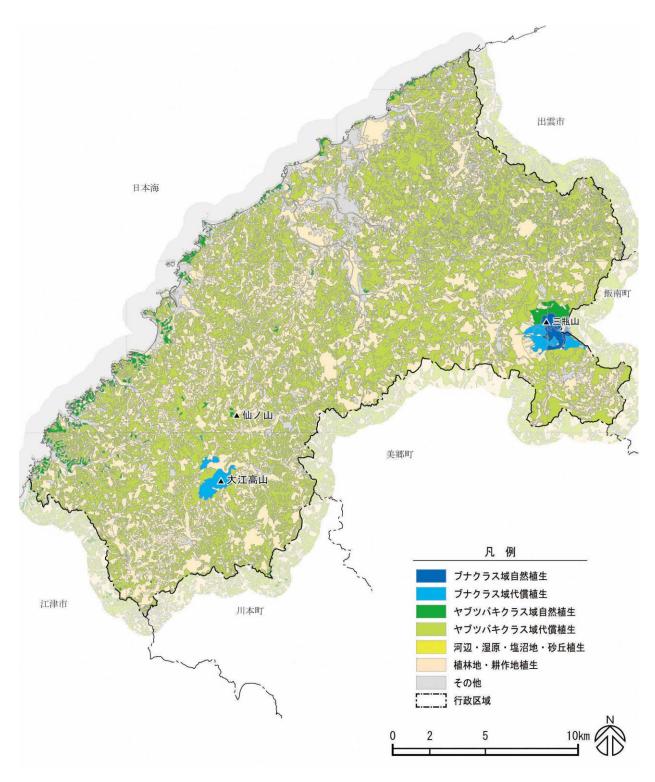
#### 〇ヤブツバキクラス域

日本の常緑広葉樹林域は体系上の最上級単位であるヤブツバキクラスの名をとって、ヤブツバキクラス域と呼ばれている。ヤブツバキクラス域は関東以西の標高 700~800m以下で発達し、北にいくほど高度を下げ、東北地方北部では海岸寄りに北上している。逆に南にいくほど高度は上がり、九州の霧島では 1,000mが上限となる。ヤブツバキクラス域は本州、四国、九州までの地域と、常緑植物の豊富な奄美大島以南の琉球及び小笠原の亜熱帯域に大きく2分される。

## 〇自然植生と代償植生

現存植生の多くは本来その土地に生育していた自然植生(原生林など)が人間活動の影響によって置き換えられた代償植生(二次林など)であり、現存植生図の作成にあたっては、植生区分はこれらクラス域の植生について自然植生と代償植生とに区分されている。

さらに、河辺・湿原・塩沼地・砂丘などの環境条件の厳しい特殊な立地に生育する植生のように、クラス域を越えて分布する植生(主として自然草原)については、地形や地質的要因で持続する自然植生であるため、特殊立地の自然植生として独立して区分させている。



出典:1/5 万現存植生図・GIS データ (環境省自然環境局生物多様性センター)

図 1-6 大田市の植生区分

# (2) 植生自然度

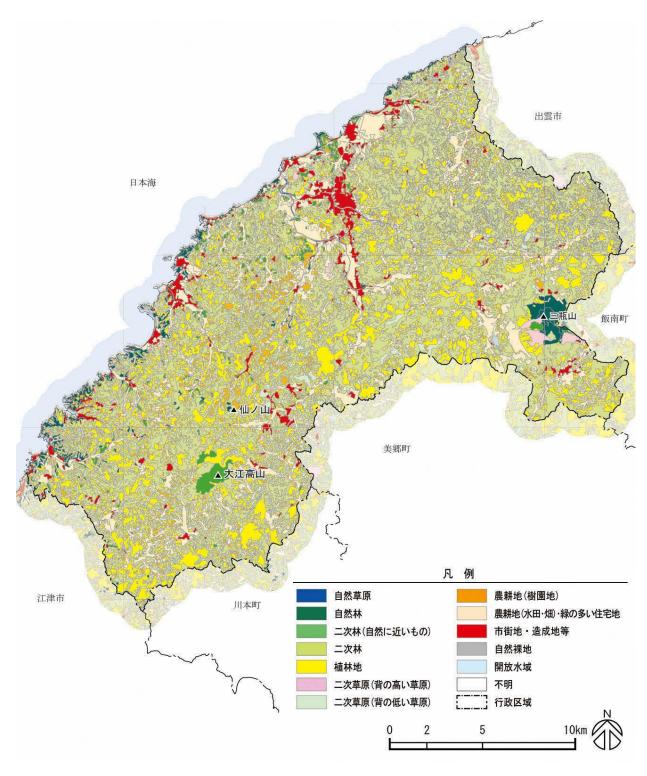
大田市の植生自然度は、市街地や農地を除くと大半が二次林や植林地となっている。

こうした中で、三瓶山一帯では自然林や二次草地(背の高い草原)及び二次林(自然に近い もの)が、大江高山一帯では二次林(自然に近いもの)がある程度まとまってみられ、沿岸部 では自然林が点在している。

これらのうち三瓶山一帯の二次草地は、裾野における放牧地であり、牧野景観を形づくっている。また、植林地は、三瓶山や大江高山の周辺、美郷町との境界付近に比較的まとまった面積の区域を含めて多くみられ、かつて林業振興が積極的に推し進められ、植林が行われた地域であると推定できる。

表 1-2 植生自然度の区分

	他工口((())
植生 自然度	区分基準
10	<b>自然草原</b> ・高山ハイデ、風衡草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	<b>自然林</b> ・エゾマツートドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
8	<ul><li>二次林(自然に近いもの)</li><li>・ブナーミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても特に自然植生に近い地区</li></ul>
7	<b>二次林</b> ・クリーミズナラ群集、クヌギーコナラ群落等、一般に二次林と呼ばれている代償植生地区
6	<b>植林地</b> ・常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
5	二次草原(背の高い草原) ・ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
4	二次草原(背の低い草原) ・シバ群落等の背丈の低い草原
3	<b>農耕地(樹園地)</b> ・果樹園、桑畑、茶畑、苗圃等の樹園地
2	農耕地(水田・畑)・緑の多い住宅地 ・畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地・造成地等 ・市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区



出典:1/5 万現存植生図・GIS データ (環境省自然環境局生物多様性センター)

図 1-7 大田市の植生自然度

# 第3節 社会環境

## 1 人口

大田市の人口は、令和2年(2020)で32,846人(国勢調査)となっている。

人口の推移をみると、昭和35年(1960)以降、途中昭和50年台に横ばい傾向がみられたもの の減少を続け、昭和35年からの60年間で3万人超の減少となっている。

年齢3区分別の人口構成の推移では、老年人口(65歳以上)の割合が顕著に増加する一方、 生産年齢人口(15~64歳)と年少人口(0~14歳)の割合が減少し、少子高齢化が進んでいる。

また、大田市の人口推計(次頁)からは、さらに人口減少が進むと予測されていることから、 コミュニティの維持と併せて、文化財の保存・活用においても、より厳しさが増すことが懸念 される。

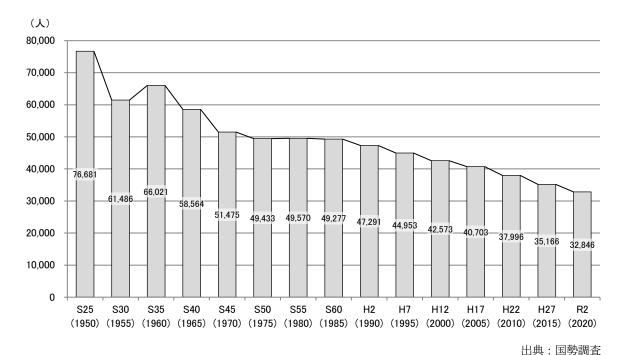


図 1-8 大田市の人口の推移

□15歳未満 ■ 15~64歳 ■ 65歳以上 100% 22.9 27.2 31.1 32.8 34.6 38.2 80% 40.6 60% 59.5 56.9 55.2 40% 54.9 53.8 50.5 48.3 20% 17.6 15.9 13.7 12.3 11.5 11.4 11.2 0% H2 H7 H12 H17 H22 H27 R2 (1990)(1995)(2000)(2005)(2010)(2015)(2020)

図 1-9 大田市の年齢構成の推移

出典:国勢調査

## <大田市の将来人口(人口推計と目標人口)>

※「第2期大田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」より

「国立社会保障・人口問題研究所」の推計によれば、本市の人口は、今後も人口減少を続け、 令和42年(2060)には約14,000人と見込まれている。



- ○若者、特に若い女性の流入・定住に視点を置いた取り組みにより人口減少の進行 を抑制する。
- ○自然動態(出生率)については、令和22年(2040)に2.29の出生率を目指す。



大田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンに基づき、令和 42 年 (2060) における目標人口 を 23,000 人とする。

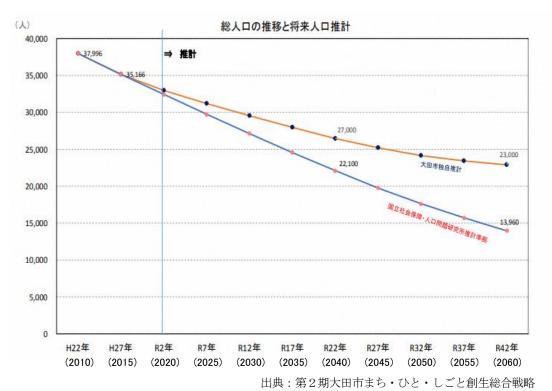


図 1-10 大田市の総人口の推移と将来人口推計

# 2 産業

大田市の産業を就業者数(国勢調査)からみると、令和2年(2020)において第3次産業が10,245人(全体の64.7%)、第2次産業が4,191人(同26.4%)、第1次産業が1,404人(同8.9%)となり、第3次産業、第2次産業が中心となっている。

就業者数の推移(平成27年(2015)~令和2年(2020))をみると、5年間で1,001人、率にして5.9%減少している。産業別にみると、いずれも減少しているが、減少率は第1次産業が16.3%となっている一方、第2次産業は1.9%、第3次産業は5.9%にとどまっている。

就業者数の減少は、産業の維持・活性化、人口の維持などにも影響し、特に第1次産業の就業者の減少やその絶対数からは、文化的景観(棚田、放牧地など)や風物詩、食文化などの維持・継承が難しくなっていくことが懸念される。

表 1-3 大田市の産業別就業者数

	産業分類		平成 27 年 (2015)				令和2年(2020)				
			就業者	構成比	合計	構成比	就業者	構成比	合計	構成比	
				(%)	(人)	(%)	数(人)	(%)	(人)	(%)	
第 1	Α	農業,林業	1, 319	7.8			1,089	6.9			
次		(うち農業)	1, 237	7.0	1, 678	10.0	1,020	0. 9	1, 404	8. 9	
産業	В	漁業	359	2. 1			315	2. 0			
第 2	С	鉱業,採石業,砂利採取業	39	0.2			32	0.2			
次	D	建設業	1, 663	9. 9	4, 276	25. 4	1, 572	9.9	4, 191	26. 4	
産業	Е	製造業	2, 574	15. 3			2, 587	16. 3			
	F	電気・ガス・熱供給・水道業	51	0.3			46	0.3	-		
	G	情報通信業	79	0.5			79	0.5			
	Н	運輸業,郵便業	506	3. 0			530	3.3			
	Ι	卸売業,小売業	2, 400	14.3			2, 147	13.6			
	J	金融業, 保険業	275	1.6			255	1.6			
第	Κ	不動産業,物品賃貸業	103	0.6			87	0.5			
3	L	学術研究,専門・技術サービス業	389	2.3				322	2.0		
次	M	宿泊業,飲食サービス業	741	4. 4	10, 887	64.6	645	4. 1	10, 245	64. 7	
産	Ν	生活関連サービス業,娯楽業	545	3. 2			502	3. 2			
業	Ο	教育,学習支援業	767	4. 6			742	4. 7			
	Р	医療,福祉	2, 835	16.8			2,880	18. 2			
	Q	複合サービス事業	402	2.4			336	2. 1			
	R	サービス業(他に分類されないもの)	825	4. 9			847	5. 3			
	S	公務(他に分類されるものを除く)	739	4. 4			738	4. 7			
	Т	分類不能の産業	230	1.4			89	0.6			
		合計	16, 841	100.0	16, 841	100.0	15, 840	100.0	15, 840	100.0	

資料:国勢調査

# 3 入込観光客数と主要観光資源

## (1) 入込観光客数

1月

2月

4月

3月

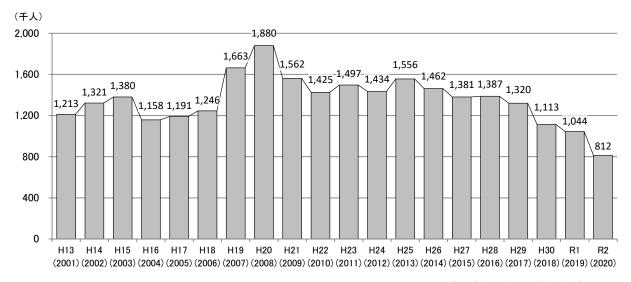
5月

大田市の入込観光客数は、令和元年(2019)は約104万人であるが、令和2年(2020)には新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から約81万人と大幅に減少している。

推移をみると、「石見銀山遺跡とその文化的景観」が世界遺産に登録された翌年の平成 20 年 (2008) に 188 万人となっているが、それをピークに減少傾向が続いている。

入込観光客数を月別でみると、令和元年(2019)は8月が最も多く、次いで5月となっているが、令和2年(2020)は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で8月まで減少し、その後は国の施策(GoToトラベル等)で増加に転じている。

また、入込観光客の多い観光地は三瓶山と石見銀山で、全体の8割を超える。



出典:島根県観光動態調査結果

(人) ■令和元年(2019) ■令和2年(2020) 200,000 183,819 180,000 160,000 139,384 131, 671 140.000 100, 127 125, 517 135, 715 120,000 106.588 94.802 100,000 86,875 102,972 80.000 94,376 56,713 60,000 65,976 40, 570 44,163 65, 319 57, 807 37,180 40,000 49, 585 37, 628 20,000 30, 116 18, 353 19, 722

図 1-11 大田市の入込観光客数の推移

図 1-12 大田市の月別入込観光客数

7月

8月

9月

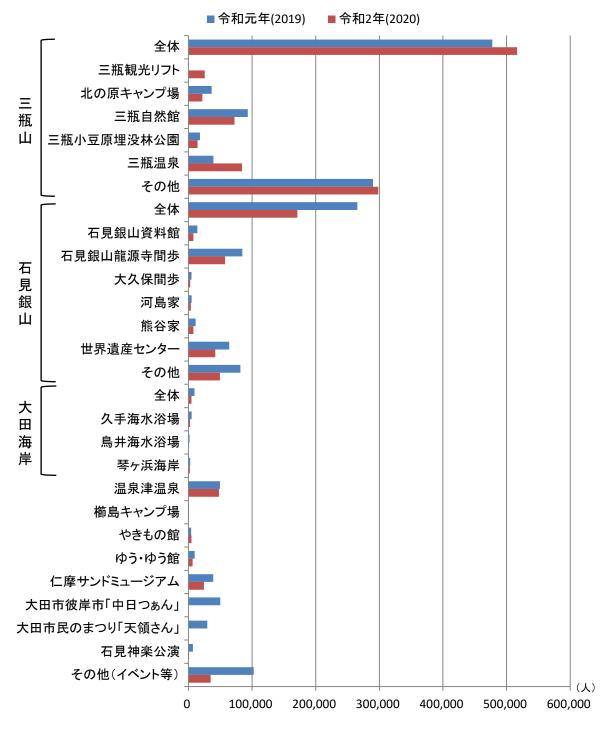
10月

11月

出典:島根県観光動態調査結果

12月

6月



出典:島根県観光動態調査結果

図 1-13 大田市の観光地点別入込観光客数

## (2) 観光資源

大田市の観光資源は大きく「大森(石見銀山)エリア」「三瓶エリア」「温泉津エリア」「仁摩エリア」「大田エリア」の地域に分布している。

「大森(石見銀山)エリア」は世界遺産のコアゾーンが広がり、町並みは重要伝統的建造物 群保存地区に選定されている。

「三瓶エリア」は国立公園三瓶山を中心とし、国の天然記念物に指定されている三瓶小豆原

埋没林や三瓶山自然林がある。また、中国地方屈指の自噴量を誇る三瓶温泉もあり、自然豊かなエリアである。

「温泉津エリア」は、石見銀山の外港として栄え、銀の積み出し港であった。沖泊、銀の輸送路である温泉津沖泊道が世界遺産のコアゾーンとなっている。町並みは重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。保存地区には2つの泉源があり、温泉宿が建ち並んでいるのが特徴である。

「仁摩エリア」は、沖泊港と同様に石見銀山の外港として繁栄した鞆ケ浦や、銀の輸送路である鞆ケ浦道が世界遺産のコアゾーンとなっている。また、歩くと音を奏でる琴ヶ浜や、世界一の砂時計を備えた仁摩サンドミュージアムもある。

「大田エリア」は日本海の美しい海岸線が続き、新鮮な魚介類を用いた郷土の味覚が楽しめる。また、市民参加型の祭りである天領さんや花火大会等のイベントが催される。

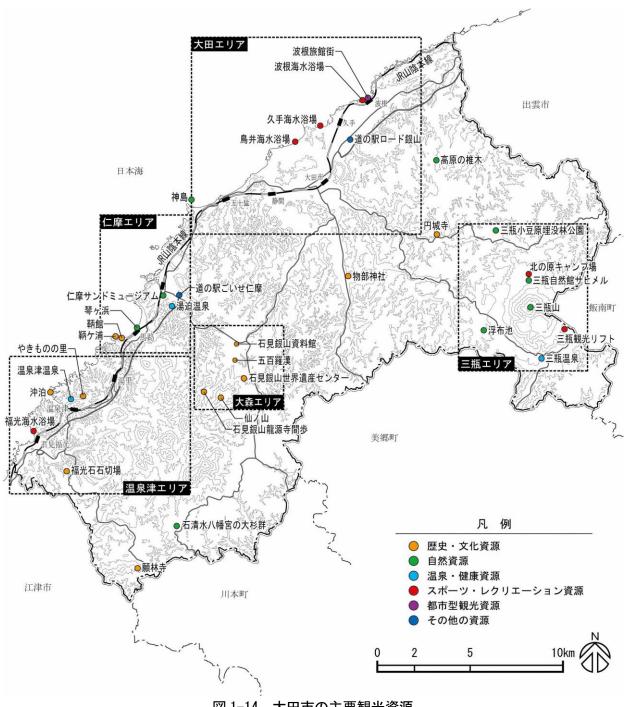


図 1-14 大田市の主要観光資源

# 4 文化財の保存・活用に関係する公共公益施設

大田市には文化財の保存・活用に関係する公共公益施設として、市役所本庁舎と2つの支所、図書館が3施設、27の基礎的なコミュニティ単位ごとに設置しているまちづくりセンターのほか、石見銀山世界遺産センターや国立三瓶青少年交流の家、島根県立三瓶自然館サヒメルなど社会教育や観光交流等に資する21の施設がある。

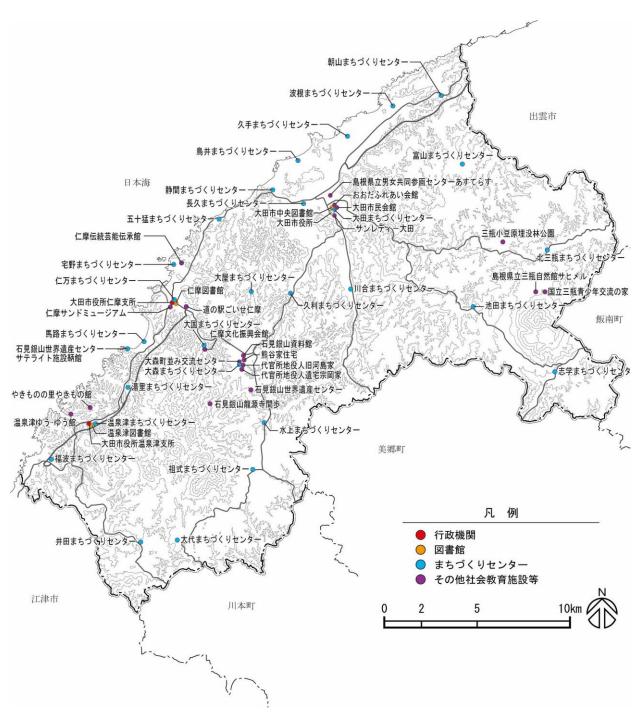


図 1-15 大田市における文化財の保存・活用に関係する公共公益施設の立地

表 1-4 大田市における文化財の保存・活用に関係する公共公益施設

区分	施設名称	所在地
行	大田市役所 本庁舎	島根県大田市大田町大田口 1111
行政機関	大田市役所 温泉津支所	島根県大田市温泉津町小浜イ 486
因	大田市役所 仁摩支所	島根県大田市仁摩町仁万 562-3
図書	大田市中央図書館	島根県大田市大田町大田イ 113-2
館	仁摩図書館	島根県大田市仁摩町仁万 565-1
	温泉津図書館	島根県大田市温泉津町小浜イ 486
また	大田まちづくりセンター	島根県大田市大田町大田イ 140-2
まちづくりセンタ	川合まちづくりセンター	島根県大田市川合町川合 1247-1
りゃ	久利まちづくりセンター	島根県大田市久利町久利 790-1
ンタ	大屋まちづくりセンター	島根県大田市大屋町大国 2903-1
Ì	朝山まちづくりセンター	島根県大田市朝山町朝倉 420-1
	富山まちづくりセンター	島根県大田市富山町山中 1740
	波根まちづくりセンター	島根県大田市波根町 1751-2
	久手まちづくりセンター	島根県大田市久手町波根西 1748
	鳥井まちづくりセンター	島根県大田市鳥井町鳥井 412-4
	長久まちづくりセンター	島根県大田市長久町長久イ 612-1
	静間まちづくりセンター	島根県大田市静間町 430-1
	五十猛まちづくりセンター	島根県大田市五十猛町 1481-2
	池田まちづくりセンター	島根県大田市三瓶町池田 1887-1
	志学まちづくりセンター	島根県大田市三瓶町志学ロ 869-1
	北三瓶まちづくりセンター	島根県大田市山口町山口 1181-1
	大森まちづくりセンター	島根県大田市大森町イ 490
	水上まちづくりセンター	島根県大田市水上町三久須 21
	祖式まちづくりセンター	島根県大田市祖式町 546-1
	大代まちづくりセンター	島根県大田市大代町大家 1579
	温泉津まちづくりセンター	島根県大田市温泉津町小浜イ 486
	湯里まちづくりセンター	島根県大田市温泉津町湯里 1655
	福波まちづくりセンター	島根県大田市温泉津町福光ハ 467-1
	井田まちづくりセンター	島根県大田市温泉津町井田口 255
	仁万まちづくりセンター	島根県大田市仁摩町仁万 562-3
	宅野まちづくりセンター	島根県大田市仁摩町宅野 79
	大国まちづくりセンター	島根県大田市仁摩町大国 1269
	馬路まちづくりセンター	島根県大田市仁摩町馬路 1737-6

# 表 1-4 大田市における文化財の保存・活用に関係する公共公益施設

Z
7
り
妲
艾
五数
翌
佐
낊
坠
₹

区分	施設名称	所在地		
その	石見銀山世界遺産センター	島根県大田市大森町イ 1597-3		
他社	石見銀山龍源寺間歩	島根県大田市大森町イ 183		
会数	国立三瓶青少年交流の家	島根県大田市山口町山口 1638-12		
他社会教育施設等	島根県立三瓶自然館 サヒメル	島根県大田市三瓶町多根 1121-8		
設等	三瓶小豆原埋没林公園	島根県大田市三瓶町多根ロ 58-2		
	大森町並み交流センター	島根県大田市大森町イ 490		
	おおだふれあい会館	島根県大田市大田町大田イ 121-1		
	大田市民会館	島根県大田市大田町大田イ 128		
	サンレディー大田	島根県大田市大田町大田口 1329-9		
	島根県立男女共同参画センターあすてらす	島根県大田市大田町大田イ 236-4		
	石見銀山資料館	島根県大田市大森町ハ 51-1		
	熊谷家住宅(重要文化財)	島根県大田市大森町ハ 63		
	代官所地役人旧河島家	島根県大田市大森町ハ 118-1		
	代官所地役人遺宅宗岡家	島根県大田市大森町ハ 164 番地		
	やきものの里 やきもの館	島根県大田市温泉津町温泉津イ 22-2		
	温泉津ゆう・ゆう館	島根県大田市温泉津町温泉津イ 791-4		
	仁摩サンドミュージアム	島根県大田市仁摩町天河内 975		
	石見銀山世界遺産センターサテライト施設 鞆館	島根県大田市仁摩町馬路 205		
	道の駅ごいせ仁摩	島根県大田市仁摩町大国 42-1		
	仁摩文化振興会館	島根県大田市仁摩町大国 1246		
	仁摩伝統芸能伝承館	島根県大田市仁摩町宅野 281		

# 5 景観

大田市の景観の特性を土地利用(面的要素)、軸(線的要素)、拠点(点的要素)から整理する(出典:大田市景観計画。内容は要約・部分的に削除。一部、現状に併せて修正)。

# 表 1-5 大田市の景観の特性

	区分	現状(特性)
土	<ul><li>①自然景</li></ul>	・国立公園三瓶山は、変化に富んだ自然環境を有してお
地	観	り、四季を通じて多様な姿を見せるなど、市民の憩い
利用		の場になっている。
	②歴史景	
(面的	観	観」は、国内法(史跡・重要文化財・重要伝統的建造
要素)		物群保存地区の3種)で保護されている核心地域(コ
素		アゾーン)と、その周囲には市条例に基づく石見銀山
		景観保全地域(バッファゾーン)が指定されており、
		良好な環境が保全されている。
	③市街地	・山陰本線大田市駅を中心に用途地域指定がされてお
	景観	り、大田市役所や大田市民会館、大田市立図書館等、
		行政の中枢施設が立地している。
	④農山村	・市域の大部分が中山間地域・農村地域になっており、
	• 田園	良好な自然景観・田園景観が広がっている。
	景観	・農地部では、四季を感じさせる景観資源となっている
		棚田や、収穫時のヨズクハデ景観等、大田市独自の農
		山村景観になっている。
軸	①自然的	・市内には、26の河川が流れており、身近な水辺景観を
線	景観軸	創出している。
的		・大田市は、北側を日本海と接しており、入江や海水浴
要素		場が連続し、変化に富んだ良好な水辺の景観を創出し
215		TN3.
	②歴史と	・市内には、歴史街道として山陰道と銀山街道、歴史航
	文化の	-
	景観軸	・特に銀山街道は、17世紀前半に世界の銀の約1/3を
		産出していた日本銀の最大の鉱山であり、銀を産出するエリのは、(十本) しき山港になっていた温息港は特
		る石見銀山 (大森) と積出港となっていた温泉津は特 に繁栄していたとされている。
	①六泽星	
拠点	①交通景 観拠点	・ IPMには II の無格があり、無素の拠点であることも に、産業景観の1つになっている。
_	観拠点	・JR山陰本線のうち、大田市駅、仁万駅、温泉津駅は
点的		市の玄関口になっている。
点的要素	②自然的	
素)	景観拠	
	点	・市内に 11 箇所ある都市公園は、市民が緑と触れ合え
	W	る場として親しまれている。
	③歴史と	
	文化の	
	景観拠	
	点	<ul><li>・地域の景観づくりに特に貢献したものが「しまね景観</li></ul>
		賞」として表彰されている(大森町並み保存事業、島
		根県立三瓶自然館、軍平谷東谷川火山砂防工事、掛戸
		松島の一本松再生、石見銀山世界遺産センター、ヨズ
		クハデなど)。



放牧 (三瓶山西の原)



龍源寺間歩



中山間の集落景観・田園景観(富山町)



銀山街道 (温泉津沖泊道)

# 6 地域区分と概況

# (1)地域区分

大田市には 27 の基礎的なコミュニティがあり、それぞれにまちづくりセンターを設置している。この基礎的コミュニティは、基本的には昭和 29 年 (1954) 頃の合併以前の町村を継承しており、地域意識や地勢的なまとまりを保っている。また、27 のコミュニティを広域にまとめた 7つのブロックを設定している。

中央ブロック・・・・・大田町、川合町、久利町、大屋町 東部ブロック・・・・・久手町、波根町、朝山町、富山町 西部ブロック・・・・・長久町、五十猛町、静間町、鳥井町

三瓶ブロック・・・・・・三瓶町池田、三瓶町志学、北三瓶(山口町、三瓶町多根)

高山ブロック・・・・・大森町、水上町、祖式町、大代町

温泉津ブロック・・・・温泉津町温泉津、温泉津町湯里、温泉津町福波、温泉津町井田

仁摩ブロック・・・・・・仁摩町仁方、仁摩町宅野、仁摩町大国、仁摩町馬路

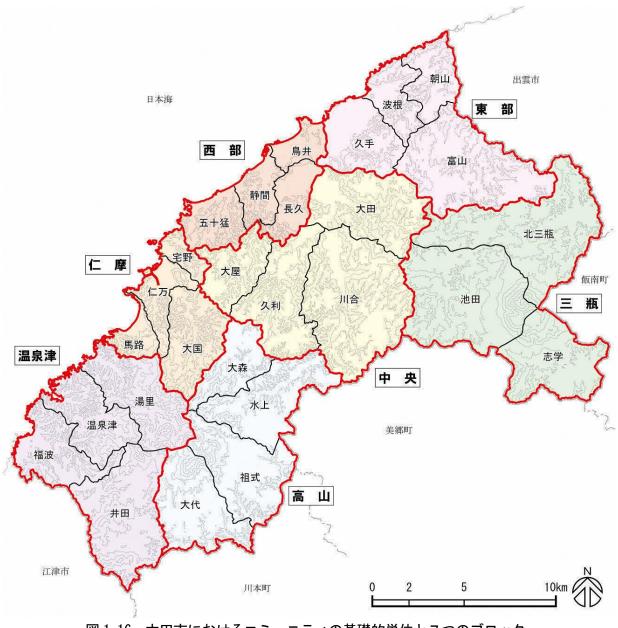


図 1-16 大田市におけるコミュニティの基礎的単位と7つのブロック

## (2) 地域の概況

ここでは、大田市がまちづくり推進の基本単位としているブロックごとに、文化財の保存・活用やコミュニティの維持の状況、地域の活性化に関係する人口とその推移及び文化財の概況を整理する。

地域の人口推移では、令和2年(2020)国勢調査時点で人口が500人未満のコミュニティが14 地域あるとともに、平成27年(2015)~令和2年(2020)の人口の増減率は長久町を除く26地域 でマイナスとなっており、人口減少が進んでいる。

#### ア 中央ブロック

中央ブロックは、市域中央部の三瓶川・静間川流域に位置し、大田町、川合町、久利町、大屋町からなり、南は美郷町に接している。

大田町は旧街道沿いと鉄道駅を中心に商業地が集積し、川合町は物部神社の門前町の名残がある。久利町は旧街道沿いに小さな町並みがあり、大屋町はかつての林業地と水田で構成されており、散村として神社や寺院ごとのまとまりがある。

現状は、JR大田市駅、大田市役所、大田市立病院等の都市機能があり、JR山陰本線、国道9号、国道375号等が結節する交通の要衝でもあるが、市街地の空洞化が進み、その周辺地域では旧水田や管理できなくなった里山が増えている。

中央ブロックでは、地域の特性を把握しつつ地域維持もねらうまちづくりの動きが継続している。

ブロックの人口は 11,451 人 (令和 2 年国勢調査。他も同様)で、大田市の総人口 (32,846 人)の約 1/3 を占めるが、その約 7 割 (8,210 人)は大田町である。大屋町は 27 の地域の中で最も人口が少なく、集落機能が弱くなっている。人口の推移(平成 27~令和 2 年。他も同様)をみると、ブロック全体ではマイナス 3.0%となり、特に大屋町ではマイナス 17.3%と減少が顕著である。

指定等文化財としては、大田町では大田南八幡宮の鉄塔(県・建造物)、大田両八幡宮の祭礼風流(県・無形民俗文化財)、大賀二千年ハス(市・天然記念物)、川合町では物部神社本殿(県・建造物)、久利町では松代鉱山の霰石産地(国・天然記念物)、大屋町では鬼村の鬼岩(県・天然記念物)などがある。

未指定文化財としては、山辺八代姫命神社、大田喜多八幡宮・南八幡宮などの社寺(建造物)、篤農家・岩谷九十老などゆかりの人物に関する石碑(建造物)、順勝寺の鏝絵(工芸品)、川合音頭(無形の文化財)、忍原地頭所神楽(無形の民俗文化財)、城山古墳、鬼村鉱山跡、久利防空監視所跡(遺跡)、鬼村の笹川沿いの彼岸花群生地(動物・植物・地質鉱物)、大田の寺町通り(伝統的建造物群)などがある。

#### イ 東部ブロック

東部ブロックは、市域の東端で出雲市に接した位置にあり、久手町、波根町、朝山町、富山町からなり、富山町以外は日本海に面した地域である。

波根町、久手町には海運業や漁業、旧街道に関連した集住地があり、旧波根湖\*1周辺は農村

#### ※1 波根湖

久手町から波根町にかけて広がる水田地帯にかつて存在した汽水湖。砂州によって湾が閉ざされてできた潟湖で、中世には水運の拠点として機能した。天保年間(1831~1845)に作成された絵図には縦 13 町 (約  $1.4 \, \mathrm{km}$ )、横  $8 \, \mathrm{m}$  (約  $870 \, \mathrm{m}$ ) と記される。昭和  $26 \, \mathrm{fm}$  (1951)に大規模な干拓工事が完了し湖面が消滅した。

に近い。一方、朝山町、富山町は集住地がなく、典型的な散村である。

海沿いの朝山町から久手町にかけては岩場が多く、岩海苔の採れる島津屋海岸から始まり、 たてがみいか かけ と まっしま 立神岩、掛戸松島、波根西の珪化木など数々の海岸景観が見られる。朝山町を中心とした内陸 部においては、棚田などの田園景観が形づくられている。

東部ブロックでは、若年層の減少を意識しつつ、地域の良さを引き継ごうとするまちづくり の活動が進められている。

ブロックの人口は 5,912 人で、その 6 割強を久手町が占め、次いで波根町となる。一方、朝山町、富山町の人口はともに 400 人台である。人口の推移をみると、ブロック全体ではマイナス 7.8%となり、特に朝山町はマイナス 10.4%、富山町はマイナス 19.1%と減少が顕著である。

指定等文化財としては、久手町では波根西の珪化木(国・天然記念物)、掛戸松島(市・名勝)、波根町では木造著色地蔵菩薩立像(内仏)付木造著色地蔵菩薩立像(外仏)(市・彫刻)、でんのうびらはい じ あととうちゅうしん そ せき 天王平廃寺跡塔 柱 心礎石(市・考古資料)、富山町では高原の椎木(市・天然記念物)、富山まうがいさんじょうあと 要害山 城 跡(市・史跡)などがある。

未指定文化財としては、波根八幡宮、松林寺などの社寺(建造物)、津戸口の暗渠(建造物)、 波根八幡宮の船絵馬(絵画)、長福寺の福田衣(工芸品)、富山町のとんど・餅つき(無形の民 俗文化財)、島津屋口番所跡、才坂要害山(遺跡)、徳田の溜池(名勝地)、仙山渓谷の岩石群(動 物・植物・地質鉱物)、波根宿の町並み(伝統的建造物群)などがある。

#### ウ 西部ブロック

西部ブロックは、市域沿岸部の中央に位置し、長久町、五十猛町、静間町、鳥井町からなる。 ブロックは海岸部の漁村と内陸部の農村に大別されるが、神楽や歳徳神、五十猛町大浦に伝承される小正月行事の「グロ」など、独自の伝統行事が継承されている。海岸部には美しい砂浜や岩場があり、海水浴や釣りを楽しむことができる。

地理的には長久町が大田町に接しており、一部が市街地型の地域になっている。五十猛町、 静間町、鳥井町は漁村と農村地域の両方が認められる。早朝に港を発ち、その日の夕方に水揚 げを行う一日漁は、全国的にも珍しい漁法である。また、五十猛町大浦などでは、かつてワニ 漁が行われていた。

西部ブロックでは、漁業・農業などの生業や地域を単位に一体感を醸成する活動が行われている。

ブロックの人口は 6,467 人で、長久町がその 4 割強 (3,009 人)を占め、他の 3 町は 1,000 人  $\sim$  1,200 人台となっている。人口の推移をみると、ブロック全体ではマイナス 1.8% となり、減少率はブロックでは最も少ない。ただし、長久町が 8.0%の増となっている一方、他の 3 町はマイナス  $7.8 \sim 10.6\%$  と人口減少が進んでいる。

指定等文化財としては、五十猛町では五十猛のグロ(国・民俗文化財)、静間町では日本海岸におけるハマナス自生西限地(県・天然記念物)、静之窟(市・天然記念物)、鳥井町では心光院の銅鐘(県・工芸品)がある。

未指定文化財としては、静間神社、圓通寺などの社寺(建造物)、安楽寺の仁王尊(彫刻)、 明顕寺のつり鐘(工芸品)、鳥井町の餅搗き唄(無形の文化財)、土江子ども神楽(無形の民俗 文化財)、鳥井南遺跡、赤井穴ヶ迫古墳、稲用城跡(遺跡)、森ヶ鼻、田尻の太鼓浜(名勝地) などがある。

## エ 三瓶ブロック

三瓶ブロックは、市域の南東部の三瓶山一帯の三瓶町池田、同志学、北三瓶(山口町、三瓶町多根)からなり、東は出雲市、飯南町、南は美郷町に接している。

三瓶山を中心にした地域で、国立三瓶青少年交流の家、島根県立三瓶自然館サヒメル、三瓶小豆原埋没林公園、大田市山村留学センター、キャンプ場、クロスカントリーコース、観光リフト、温泉などがあり、山岳や草原を活かした社会教育、アウトドアなど、様々な活動が可能である。

三瓶ブロックでは、人口減少により地域活動に制約を受けつつも、それぞれの地域単位で文化の伝承活動が続けられている。

ブロックの人口は 1,568 人で、7ブロックの中では高山ブロック (1,406 人) に次いで少ない。人口の推移をみると、ブロック全体ではマイナス 18.0%で、最も減少率の多いブロックとなっている。特に池田地区はマイナス 21.7%と、27 コミュニティのうちで最も減少率が大きい。

指定等文化財としては、池田では定めの松(市・天然記念物)、志学では本宮神社の大杉(県・天然記念物)、北三瓶では三瓶山自然林(国・天然記念物)、姫逃池のカキツバタ群落(県・天然記念物)、三瓶小豆原埋没林(国・天然記念物)、多根神楽(市・無形民俗文化財)、円城寺境内(市・史跡及び名勝)などがある。

未指定文化財としては、佐比賣山神社などの社寺(建造物)、浄善寺文書(古文書)、志学出身の画家・鈴木寛男が作成した池田小学校の陶板壁画(絵画)、池田地区・小屋原地区の田植囃子(無形の民俗文化財)、池田北遺跡、日の平鈩跡、監的哨跡などの戦争関連遺跡(遺跡)、三瓶温泉、浄善寺の大イチョウ、ヒロハノカワラサイコ、オキグサ(動物・植物・地質鉱物)、三瓶山の牧野景観(文化的景観)などがある。

#### オ 高山ブロック

高山ブロックは、市域の南西部に位置する大森町、水上町、祖式町、大代町からなり、南は 美郷町、川本町に接している。

ブロック内に位置する大江高山 (808m) は古火山の秀峰で、大田市自然環境保全条例で指定されている「イズモコバイモ」「ギフチョウ」など豊かな自然がある。また、仙ノ山 (537m) は石見銀山として知られる山で、頂上からは日本海をはじめ大森、水上を望むことができる。世界遺産の構成資産として史跡指定を受けた矢滝 城山 (634m) も、大江高山、仙ノ山とともに地域の象徴的な山である。

高山ブロックでは、世界遺産や自然を活かした取組を通じて地域を維持する活動が行われている。

ブロックの人口は1,406人で、7ブロックの中で最も少ない。人口の推移をみると、大森町以外の3地区では減少率が10%を越えている。

指定等文化財としては、大森町は世界遺産の中核として国・県・市の指定等文化財が多数存在する。また、水上町では無形民俗文化財のシッカク踊(県・無形民俗文化財)、水上花田植(市・無形民俗文化財)、祖式町では矢滝城跡、圓福寺の紙本著色十二天像、絹本著色雨宝童子像(市・絵画)、木造観音菩薩立像(市・彫刻)、大代町では無形民俗文化財の小笠原流大代田植囃子(市・無形民俗文化財)、石清水八幡宮の大杉群(市・天然記念物)などがある。

未指定文化財としては、井戸神社、羅漢寺などの社寺(建造物)、木造の大森小学校校舎(建造物)、祖式八幡宮の棟札(古文書)、祖式八幡宮の大元神楽(無形の民俗文化財)、白坏遺跡、祖式城跡(遺跡)、ギフチョウ、イズモコバイモ(動物・植物・地質鉱物)、大家の町並み(伝

# カ 温泉津ブロック

温泉津ブロックは、市域の西端で、江津市に接した位置(南側の一部は川本町に接する)にあり、温泉津町温泉津、同湯里、同福波、同井田の4地域からなる。

海岸部は延長約20kmに及び、リアス海岸の変化に富んだ特徴的な景観を形成し、かつての海運業や漁業に関わる集落がある。現在は魚釣りやマリンスポーツなどのスポットにもなっており、温泉津温泉も広く知られている。山間の各地区は大部分が散村で、そのうち西田地区は全国的にも珍しい稲穂かけ「ヨズクハデ」の保存に取り組んでおり、井田地区では水稲(井田米)や特産品のメロン・レタスの栽培、畜産との複合経営などが行われている。また、ブロック内には、ガラスの原料となる珪砂の採掘場とその関連施設もある。

温泉津ブロックでは、少子化、人口減少が進んでいるが、それぞれの地域単位でコミュニティの維持活動が行われている。

ブロックの人口は 2,495 人で、その約 4 割を温泉津が占め、湯里・福波・井田はそれぞれ 400 ~500 人台となっている。人口の推移をみると、ブロック全体ではマイナス 14.1%となり、三瓶ブロックに次いで減少率が大きい。

指定等文化財としては、石見銀山遺跡(国・史跡)の構成資産が温泉津、湯里にあり、温泉津では温泉町として唯一である大田市温泉津重要伝統的建造物群保存地区(国・伝統的建造物群)、恵比須神社(県・建造物)、梨ノ木坂遺跡(県・史跡)、小浜・厳島神社の御日待祭(市・無形民俗文化財)、願楽寺「紫白庭」(市・名勝)、沖泊のハマビワ群落(市・天然記念物)、内藤家(市・建造物)、湯里では水上神社本殿(市・建造物)、西田「ヨズクハデ」(市・無形民俗文化財)、福波では沖蛇島のウミネコ繁殖地(県・天然記念物)、井田では願林寺鐘楼削(市・建造物)、大元神社のカツラ、高野寺のアカガシ林、井戸家のキャラボク(市・天然記念物)などがある。

未指定文化財としては、龍御前神社、高野寺などの社寺(建造物)、地区の社寺に残る鏝絵(工芸品)、龍蔵寺の阿弥陀如来立像(彫刻)、温泉津ののり汁(無形の文化財)、櫛山城跡、鵜丸城跡(遺跡)、福光石の石切場、瑞泉寺の大イチョウ、(動物・植物・地質鉱物)などがある。

#### キ 仁摩ブロック

仁摩ブロックは、仁摩町仁万、同宅野、同大国、同馬路の4地域からなる。仁万、宅野、馬路の3地域は日本海に面し、大国は内陸に位置する。

海に面した地域には、かつての海運業や、現在も続く漁業関係者の集住集落があり、やや内陸に入ると、農林業や製造業に関わった散村の集落がある。

馬路にある琴ヶ浜は日本三大鳴り砂\*1浜として名高く、琴ヶ浜をモチーフとした仁摩サンドミュージアムには世界最大の砂時計(1年計)がある。仁摩サンドミュージアムは、令和4年にオープンした道の駅ごいせ仁摩とともに、この地域の中心的施設である。

仁摩ブロックでは、上記の中心的施設を活かした活力づくりの取組や、地域単位でのコミュニティ活動が行われている。

ブロックの人口は3,547人で、その約6割を仁万が占め、宅野と馬路はそれぞれ400人台、

#### ※1 鳴り砂(なりすな)

「鳴り砂」は、「鳴き砂」「鳴り砂」「泣き砂」など、地域ごとにさまざまな呼び名が用いられており、研究者によっても諸説が唱えられている。本計画では、地元の古くからの呼び方「鳴り砂」を基本とする。

大国はおよそ350人となっている。人口の推移をみると、ブロック全体ではマイナス10.8%で、特に宅野地区と馬路地区では減少率が大きくなっている。

指定等文化財としては、石見銀山遺跡(国・史跡)の構成資産が仁万、大国、馬路にあり、 仁万では明神古墳(県・史跡)、仁万の硅化木(県・天然記念物)、坂灘古墳(市・史跡)、宅 野では宅野子ども神楽(市・無形民俗文化財)、井戸平左衛門顕彰碑(市・史跡及び名勝)、大 国では龍巌山ののうぜんかずら(市・天然記念物)、馬路では琴ヶ浜(国・天然記念物)、琴ヶ 浜盆踊り(市・無形民俗文化財)などがある。

未指定文化財としては、石見八幡宮、満行寺などの社寺(建造物)、殖産興業に功績のあった安井好尚などゆかりの人物の顕彰碑(建造物)、寺院などに残る鏝絵(工芸品)、大わらじ巡行(無形の民俗文化財)、宅野の町並み(伝統的建造物群)、韓島(名勝地)などがある。

表 1-6 地域区分別人口

ブロ	ブロック・		人口(人)		
地域(まちつ	<b>ぶくりセンター</b> )	平成 27 年(2015)	令和2年(2020)	増減率(%)	
中央ブロック	大田町	8, 327	8, 210	-1.4	
	川合町	1,802	1, 666	-7. 5	
	久利町	1, 348	1, 307	-3.0	
	大屋町	324	268	-17. 3	
	小計	11, 801	11, 451	-3. 0	
東部ブロック	久手町	4, 054	3, 824	-5. 7	
	波根町	1, 362	1, 242	-8.8	
	朝山町	480	430	-10. 4	
	富山町	514	416	-19. 1	
	小計	6, 410	5, 912	-7. 8	
西部ブロック	長久町	2, 785	3, 009	8.0	
	五十猛町	1, 298	1, 161	-10. 6	
	静間町	1, 336	1, 220	-8. 7	
	鳥井町	1, 168	1, 077	-7.8	
	小計	6, 587	6, 467	-1. 8	
三瓶ブロック	池田	829	649	-21. 7	
	志学	580	465	-19.8	
	北三瓶	503	454	-9. 7	
	小計	1, 912	1, 568	-18. 0	
高山ブロック	大森町	391	380	-2.8	
	水上町	502	442	-12. 0	
	祖式町	320	284	-11. 3	
	大代町	362	300	-17. 1	
	小計	1, 575	1, 406	-10. 7	
温泉津ブロック	温泉津町温泉津	1,095	942	-14. 0	
	温泉津町湯里	574	481	-16. 2	
	温泉津町福波	662	587	-11. 3	
	温泉津町井田	574	485	-15. 5	
	小計	2, 905	2, 495	-14. 1	
仁摩ブロック	仁摩町仁万	2, 498	2, 283	-8.6	
仁摩町宅野 仁摩町大国		544	464	-14. 7	
		392	359	-8. 4	
	仁摩町馬路	542	441	-18. 6	
	小計	3, 976	3, 547	-10. 8	
슴	計	35, 166	32, 846	-6. 6	

資料:国勢調査

# 第4節 歴史環境

# 1 大田市の沿革

昭和29年(1954)1月1日に安濃郡の旧大田町、久手町、長久村、鳥井村、波根東村、川合村、 邇摩郡久利村、静間村の2町6村が合併して大田市(市制施行)が発足し、同年4月1日の第 2次合併により、安濃郡佐比売村、朝山村、富山村、簸川郡山口村を加えた。

次いで昭和31年(1956)9月30日に邇摩郡大森町、五十猛村、大屋村、邑智郡祖式村を第3次吸収合併し、同年12月31日には邑智郡川本町大字新屋及び大家本郷の区域を編入した。さらに、昭和33年(1958)11月1日に川本町大字北佐木の一部を編入した。

温泉津町については、昭和29年(1954)4月1日に、旧温泉津町、井田村、湯里村、福波村の1町3村が合併して町制施行した。

仁摩町については、昭和29年(1954)4月1日に、仁万町、宅野村、大国村、馬路村の1町3村が合併し町制施行した。

これら大田市、温泉津町、仁摩町が平成17年(2005)10月1日に合併して、新「大田市」となった。

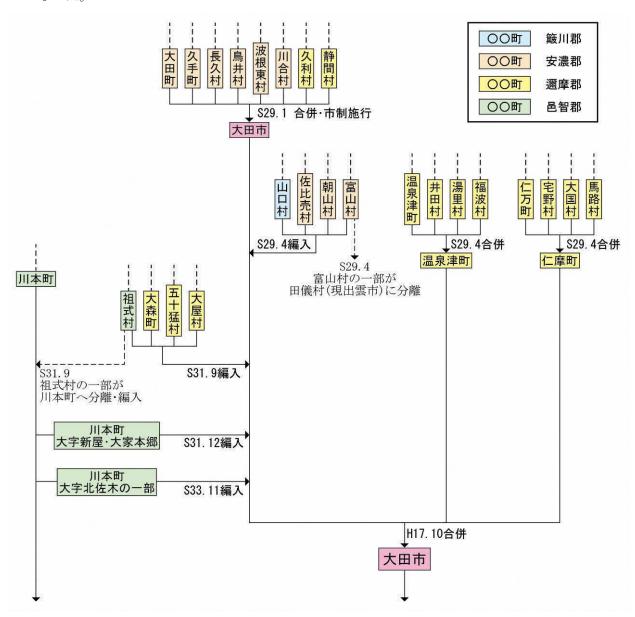


図 1-17 大田市の沿革

# 2 歴史概況

## 【原始】(旧石器時代・縄文時代・弥生時代)

大田市にある三瓶火山と大江高山火山群の二つの火山活動は、本市の地形と地質の成り立ちに深く関わり、とりわけ三瓶火山は原始時代の歴史的環境に影響を与えている。

大田市では旧石器時代の遺跡は確認されていない。島根県における人類の確実な痕跡は、約38,000年前の旧石器が出土した原田遺跡(奥出雲町)まで遡るが、この原田遺跡は、約16,000年前の三瓶火山の火山灰の下から発見されている。

三瓶火山は今から約 10 万年前に活動を始めた活火山で、縄文時代には3回の噴火が確認されている。三瓶町の三瓶小豆原埋没林は噴火によって埋もれた約 4,000 年前(縄文時代後期)の森林で、スギを中心とする巨木が太く長い幹を残したまま、直立状態で多数残っている。三瓶火山の周辺地域からは、火山灰で覆われ良好な状態で残された縄文時代の遺跡が多数見つかっており、災害の痕跡と人々の暮らしが明らかとなっている。

縄文時代になると、大田市でも遺跡が確認できるようになり、潟湖である旧波根湖縁辺部には、縄文時代の遺跡として、波根町の波根川遺跡や久手町の中尾H遺跡がある。中尾H遺跡は、縄文時代前期以前の石器や前期・中期の土器に加えて、後期の磨消縄文土器、緑帯文土器がまとまって出土しており、線刻石や大型石棒なども確認されている。海に近い仁摩町の古屋敷遺跡は、仁万平野の潮川流域に立地する、縄文時代後期から弥生時代前期まで連続して人々の営みが確認された遺跡で、縄文時代の木棺墓や漆塗りの櫛が発見されている。これらの遺跡は、縄文時代の人々の暮らしが潟湖の縁辺部や沖積地にあったことを示している。

弥生時代になると、稲作農耕の始まりとともに、大田市でも遺跡は増加する。前期の遺跡としては、久手町・長久町の平野部では御堂谷遺跡、土江遺跡などが知られ、三瓶川、静間川沿いの三瓶山麓に至るまで、弥生文化が早く伝播したことを出土土器が示している。鳥井町から長久町にかけての丘陵の南側斜面に位置する御堂谷遺跡では前期後葉の集落があったとみられ、同じ丘陵の北側にある鳥井南遺跡では弥生時代中期後半から古墳時代中期にかけての大規模な集落跡が発見されている。

#### 【古代】(古墳時代から飛鳥時代・奈良時代・平安時代)

古墳時代の大田市は、前期から中期については古墳や遺跡が少なく不明な点が多い。その中にあって、仁摩町大国にある庵寺古墳群は、仁万平野北部の三つの丘陵の狭長な尾根筋に、前期から後期にかけて 24 基の古墳が継続的に築造されている。また、旧波根湖西側にある竹原古墳は、円墳で墳丘上に割石が存在し、この頃のものと思われる。

後期になると、仁摩町仁万の東側低丘陵上の明神古墳が突出した存在である。山上に立地する円墳で、石室の長さ 10mという石見地方最大の横穴式石室をもつ6世紀後半の古墳である。副葬品には金銭を大力や銅鋺などがある。他に横穴式石室をもつ古墳としては、石室規模の大きい久利町の行恒古墳、大田町の加土古墳、城山古墳、静間町の垂水古墳、鳥井町の鳥井南1号墳・2号墳、仁摩町仁万の箱式石棺をもつ坂灘古墳、仁摩町天河内の千人塚古墳、宝隆寺道裏古墳群、仁摩町馬路の鳥居原古墳が知られている。温泉津町では土器の出土例はあるが、古墳は見つかっていない。

また大田市域は石見地方でも有数の横穴墓の密集地帯である。特に多く分布するのは旧波根

湖周辺の丘陵部であり、波根町の松田谷横穴墓群、久手町の熊屋谷横穴墓群、大西大師山横穴墓群、諸をはたいしゃままるときだいしゃままるときだいしゃままるときないしゃままるときないしゃままるときないときない。また、鳥井町の大平横穴墓群、静間町の平山横穴墓、近藤ヶ浜横穴墓、柿田立目後横穴墓群、垂水横穴墓群、五十猛町の楠石横穴墓、仁摩町の楡ノ木谷横穴群などがみられるほか、大田町の立花横穴墓のように頭椎太りが出土したものもある。三瓶山麓にも三瓶町小屋原の堀越横穴墓群、山口町の稗畑屋横穴墓などがあって、横穴墓の集中度は出雲地方に類似するが、天井を平にしているなど石東地域の個性を示している。

古墳時代の集落跡としては、静間町の平分前遺跡、鳥井町の鳥井南遺跡などがある。静間川河口部の平ノ前遺跡では、前期から後期にかけての竪穴建物の他に、中期から後期頃の灌漑用水路跡が確認された。水路内からは、多量の土器とともに金銅製歩揺付空玉1点が出土している。静間町の鯛渕遺跡では、柱穴群や溝などが確認されており、「司」とある刻書土器、「佛」「郡」「大」とある墨書土器が出土しており、静間川の岸辺にあることから、古代交通に関わる遺跡とも考えられる。

7世紀末には出雲国が成立し、石見国の領域もそのころには確定したとみられる。平安時代の『和名類聚抄』によれば、大田市は安濃郡と邇摩郡にあたり、安濃郡は波禰・刺鹿・安濃・静間・高田・川合・邑陀・佐波の8郷、邇摩郡は託農・大国・温泉・杵道・都治・犬家の6郷で構成され、山口町は出雲国神門郡余戸郷に含まれていた。『延喜式』は、山陰道の駅家として出雲国境から石見国府のあった伊甘駅までの間に、波禰・託濃・権道・江東・江西の5つの駅を挙げている。温泉津町福光は樟道駅の比定地となっており、中祖遺跡からは瓦を用いた熨斗棟の建物跡が見つかっており、駅家に関連する建物の可能性がある。

天王平廃寺は大田市波根町天王平の台地にあった奈良時代の瓦葺き建物をもつ寺院跡で、瓦の出土と共に塔跡が発掘調査され、塔心礎が見つかるなど、この地域への仏教文化到来を示している。奈良時代の仏教文化を示すものとして、大田市祖式町にある真言寺院・圓福寺の木造観音菩薩立像がある。圓福寺は寺歴の詳細や木像の伝来についての詳細は不明であるが、近隣には、木簡が出土し、古代の官衙との関連も指摘される首本遺跡があり、初期 荘園を通じた中央との関係を想定することもできる。

#### 【中世】(鎌倉時代、室町時代)

大田市でも古代末には多くの荘園が成立する。鎌倉時代にはその支配者として守護・地頭が 置かれ、近江源氏の佐々木氏が守護となった。

貞応2年(1223)の「石見国惣田数注文案」(『益田家文書』)によれば、安濃郡には荘園2ヶ所、国衙領11ヶ所があり、邇摩郡には荘園3ヶ所、国衙領5ヶ所があった。安濃郡をみると、国衙領大田郷の田数(面積)は34丁2反300歩、同じく用田郷は25丁5反300歩、長久郷は14丁8反180歩とあり、これらの国衙領は安濃郡内では広大な耕地を擁していたことがわかる。

石見国で最大規模の荘園といわれるのが邇摩郡の大家 荘 である。この荘園は田数 98 丁 9 反 60 歩とある九条家領で、その範囲は現在の温泉津町、仁摩町、大代町、水上町、祖式町、大森町、及び隣接する江津市、川本町にまで及ぶもので、その年貢積出港は温泉津港であった。また、大家荘の単位所領のひとつである馬路地内の宇福に位置する牧原 II 遺跡は、12 世紀から 13 世紀中葉の大規模な製鉄関連遺構跡であり、大家氏の経営と想定される。

邇摩郡の久利郷は銀山川中流域にあたる現在の久利町を中心とする地域にあたり、久利家文書などから久利氏が在地領主として戦国期まで支配していたことがうかがえ、銀山川左岸に広

がる台地上には館跡や山城跡などが存在する。

大田市域の交通は、古代以来海岸線近くを東西に走る官道山陰道が陸の幹線となっていたが、中世になると日本海水運が経済・文化交流に重要な役割を果たすようになる。仁摩町の白石遺跡は、大型掘立柱建物の遺構が確認され、役所跡と推定されるとともに、12世紀代の中国産貿易陶磁がまとまって出土している。白石遺跡の南に広がる潮川流域の集落遺跡からは同時期の貿易陶磁が出土することから、仁万地域に水運の結節点があったことを示している。

仁万地域と併せて日本海水運による交易に関して注目されるのが旧波根湖で、水運の拠点としての役割を果たしていた。朝の鄭若曾が嘉靖40年(1561)に編纂した『日本図纂』には港に「番尓」、「山子介」の地名がみえ、それぞれ波根、刺鹿に比定されている。

南北朝の内乱を経て室町時代には、応永6年(1399)、周防国(山口県)の守護大名大内氏に石見国、特に邇摩郡の分郡知行が認められたことによって、大内氏による政治的な影響力が及ぶようになる。静間郷をみると、文明13年(1481)に大内氏は、上静間氏が先に治めていた静間郷の一部を石見吉川氏の領地とすることを認めているが、永正12年(1515)以前にそれらは再び上静間氏の支配となるなど、領地をめぐって上静間氏と石見吉川氏の争いが続いていたと推測される。静間城跡は、この上静間氏の拠点とも考えられる15世紀後葉~16世紀前葉の山城で、発掘調査によって全容が明らかにされた。主郭と北郭などからなり、廂付の大型掘立柱建物3棟などが確認され、国産陶器のほか、青磁・白磁・青花などの貿易陶磁が出土しており、居館的な居住空間を兼ね備えた山城との評価がなされている。

中世の石見地方には多数の勢力が割拠し、南北朝期の抗争や、その後の石見銀山の領有をめぐり多くの戦いが繰り広げられたことにより、大田市においても山城を中心に中世城館が数多く存在した。

石見銀山は、大永7年(1527)に博多の商人神屋寿禎によって発見され、天文2年(1533)の灰吹法の導入により本格的な銀生産が始まった。国内はもとより東アジア最大の産出量を誇り、産出された銀は港から博多を経て海外へ流出した。戦国時代から近世初期の最盛期には、多国籍の密貿易集団である後期倭寇が東アジア海域世界における銀の流れを牽引し、東アジア地域の国々の経済や文化に影響を与えた。こうした交流の結果、この頃のヨーロッパでは東アジアや日本の地図も製作されている。

一方、銀山の支配を巡っては、戦国大名の大内氏・毛利氏と尼子氏が激しい戦いを繰り広げ、永禄5年(1562)に毛利氏が銀山を掌握する。銀山支配の拠点は隣接する山吹城であり、周辺には、温泉津方面へ抜ける降路坂の両側に位置する矢滝城と矢筈城、銀の搬出港沖泊の湾口を固める櫛山城・鵜丸城、仁万方面に通じる街道を押さえる石見城などがあり、銀山と密接な軍事的関連をもって山城が築城され、その城跡は良好に残されている。また、銀を搬出する二本の街道とその終点の港湾である、鞆ケ浦道と鞆ケ浦、温泉津沖泊道と温泉津・沖泊が整備された。

#### 【近世】(安土桃山時代、江戸時代)

石見銀山は永禄 5 年(1562)に毛利氏の支配に帰すると、その後、毛利氏は豊臣秀吉との講和により、その権力を背景にした領国支配をおこない、天正 12 年(1582)年には銀山から秀吉への運上が始まった。莫大な戦費を費やした文禄・慶長の役には大量の銀が使われた。

慶長5年(1600)、関ヶ原の戦いに勝利した徳川家康は、すぐに石見銀山支配に乗り出し、幕府が進める貨幣・軍事・外交・貿易などの重要施策の財政基盤を確保することが可能となった。 初代奉行となった大久保長安は、検地や街道整備を進めるとともに、鉱山においては採鉱・製 錬の各部門での直営化を積極的に行うなど、優れた手腕を発揮した。

鉱山経営は、鉱区である「間歩」を基本として進められたが、それには山師などによる民間経営(自分山)と、陣屋による経営(御直山)の2つの経営形態があった。

幕府は邇摩郡大森に陣屋を設置し、奉行(後に代官)を派遣して、石見国の幕府領を「銀山つき」りょう 附御料」として支配した。陣屋には地方役所と銀山方役所があり、地方役人(手附・手代)と銀山方役人(銀山附地役人)がそれぞれの実務を執り行った。また、熊谷家や川北家などの陣屋元の有力商人を御用掛屋、御用達、郷宿などの御用請負人に指名し、年貢の収納、公事訴訟、触・回状の送達などを行わせた。

江戸時代になると、産銀は陣屋が買い上げ、江戸幕府の統一貨幣である。丁銀に鋳造するため京都銀座に送られた。産銀は、陣屋元の大森から中国山地を横断して、尾道まで3泊4日の行程で運ばれ、尾道からは瀬戸内海航路によって大坂・京都の銀座へと運ばれた。この輸送路は尾道道と呼ばれる延長130㎞の街道で、一里塚や道標などが整備され、輸送に必要な人馬の手配をするための宿駅(宿場)が置かれた。また、街道周辺の村々に対しては助郷役が課され、村の規模に応じて必要な人員と牛馬の供出が割り当てられた。18世紀後半からは銀のほかに銅も運搬されることとなり、文化年間(1804~1818)には400人の百姓と牛馬300頭の隊列で、長さは2㎞にもなったといわれる。

江戸幕府の成立により、安濃・邇摩の両郡全域と邑智・那賀郡の一部、さらに美濃・鹿足郡のうち鉱山所在地(津茂五ヶ所)が石見銀山領となった。このうち、安濃郡の内20ヶ村は、寛永20年(1643)から40年間、会津若松(福島県)から移封された加藤氏の吉永藩領となり、藩館は現在の川合町吉永に設けられた。三瓶山麓の牛の放牧や静間川の改修などを行ったが、天和2年(1682)に近江水口へ移封され、吉永藩領は再び銀山領に戻った。

石見銀山領の支配は、都合 58 名の奉行・代官によって行われた。幕府財政にとって重要な石見銀山を預かる関係から、任用にあたっては過去の実績が重視されたといわれる。特に、享保16 年(1731)に石見代官に就任した井戸平左衛門正明は、享保の大飢饉にあたり、領民救済のための官米放出や年貢減免を行い、また苦心の末に薩摩国(鹿児島県)から救荒作物として世藩を持ち帰り、この栽培を広めた。代官の善政を崇敬し、死後80年後には銀山領の村々を中心に頌徳碑が建立され、現在まで石見地方を中心に、概ね中国地方4県には平左衛門の頌徳神が約500基確認されている。陣屋元の大森には井戸神社(明治12年(1879)創建)があり、鳥居には勝海舟揮毫の扁額がある。

石見銀山領内では、銀・銅などの貴金属以外に、たたら製鉄による鉄生産も盛んであった。 領内のたたらの多くは「海たたら」と呼ばれるもので、湯里村の鉄ヶ谷 節、宅野村の達水鈩 (宅野鈩)、磯竹村の古浦鈩、静間村の和江鈩、鳥井村の百済鈩など、海岸部に立地するのが特 徴である。これらのたたらでは、原材料(砂鉄・木炭)の調達から製品(鉄・鉄)の輸送・販 売に至るまで地元の廻船を利用するなど、一体的な活動を行った。海岸部のたたらでは主として鋳物の素材である銑が生産され、大阪市場を中心に、東北や九州などにも移出された。廻船 業者のなかには、宅野村の藤間家、静間村の前原家、鳥井村の石田家、波根西村の竹下家や岡 田家のように、鉄山師として自らたたら経営に従事するものもあった。

19世紀になると、北前船と呼ばれる買積形態による廻船活動が全国的に進展し、銀山領内でも、馬路・宅野・大浦・和江・鳥井・久手などの海岸部の村落で北前船による廻船活動が活発化する。廻船は50石積から300石積までが一般的であったが、なかには前原家のように1,000石積を保有する廻船業者もいた。北前船の活動は後背地の地場産業と直結しており、石見銀山領内の場合も、たたら製鉄や窯業などの産業との関係が深い。例えば、江戸時代後期以降、都

野津層と呼ばれる地層から採掘される良質な粘土を用いて石州瓦 (赤瓦) や大甕 (はんど) が 生産され、北前船によって遠く北海道の地まで運ばれている。

また、大田市は、石見銀山の影響もあり、多くの寺社が創られ、近世以降の神社仏閣建築が現存しており、寺社を中心に伝統芸能が盛んに行われてきた。特に石見神楽は、明治以降に神職から民間の人々に受け継がれたことから各地で盛んに舞われるようになり、現在も人々の日常生活の中で息づき、広く親しまれている。

#### 【近現代】(明治時代・大正時代・昭和時代から現在まで)

第二次幕長戦争で長州藩が勝利したことにより、慶応2年(1866)7月、幕府による石見銀山の支配は終焉を迎え、慶応4年(1868)から明治2年(1869)まで、石見国は長州藩の御預地となった。その後、石見国には旧浜田藩領と大森代官所管轄の旧幕府支配地からなる大森県が設置された。明治3年(1870)、大森県は浜田県と改称され、隠岐国を加えて管轄することになったが、最終的に明治4年(1871)末には出雲国が島根県、石見国が浜田県、隠岐国・伯耆国・因幡国が鳥取県となった。明治9年(1876)4月に至り、島根県・浜田県が統合されて出雲・石見二国を管轄する島根県が設置されたのに続き、8月に鳥取県が廃止されて島根県に統合された。明治14年(1881)に鳥取県の再置が決定し、今日に至る山陰両県の枠組みが決定し、島根県は出雲・石見・隠岐3ヶ国を管轄することになった。

大田地域への鉄道の敷設は大正4年(1915) 7月で、まず小田(出雲市)から石見大田間が開通し、現在の大田市駅につながる市街ができた。次いで、大正6年(1917) 5月に仁万まで延長され、さらに大正10年(1921)には浜田までが開通し、各駅の近くに市街が形成された。

北前船の寄港地として栄えた温泉津港は、鉄道の開通とともに役割を終えたかに見えたが、その後は漁港となり、井田地区からの良質の珪砂の積出港としても港湾整備が実施された。

また、温泉津町では近世以来、大甕などの丸物・瓦などを産する石見焼として知られた窯業が盛んであった。現在では衰退したものの、民芸的陶窯が営まれている。さらに、江戸時代初期からの開発の歴史を持つ緑色凝灰岩である福光石の採石と加工は、墓碑や建築用材など多種多様な製品を現在も産出しており、地質を活かした産業が現在まで受け継がれている。

仁摩町は沿岸漁業の不振と漁船の大型化により、かつての人口集積地から一転して人口放出地となった。大工・左官として阪神・北九州へ出稼ぎに出ることが多く、特に左官は石見左官の名で知られた。

石見銀山は明治時代になると民営鉱山として開発され、地元住民だけでなく、松江の商人安 だちまう。 え もい 定数右衛門なども参入した。明治 20 年(1887)には大阪の藤田組の経営に移り、設備の近代化 が図られた。明治 45 年頃(1912)は労働者も 700 人を越え、銅の生産額も年間 60 万斤に達した。 大正 12 年(1923)、坑内湧水により産額は減少、加えて銅価の暴落に遭い休山に至る。

近代に入ると、昭和 19 年(1944)頃まで日室工業開発株式会社によって吉永銅山が経営された。五十猛町野梅の石見鉱山では石膏や黒鉱が採掘され、久利地区の大阪石膏松代鉱山と大田鉱山、大屋地区の鬼村鉱山では石膏が産出された。松代鉱山の石膏層の中には天然記念物霰石がある。また、水上地区は豊富な粘土層(都野津層)に恵まれ、良質の石州瓦の産地として知られている。

国指定天然記念物の三瓶自然林をもつ三瓶山は、裾野部の東の原がかつて陸軍の演習場となっていたが、戦後は開拓団が入植した。志学・小屋原の三瓶温泉は、国民保養温泉地に指定されると各種の施設が整備され、昭和38年(1963)には付近一帯が大山隠岐国立公園に編入されている。

昭和40年(1965)に国道9号が開通し、大田市域の交通事情を大きく変えることになった。平成26年(2014)3月には山陰道の一部が開通した。

平成 17 年(2005) 10 月には旧大田市と旧仁摩町・旧温泉津町の1市2町による市町村合併があり、現在の市域をもつ新大田市が誕生し、平成 19 年(2007)には「石見銀山遺跡とその文化的景観」が世界遺産に登録された。また、令和元年には「神々や鬼たちが躍動する神話の世界~石見地域で伝承される神楽~」が、翌2年(2020)には「石見の火山が伝える悠久の歴史~ "縄文の森" "銀の山"と出逢える旅~~」が日本遺産に認定されている。

# 第2章 大田市の文化財の概要

# 第1節 大田市の文化財調査

# 1 これまでの文化財調査の概要

大田市においては、これまで、既指定の文化財調査や文化財の指定・選定に向けての調査、 埋蔵文化財の発掘調査及び世界遺産登録に関わる調査を、島根県教育委員会や大田市及び大田市 教育委員会等が行い、報告書を作成している。

また、平成の大合併前に大田市、仁摩町、温泉津町において市誌・町誌などを刊行している。 そのほか、平成26年度(2014)から平成28年度(2016)にかけては、石見伝統建築文化研究会(ITAC)により石見銀山周辺域における社寺の調査も行われている。

表 2-1 大田市における主な文化財調査及び市史等の編纂・作成状況 (詳細は資料編に掲載)

区分	名 称	発行·作成年月	調査·作成主体
	史跡石見銀山遺跡 代官所跡表門および門長屋修理工事報 告書	昭和45年3月	大田市
	石見銀山御料 大森の町並調査報告書	昭和50年3月	大田市教育委員会
	史跡石見銀山遺跡 代官所地役人 旧河島家住宅修理工事報告書	平成4年3月	大田市教育委員会
	史跡石見銀山遺跡 代官所跡修理工事報告書 表門及び門 長屋並びに土塀	平成5年3月	大田市教育委員会
	1999 温泉津 伝統的建造物群保存対策調査報告書	平成11年3月	温泉津町教育委員会
	島根県有形文化財 物部神社本殿保存修理工事報告書	平成15年3月	石見国一宮 物部神社
=m	石見銀山街道 鞆ケ浦道・温泉津沖泊道調査報告書	平成16年3月	島根県教育委員会
調査	重要文化財 熊谷家住宅主屋ほか五棟保存修理工事報告書	平成17年12月	大田市
	史跡 石見銀山遺跡 保存管理計画書	平成18年3月	大田市
(報告書等)	世界遺産 石見銀山遺跡とその文化的景観 公式記録誌	平成19年11月	島根県教育委員会
書	世界遺産 石見銀山遺跡とその文化的景観 関連資料集	平成20年3月	島根県教育委員会
等 )	史跡石見銀山遺跡 総合整備事業報告書 ・総合整備事業報告書 ・発掘調査報告書 ・建造物(10社寺)調査報告書	平成25年3月	大田市教育委員会
	2009温泉津 町並み保存活用推進事業報告書	平成22年3月	大田市教育委員会
	石見銀山周辺域における歴史的建造物の調査 ※平成26・27年度にも調査を実施	平成29年3月	石見伝統建築文化研究会
	内藤家住宅建築調査報告書	平成30年3月	大田市教育委員会
	島根県指定史跡 石見銀山御料郷宿泉屋遺宅金森家 主屋保存修理工事報告書	平成31年3月	金森清俊
	琴ヶ浜に係る学術的調査研究成果報告書 ※平成25・28年度にも総合的調査を実施(委託調査)	令和3年9月	島根大学への委託調査
立	大田市誌	昭和43年10月	大田市
誌	大田市三十年誌	昭和58年12月	大田市教育委員会
市史	仁摩町誌	昭和47年1月	仁摩町
町誌	温泉津町誌 上巻	平成6年8月	温泉津町
	温泉津町誌 中巻	平成7年9月	温泉津町
その	温泉津町誌 下巻	平成7年3月	温泉津町
他	中世大田・石見銀山関係史料集	平成31年3月	大田市教育委員会

# 未指定文化財の把握調査

大田市における未指定文化財の把握調査は、既往調査の整理のほか、本計画の作成の一環と しては以下の3つの調査を行った。

- ○地域調査員(市民)による文化財の把握調査
- ○『地域の宝』再発見アンケート調査
  - ・各まちづくりセンター(27施設)でのアンケート用紙の配付・回収(全戸配付)
  - ・中学校でのアンケート用紙の配付・回収
- ○「地域の宝(文化財)の再発見」ワークショップ

# (1)地域調査員(市民)による文化財の把握調査

27 のコミュニティごとに数名の地域調査員を任命し、令和2年度(2020)、3年度(2021)にお いて文化財の把握調査を実施した。

把握調査は、地域調査員に原則、現地調査を実施してもらい、文化財1点ごとに大田市文化 財調査カードを作成することとし、提出されたカードを事務局(石見銀山課)で整理し、場所 が特定できるものは地図情報としても整理した。

## <大田市文化財調査カード(A4判・横、表裏)>



( ⊕ × ∓ )

文化部の種別。 作用別連動等美術工芸品(金雕、単純、工芸品、書館、興義、古文書、考古資料、歴史資料等) (世紀)漢數 音楽・工芸技術。 「世紀]克敦性・生象 信仰・毎中行事等に関する無容滑・原格芸術・原経統 「世月[第一時] を動物が一定等 (名川園・福参・発き、新作・丘奈 (天)動物・植物・煙波動・ (文学)文化の表現 (伝達)伝統的連結物群。 「保約]文化財の保存に必要な材料製作、総理、修復の技術等 「世遺]連蔵文化館 【その他)食文化(伝統的な料理)、開物時、伝統初な特望品・産業、物語・伝承など。

# (2)『地域の宝』再発見アンケート調査

『地域の宝』再発見アンケート調査は、市民及び中学生を対象として行った。 調査の方法と結果概要は次のとおりである。

#### ア 市民アンケート調査

#### 1)調査の概要

#### ■調査方法

自治会配布によりアンケート調査票を全戸配布。まちづくりセンター経由で回収。

#### ■実施時期

令和2年(2020)11月19日(木)、自治会配布 令和3年(2021)1月15日(金)、提出期限

#### 2)調査の結果概要

○提出件数:86件…大田町52件、川合町5件、久手町1件、長久町10件、五十猛町4件、 三瓶町池田2件、三瓶町志学1件、北三瓶1件、水上町1件、祖式町1件、温泉津町温泉 津4件、温泉津町井田4件

#### <多い地域の宝>

· 寺院、神社、城跡、古墳

#### <活かす取組・アイデア>

- ・各寺院、お宮を御朱印帳を持って回る。
- ・地域の古老の聞き取りをしてほしい など

# <『地域の宝』再発見アンケート(A4判・縦、表裏)>

#### 『地域の宝』の再発見【大田地区】← ~よく知られた、あまり知られていない、埋もれている・・・・ 「地域の宝」(文化財)を教えてください~ 大田市には、各所に有形無形の数多くの文化財が存在します。その中には、文化財指定などにより保 存・活用しているもののほかに、膨大な数の未指定等の文化財が存在していると考えられます。 大田市では、こうした有形無形、指定・未指定などの文化財の保存・活用をめざし、基本的なアクシ ョンプラン (目標や具体的な取組など明らかにする計画) である「文化財保存活用地域計画」の策定に 取り組んでいます。↩ この計画に、市民のみなさまがご存じの文化財の情報、及び文化財の保存・活用や歴史文化を活かし た地域づくりなどに関する思い・意見を反映させるため、「地域の宝」を募集します。+ 【提出方法】 〇 この用紙に記入して、<u>お住まいの地区のまちづくりセンター</u>または<u>大田市徐所教育部石見線山護</u>に ご提出ください。# ○締め切り: 令和●(202●)年●月●円(●) = <問い合わせ先> 大田市役所教育部石見銀山課 電話: (0854) 83-8132 FAX: (0854) 84-91564

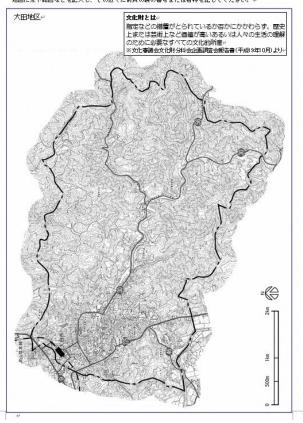
■お住まいの地区(地域)で、国・県・市が指定・選定している文化財以外(未指定等文化財)で、守り ・活かしたい「地域の宝(文化財)」がありましたら、 この用紙を複数ご使用ください。※「文化財とは」:裏面をご覧ください。#場所を示すことができる場合は、裏面の地図にご記入ください。#

番号 地域の宝(未指定等文化財)の名称。 左記の概要や特徴など(問題点を含む) 2. 34 4+ 54

- 別> # 経論称: 伝統的 (歴史的) な節家・民家・土蔵、工場、寺社、祠・・・ # 工作物・石造物: 歴史的な実験・返止場、橋、石垣、磯、石灯、龍、透標・・ # 民を苦能・計事・識り、祭り、寺や神社の行事・・・ # 伝承・復習・信仰・食女化・言い伝え、神話、伝承地、伝統的な習慣、伝統的な料理や食材・・・ # 伝統の佐藤女将籍・5種能、第一川の漫法、特隆島、風物語・・ # 自然・天然記念物: 近山海、渓谷、渓流、渚、奇岩、信仰の山、巨木、希少な植物・生き物・・ # 古坂 柳原 歴史的なぼ・「徳、康國・ # 美 Lい保朝: 自然の保頼(山・森、川、海岸…)、町並みの保頼、田園・棚田・集落の保頼、寺々# 美 Lい保朝: 自然の保頼(山・森、川、海岸…)、町並みの保頼、田園・棚田・集落の保頼、等々#

■地域の宝(文化財)を守り、活かす取組・アイチア、問題点などについて、自由にご記入ください。#

地図に点や範囲などを記入し、その近くに前頁の表の番号または名称を記してください。



#### イ 中学生アンケート調査

#### 1)調査の概要

#### ■実施方法

市内中学校の生徒にアンケートと調査票を学校経由で配布・回収

#### ■実施時期

令和2年(2020)12月14日(月)、学校配布、834人 令和3年(2021)1月20日(水)、提出期限

#### 2)調査の結果概要

○提出件数:864件…一中411件、二中149件、三中21件、西中215件、志学中44件、北 三瓶中24件

#### <多い地域の宝>

・イベント(中日つぁん、天領さん等)、自然、景観

## <活かす取組・アイデア>

- ・清掃活動などボランティアに積極的に参加する
- ・ポスターやパンフレット、SNSなどで広める
- ・ツアーやイベントをする
- ・学校の授業などで学んで知る

# <『地域の宝』再発見アンケート(A4判・縦、表裏)>

#### 『地域の宝』の再発見【大田地区】← ~よく知られた、あまり知られていない、埋もれている・・・ 「地域の宝」(文化財)を教えてください~

・ 大田市には、各所に有形無形の数多くの文化財が存在します。その中には、文化財指定などにより保存・活用しているもののほかに、膨大な数の未指定等の文化財が存在していると考えられます。↔ 大田市では、こうした有形無形、指定・未指定などの文化財の保存・活用をめざし、基本的なアクミ ョンプラン(目標や具体的な取組など明らかにする計画)である「文化財保存活用地域計画」の策定に 取り組んでいます。↩

この計画に、市民のみなさまがご存じの文化財の情報、及び文化財の保存・活用や歴史文化を活かし た地域づくりなどに関する思い・意見を反映させるため、「地域の宝」を募集します。 【提出方法】+

O この用紙に記入 して、<u>お住まいの地区のまちづくりセンター</u>または<u>大田市役所教育部石見銀山課</u>に

ご提出ください。

○締め切り: 令和●(202●)年●月●日(●) ↔ <問い合わせ先>。

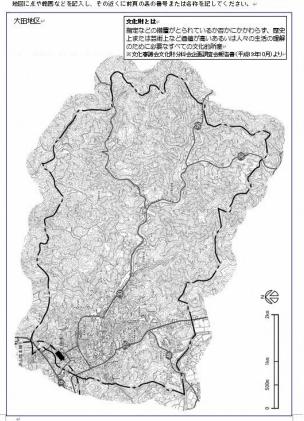
大田市役所教育部石見銀山課 電話: (0854) 83-8132 FAX: (0854) 84-9156-

■ お住まいの地区(地域)で、国・県・市が指定・適定している文化財以外(未指定等文化財)で、守り ・活かしたい「地域の宝(文化財)」がありましたら、下表にご記入ください。六つ以上ある場合は、 この用紙を複数ご使用ください。※「文化財とは」:裏面をご覧ください。⇒ 場所を示すことができる場合は、裏面の地図にご記入ください。⇒

番号	地域の宝(未指定等文化財)の名称		左記の概要や特徴など(問題点を含む)4
1 ↔	th th	ė)	
24	<del>(</del> 2	÷	
34	4) 43	ęJ.	
4+	ę. ę3	ټ	
5₽	÷	+2	

■地域の宝(文化財)を守り、活かす取組・アイデア、問題さなどについて、自由にご記入ください。

・ 地域の宝(文化財)マップ□
■取り上げていただいた「地域の宝(未指定等文化財)」のうち、場所を示すことができる場合は、下の 地図に点や範囲などを記入し、その近くに前頁の表の番号または名称を記してください。



# (3)「地域の宝(文化財)の再発見」ワークショップ

7ブロックごとに、各地域の市民に参加してもらい、ワークショップを通じて文化財の把握 や保存・活用への意見の聴取を行った(下記のプログラムを参照)。

ワークショップでは、各ブロックを構成するコミュニティごとに班を設け、それぞれのコミュニティの市民に参加してもらった。

#### <ワークショップのプログラム>

# プログラム

## はじめに

- ○趣旨説明
- ○ワークショップの進め方、作業の説明

# 1 有形・無形の地域の宝(文化財)について ~地区ごとに~

# ■テーマ1 調査・アンケート結果を確認しましょう~内容と場所に間違いないか?~

# ■テーマ2 他には地域の宝はありませんか? (指定等文化財以外) ~知っている地域の宝(文化財)を出し合いましょう~(黄色のフセン)

## <参考:地域の宝(文化財)の例>

- ・建築物・町並みなど:伝統的(歴史的)な公共公益施設、商家・民家・土蔵、工場、寺社、鏝絵・・・
- ・工作物・石造物: 古くから存在する水路、堤防、石垣、碑、墓石、石灯籠、道標・・・
- ・民俗芸能・神事など:踊り、祭り、神楽、寺社の行事、言い伝え、伝統的な習慣、風物詩・・・
- ・自然・天然記念物:渓谷・渓流、滝、奇岩、信仰の山、特徴的な海岸、樹木、生き物・・・
- ・その他:城跡、美しい景観、歴史的な道、伝統的産業・技術、美術工芸品、特産品、食文化・・・

# ■テーマ3 地域の宝(文化財)の保存・活用の問題点、取組みなどを教えてください~ 日頃、感じていることなどを出し合いましょう~(ピンク色のフセン)

- ○なくなるかも知れない文化財、埋もれた状態の文化財、地域の宝を守るのに困っていること・心配なことなどを教えてください
- ○文化財の保存・活用の課題や取組などを話し合いましょう

## 2 発表·意見交換 ~全体~

- ○地区ごとに今日の成果の発表・意見交換
- ○おわりに





# 3 文化財の把握及び調査の現状と課題

## (1) 未指定文化財の把握と現状

大田市の未指定文化財については、前述の方法などにより把握調査を行った。その概要を類型別・時代区分別に整理したものが下表である(時代区分は推定もある)。なお、埋蔵文化財については、地域、種別、時代等により検索が可能な島根県遺跡データベースをもとにしている。この表から未指定文化財の現状について整理すると以下のようになる(分野別の件数については、本章第2節「2 未指定文化財」を参照)。

- ○建造物については、2つの重要伝統的建造物群保存地区以外の地域の把握調査が不十分である。
- ○美術工芸品については、近世以降の資料の把握調査が不十分である。なお、把握できている考古資料は、ほぼ全てが行政の発掘調査によるものである。
- ○無形の文化財については、既往調査、市民調査を含めてほとんど把握できていない。
- ○有形の民俗文化財については、ほとんど把握できていない。
- ○無形の民俗文化財については、調査は開始しているが把握が不十分である。
- ○記念物については、名勝地、動物・植物・地質鉱物についての把握調査が不十分である。
- ○文化的景観については、世界遺産登録の際に石見銀山の調査は実施したが、その他の地域 の把握調査が不十分である。
- ○伝統的建造物群については、2つの重要伝統的建造物群保存地区以外の把握調査が不十分である。
- ○埋蔵文化財については概ね把握できてる。
- ○その他の文化財については、調査は開始しているが把握が不十分である。

表 2-2 大田市の未指定文化財の把握状況

※令和4年(2022)8月末現在

	文化財の類型			古代	中世	近世	近現代
	建造物(建築物、土木構造物)		_	_	1	Δ	Δ
		絵画	_	_	0	Δ	Δ
		彫刻	_	_	0	Δ	Δ
士形士儿母		工芸品	_	_	0	Δ	Δ
有形文化財	美術工芸品	書跡・典籍	_	-	0	Δ	Δ
		古文書	_	-	0	Δ	Δ
		考古資料	×	Δ	$\triangle$	Δ	Δ
		歴史資料	_	-	Δ	Δ	Δ
無形の文化則	ł		_	_	×	×	×
有形の民俗文	化財		_	-	×	×	×
無形の民俗文	化財		_	-		Δ	
	遺跡		0	0	0	0	0
記念物	名勝地		_	Δ	$\triangle$	Δ	Δ
	動物・植物・地質鉱物		0	0	Δ	Δ	Δ
文化的景観		_	_	×	×	×	
伝統的建造物群			_	_	_	Δ	Δ
埋蔵文化財(島根県遺跡データベース)			0	0	0	0	0
その他(風物	n詩、特産品、	伝承など)	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ

<sup>○:</sup>ほぼ調査ができている △:調査は開始しているが不十分

<sup>×:</sup>調査ができていない -:該当なし

<sup>※</sup>無形の民俗文化財については、現在まで伝承されているものが対象となるため、時代区分ごとの分類は行わなかった。

# (2) 文化財調査の現状と課題

大田市では石見銀山遺跡の発掘調査を進めており、熊谷家住宅をはじめとした建造物、重要 伝統的建造物群保存地区の調査も行われている。世界遺産の登録に関しては文化的景観の調査 も実施されており、石見銀山に関連する文化財については把握調査・専門的調査ともに進んで いる。

また、近年では日本遺産の認定に際しても構成文化財の調査が行われ、ストーリーに組み込まれた未指定文化財については専門的調査が実施された。

一方、石見銀山、日本遺産と関連しない文化財については、把握調査・専門的調査ともに不 十分である。把握調査については、表 2-2 で示したように、無形の文化財、有形の民俗文化財、 文化的景観は調査が実施できておらず、近世以降の有形文化財や伝統的建造物群などは調査が 不十分である。専門的調査については、指定等文化財についても十分とはいえず、特に指定さ れた年代が古いものについては、文化財の価値を正確に把握できていないものも存在する。

また、近年注目されている近代化遺産や戦争遺跡などについても把握調査・専門的調査が不 十分である。

# 第2節 大田市の文化財の概要

# 1 指定等文化財

## (1) 指定等文化財の概要

大田市の指定等文化財は、令和4年(2022)8月31日現在128件であり、そのうち国指定が12件、県指定が42件、市指定が74件となっている。

文化財の類型で最も多いのは有形文化財であり、75件と全体の6割近くを占めている。次いで、記念物が40件、民俗文化財が11件、伝統的建造物群が2件となっている。このうち記念物に関しては、40件のうち21件が天然記念物であり、半数以上を占めている。

なお、文化財保護法に規定されている無形文化財、文化的景観、及び登録有形文化財・記念物はない。

この他、「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」(選択)が1件(西田のヨズクハ デ製作技術)ある。

また、石見銀山に関連した史跡、重要文化財、伝統的建造物群保存地区は、環境に配慮し、自然と共生した鉱山運営を行っていたことが特に評価され、平成19年(2007)に「石見銀山遺跡とその文化的景観」として世界遺産(文化遺産)に登録された。世界遺産は面積529.17haとなり、「銀鉱山跡と鉱山町」「港と港町」「街道」の3つの分野に分けられる14の資産で構成されている。

さらに、令和元年(2019) 5月に「神々や鬼たちが躍動する神話の世界~石見地域で伝承される神楽~」(浜苗市、益苗市、大苗市、江津市、川本町、美郷町、営南町、津和野町、吉賀町)が、令和2年(2020) 6月に「石見の火山が伝える悠久の歴史~ "縄文の森" "銀"の山"と出逢える旅~」が日本遺産に認定されている。

# 表 2-3 大田市の指定等文化財の件数

※令和4年(2022)8月31日現在

長2-3 大田市の指	旨定等文化財の件数		※令和	日4年(2022)	8月31日現在
種別	(6類型:法第2条)	玉	県	市	合計
指定等文化財合計	12	42	74	128	
有形文化財	3	25	47	75	
	建造物	1	5	8	14
	美術工芸品	2	20	39	61
無形文化財		0	0	0	0
民俗文化財		1	2	8	11
	有形民俗文化財	0	0	1	1
	無形民俗文化財	1	2	7	10
記念物		6	15	19	40
※指定されると、遺	遺跡(史跡)	1	9	5	15
跡は史跡、名勝地	遺跡(史跡)及び名勝地(名勝)	0	0	2	2
は名勝、動物・植	名勝地(名勝)	0	0	2	2
物・地質鉱物は天 然記念物となる。	動物・植物・地質鉱物 (天然記念物)	5	6	10	21
文化的景観		0	_	_	0
伝統的建造物群		2	_	_	2
	鉱山町、陣屋町、港町、温泉町等	2	_	_	2
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財		1	_	_	1
文化財の保存技術	0	_	_	0	

※表中の「一」は制度がないことを示す。

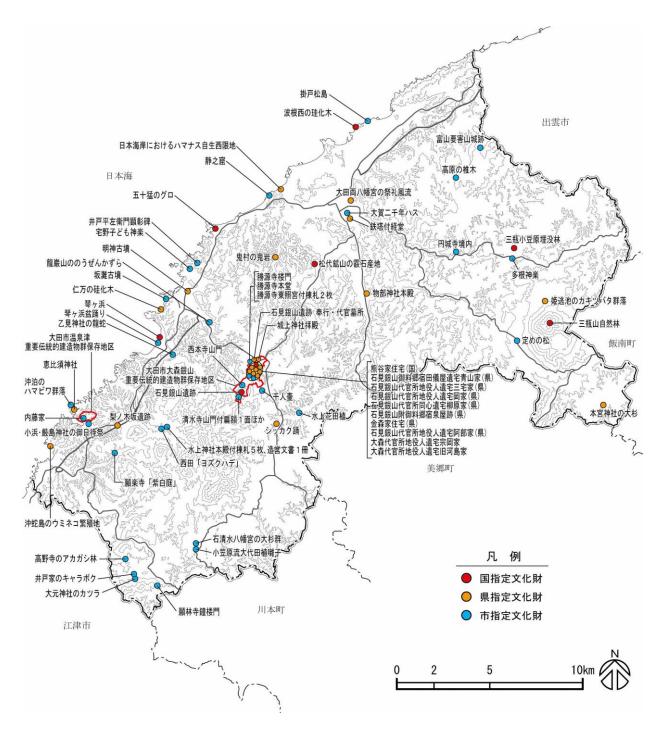


図 2-1 大田市の指定等文化財の位置(絵画・彫刻・工芸品・古文書等を除く)

### (2) 指定等文化財の類型別の内容

指定等文化財について、文化財保護法に規定されている6類型(第2条)と埋蔵文化財(第92条)及び文化財の保存技術(第147条)ごとに内容を整理する。

### ア 有形文化財

#### 1) 建造物

指定されている建造物は 14 件(国 1 件、県 5 件、市 8 件) あり、すべて建築物又は建築物を含むもの(「附」として棟札などがある。)である。

その多くは石見銀山附御料(天領)の代官所が置かれた大森町に位置しており、近世の民家や社寺建造物が多くを占める。代表的な建造物としては、代官所の御用商人として町年寄、掛屋、郷宿などを勤めた熊谷家住宅が挙げられ、屋敷内にはその他 5 棟の土蔵(いずれも国指定)が建つ。また、石見銀山の外港として栄えた温泉津では近世商家の内藤家(市指定)が指定されている。

社寺建造物は11件が指定され、代表的なものとして物部神社本殿(県指定)が挙げられる。物部神社は、古くから石見国の一宮として崇敬され、本殿は大社造の流れを汲んだ、全国でも最大級の春日造社殿である。また、銀山にゆかりのある城上神社、恵比須神社(いずれも県指定)等の社殿のほか、かつて「銀山百ケ寺」といわれたほど多くの宗派の寺院が今も各所に点在し、往時の姿を保ち続けている。

### 2) 美術工芸品

指定されている美術工芸品は61件(国・重要文化財2件、県20件、市39件)あり、絵画、 彫刻、工芸品、書跡、古文書、考古資料からなる。

これらのうち絵画が19件と最も多く、次いで工芸品が14件、彫刻が12件、古文書が9件、 書跡4件、考古資料3件となっている。

重要文化財2件のうち「太刀 銘了戒」は、天文11年(1542)、大内義隆が物部神社に奉納したと伝わる社宝で、作者了戒は鎌倉末期の名工である。また、「辻が花染丁子文道服」は、当時の染色技術の最高峰で、絹や色染料をふんだんに使用した高価な衣装であり、慶長8年(1603)に徳川家康から山師(鉱山経営者)安原伝兵衛に贈られたものである。

#### イ無形文化財

大田市には指定されている無形文化財(重要無形文化財)はない。

#### ウ 民俗文化財

#### 1) 有形民俗文化財

指定されている有形民俗文化財は、仁摩町にある市指定の1件(乙見神社の龍蛇)である。 乙見神社は仁摩町馬路の琴ケ浜の背後となる山中に位置し、龍蛇が琴ヶ浜に上り、これを奉納する信仰が継承されている。また、毎年10月に行われる例大祭では、長さ約3m、重さ約340kgもある「大あしなこ」(かかとの部分がない短めのわら草履)を100人ほどで引きながら馬路の町並みを練り歩き、乙見神社では神楽が奉納される。

#### 2)無形民俗文化財

指定されている無形民俗文化財は10件(国1件、県2件、市7件)ある。

これらのうち重要文化財は「五十猛のグロ」、県指定は「シッカク踊」(水上町)と「大田両八幡宮の祭礼風流」(大田町)であり、市指定は田植囃子(大代町)、花田植(水上町)、神楽(三瓶町)、子ども神楽(仁摩町)、盆踊り(仁摩町)、御日待祭(温泉津町)、ヨズクハデ(温泉津町)と多彩である。

重要文化財である「五十猛のグロ」は小正月の行事で、毎年、年頭に「グロ」と呼ばれる竹を主な材料とした直径 10mほどの円錐形の仮屋を設けて歳徳神を迎え、1年の豊漁や無病息災などを祈願する。

これらの他に、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財として、温泉津町湯里の西田 地区の「西田のヨズクハデ製作技術」が選択されている。

### 工 記念物

### 1) 遺跡

指定されている遺跡(史跡)は15件(国1件、県9件、市5件)ある。

国指定史跡として大田市大森町から仁摩町、温泉津町にかけて広がる石見銀山遺跡がある。 石見銀山遺跡は大永7年(1527)の発見から昭和18年(1943)の閉山に至るまで約400年間にわたり鉱山都市として開発が行われたため、鉱山運営に関わる総体的なシステムが良好に保存されている遺跡である。史跡地内では、銀山の経営を巡る争奪の跡(山城)の他、生産(坑口、坑道、吹屋等)、流通(街道、港湾集落)、信仰(社寺、石造物等)、支配体制の痕跡(番所、代官所、柵)を示す様々な遺構が確認されている。

県指定史跡には、前神古墳や梨ノ木坂遺跡、石見銀山遺跡奉行代官墓所などがあり、大森銀山の町並みには、武家屋敷4件、商家2件など、陣屋町であったことを示す建造物が多数残っている。

仁摩町に所在する明神古墳は、横穴式石室を有する古墳で、石室内部には家形石棺が納められている。古墳時代後期の築造で、安永年間(1772~1776)以降、数度の発掘が官・民により実施されている。

市指定史跡として坂灘古墳や富山要害山城跡など5件が指定されている。坂灘古墳は仁摩町の海岸部に築造された古墳で、古墳内部には小口積箱式石棺と人骨が確認されている。

これらの県及び市指定史跡の多くは、石見銀山と直接的、あるいは間接的に関りを持つ遺跡が多く、石見地方東部において銀山の開発が及ぼした影響力の大きさを物語っている。

#### 2) 遺跡及び名勝地

指定されている遺跡(史跡)及び名勝地(名勝)は2件で、いずれも市指定の円城寺境内(三 瓶町)と井戸平左衛門顕彰碑(仁摩町)である。

円城寺は、平安時代中期、朱雀天皇の治世期(930~946)頃に開山されたとされる大田市内唯一の天台宗寺院である。開基は朝満上人で、巡教時に用いた椿の杖を地に投じた逸話から、山号を霊椿山とする。最盛期には寺領三千石、48 坊を有する規模であったが、石見銀山を巡る毛利・尼子の戦乱に巻き込まれ焼失する。現在、境内の伽藍には仁王門・観音堂・鐘楼・経堂・庫裏を残す。境内墓地には石仏や宝篋印塔が散見される。境内から眺望する三瓶山の風景が名勝として評価されている。

井戸平左衛門顕彰碑は、享保の大飢饉(1730年頃)に際し備蓄米や私財の供出を行い、救荒作物として甘藷の栽培を奨励した第19代大森代官・井戸平左衛門への報徳心から建立された石碑である。建立年は不明だが幕末頃の建立と推測されており、碑文は幕末の三筆と称される

質名海屋の筆といわれる。壮麗な基壇と二基の灯篭を有し、灯篭は元治元年(1864)に奉献されたものである。顕彰碑の表面には「井明府報徳碑」と刻まれ、使用されている石材はすべて地元で産出する凝灰岩が使用されており、庭師・乾氏の手によるものとされている。なお、大田市内には井戸平左衛門の頌徳碑が97基(井戸神社を含む)確認されているが、指定されているものはこの1基のみである。

#### 3) 名勝地

指定されている名勝地(名勝)は2件で、いずれも市指定の掛戸松島(久手町)と願楽寺「紫白庭」(温泉津町)である。

掛戸松島は久手町波根西の日本海沖にそびえ立つ奇岩で、岩には松が生育している。この地域はもともと波根湖が広がっており、増水期には氾濫を繰り返す水難の地であった。徳治元年 (1306)、地元の郷土、有馬次郎左衛門らは1,000 名以上の人役と7年余りの歳月をかけて山岳を開削し、波根湖の水を日本海に疎水することに成功した。その後、波根湖からの流水と日本海の荒波によって、開削時に生じた岩石が浸食され、独特の海岸景観を形成している。昭和6年 (1931)、出雲市高松町出身の日本画家、竹田霞村により広く世に紹介され、「石東の名所」として知られるようになった。

願楽寺は、文明3年(1471)、浄念の開基とされる浄土真宗本願寺派の寺院である。本堂は文化10年(1812)に再建、山門は弘化3年(1846)に建築されている。記念物として指定された紫白庭は、天明の大飢饉(1780年頃)の際、第11代住職諦観が備蓄米を供出したことにより、これに感謝した村民が庫裏の裏山斜面を開削して庭園を造ったとされる。さつきを中心とした植栽が行われ、池と滝組みが配され、つつじ、さつきが見ごろを迎える春が特に美しい。

### 4)動物・植物・地質鉱物

指定されている動物・植物・地質鉱物(天然記念物)は21件(国5件、県6件、市10件) ある。

これらのうち、国指定の天然記念物は波根西の珪化木 (久手町)、松代鉱山の 霰 石産地 (久手町)、三瓶山自然林 (三瓶町・山口町)、三瓶小豆原埋没林 (三瓶町)、琴ヶ浜 (仁摩町) で、地域的 (沿岸部から山地部)、種別的に多様である。

県指定では姫逃池のカキツバタ群落 (三瓶町)、沖蛇島のウミネコ繁殖地 (温泉津町)、鬼村の鬼岩 (大屋町) 等6件が指定されている。

市指定の天然記念物としては、静之 窟 (静間町)のほか、定めの松 (三瓶町)など植物関係が 9 件指定されている。

これら天然記念物のうち、8件が日本遺産「石見の火山が伝える悠久の歴史~ "縄文の森" "銀"の山"と出逢える旅へ~」の構成文化財となっている。

#### 才 文化的景観

大田市には選定されている文化的景観(重要文化的景観)はない。

#### 力 伝統的建造物群

大田市の伝統的建造物群としては、大森銀山伝統的建造物群保存地区、温泉津伝統的建造物 群保存地区(いずれも国選定)がある。 大森銀山地区は、16世紀以降、銀の生産とこれに関連する生業に携わった人々の居住地として発展し、銀山川が流れる谷筋に沿って多くの伝統的建造物が建ち並ぶ。集落背後の山裾にある寺社や墓地、耕作地、それに付属する石垣や石段、石切場などがよく残されており、町家や武家屋敷などの伝統的な家屋と、それらを結ぶ生活道などが一体となって鉱山町の歴史的景観を良好に伝えている。

温泉津地区は、16世紀後半から17世紀にかけて石見銀山の外港の役割を果たし、ここで陸揚げされた生産用物資は、石見銀山街道(温泉津・沖泊道)を通って銀山に運ばれた。道路、温泉津川、水路から成る町の構造は、元禄5年(1692)の町屋敷絵図と比べても大きな変化はなく、港付近では海運業で栄えた廻船問屋の敷地割が残り、上手には旅館や湯治場が軒を連ねる。港町と温泉町の2つの町の性格をあわせもち、江戸後期から昭和初期までの各時代の様式を反映した多様な建造物が独特な町並みを形成している。

### ク 文化財の保存技術

大田市においては、文化財の保存に必要な材料や用具の生産製作、修理・修復の技術等に関して、国により選定された文化財の保存技術(選定保存技術)は存在しない。

ただし、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択されている「西田のヨズクハデ製作技術」があり、これは選定保存技術ではないが、文化財の保存技術の範疇に入る。「ヨズクハデ」は西田地区に独特のもので、稲ハデに稲を架けた姿がヨズク(フクロウ)が羽を休める様子に似ていることからこのように呼ばれている。

### (3) 埋蔵文化財

大田市では、集落遺跡・散布地、古墳・横穴・古墓等、寺院遺跡、中近世の城跡等、窯業などの 生産関係遺跡など、500 箇所以上の埋蔵文化財が確認されている。これらは沿岸部や大森町、 静間川、三瓶川、潮川等の流域を中心に分布している。

埋蔵文化財については、島根県が取りまとめを行い、「島根県統合型GISマップ on しまね島根県遺跡マップ」において、ホームページに公開されている。

※島根県ホームページアドレス:

https://web-gis.pref.shimane.lg.jp/shimane/PositionSelect?mid=10812

### 2 未指定文化財

未指定文化財については、既往調査、地域調査員(市民)による文化財の把握調査、『地域の 宝』再発見アンケート調査(市民、中学生)、「地域の宝(文化財)の再発見」ワークショップ を通じて把握しており、令和4年(2022)8月末時点での把握件数は1023件である。

把握できた文化財をみると、類型ごとの数に開きがあるため、今後も継続的に調査を進める 必要がある。

類型別でみると、建造物が396件と最も多く、次いで遺跡が212件、考古資料が78件などとなっており、類型ごとの概要は次のようになる(詳細は資料編を参照)。

### 【有形文化財 (建造物)】

- ・建築物としては、各地にある寺院の本堂や蔵、神社の拝殿や本殿、祠、才の神(塞神)などがある。
- ・市内には近代建造物の指定・登録はないが、「石州左官」と呼ばれ、国内外の近代建築で 腕を振るった職人たちによる「鏝絵」を飾った建築物が点在しており、かつての職人技術 の高さを今に伝えている。
- ・石造物としては、宝篋印塔、墓石、地蔵、石碑(井戸平左衛門頌徳碑、その他頌徳碑、 災害復興記念碑、道標など)、土木構造物(暗渠、井戸跡、アーチ橋など)がある。

### 【有形文化財 (美術工芸品)】

- ・絵画として、絵馬、掛け軸、涅槃図、日本画、壁画、襖絵、絹本墨画などがある。
- ・彫刻として、薬師如来像、十二神将像、仁王尊、仁王像、石仏などがある。
- ・工芸品として、鏝絵(多数)、造り酒屋の大かめ、寺院の釣り鐘などがある。
- ・書跡・典籍として、寺院の由来記や名号、経典などがある。
- ・古文書として、旧家や寺社が所蔵する史料群、棟札、村絵図などがある。
- ・考古資料として、石見銀山遺跡をはじめ、大田市が実施してきた発掘調査により得られた 出土品がある。
- ・歴史資料として、近代初期の雑誌や引札(宣伝広告)などがある。

#### 【無形の文化財】

・音楽に関して、川合音頭、餅搗き唄、御伊勢音頭、石見銀山捲き上げ節などがある。

#### 【民俗文化財】

- ・有形の民俗文化財として、衣桁や唐箕などがある。
- ・無形の民俗文化財として、山の神祭典、各地に伝わる神楽や祭、盆踊り、神社の祭礼行事、 とんど(とんど焼き)、餅つき、田植囃子、シャギリなどがある。

#### 【遺跡】

・遺跡として、縄文遺跡、古墳、横穴墓群、山城跡、吉永藩の城下町跡、番所跡、たたら跡、 屋敷跡、神社跡、古戦場跡、旧道(街道)、波根湖跡、採石場跡、鉱山跡などがある。

#### 【名勝地】

・名勝地として、忍原峡や鶴降山、森ヶ鼻や大崎ヶ鼻をはじめとする海岸などがある。

### 【動物·植物·地質鉱物】

- ・ヒロハノカワラサイコ、サンベサワアザミ、イズモコバイモなどの稀少植物や彼岸花群生 地などがある。
- ・地質鉱物として、岩石群、オーソコーツァイト(円磨された石英が固結した砂岩)、珪化木 温泉などがある。

#### 【文化的景観】

・文化的景観として、三瓶山の牧野景観、八反田川の田園景観がある。

#### 【伝統的建造物群】

・伝統的建造物群として、大代町大家の町並み、宅野の町並み、仁万の町並みなどがある。

#### 【その他】

- ・民話やその伝承地、方言、珍しい屋号などがある。
- ・三瓶山は、北三瓶小学校、大田小学校、志学中学校、大田高等学校など市内の多くの学校 の校歌に謳われ、市外の出雲商業高等学校の校歌にも登場している。
- ・文化財の修理に従事する石州左官の流れをくむ熟練された左官、大工等の技術・技能も文 化財の保存技術といえる。

#### 表 2-4 未指定文化財の概要

#### ※令和4年(2022)8月31日現在

		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			7K   1			
類型	中央	東部	西部	三瓶	高山	温泉津	仁摩	合計
建	76	46	55	39	63	55	62	396
絵	0	6	2	9	1	0	1	19
彫	1	7	5	3	5	14	0	35
エ	2	1	1	0	0	9	7	20
書	0	2	1	1	2	1	0	7
古	2	4	6	3	5	2	0	22
考	1	2	1	0	49	1	24	78
歴	1	2	0	0	0	1	0	4
無形	1	1	2	1	3	4	0	12
無民	4	3	5	7	5	0	3	27
有民	0	1	1	0	2	0	0	4
遺	29	34	37	16	43	19	34	212
名	6	5	13	9	4	7	16	60
動植地	8	8	5	11	12	9	16	69
遺名	0	0	0	0	0	0	0	0
文景	0	0	0	1	1	0	0	2
伝建	2	1	0	1	2	0	3	9
その他	5	2	8	18	7	2	5	47
合 計	138	125	142	119	204	124	171	1023

文化財類型(主な文化財の対象物)

【建】建造物(建築物、地蔵・単体の墓・石碑などを含む石造物)

・石碑などを含む石造物) 【絵】絵画(掛軸等) 【工】工芸品(鏝絵等) 【書】書跡・典籍

【彫】彫刻(仏像等) 【古】古文書(古文書·棟札等)

【無形】演劇·音楽·工芸技術·食文化

【無民】衣食住・生業・信仰・年中行事に関する風俗習慣・民俗芸能・民俗技術

【有民】無形の民俗文化財に用いられる衣服・器具・家具等

【遺】貝塚·古墳·都城跡·旧宅、墓地、貯水池·溜池、街道跡等

【名】庭園·橋梁·峡谷·海浜·山岳等

【動植地】動物・植物・地質鉱物

【遺名】遺跡及び名勝地

【文景】文化的景観(農山村景観、伝建に該当しない町並み景観など)

【伝建】伝統的建造物群

【その他】風物詩、伝統的な特産品・産業、伝承、伝統的な音、地名など

※遺跡・埋蔵文化財については、島根県遺跡データベース(島根大学)及び島根県統合型 GIS 「マップ on しまね」で公開されており、その数は 500 件を超えている。本計画では、既往調査、地域調査員(市民)による文化財の把握調査、アンケート調査(市民、中学生)、ワークショップを通じて把握したものを示す。なお、埋蔵文化財等については、必要に応じて島根県遺跡データベース(島根大学)及び島根県統合型GIS 「マップ on しまね」で確認することとする。

### 3 大田市の世界遺産と日本遺産

### (1)世界遺産(文化遺産)

「石見銀山遺跡とその文化的景観」は平成19年(2007)7月に、鉱山遺跡としてはアジアで初めて世界遺産(文化遺産)に登録された。この遺跡は、東西世界の文物交流及び文明交流の物証であり、伝統的技術による銀生産を証明する考古学的遺跡及び銀鉱山に関わる土地利用の総体を表す文化的景観としての価値を持っているとの評価がなされている。世界遺産としての範囲は、大田市西部の大森町、温泉津町、仁摩町にまたがって位置し、銀の採掘・精錬から運搬・積み出しに至る鉱山開発の総体を表す「銀鉱山跡と鉱山町」「港と港町」及びこれらを繋ぐ「街道」から成っている。

表 2-5 世界遺産の構成資産

類型	名称		概要
重要文化財	熊谷家住宅		大森地区における最大規模の商家建築。有力商人の地位や生活の変遷を最
			もよく示している。
史跡	石	銀山柵内	16 世紀前半から本格的に開発され、20 世紀まで操業された銀鉱山遺跡の本
	見		体。江戸時代初め柵で厳重に囲まれていたことからこの名がある。銀の生産活
	銀		動はもちろんのこと、生活・流通・信仰・支配に関わる遺構・遺物が良好に残る。
		代官所跡	17世紀に銀山柵内から大森地区に移転した石見銀山支配の中枢施設跡。
	遺		1800 年頃再建された表門・門長屋の建築遺構が残る。
	跡		(跡地には、明治 35 年(1902)邇摩郡役所が建築され、その建物は現在石見銀
			山資料館として利用されている)
		矢滝城跡	石見銀山を防御するための山城遺構の一つで、温泉津沖泊道が近くを通る。
			中世山城の立地・形態をよく留める。
		矢筈城跡	石見銀山を防御するための山城遺構の一つで、温泉津沖泊道を挟んで矢滝
			城と対峙する。中世山城の立地・形態をよく留める。
		石見城跡	石見銀山を防御するための山城遺構の一つで、仁摩方面に出る街道沿いを守
			備する。中世山城の立地・形態をよく留める。
		宮ノ前地区	大森地区の代官所跡近くで発見された、16 世紀末~17 世紀初頭の銀精錬工
		<b>用</b>	房跡。
		羅漢寺五百羅漢	岩盤に3つの石窟を穿ち、石造の三尊仏と五百羅漢坐像 500 体を安置する。
			18世紀中頃の制作で、石見銀山の石造物文化を代表する信仰遺跡。
		鞆ケ浦道	鞆ケ浦が銀・銀鉱石の積出港として機能していたときに利用された全長約7kmの街道。
		温泉津沖泊道	石見銀山の外港であった温泉津・沖泊と柵内を結ぶ全長約 12km の街道。17
			世紀初頭に尾道道が開発された以降も銀山と港を繋ぐ幹線路であった。
		鞆ケ浦	16 世紀前半から中頃にかけて銀・銀鉱石を博多に積み出した港。船の保留用
			に自然の岩盤をくり抜いた鼻ぐり岩などが中世港湾を彷彿とさせる。繁栄した頃
			の土地利用を引き継ぐ集落景観も貴重である。
		沖泊	主に16世紀後半の約40年間、銀の輸送や、石見銀山への物資補給、軍事基
			地として機能した港。二つの城跡や鼻ぐり岩などが往時を偲ばせる。温泉津と
			一体となって歴史を重ねた場所であり、集落は往時の土地利用を今に引き継
<b>4.</b> 元		+ MI 1 - 3 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	いでいる。
			鉱山に隣接して発展した、江戸時代幕府の直轄地の石見銀山附御料150余村
	生保 建造物群保存地区		の中心町。武家・商家の旧宅や、社寺などが混在してよく残る。昭和 62 年
存地区			(1987)の国選定。
			石見銀山の外港として発展した温泉のある港町。江戸時代以来の町割りをよく
	适	物群保存地区	残し、町家、廻船問屋、温泉旅館、社寺等の伝統的建造物がよく残る。平成 16
			年(2004)、温泉町としては日本で唯一の国選定を受けた。



大森の町並みと山並み

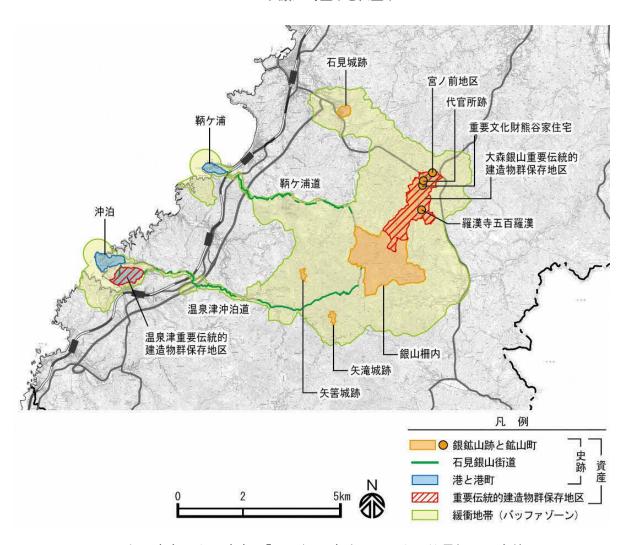


図 2-2 世界遺産(文化遺産)「石見銀山遺跡とその文化的景観」の全体図

### (2) 日本遺産

日本遺産は、地域に点在する文化財を、地域の歴史的な魅力や特色を伝えるストーリーで結び、地域の活性化や観光振興に結びつけようとする事業である。大田市においては、「神々や鬼たちが躍動する神話の世界~石見地域で伝承される神楽~」と「石見の火山が伝える悠久の歴史~ "縄文の森" "銀"の山"と出逢える旅へ~」の2件が日本遺産に認定されている(以下、本文中は日本遺産(火山)、日本遺産(神楽)という)。

### <神々や鬼たちが躍動する神話の世界~石見地域で伝承される神楽~>

- ○認定日:令和元年(2019)5月20日
- ○類 型:シリアル型(複数の市町村にまたがってストーリーが展開)
- ○認定市町村:浜田市、益田市、大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町
- ○ストーリー

島根県西部、石見地域一円に根付く神楽は、地域の伝統芸能でありながらも、時代の変化を 受容し発展を続けてきた。その厳かさと華やかさは、人の心を惹きつけて離さない。神へささ げる神楽を大切にしながら、現在は地域のイベントなどでも年間を通じて盛んに舞われ、週末 になればどこからか神楽囃子が聞こえてくる。

老若男女、観る者を魅了する石見地域の神楽。

それは古来より地域とともに歩み発展してきた、世界に誇る宝なのだ。

表 2-6 日本遺産の構成文化財 (大田市関係)

名称	指定等の状況	ストーリーの中の位置づけ
石見神楽	未指定	石見地域で神職により伝えられていた神楽が明治以降に民衆に受け継がれた
	(無形民俗)	氏子神楽。石見地域一帯に伝わりその団体数は 130 を超える。
石見神楽面	未指定	明治期には、氏子へ神楽が受け継がれ多くの団体が発生したため、量産可能
	(工芸品)	な和紙で作られた面が普及した。邑南町の市木には、明治から昭和にかけて
		使用された面の型が現存している。
多根神楽	市無形民俗	明治時代に三瓶町多根地区で始まったとされ、舞の種目は七座七種の能舞
		十八種。演目は「塩清め」「榊舞」「千早舞」「ござ舞」「四方幣」「手草舞」「四方
		剣」「芝佐」「国向けの舞」「吉利女」の他8番ある。 六調子の優雅な舞であり、ア
		メリカのディズニーランドでも親善公演を行う等、各地で公演している。
宅野子ども神楽	市無形民俗	日本海に面する仁摩町宅野地区に江戸時代から伝わる地区内の小中学生が
		舞う神楽。演目は「清祓」「えびす舞」「鬼舞」「獅子舞」「八幡」「酒造り」「大蛇」
		がある。毎年、正月行事として地区内で舞われている。アメリカボストンの音楽
		祭東アジア子ども芸術祭で公演している。
温泉津重要伝統	重伝建地区	世界遺産石見銀山の外港として栄え、永く湯治場として名を馳せた温泉のある
的建造物群保存		町。平成 16 年(2004)に温泉町としては日本で唯一の国選定を受けた。現在
地区		では毎週土曜日に石見神楽の定期公演が実施されている。
角寿司•箱寿司•	未指定	地域の祝い事には欠かすことのできない石見の味。神社で行われる奉納神楽
押し寿司	(無形民俗)	において振る舞われることもある。







宅野子ども神楽

## <「石見の火山が伝える悠久の歴史」~"縄文の森""銀の山"と出逢える旅へ~>

- ○認定日:令和2年(2020)6月19日
- ○類型:地域型(単一の市町村でストーリーが完結)
- ○ストーリー

地下へ続く階段を下りていくと、目の前にそびえ立つ幾本もの巨大な木――。三瓶山の噴火で地中深くに埋まった縄文時代の木々が、悠久の時を超え、当時のままの姿を現している。 火山大国である日本。

人々を脅かす噴火であるが、石見の国おおだには様々な恩恵をもたらしてくれた。かつて世界に「ジパング (日本)」の名をとどろかせた石見銀山の鉱床もマグマから生まれたのである。 そして火山が育んだ豊かな大地は生活を潤してくれた。

暮らしの根っこに火山の歴史が息づくまち、石見の国おおだ。ここには火の国のめぐみと出 逢える旅が待っている。

### 表 2-7 日本遺産の構成文化財

名称	指定等の状況	ストーリーの中の位置づけ
三瓶小豆原埋		ハークの仕組み
没林		約 4000 年前の三瓶山の噴火で埋もれた縄文の森。
三瓶山	未指定	島根県唯一の活火山。『出雲国風土記』の国引神話に登場する信仰の山。
三瓶山の牧野	未指定	三瓶山の山裾に広がる草原景観。火山地形を利用して 400 年以上続けら
景観		れてきた牧畜の歴史を物語る。
三瓶そば	未指定	三瓶山の火山性土壌で育てられるそば。江戸時代以来の在来種のそばが 受け継がれている。
三瓶温泉	未指定	三瓶山の山腹からわき出る火山性の温泉。江戸時代から温泉地として利用されてきた。
浮布の池	未指定	三瓶山の噴火でできた湖。柿本人麻呂が万葉集 1249 番歌を詠んだ地とされる。
物部神社	県有形文化財	神宿る地としての三瓶山への信仰を現す神社。三瓶山に関わる神事と伝承を伝える。
佐比賣山神社	未指定	三瓶山の古名を残し山への信仰を伝える神社。
多根神楽	市無形民俗	佐比賣山神社に奉納される神楽。
小笠原流田植	未指定	三瓶山の火山体から湧き出る豊富な地下水は山麓の水田を潤す。水源の
囃子		山に祈り、豊穣を願う行事として継承されている。
定めの松	市天然記念物	牧野景観が広がる三瓶山西の原に立つ老松。一里塚の上に植えられ樹齢は 400 年以上とされる。
大江高山火山	未指定	約150万年前の噴火で石見銀山を作った火山。大江高山(808m)を最高峰 に約30個の溶岩ドーム群で構成される。
石見銀山遺跡 (仙ノ山の福石 鉱床)	国史跡	大江高山火山の噴火によってできた鉱石が、「銀鉱山王国」と記された石 見銀山の輝きの源になった。
大森銀山地区	重伝建地区	石見銀山の鉱山町として栄えた町。歴史的な町並みには今も人々の生活がある。
琴ヶ浜	国天然記念物	大江高山火山の火口のひとつが入江になり、そこに鳴り砂の浜が弧を描 く。
松代鉱山の霰 石産地		松代鉱山はグリーンタフの地層に含まれる石こうを掘った鉱山で、昭和 40年代まで地域の産業を支えた。石こうの副産物として産した霰石は世界でも例を見ない形状。
福光石の石切 場	未指定	約 1500 万年前の火山が作った地層から石を採った石切場。
鬼村の鬼岩	県天然記念物	鬼の伝説が伝わる巨岩。約 1500 万年前の火山活動でできた岩石による特徴的な景観。 侵食による形状が特長的。

立神岩	未指定	火山の噴出物による地層がくっきりと現れた海食崖。
仁万の硅化木	県天然記念物	鮮やかな緑色をした凝灰岩(グリーンタフ)に埋もれて化石になった約 1500
		万年前の樹木。
波根西の珪化	国天然記念物	「仁万の硅化木」とほぼ同じ時代の火山噴火で埋没して化石になった樹
木		木。 長さ 10m を超える。
静之窟	市天然記念物	約 1500 万年前の火山噴出物でできた岩盤に開口した大型の海食洞窟。
		国造り神話の「志都乃石室」の比定地のひとつで、洞窟そのものが静間神
		社としてまつられてきた。
龍巌山(龍岩)	未指定	約 1500 万年前の火山の芯(火道)が侵食されてできた巨岩。 磐座として古
		くから信仰の対象。



三瓶小豆原埋没林



物部神社



小笠原流田植囃子(三瓶)



鬼村の鬼岩



大江高山火山

### 第3章 大田市の歴史文化の特徴

### 第1節 大田市の歴史文化の特徴

大田市の歴史文化の特徴を、それが形づくられた時代や周辺環境を含めて整理する。

#### <大田市の歴史文化の特徴>

- 1 石見銀山と交流の遺産
- 2 多数の伝統的建造物群と多彩な建築文化、歴史の記憶
- 3 各地に伝わる多種多様な伝統芸能や伝統行事
- 4 大田市ゆかりの人物と文芸・学問
- 5 海山の恵みと食文化
- 6 大地の資源と伝統産業、海・山・里に息づく天然記念物
- 7 縄文から古代の先人の足跡

### 1 石見銀山と交流の遺産

石見銀山は、14世紀の初め頃に地表に露出した自然銀を採掘したとの伝承もあるが、文献史料からは大永7年(1527)に発見されたと考えられている。生産量が飛躍的に増大するのは、当時最新の精錬法である灰吹法が朝鮮半島経由で伝わった天文2年(1533)以降である。

銀山の支配は、大きくは大内氏、尼子氏、毛利氏と変遷し、毛利氏が豊臣氏の支配下となってからは、毛利氏の支配を基盤としつつ、豊臣氏の支配を受けることとなった。関ヶ原合戦後は徳川幕府の直轄地(天領)となり、江戸時代の社会を支えることとなった。

こうした歴史を伝えるものとして、銀の採掘・製錬から運搬・積み出しに至る鉱山開発の総体を表す、銀鉱山跡と鉱山町、港と港町、及びこれらをつなぐ街道と山城跡からなる石見銀山遺跡がある。この遺跡の有する特徴・価値を集約すると、次の3点があげられる。

- ・石見銀山の銀がアジアやヨーロッパ諸国の経済や文化の交流に影響を与えたことを示す。
- ・坑道跡や工房など銀生産に関わる遺跡が豊富で状態良く残されている。
- ・銀の積出港(日本海側の沖流、鞆ヶ浦)や街道など鉱山運営の全体像が、自然環境と一体となった文化的景観として残っている。

銀を媒介とした文物の交流の事例としては、銀を求めたポルトガル人が来航したとみられることや、中国にルーツを持つ魔除けの石碑石敢當を筆頭に、発掘調査で見つかった国内・海外の陶磁器や装飾品などがあげられる。

また、石見銀山に伝わった灰吹法はその後、但馬の生野銀山など国内各地の銀山に急速に伝播したが、灰吹法という技術の伝播とともに鉱山技術者の移動・交流も活発になり、それに伴って文化交流も促進された。新潟県佐渡市の姫津集落は、佐渡奉行も務めていた初代銀山奉行大久保長安が石見の漁師を移住させたことにはじまる集落で、それに因み明治以降に多くが石見姓を名乗ったと伝わるが、これも石見銀山に関連する交流の一例である。

江戸時代に入ると、銀の積み出し港は日本海側の港から瀬戸内海側の尾道となり、山陰と山陽をつなぐ石見銀山街道を通り銀が移送された。その歴史を今に伝える取組として、沿線の4市3町や関係団体により銀山街道沿線市町等連携協議会が設立されるなど、広域的な連携により様々な取組を行っている。なお、従来の積み出し港であった沖泊や鞆ケ浦は、引き続き大森(石見銀山)への物資等の供給を担っていた。

このように石見銀山は、中世からのこの地の歴史文化が重層的に継承され、産出された銀や

街道と海道、人物を通じ、近隣地域、日本国内、そして世界との交流をうかがい知ることのできる遺産である。

### 2 多数の伝統的建造物群と多彩な建築文化、歴史の記憶

大田市には、鉱山町・陣屋町の大森と、港町・温泉町の温泉津に伝統的建造物が集積する町 並みが存在する。

このうち大森の町並みは、17世紀前半から石見銀山の行政と商業の中心地として機能した。 比較的狭い谷に発達した結果、地役人や有力商人などの家屋敷、寺社が密集して混ざり合った 都市構造を形成し、陣屋町として今に続いている。

温泉津の町並みは、古くから温泉地として知られており、16世紀中頃に毛利氏が細長い渓谷の入り口に港と水軍の砦を築き、石見銀山へ食料、燃料、建築資材、酒などの必需品を供給する主要な港として整備した。江戸時代には、大阪と北陸を結ぶ日本海沿岸の北前船の寄港地として繁栄した。港付近では、海運業で栄えた廻船問屋の敷地割が現在も残っている。現存する最古の建物は江戸時代後期頃に建てられた内藤家屋敷で、それ以外の建造物は明治時代から大正時代に建造されたものが多い。温泉街(町並み)に位置する寺社は町の繁栄を示すもので、中でも恵地寺は、天正15年(1587)に、当時屈指の文化人として知られた細川幽斎(1534-1610)が訪ね百韻連歌の会を開いた寺院である。参加者の中には『細川幽斎聞書』の編者・宗方宗佐(吉右衛門)も含まれており、幽斎はこのような連歌をできる人物を複数人同行させていた。百韻連歌の記録からは、当時一流の文化人たちに対応できる文化的素養を備えた有力者が温泉津に数多くいたこともうかがえる。なお、連歌の記録は隣接する寺院で保存されている。

その他にも、大代町大家、宅野、仁方、鳥路、志学など、小規模ながら歴史的風情を伝える 町並みが市内各地に残されている。また、これら以外にも、港町、漁村集落、農村集落、市街 地である大田町の一部などにも、古くからの地割・町割が継承されている地区がある。

とりわけ大森町と温泉津町には、建物そのものとしても重要な伝統的建造物が残されている。 主な建造物として、大森町では熊谷家住宅、城上神社拝殿、清水寺山門や勝源寺楼門・本堂、 金森家住宅、西本寺山門などが、温泉津町では内藤家屋敷、恵比須神社、願林寺鐘楼門、水上神社本殿などがある。また、川合町の物部神社本殿も重要な建造物である。

これら以外にも、寺社の建物、酒蔵・醤油蔵、旅館、民家、農家住宅など多種多様な歴史的 建造物を確認することができるが、老朽化等によりその数は減少していると推定される。

さらに、建造物の幾つかには見事な鏝絵も残されており、仁摩町(馬路)を中心に培われた石州左官の技術と歴史をうかがい知ることができる。特に、西性寺(大森町)の経蔵の鏝絵は「左官の神様」と呼ばれた松浦栄吉のもので、正面には大きく羽を広げた鳳凰が、残る3面には牡丹や菊の花が描かれている。この他、安養寺(大森町)経堂の「雲龍」、満行寺(馬路)本堂の「天人」、安楽寺(温泉津町)本堂の「龍」など、見事な鏝絵が多数存在する。

加えて、温泉津町福光地区で産出され、現在でも建造物の基礎や敷石等に使用されている福光石の加工技術は五百羅漢に代表され、市内各地に所在する地蔵・羅漢像を彫った坪内一門以来の石造物も特筆される。また、大屋町で産出された大屋石は頑強な石として護岸や石垣などに使用されてきた。これらの石の加工技術も、大田市の建築文化を支える重要な要素である。

このように大田市には、多数の伝統的建造物群、多種多様な歴史的建造物が残され、それぞれが立地する環境(鉱山町、温泉街、海辺、農村集落・田園など)と合わせて建築文化を体験できるまちでもある。加えて、伝統的建造物群や個々の歴史的建造物、そしてそれらの残る地区では、町並み景観や建造物そのものに、また保管されている古文書及び伝承などの有形・無

形の文化財に、多くの人々の足跡、物や情報・文化の伝来・交流の記憶が刻み込まれている。

### 3 各地に伝わる多種多様な伝統芸能や伝統行事

五十猛町大浦に伝承される「グロ」は、直径 10mほどの円錐形の仮屋を建てて歳徳神を迎え、1年の豊漁や無病息災などを祈願する小正月の行事である。

これらのうち、平安時代末期に伝わったといわれるシッカク踊は、田楽踊りとして踊り子により12番の演目が演じられるほか、宮座饗膳式(おもてなしのお膳をいただく催し)も行われる。また、大田両八幡宮祭礼風流は、高さ3mほどの高野聖と呼ばれる標示物を担いで喜多、南の両八幡宮から市内を練り歩く。装束・用具を含め中世由来を思わせる特徴的な行事である。

石見地方は神楽が盛んな地域であり、石見神楽をテーマとしたストーリー「神々や鬼たちが躍動する神話の世界~石見地域で伝承される神楽~」(4市5町)が日本遺産に認定されている。その構成文化財として大田市においては、多根神楽、宅野子ども神楽(いずれも市指定文化財)などがある。市内には他にも多くの神楽社中があり、出雲神楽と石見神楽の混交した形態の神楽を今に伝えている。

これらの他、大田市の地域性を象徴する大田の彼岸市(中日つぁん)は、円広寺薬師堂の薬師市や慈雲寺境内にあった稲荷神社の稲荷市などが寛永年間(1624~1644)に統合されたものといわれている。明治36年(1903)の大田町発足を記念して、翌37年(1904)からは秋にも開催されるようになった。現在は春と秋の彼岸の中日とその翌日に行われ、多くの人々で賑わう。

このように大田市では、海辺・港町から農山村まで、各地で様々な伝統芸能や伝統行事が行われている。

### 4 大田市ゆかりの人物と文芸・学問

現在の大田市域からは、様々な分野で多くの人物が輩出されており、ゆかりの人物も多数存在する。

文芸の分野では、前述の連歌を残した細川幽斎のほかに、万葉歌人で歌聖と称される柿本人 東名、平安時代末期から鎌倉時代初期にかけて活躍した僧侶・歌人である西行、江戸時代中期 の俳人中島魚坊などがいる。

柿本人麻呂が三瓶の浮布の池を詠んだ歌「君がため浮沼の池の菱摘むと我が染めし袖濡れにけるかも」は『万葉集』に収められており、湖畔にはその石碑が建てられている。西行も、大田にかかる橋から雪化粧した三瓶山を見て「知らで見ば富士とはいわん石見なる佐比売の嶽の雪のあけぼの」と歌を詠んだといわれている。中島魚坊は江戸時代に大田南村で生まれた俳人で、松尾芭蕉の百回忌を京都の雙林寺で取り仕切った人物として知られている。後に魚坊の門人が建立した西行堂と雪見塚が大田市街の一角にあり、雪見塚の裏には芭蕉の辞世の句が刻まれている。また、大田町の雪見という地名は、西行の歌や芭蕉の句が由来となっている。こうした地域性を反映して、大田市では現在も俳句・短歌が盛んである。

学問・教育の分野では、江戸時代に石見銀山領の九日市村(美郷町)で生まれ、儒学を修め

た後に大森の観世音寺住職を務めながら多くの門弟を育てた佐谷華谷や、銀山附地役人を務めながら家塾白川堂を開設していた野沢晟正(左源太)、広島や京坂で学んだ後に帰京し私塾圭山堂を開いた漢学者恒松強などが挙げられる。また、漁業や廻船業で栄えた宅野では、江戸時代中期以降、中央などで学問を学んだ多くの人物が子弟教育を盛んに行った。代表的な人物として、朱子学者古和崆堂や、その一門で漢詩人の古和流水、算学者泉麻太郎、漢詩人泉全斎などが挙げられる。特に泉全斎が開いた為山塾からは多くの人物が輩出された。

江戸時代の馬路村からは、著名な囲碁棋士が複数名生まれている。棋聖と称された本因坊道 策は馬路村山崎家の出身で、その実弟も囲碁の家売井上家を継いだ井上因碩二世である。さら に井上因碩九世も同じく山崎家の出身である。

絵画の分野では、田平玉華や西晴雲などが挙げられる。現在の三瓶町池田出身の玉華は、画家を志して上京した後、雪景色を描く日本画家として明治・大正期に活躍した。久手に生まれ、戦前に中国で南画を学び名声を挙げた晴雲は、戦後に帰国してからも南画の第一人者として活躍し、晩年は郷里に戻り製作を行った。

第19代大森代官・井戸平左衛門は、享保の大飢饉において、やせ地でも栽培できる甘藷(サツマイモ)を導入して領民を救ったことから、現在もなお「いも代官」の名で語り継がれている。井戸平左衛門の頃徳碑は島根、鳥取、岡山、広島の中国4県に約500基が現存し、そのうち大田市内には97基(井戸神社を含む)がある。やせ地でも栽培できるサツマイモの導入は、情報収集と農業への知見の上に行われたことであり、学問の大切さを領民救済という統治において具現化したともいえる。

井戸平左衛門や彼の業績、更には各地に存在する頌徳碑は調査研究の対象となっており、民俗学者・宮本常一は『日本民衆史<7>甘藷の歴史』(昭和37年(1962))の中で井戸平左衛門について記述している。なお、井戸平左衛門は、享保16年(1731)、60歳にして石見銀山を受け持つ石見国大森の代官となり、翌年からは笠岡代官を兼務した。そのことから平成2年(1990)4月、大田市と笠岡市は友好都市縁組を締結している。

大田市を代表する三瓶山は、前述の和歌などだけでなく市内の多くの校歌に謳われているが、特に「大地に根を据え三千余尺 三瓶の名山虚空を凌ぐ」というフレーズが印象的な大田高等学校の校歌は、詩人・英文学者として著名な土井晩翠が作詞し、日本を代表する作曲家山田耕筰が作曲したものである。

このように大田市では、柿本人麻呂や西行、細川幽斎、井戸平左衛門、本因坊道策をはじめとした歴史上の人物の足跡や業績を歌や句、地名、石碑等を通じてたどることができ、市内の学校の校歌を通じて郷土への誇りと愛着をうかがい知ることができる。

### 5 海山の恵みと食文化

北は日本海に面し、南には中国山地の広がる大田市では、魚介類・海産物、米、葛、和牛、 鶏などの海山の豊かな恵みがあり、それらを活かした食文化が継承されている。

大田市では魚肉を食材としたすき焼きのことを「へかやき」と呼ぶ。「へか」とは農機具の犂の先の金属部分のことで、これを鍋の代わりに使ったことから「へかやき」と名が付いたといわれている。こうした食文化は市域を越えて伝わり、隣接する中国山地の地域では、牛肉などを使ったすき焼きのことを「へか」とも呼んでいる。

大田市の祭りに欠かせないものとして、「箱寿司」(大型の押し寿司)と、紅白の饅頭に衣をつけた「天ぷらまんじゅう」をあげることができる。

三瓶山麓では、18世紀後半に薬用人参の栽培が始まり、それに併せてそばの栽培も盛んにな

ったといわれる。このように江戸時代から伝わる「三瓶そば」は、広く知られた在来種のそば として産物となっており、令和2年(2020)3月には、地域のブランド産品を保護するための、 農水省の「地理的表示(GI)保護制度」にも登録された。

醸造に関しては、市内に造り酒屋が2軒あるほか、沿岸部にはいくつかの醤油醸造所も立地 し、それぞれが大田市の食文化を支えている。

また、簀巻きのかまぼこや板ワカメ、干物をはじめとした海産物の加工も盛んで、中国山地 を越えた行商も行われ、大田市の特産品にもなっている。

加えて、かつて五十猛町ではワニ(サメ)漁が盛んに行われた歴史もある。ワニは尿素等の含有量が多いことで保存性が高く、刺身をなかなか食することができなかった中国山地まで流通し、ワニの刺身等が食文化として定着した。現在では大田市からのワニの供給はなくなったが、飯南町や広島県三次市、庄原市では食文化が残っている。

この他、大田市は松江市のような武家文化ではないが、石見銀山の存在や北前船による交易などを背景に茶の湯の文化が広まった。特に江戸時代後期の大森代官根本善左衛門は茶の湯好きとして知られ、代官所役人や有力商人との茶会を開いたり、彼らへの茶道指南も行っていた。また、同じ頃に、大田の文化人として知られる恒松与吉郎(無事老)の招きで来訪した町田正塊は、表千家流の別派(町田流)を近隣住民に教授し、大田周辺の茶道のもとをひらいた。これらの茶の湯文化は現在でも継承されており、お茶の社中も活動している。

このように大田市には、日本海と中国山地の気候風土から生み出された多種多様で伝統的な生産物、特産品、食文化がある。そしてそれらは街道や海道を通じて交流・流通し、ワニや「へかやき」に代表される独特の食文化は近隣の中国山地一帯の地域でも育まれ、今に継承されている。

### 6 大地の資源と伝統産業、海・山・里に息づく天然記念物

大田市は、三瓶山と大江高山に代表される火山によって産業の基盤となる大地が生み出され、さらに、火山が関連する様々な鉱物資源を産出してきた。

三瓶山は、国立公園に指定されているとともに、天然記念物を含め数多くの記念物や牧野景観などが存在し、大田市のランドマークにもなっている象徴的な山であり、温泉街や牧畜・酪農、三瓶そばなどの地場産業・伝統産業が息づいている。加えて、大田小学校、志学中学校、大田高等学校など市内の多くの学校の校歌に謳われ、市外の出雲商業高等学校の校歌にも登場している。記念物の中には、三瓶山の北側に存在する三瓶小豆原埋没林もある。これは島根県唯一の活火山・三瓶山が約4,000年前に噴火したとき、縄文時代の森を現代に残したもので、太古の姿を想像させる。

大江高山火山は、約150万年前の噴火によって仙ノ山を形成し、その後の活発な火山活動により辺り一帯の岩石を銀鉱石に変質させて石見銀山を生んだ。最も古い火山活動は日本列島が形成された時代まで遡り、約1,500万年前の海底火山の噴火によりいくつもの鉱山を生み、この地に鉱工業をもたらした。

銀を産出していた石見銀山や石膏を産出していた鬼村鉱山、松代鉱山は廃鉱となったが、現在でも珪砂、福光石、黒鉱、ゼオライト(粘土鉱物の一種で、触媒や吸着材料等に利用される)など大地に関わる資源の産出と、それを活かした産業が営まれている。

温泉津町井田地区に位置する三子山周辺にはガラスの原料である珪砂鉱床が分布しており、日本屈指の産地である。

同じく温泉津町で産出される福光石(凝灰岩)は室町時代から採掘され、石見銀山遺跡の五

百羅漢像などに用いられている。淡い青色、湿度調整・吸音効果、滑りにくい特徴を有する福 光石は、現在でも建物の床や壁面、公園などで広く使用されている。

伝統産業・地場産業としては、豊富な粘土を用いた窯業、焼き物もある。窯業は石州瓦(赤瓦)に代表される瓦の製造が盛んである。焼き物は温泉津焼きと呼ばれ、現在も3軒の窯元が伝統を守っている。また、ガイダンス施設として温泉津やきものの里・やきもの館があり、そこでは日本最大級の長さ30mと20mの登り窯2基が保存・活用されている。

温泉津町の東隣の仁摩町馬路には琴ヶ浜がある。主に円磨された石英砂で構成され、砂浜を歩くと砂粒子が摩擦して音を発する日本有数の美しい鳴り砂の浜である。また、砂浜とともにリアス海岸も形づくられ、小規模ながら天然の良港も海岸線の各所に立地する。

加えて、ハマナス自生西限地、沖蛇島のウミネコ繁殖地、石清水八幡宮の大杉群、大賀二千年ハス、イチョウ・サクラ・カヤ・モミの大木、希少な植物(イズモコバイモ等)、彼岸花群生地などが市域の広がりの中で分布する。

このように大田市は、火山によって地形や地質鉱物が生成され、様々な鉱物資源は産業を育み、海辺から山間部まで広がる大地では鳴り砂浜、珪化木、埋没林、名勝地、希少な動植物が息づき、漁業や農畜産業が営まれるなど、まさに火山に関わる資源と伝統産業、海・山・里に息づく貴重な動物・植物・地質鉱物を体感できるまちである。

### 7 縄文から古代の先人の足跡

大田市の黎明期を物語る縄文遺跡として、三瓶山山麓の池田西遺跡、三瓶川流域の夏焼遺跡、旧波根湖沿岸部の波根川遺跡、仁摩町海岸近くの坂灘遺跡などがある。さらに弥生時代になると、三瓶川・静間川の下流域や仁万平野などに遺跡が増加する。

古代においては、『出雲国風土記』のいわゆる「国引き神話」で佐比賣山(三瓶山)は、大山 (火神岳)とともに国引きの杭となり、朝鮮半島の新羅からも土地を引き寄せたことが語られている。また、五十猛町大浦海岸や韓島などのように『日本書紀』に記載された伝承地や記載地などがあることや、無形民俗文化財の「五十猛のグロ」が新羅との関連を示すとの説もあることや韓神新羅神社など、朝鮮半島との交流がうかがえる。

また、7世紀後半から8世紀にかけて、古代国家が都を起点に全国に張りめぐらせた七道駅 路の一つである古代山陰道が大田市を通り、波禰(波根)、託農(宅野)にはその宿駅があった。 この道を柿本人麻呂も通ったと考えられ、『万葉集』には人麻呂が三瓶の浮布の池を歌った和歌 も収められている。『万葉集』には、五十猛町の韓島と類推できる地名が入った和歌もある。

このように大田市は、黎明期を物語る遺跡や伝承地、『出雲国風土記』をはじめとする神話・伝承、『万葉集』の和歌などを通じ、原始・古代の先人の足跡をうかがい知ることができるまちである。

### 第2節 歴史文化のまとめ~石見銀山と三瓶山、日本海が象徴する歴史文化~

大田市の歴史文化を象徴的に示すものが石見銀山と三瓶山、そして日本海(自然・変化に富んだ海岸線、交流の歴史など)である。

石見銀山は、約150万年前、市域の西側に位置する大江高山火山が噴火し、地下のマグマから銀を含んだ熱水が湧きだした結果、辺り一帯の岩石が銀鉱石へと生まれ変わったものである。そこで産出された銀は、16世紀から17世紀初頭にかけては世界経済にまで影響を及ぼすことになり、当時のポルトガル人は日本のことを「銀鉱山王国」と呼んだ。

また、一連の火山活動によって生まれたのが市域の東側に位置する三瓶山であり、『出雲国風 土記』にも佐比賣山として登場する歴史的な山である。三瓶山の周辺だけでなく、沿岸部や市 街地の一部、さらには島根半島の西部(出雲市)からも三瓶山を望むことができ、生活の中に 存在する象徴的な風景となっている。その裾野には牧野景観が広がり、三瓶小豆原埋没林、温 泉などが点在し、三瓶そばなどの食文化も培われてきた。加えて、三瓶山は市内外の多くの学 校の校歌にも謳われている。

日本海や海岸線の形成も、火山活動やそれに伴う地殻変動と不可分である。変化に富んだ海 岸線には多くの入り江や湾があり、港や生活の場が形成されてきた。また、日本海は大陸や朝 鮮半島を含めた交易・交流、地域の生業・生活の基盤として大きな役割を担い、海の恵み(海 産物・食文化)や海運による物資の供給、銀を含めた生産物(鉄、瓦など)の搬送など、街道 とつながることで、大田市域のみならず広く内陸部にも影響してきた。

火山活動によって形成された地形・地質は、侵食・風化を受けながら海・山・里の特徴的な 景観や自然環境を形づくり、石見銀山に代表される鉱工業や石材業、漁業・農林業、観光業を 支える基盤となった。そしてその中で特徴的な民俗芸能や信仰などの生活文化が育まれてきた。 民俗芸能を代表する神楽は市内及び石見地域の各所で継承され、地域をつなぐまちづくりの資 源にもなっている。

このように石見銀山、三瓶山、日本海、さらにこれらを生み出した火山に関係する文化財は、市域の文化財的な骨格を形成するように存在することを踏まえ、これらを軸とした文化財の総合的な保存・活用を意図しながら、大田市の歴史文化の特徴を次のように表現する。

#### <歴史文化のまとめ>

## 石見銀山と三瓶山、そして日本海、 自然の恵みと交流から生まれた多彩な遺産に出会えるまち

大地に根をはる石見銀山と三瓶山、変化に富んだ海岸線に代表される日本海、特徴的な大地や資源、自然の恵み、そして、これらに培われた交流・交易の文化や歴史、人々の営みの遺産(有形・無形の文化財)が各地に数多く存在し、多彩な遺産に出会えるまちである。

※ここで示す「石見銀山」は、16世紀の銀山開発によって成立した社会システムを基盤とした共通の歴史・文化を有する地域の総体を指す。

### 第4章 文化財の保存・活用の基本理念と課題・方針

### 第1節 基本理念

文化財の保存・活用は、行政や文化財の所有者だけで対応できるものではなく、地域住民をはじめとした市民、事業者など、地域社会総がかりで取り組むことが重要である。また、大田市を訪れた人々などにも文化財への興味・関心をもってもらうとともに、その大切さや価値・魅力を実感してもらうことも期待される。

さらに、本計画の主たる3つのねらい(戦略的な視点)及び広域的な視点やSDGsの考え 方を計画に反映することが求められる。

加えて、「島根県文化財保存活用大綱」では、「文化財の調査研究、保存・継承、活用を通じて、郷土への愛着を深めるとともに、人々の交流を進める」という基本理念が掲げられている。

こうしたことや大田市の歴史文化の特徴(歴史文化のまとめ)を踏まえ、本計画の目指す方向性を、市民等をはじめ市内外の人々が共有し、共創と地域社会総がかりで文化財の保存・活用が進んでいくよう、次のような基本理念を設定する。

なお、SDGsに関して、本計画では8つの目標を取り入れることとする。

【文化財の保存・活用の基本理念】

# 石見銀山と三瓶山、そして日本海、 自然の恵みと交流から生まれた多彩な遺産を みんなで守り、伝え、活かし、新たな交流を育む

大田市の歴史文化の特徴を踏まえ、そのより一層の充実・魅力づくりに向け、市民はもとより市域外の人々を含め「みんな」の協力・支援及び参加のもとに、地域社会総がかりで文化財を守り、伝え、市全体やそれぞれの地域のまちづくりに活かし、市内外の人・物・情報の新たな交流を育む。

※ここで示す「石見銀山」は、16世紀の銀山開発によって成立した社会システムを基盤として共通の歴史・文化を有する地域の総体を指す。

#### <本計画で達成を目指すSDGs(持続可能な開発目標)> ▲ 質の高い教育 3 すべての人に 【目標5】 【目標4】 【目標3】 【目標8】 ジェンダー平等を達成し, あらゆる年齢のすべての すべての人々への包摂的か すべての人のための持続的、包摂的かつ 人々の健康的な生活を確保 つ公正な質の高い教育を提 すべての女性及び女児の能 持続可能な経済成長、生産的な完全雇用 し、福祉を促進する 供し、生涯学習の機会を促 力強化を行う およびディーセント・ワーク(働きがい 准する のある人間らしい仕事) を推進する 15 陸の豊かさも 【目標 15】 【目標 11】 【目標 14】 包摂的で安全かつ強靱で持 海洋と海洋資源を持続可能 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用 持続可能な開発のための実 続可能な都市及び人間居住 な開発に向けて保全し、持の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化へ 施手段を強化し、グローバ を実現する 続可能な形で利用する の対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復 ル・パートナーシップを活 及び生物多様性の損失を阻止する 性化する 資料 : 「持続可能な開発のための 2030 アジェン /ダ(仮訳)| 外務省

大田市の文化財の保存・活用の現状と課題を、把握・調査、保存・活用の取組、体制の3つの事項から整理する。

また、本計画の主たる3つのねらい(戦略的な視点)及びSDGsの視点からも課題への対応を図る。

### 【大田市の文化財の保存・活用の課題の体系】

【本計画の主たる3つのねらい(戦略的な視点)】

- 〇世界遺産を核とした文化財の保存・活用
- 〇共創を基本とした地域社会総がかりでの文化財の保存・活用
- ○文化財を活かしたまちづくりや観光振興(地域活性化)の展開



【文化財の保存・活用の基本理念】 石見銀山と三瓶山、そして日本海、 自然の恵みと交流から生まれた多彩な遺産を みんなで守り、伝え、活かし、新たな交流を育む



#### 【文化財の保存・活用の現状と課題】

- 文化財の把握・調査に関する現状と課題 (保存・活用の前提)
  - (1)「市民参加による文化財の把握調査」に関する現状と課題
  - (2)「文化財の専門的調査」に関する現状と課題
  - (3)「調査結果の整理と情報公開・発信」に関する現状と課題



#### 2 文化財の保存・活用の取組に関する現状と課題

【文化財の保存・活用全般】

- (1)「世界遺産の保存・活用と先導的な役割」に関する現状と課題
- (2)「文化財を学び、体験する機会」に関する現状と課題
- (3)「文化財に関する情報提供や啓発」に関する現状と課題
- (4)「文化財を継承する担い手」に関する現状と課題

### 【主として保存】

相互に関連づけて課題に対応

- (5)「文化財の保存修理等」に関する現状と課題
- (6)「文化財としての指定等」に関する現状と課題
- (7)「文化財の収蔵(保存管理)」に関する現状と課題
- (8)「文化財の滅失・改変」に関する現状と課題
- (9)「災害等から文化財を守る対策」に関する現状と課題

#### 【主として活用】

- (10)「文化財の案内・情報提供やガイダンス機能」に関する現状と課題
- (11)「つながりを持った文化財の活用」に関する現状と課題
- (12)「周辺環境を含めた文化財の活用」に関する現状と課題
- (13)「文化財を活かしたまちづくりや観光振興」に関する現状と課題



- 3 文化財の保存・活用を支える体制に関する現状と課題(上記1・2の基盤)
  - (1)「市民等の参加・協働と地域社会総がかり」に関する現状と課題
  - (2)「学識経験者・研究機関等との連携」に関する現状と課題
  - (3)「文化財行政及び庁内連携等の体制の充実」に関する現状と課題

SDGs(持続可能な開発目標

### 1 文化財の把握・調査に関する現状と課題

大田市における文化財の把握・調査に関して、これまでの取組や特性・問題点及び求められる事項等の要点を整理し、課題を設定する。

### (1)「市民参加による文化財の把握調査」に関する現状と課題

現在まで受け継がれてきた文化財は、指定・未指定に関わらず、大田市の歴史文化を知ることができる貴重な資料である。

本計画の作成過程において、地域調査員による文化財調査や『地域の宝』再発見アンケート 調査(市民、中学生)、ワークショップを実施し、多くの文化財を把握できたが、地域にはまだ 把握できていない文化財が多数あると推測される。

今後も文化財の総合的な把握を継続していくためには、引き続き、地域を最もよく知る市民 の協力を得ながら調査を実施していくことが効果的であるが、現状ではそのような体制が整っ ていない。

#### <課題>

- ⇒市民参加による文化財の把握調査を計画的・継続的に実施できる仕組みを整える必要がある。
- ⇒文化財の総合的な把握を目指すためには、把握調査が行えていない無形の文化財・有形の 民俗文化財・文化的景観、把握調査が不十分な近世以降の有形文化財、伝統的建造物群、 名勝地、動物・植物・地質鉱物などの分野に留意しつつ調査に取り組む必要がある。

### (2)「文化財の専門的調査」に関する現状と課題

文化財の価値や特徴を明らかにする専門的調査は、文化財の保存・活用の前提である。

大田市の指定等文化財については、石見銀山遺跡と重要伝統的建造物群保存地区で専門的調査を継続している。特に石見銀山遺跡については、世界遺産登録の際にも発掘調査の継続と調査成果の公開・活用が指摘されているため、重点的に専門的調査を継続している。一方で、石見銀山に関連しないものや指定された年代が古いものには、専門的調査が不十分なものもある。

未指定文化財については、埋蔵文化財に関しては開発事業などにおける確認調査への対応として発掘調査を実施してきており、報告書も作成している。それ以外の分野については、全体的に専門的調査が実施できておらず、価値や特徴を把握できていないものがほとんどである。そのため、指定等文化財や文化財登録制度の候補となる物件についての把握も進んでいない。

#### <課題>

- ⇒石見銀山遺跡の発掘調査と調査成果の効果・活用に継続して取り組む必要がある。
- ⇒学識経験者や所有者等の協力を得ながら、中・長期的な観点から優先順位を設定し、計画 的に文化財の専門的調査を実施する必要がある。
- ⇒指定・登録の可能性がある、または喫緊に保存対策を講じることが求められる未指定文化 財を含めて、文化財の専門的調査を実施する必要がある。
- ⇒市内遺跡では開発に係る試掘立会い等の確認調査に対応する必要がある。

### (3)「調査結果の整理と情報公開・発信」に関する現状と課題

文化財の調査結果の整理は情報公開・発信を行うための前提であり、情報公開・発信は市民の地域への愛着や文化財に対する理解・関心を高めるなど、多様な効果を発揮する可能性がある。

大田市においては、これまで多くの文化財調査を行っており、調査結果の整理を行い、現地 公開や講座などでの情報公開・発信に努めてきたが、十分とはいえない。

#### <課題>

⇒各種文化財調査の成果を体系的に整理し、データベース化するとともに、個人情報の保護 に配慮しながら、より分かりやすい形で調査成果の情報公開・発信を行っていく必要があ る。

### 2 文化財の保存・活用の取組に関する現状と課題

大田市における文化財の保存・活用に関して、これまでの取組や特性・問題点及び求められる事項等の要点を整理し、課題を設定する。

### 【文化財の保存・活用全般に関する現状と課題】

### (1)「世界遺産の保存・活用と先導的な役割」に関する現状と課題

大田市の文化財を特徴づけるものとして、世界遺産「石見銀山遺跡とその文化的景観」があり、文化財保護に加え、まちづくり、観光交流等の大きな資源となっている。

世界遺産の構成資産は建造物や2つの重要伝統的建造物群保存地区、広大な範囲に広がる遺跡からなる。世界遺産としての価値をさらに高め、保存・活用、整備に資する情報を収集していくためにも、調査は長期にわたり継続的に実施することが不可欠であり、保存修理や遺跡の保存・活用の対象も数多く存在する。特に大森銀山の重伝建地区の保存修理対象は、現在予定されているものでも、佐毘売山神社、西本寺、極楽寺、清水寺、代官所地役人遺宅、城上神社など多数あり、着実な実施が求められる。

また、構成資産は多岐にわたり、広く分布していることもあり、構成資産相互や、それら周辺の地域資源(文化財、観光施設、特産品等)をつないだ活用は限定的である。

このような世界遺産は、今後も大田市の文化財行政及び観光振興等の柱となる。限られた財源と人員で世界遺産関係以外の文化財の保存・活用を進めるためには、世界遺産における取組の成果・経験などを活かしていくとともに、世界遺産とのつながりを高めた文化財の活用などに取り組むことが、効果的かつ現実的である。

#### <課題>

- ⇒計画的・継続的に世界遺産の構成資産の調査や保存・活用を図るとともに、構成資産相互 や関係する文化財、その他の地域資源をつないだ活用が必要である。
  - ※『(11)「つながりを持った文化財の活用」に関する課題』(関連文化財群)を参照
- ⇒世界遺産に関わる取組が先導的役割を担い、その取組を他の文化財の保存・活用に波及させる必要がある。
- ⇒世界遺産における取組を、文化財保護に加え、まちづくり、観光交流等へも波及させる必要がある。

### (2)「文化財を学び、体験する機会」に関する現状と課題

文化財は、それが存在する地域において歴史的に培われた文化的所産であり、それを生み出した先人の知恵、継承してきた人々の力や努力の産物でもある。こうした文化財は、その内容や価値、魅力を知ることにより、市民一人ひとりの心に記憶され、地域への愛着や誇りにつながる。具体的な例としては、世界遺産登録は市民の文化財や地域に対する意識を格段に高め、日本遺産の認定も地域の魅力の再認識につながっている。

さらに、文化財は多様な活用の可能性を有しており、文化財を巡るまち歩きや散策などを通 じ、市民等の健康づくり、リフレッシュに寄与することにもつながる。

学校教育においては、地域資源を活用したふるさと教育、石見銀山学習を推進しており、世界遺産や文化財の活用は重要な役割を担っている。また、これらをESDの視点からの学校教育活動に発展させ、「遺産(=レガシー)」の継承につなげるとともに、ふるさと教育、石見銀山学習を入り口として、地域と世界の未来を見据えつつ、自ら課題解決に取り組む学習に発展させる取組を行っている。

ESDについては、大人を対象としたものにも発展させ、社会教育を推進している。また、社会教育においては、これまで世界遺産関係の取組が中心であったが、日本遺産などを含め、文化財を活かした取組が進みつつある。一方で現状をみると、比較的若い世代で文化財との接点が少なく、相対的に関心が低いと考えられる。

#### <課題>

- ⇒子どもたちを含め、市民が大田市や住んでいる地域への誇りと愛着を高め、文化的な個性・ 特色を理解し、共有する方策の一つとしても、文化財を学び、体験する機会の確保・充実 などに取り組む必要がある。
- ⇒学校教育と社会教育、健康づくり、さらには観光振興や地域活性化の部門が連携し、世界 遺産や日本遺産、地域に存在する多彩な文化財を活かした学習、体験機会の確保・充実が 必要である。
- ⇒これまでの成果・経験を活かしながら、石見銀山学習、ふるさと教育により一層取り組んでいくことが必要である。

### (3)「文化財に関する情報提供や啓発」に関する現状と課題

文化財の保存・活用には、市民や所有者等、さらには大田市を訪れた人々などの理解と協力が大切であり、また、維持管理などの担い手として市民等の参加が期待される。

一方で、民俗芸能の担い手の高齢化や後継者不足、文化財を維持管理していくための組織づくりの難しさなどが指摘されるが、そうした現状が市民等に十分伝わっているとはいえない。 また、文化財に関する様々な学習、体験機会等の情報が市民等に十分周知されていない面があり、参加の促進につながっていない要因の一つと考えられる。

#### <課題>

⇒文化財の保存・活用の基礎的な施策・事業として、様々な方法による分かりやすい情報提供や文化財保護に関する啓発に取り組み、市民等の文化財に対する意識・理解を醸成する必要がある。

### (4)「文化財を継承する担い手」に関する現状と課題

大田市には、国の重要無形民俗文化財「五十猛のグロ」をはじめ、県指定の無形民俗文化財

が2件、市指定の有形民俗文化財が1件、無形民俗文化財が7件あり、未指定のものも多数ある。これらの担い手・団体の多くは、高齢化や担い手の不足という現実に直面しており、未指定の場合はより顕著である。

また、大工・左官・石工などの建造物の保存修理を担う技術・技能者の確保・育成が難しくなっている。

さらに、人口推計からは、こうした担い手とともに、文化財の維持管理や活用に関わる人材の不足といった状況がより進むことが想定され、とりわけ過疎化の進んでいる地域・ブロックでより深刻化することが懸念される。

#### <課題>

- ⇒民俗芸能や大工・左官・石工等の建造物の保存修理の担い手、関係自治体や関係機関・団体と連携しながら、関係者や団体間の情報交換・交流などを促進するとともに、人材の確保・育成、保存修理に使用する材料の確保などに取り組む必要がある。
- ⇒地域の文化財の価値や魅力などを学び、体験したり、歴史文化を活かしたまちづくりを学ぶ機会の確保・充実を図りながら、文化財や周辺環境の清掃美化、点検などの保存管理、 更には文化財の活用に取り組む人材や団体の育成・支援に努める必要がある。

### 【主として保存に関する現状と課題】

### (5)「文化財の保存修理等」に関する現状と課題

大田市における文化財の保存修理については、指定等文化財のほか、重要伝統的建造物群保存地区で事業を実施しており、建造物の保存修理や修景に取り組んでいる。しかし、財政面や人員体制の問題により、修理・修景希望に対して事業での対応が追い付いていない。

また、保存修理を担う職人については将来的な人材不足が懸念されており、保存修理に使用する材料の確保も困難になりつつある。

#### <課題>

- ⇒重要伝統的建造物群保存地区の建造物やその他指定文化財(有形文化財、史跡等)について、民間の助成金の活用など、より一層多様な財源の確保に努めながら、優先順位をつけて計画的に保存修理等を行っていく必要がある。
- ⇒『(4)「文化財を継承する担い手」に関する課題』で示している保存修理を担う大工・左 官・石工等の職人の確保に努めながら、保存修理に使用する材料の調達・確保を円滑に行 う必要がある。

### (6)「文化財としての指定等」に関する現状と課題

大田市には令和4年(2022)8月末現在、128件の指定等文化財がある。これらの中には国指定・選定の文化財が12件あり、史跡石見銀山遺跡や2地区ある重要伝統的建造物群保存地区は世界遺産「石見銀山遺跡とその文化的景観」の構成資産となっている。

一方で、石見銀山関係以外の文化財の調査は限定的な実施にとどまっており、文化財登録制度の活用は進んでいない。

また、大田市は北に海岸線、南に三瓶山を代表とする山地部が位置し、多種多様な天然記念物が息づいているが、指定はそれらの一部(国5件、県6件、市10件)にとどまっている。

#### <課題>

⇒学識経験者や関係機関、地元関係者、所有者等の協力を得ながら、計画的・段階的に文化

財の価値を明らかにする専門的調査を実施し、文化財の指定などに取り組む必要がある。

- ⇒未指定の有形文化財(建造物・美術工芸品)、無形の文化財、有形及び無形の民俗文化財、 記念物の現状等を把握し、文化財登録制度の活用を検討する必要がある。
- ⇒大田市景観計画(景観法)に基づき、景観重要建造物、景観重要樹木の指定なども検討する必要がある。

### (7)「文化財の収蔵(保存管理)」に関する現状と課題

指定等文化財(美術工芸品や有形民俗文化財)の中には、所有者による管理が難しくなっているものがあり、さらに未指定文化財の中にも、公的な保存・管理が必要なものが多数あると考えられる。

民俗資料や石見銀山関連以外の考古資料などについては、現状では市内の施設に分散保管しているなど、保存・管理・活用に限界がある。

また、埋蔵文化財の調査では多量の遺物が出土する。とりわけ石見銀山関係の遺物(出土品) は膨大で、保存・管理する資料等も多数あり、今後も増加していくことから、石見銀山世界遺産センターの収蔵庫では対応できなくなる。

これらに加えて、所有者による管理が難しくなっている旧家・寺社等が所蔵する古文書や、 市の出先機関等に残る歴史公文書などの資料についても、適切な施設での保存管理が求められ ている。

#### <課題>

⇒中・長期的な観点から、石見銀山関係やその他の遺跡で出土した遺物、古文書などの美術 工芸品や有形の民俗文化財の収蔵(保存・管理)について、ガイダンス機能や博物館・資料館のあり方と併せて検討する必要がある。

### (8)「文化財の滅失・改変」に関する現状と課題

人口の減少などを背景に、歴史的な建造物の老朽化が進んだり、空き家となったりしている 状況が、山間部だけではなく市街地でも見られる。とりわけ未指定文化財は法制度的な保存の 手立てはなく、歴史的建造物が取り壊されたり、改変されたりするとともに美術工芸品なども 廃棄・売却される恐れが高まっている。特に社寺においては、氏子・檀家の減少により、保存 修理・維持管理が困難な状況が増えている。

重要伝統的建造物群保存地区においても、伝統的建造物の老朽化や空き家化がみられ、今後、 歴史的な町並み景観が損なわれることも懸念される。

#### <課題>

⇒文化財の実態把握に努め、文化財の価値や意義、防災等に関する知識を市民へ周知するとともに、計画的・段階的に文化財としての指定・登録、支援措置の充実に取り組む必要がある。

#### (9)「災害等から文化財を守る対策」に関する現状と課題

気候変動や地震、火災による文化財の毀損・滅失、盗難による被害が全国各地で起こっており、大田市の文化財も常にその危険性をはらんでいる。

大田市の文化財は、山間部や山麓部、海岸や河川近くに相当数が立地しており、崖崩れや土石流、浸水・洪水、波浪・高波による被害に遭う危険がある。また、歴史的建造物の大半が木

造家屋であり、美術工芸品や有形の民俗文化財も木造家屋で保管されている場合が多いことから、火災による被害も想定される。

これまでの災害の状況や文化財を取り巻く環境からは、特に地震、水害、土砂災害による文化財の毀損・滅失が懸念される。また、消火設備は整えられたが、木造家屋が密集する重要伝統的建造物群保存地区では火災による被害も懸念される。近年では、平成30年(2018)4月に発生した島根県西部地震で、文化財を所有する寺社や旧家が被害に遭っている。その際には、被災した文化財の救出を呼びかけるチラシを大田市教育委員会が配布し、いくつかの文化財の一時預かりなどを行った。

災害のほかにも、人口減少や高齢化、空き家の増加などを背景に、地域の防犯力は低下して おり、文化財の盗難への懸念も高まっている。また、情報化社会の発展により、地域に残る文 化財がインターネットのオークションサイトに流出するなど、新たな問題も起きている。

こうした災害等から文化財を守るためには、行政と所有者、地域住民等が連携した体制が重要であるとともに、防災・防犯設備等の整備も求められる。ただし、防災・防犯体制については、前述のように地域の体制の確保・強化が難しくなりつつあり、防災・防犯設備等については、指定等文化財をみた場合でも十分とはいえない。

さらに、文化財を災害等から守る方法、文化財が被災した際の対応などを整理したマニュアル等は作成されていないことから、特に非常時において文化財の所有者や関係する地域住民等が的確に対応することは難しい状況にある。

#### <課題>

- ⇒国・県、関係機関と連携し、災害等から文化財を守る必要性や対策を具体的にマニュアル 等として整理し、それを市民等へ周知し、行政や文化財の所有者のみならず、地域社会総 がかりで文化財を大切にし、守る機運を高め、平常時に加えて緊急時に的確な取組(行動) が行えるようにする必要がある。
- ⇒災害や盗難等から文化財を守るため、公的施設への寄託等の仕組みの構築と周知について も検討する必要がある。
- ⇒災害等により文化財が毀損した場合、関係機関等との連携及び支援を得ながら、的確に復 旧等に対応する必要がある。

### 【主として活用に関する現状と課題】

### (10)「文化財の案内・情報提供やガイダンス機能」に関する現状と課題

文化財の活用の基礎的な取組として案内・情報提供(発信)があり、パンフレット・ガイドブックや案内板などのサインに加え、ICT(情報通信技術)を活用した様々な取組が各地で行われている。また、案内・情報提供と併せて学習等が行えるものとしてガイダンス施設もある。

大田市においては、外国語対応を含め観光ガイドブックを作成しているが、文化財に関しては、多言語化の情報提供を進めている世界遺産関係を除けば文化財マップ等は作成しておらず、説明板などの整備は限定的である。また、ガイダンス施設としては、石見銀山世界遺産センターや島根県立三瓶自然館サヒメルがある。石見銀山世界遺産センター以外で大田市独自の施設としては仁摩サンドミュージアムがあり、鳴り砂浜琴ヶ浜の案内と解説を行っているが、現地におけるガイダンス機能の充実も求められる。

一方で、説明板等が未設置の文化財、災害や老朽化で破損・劣化した説明板等も見られ、地域住民でも文化財の存在や価値に気づいていない場合もある。

観光ガイドに関しては石見銀山ガイドの会があり、令和3年(2021)1月には「第11回地域再生大賞」(地方新聞46紙と共同通信が表彰)の優秀賞を受賞している。しかし、石見銀山関係以外、とりわけ日本遺産に関するガイドがいないことから、受け入れ体制などの面で制約がある。

#### <課題>

- ⇒ICTの活用を含めて文化財に関する案内や情報提供・発信を充実させるとともに、大田市における博物館・資料館のあり方と併せて、ガイダンス機能の確保・充実を検討する必要がある。
- ⇒大田市観光協会(大田市DMO)や石見銀山ガイドの会などと連携しながら、歴史や文化 財、日本遺産に関する知識、接遇などの研修機会等を確保・充実させ、観光ガイドの養成 に取り組む必要がある。

### (11)「つながりを持った文化財の活用」に関する現状と課題

大田市には、歴史文化の特徴で示しているように、指定・未指定を問わず、つながりを持った文化財が数多くあるが、保存・活用されているものは主に指定等文化財の一部であり、それも個別の取組が中心である。未指定文化財については、未活用またはそれに近い状態のものが多く、中には毀損・滅失等が懸念されるものもある。

文化財をストーリーや共通するテーマ等でつなぎ、特色や価値・魅力を引き出す方策として 関連文化財群\*1がある。まとまりを持って文化財を取り扱うことで、未指定文化財についても 構成要素としての価値付けが可能となり、文化財の多面的な価値・魅力を明らかにすることが できる考え方であるが、大田市では具体化に至っていない。

日本遺産も文化財を群として捉える考えに則ったもので、大田市では「石見の火山が伝える 悠久の歴史」と「神々や鬼たちが躍動する神話の世界」が認定され、様々な取組を実施してい る。

また、石見銀山街道は大田市から広島県尾道市までのルートで、日本遺産の認定に向けた取組では、「石見銀山街道」の沿線7市町と連携して街道に関わる歴史や文化を「ストーリー」として構築し、認定申請を行った。

大田市においてつながりを持った文化財の活用は、世界遺産の構成資産の一部、日本遺産(神楽)や「石見銀山街道」における関係市町との広域的な事業や連携はあるが、関連文化財群を設定した取組には至っていない。

#### <課題>

- ⇒世界遺産や日本遺産を、関係する地域住民・団体の理解・協力と参加を得ながら、つながりを持って活用していく必要がある。
- ⇒大田市の歴史文化の特徴等を考慮しながら、未指定文化財を含めた関連文化財群について も調査し、大田市の特色を示すテーマを見いだし、具体化していく必要がある。

#### ※1 関連文化財群

指定・未指定に関わらず多種多様な有形・無形の文化財を、歴史文化に基づく関連性、テーマ、ストーリーによって一定のまとまりとして捉えたもの。群を構成する複数の文化財を総合的・一体的に保存・活用するための枠組。未指定文化財についても構成要素としての価値付けが可能となり、また、相互に結びついた文化財の多面的な価値・魅力を明らかにすることができる(第6章第1節を参照)。

### (12)「周辺環境を含めた文化財の活用」に関する現状と課題

地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉え、その周辺環境まで含めて総合的に保存・活用する考え方や、文化財保存活用区域\*1という計画区域が文化庁より示されている。

大田市においては、世界遺産区域において、文化財とその周辺環境の一体的な保存・活用に向けて取り組んでいるが、その他の指定等文化財に関しては個別的な保護対策であり、未指定文化財の保存・活用については所有者や地域団体の活動に委ねられている。

また、大田市景観計画を策定し、全域を景観法に基づく景観計画区域とし、行為の制限に関する事項などを定めているが、景観形成の目標や方針等については市民等に十分周知されていない面がある。

#### <課題>

- ⇒世界遺産区域以外においても、文化財の把握・調査と併せて、特定の文化財とその周辺環境の保存・活用、複数の文化財を対象とした文化財保存活用区域について検討する必要がある。
- ⇒未指定文化財とその周辺環境の保存・活用に取り組んでいる所有者・地域団体を支援できる仕組みを構築する必要がある。
- ⇒大田市景観計画の普及啓発を図りながら、行為の制限などに適切に対応する必要がある。

### (13)「文化財を活かしたまちづくりや観光振興」に関する現状と課題

大田市の産業の柱の一つに観光があり、石見銀山と三瓶山を2大資源として、文化財をはじめとした地域資源を活用した観光振興に取り組んできた。

市全体の入込観光客は、石見銀山が世界遺産に登録された翌年の平成20年(2008)の約188万人をピークにその後は減少傾向となり、令和元年(2019)には約104万人となっている。また、令和2年(2020)は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から81万人となっている。

こうした中で、令和2年(2020)に「石見の火山が伝える悠久の歴史~ "縄文の森" "銀の山" と出逢える旅へ~」が日本遺産に認定され、観光振興、地域活性化の推進力となっている。

加えて、大田市観光協会では大田市DMO(観光地域づくり法人)を立ち上げ、観光ブランドコンセプト「自然に宿る力とともに~永遠のなかの一瞬に気づく旅~」を設定し、文化財を守り活かしている人々とその暮らしへのまなざしを重視しながら、地域資源を最大限に活用し、効果的・効率的な「稼げる」観光地域づくりを目指している。石見銀山、三瓶山、日本遺産などに関しては、大田市観光協会(大田市DMO)が、モデルコース、イベント情報、アクセス情報など、観光に役立つ情報を発信している。

市民が主体となった文化財を活かしたまちづくりについては、世界遺産や三瓶山、琴ヶ浜、神楽などを活かした取組が行われているが、市域全体の文化財の状況からみると限定的で、まちづくりに有効と思われる関連文化財群や文化財保存活用区域の取組が具体化できていない。

#### <課題>

⇒今後も大田市観光協会(大田市DMO)をはじめとした関係団体、市民等と連携しながら、 積極的に文化財を活かしたまちづくりや観光振興を推進する必要がある。

### ※1 文化財保存活用区域

文化財が特定の範囲に集積している場合に、当該文化財(群)をその周辺環境も含めて面的に保存・活用するために設定するもの。域内の地区特性や歴史文化に応じて市町村が独自に設定する戦略的な計画区域。多様な文化財が集中する区域を設定して保存・活用を図ることで、魅力的な空間の創出につながることが期待される(第6章第2節を参照)。

- ⇒地域資源を最大限に活用するためには、未指定文化財や未活用の文化財に光を当てること も必要である。
- ⇒地域における文化財の保存・活用や観光振興などの基盤ともなるのがまちづくりであり、 文化財やその周辺環境の清掃美化、日常的・定期的な文化財めぐりや健康づくり、勉強会 の開催、有形・無形の文化財を活かした活動など、多様な取組が考えられる。市民・地域 団体が中心となった、地域の実情に応じたまちづくりの実践を促進する必要がある。
- ⇒関連文化財群や文化財保存活用区域の考え方を取り入れつつ、行政や所有者、地域住民、 地域団体等が連携し、地域に存在する様々な文化財を総合的・一体的に保存・活用してい くことが必要である。

### 3 文化財の保存・活用を支える体制に関する現状と課題

大田市における文化財の保存・活用を支える体制に関して、これまでの取組や特性・問題点及び求められる事項等の要点を整理し、課題を設定する。

### (1)「市民等の参加・協働と地域社会総がかり」に関する現状と課題

重要伝統的建造物群保存地区の建造物において、空き家化や世代交代等により所有者と連絡が取れないケースがあることを鑑みると、未指定文化財においては、所有者による保存・活用がより困難になっていることが想定される。また、人口減少や少子高齢化により民俗芸能の担い手などの確保も難しくなっている。人口推計からは、今後はこのような状況がより深刻化すると考えられる。

こうした状況で文化財の保存・活用を推進するためには、平成30年(2018)の文化財保護法の改正で示された、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かし、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくという考え方が有効である。大田市においても、この考え方のもと、地域社会全体で文化財の保存・活用に取り組んでいくことが求められるが、具体的な取組は不十分である。

#### <課題>

- ⇒市内外の幅広い協力・支援、参加・協働を促進し、地域社会総がかりで文化財の保存・活用を進める体制づくりや人材(担い手)の確保・育成などが必要である。
- ⇒地域社会総がかりの体制を充実・強化するため、現在ある文化財の保存(継承)・活用を担 う分野的・地域的な組織(団体)の活動支援、文化財の調査や建造物の修理、管理・運営 に関わる新たな専門的組織づくりなどを検討する必要がある。
- ⇒地域における文化財の保存・活用の拠点的な機能として、27のコミュニティに設置されているまちづくりセンターも活用していく必要がある。

### (2)「学識経験者・研究機関等との連携」に関する現状と課題

大田市には、島根県立三瓶自然館サヒメルや石見銀山資料館といった研究機能を有する施設が立地する。こうした特性を活かしながら、大田市では、これまで石見銀山関係を中心に市内外の学識経験者や研究機関、石見銀山世界遺産センターの研究員(県職員)等と協力・連携して、文化財の調査研究や計画策定などに取り組んできた。また、日本遺産(火山)の申請においては、島根県立三瓶自然館サヒメルの協力が大きな力となった。さらに、平成29年(2017)10月に天然記念物に指定された琴ヶ浜については、学識経験者等の協力を得て保存活用計画が策

定された。

今後、未指定文化財の把握が一定程度進んだ段階では、その保存・活用のあり方を方向づけることが必要であり、それらの中から指定・登録を目指す物件が出てくる可能性がある。

#### <課題>

- ⇒建造物や埋蔵文化財などに加え、天然記念物や美術工芸品、民俗芸能など、大田市の未指 定を含めた文化財の実状に対応する形で、それぞれの分野の学識経験者、専門家、研究機 関等の協力を得ていく必要がある。
- ⇒文化財の保存・活用においては、文化財の各分野の専門家等に加え、まちづくりや観光振 興、情報部門の専門家との連携も必要である。
- ⇒学識経験者・専門家の知識・知見等を、学校教育・社会教育などに活かすことも必要である。

### (3)「文化財行政及び庁内連携等の体制の充実」に関する現状と課題

大田市の文化財は、世界遺産「石見銀山遺跡とその文化的景観」や2つの日本遺産をはじめ、 天然記念物、地域で育まれてきた生活様式・食文化など様々なものがあり、これらを保存・継承し、活用していくためには、それぞれについて専門的な知識を有する職員の確保・育成を図るとともに、庁内の関係部署との連携強化などの体制整備が重要となる。

現在、大田市では、教育委員会石見銀山課が文化財行政を担っているが、広範囲にわたる石 見銀山遺跡の調査研究に忙殺され、人員体制等も十分でないことも相まって、文化財全般の保 存・活用を進めていくことができていない状況にある。

また、文化財専門職員の年齢構成に偏りがある一方で、厳しい財政状況の中、積極的な任用が困難な状況もあり、今後の業務の継続に支障が生じることも想定される。

庁内連携においては、学校教育や観光部局との連携は図っているが、今後の文化財行政の推進には、まちづくり、環境、景観、健康福祉など様々な視点が必要となるとともに、地域社会総がかりで保存・活用を進めていくためには、現在の連携体制では不十分であり、幅広い部局との連携強化や連携構築を図っていく必要がある。

あわせて、石見銀山街道や日本遺産(神楽)など、大田市単体では保存・活用が困難なもの もあることから、既に行っている関係市町や島根県などとの連携を更に広げていくことも重要 となる。

#### <課題>

- ⇒研修や実習などを通して、文化財の専門的な知識を有する職員の確保・育成を図り、体制を充実させていく必要がある。
- ⇒将来的な業務の継続性、体制強化を見据え、継続的かつ計画的に文化財専門職員を採用していく必要がある。
- ⇒文化財行政は様々な視点を必要とする総合行政であることから、広く関連する部署との連携体制を構築する必要がある。
- ⇒関係市町や島根県などとの更なる連携強化を図る必要がある。

### 第3節 文化財の保存・活用に関する方針

文化財の保存・活用の基本理念の達成を目指し、具体的な事業を実施していくため、大田市の文化財の概況と歴史文化の特徴、保存・活用の課題を踏まえ、3つの大方針と、それを支える柱となる方針を次のように設定する。

【文化財の保存・活用の基本理念】

# 石見銀山と三瓶山、そして日本海、 自然の恵みと交流から生まれた多彩な遺産を みんなで守り、伝え、活かし、新たな交流を育む



#### <大田市の文化財の保存・活用の課題>

- 1 文化財の把握・調査に関する課題 (保存・活用の前提)
- ①「市民参加による文化財の把握調査」に関する課題
- ②「文化財の専門的調査」に関する課題
- ③「調査結果の整理と情報公開・発信」に関する課題



### 2 文化財の保存・活用の取組に関する課題

【文化財の保存・活用全般に関する課題】

- ①「世界遺産の保存・活用と先導的な役割」に関する課題
- ②「文化財を学び、体験する機会」に関する課題
- ③「文化財に関する情報提供や啓発」に関する課題
- ④「文化財を継承する担い手」に関する課題

#### 【主として保存に関する課題】

- ⑤「文化財の保存修理等」に関する課題
- ⑥「文化財としての指定等」に関する課題
- ⑦「文化財の収蔵(保存管理)」に関する課題
- ⑧「文化財の滅失・改変」に関する課題
- ⑨「災害等から文化財を守る対策」に関する課題

#### 【主として活用に関する課題】

- ⑩「文化財の案内・情報提供やガイダンス機能」に関する課題
- ①「つながりを持った文化財の活用」に関する課題
- ①「周辺環境を含めた文化財の活用」に関する課題
- ③「文化財を活かしたまちづくりや観光振興」に関する課題



### 3 文化財の保存・活用を支える体制に関する課題

(上記1・2の基盤)

- ①「市民等の参加・協働と地域社会総がかり」に関する課題
- ②「学識経験者・研究機関等との連携」に関する課題
- ③「文化財行政及び庁内連携等の体制の充実」に関する課題



### <文化財の保存・活用に関する方針>

- 1 文化財を把握するための調査の充実 (第3号関係:調査に関する事項)
- (1)市民参加による文化財の再発見…① (番号は左記の課題に対応。以下同様)
- (2)文化財の専門的な調査研究の推進…②
- (3)文化財に関する資料・情報の一元管理 と公開・共有化…③

### 2 文化財の保存・活用の推進

(第2号関係:措置の内容)

- (1)世界遺産の保存・活用…①
- (2)文化財を学び、体験する機会の確保・ 充実…②③
- (3)文化財の保存・活用を支える担い手 の確保・育成…④
- (4)個々の文化財の保存・活用(主に世 界遺産以外)…(5)(6)(7)
- (5)文化財の危機管理の強化…⑧⑨
- (6)文化財の案内・情報発信とガイダンス 機能の確保・充実…⑩
- (7)文化財の一体的・総合的な保存・活用 と地域の活性化…①②③
  - ⇒関連文化財群、文化財保存活用区域

### 3 文化財の保存・活用の推進体制づ くり

(第5号関係:推進体制等)

- (1)市民等の参加・協働と地域社会総が かりの仕組みづくり…(1)
- (2)学識経験者・研究機関等との連携… ②
- (3)庁内や関係機関等との連携…③
- (4)文化財行政の体制の充実…③

### 1 文化財を把握するための調査の充実

### (1) 市民参加による文化財の再発見

既往調査や地域調査員による調査、『地域の宝』再発見アンケート調査(市民、中学生)及びワークショップの成果や課題を踏まえ、市民の文化財に対する意識・理解の醸成に取り組みつつ、市民・地域団体等の協力と参加のもとに、計画的かつ継続的に未指定文化財の把握調査を進める。

特に、これまでの調査でほとんど把握が出来ていない無形の文化財や有形の民俗文化財、文化的景観、把握が不十分な近世以降の有形文化財、名勝地、動物・植物・地質鉱物、伝統的建造物群などの分野を考慮しながら、把握調査の体制や方法を検討し調査に取り組む。

また、市民等からの文化財に関する情報(発見、確認、毀損・滅失など)の受付、文化財の保存・活用に関する意見・相談の窓口の充実を図る。

### (2) 文化財の専門的な調査研究の推進

石見銀山遺跡の発掘調査や重要伝統的建造物群保存地区の建造物をはじめとした調査を継続的に行うとともに、その成果の公開・活用を進める。

これら以外の指定等文化財においても、実施された専門的調査は一部に限られていることから、優先順位を設定して、計画的に専門的な調査を実施し、より詳細な状況や解明されていない点の把握に努めるとともに、保存・活用を進めるための基礎資料を蓄積・整理する。調査の優先順位の設定においては、専門的な調査が不十分な有形文化財、民俗文化財、動物・植物・地質鉱物などについて考慮する。

また、未指定文化財についても、指定等文化財の候補となるもの、重要性が高いと考えられるものなどについては専門的な調査を実施する。

### (3) 文化財に関する資料・情報の一元管理と公開・共有化

文化財に関する既存及び今後の調査で把握した資料・情報については、効果的に分類・整理を行い、文化財担当課において一元管理し、関係部局・機関における情報の共有化を進めるとともに、個人情報の保護等に留意し、市民等への情報公開・共有化に努める。

資料・情報の一元管理においては、データベース化・地図情報化などについても検討し、その具体化に努める。

また、近世・近代文書、歴史公文書などの歴史資料や、考古資料、民俗資料など、収集・保管する必要がある資料の公開・活用については、その方法を検討し、具体化に努める。

### < 「1 文化財を把握するための調査の充実」に関係するSDGsのゴール(目標)>















### 2 文化財の保存・活用の推進

### (1)世界遺産の保存・活用

世界遺産「石見銀山遺跡とその文化的景観」を構成する資産である石見銀山遺跡、熊谷家住宅、大田市大森銀山及び温泉津重要伝統的建造物群保存地区と、これらに関連する文化財の保存・活用を図る。

また、世界遺産の構成資産相互や周辺の地域資源を結び付けるなど、他の文化財と関連づけた保存・活用に取り組むとともに、世界遺産のまちづくり等へのより一層の活用を促進する。 さらに、世界遺産の保存・活用で得られた成果や課題を、他の文化財の保存・活用にも活かしていく。

### (2) 文化財を学び、体験する機会の確保・充実

市民一人ひとりが地域に存在する文化財やその保存・活用に関心を持てるよう、様々な機会を通じて意識啓発などを行うとともに、子どもたちを含め誰もが地域の歴史や文化財を学び、体験する機会を確保・充実させる。

石見銀山学習に関連した地域学習は、これまでの成果や課題を整理し、内容の充実化を図る。また、ESDの視点からの学校教育活動を発展させる。そこでは、石見銀山学習、ふるさと教育を入り口として、地域と世界の未来を見据えつつ、自ら課題解決に取り組む学習に発展させる活動を推進する。社会教育においてもESDの視点を取り入れ、文化財について学び、体験する機会の確保・充実を図る。

さらに、こうした学び、体験する機会及びその他の文化財に関する情報を、わかりやすく市 民等に伝えるとともに、市内外の人々への情報発信にも努める。

### (3) 文化財の保存・活用を支える担い手の確保・育成

学校教育・社会教育での文化財に関する学習・体験機会の確保・充実、啓発活動などを持続的に進め、子どもたちを含め市民等の文化財への理解や意識及び地域への愛着や誇りの醸成に努める。こうした取組が、文化財の保存・活用を支える担い手・団体の確保・育成の基盤にもなる。

文化財の保存修理や復旧などについては、関係団体等と連携しながら、大工・左官・石工等の人材の確保に努める。

また、市民・地域団体等との連携のもとに、文化財の把握調査や保存・継承、維持管理の担い手の確保・育成に努めるとともに、文化財を活かしたまちづくり活動や観光振興の展開を促進する。さらに、地域・ブロックごとの人口の推移や推計を踏まえ、地域の活性化や定住促進の部門と連携しながら、文化財の保存・活用を支える担い手・団体の確保・育成や支援に努める。

### (4)個々の文化財の保存・活用(主に世界遺産以外)

文化財の所有者等及び市民・地域団体等との連携のもとに、世界遺産の構成資産以外についても、個々の文化財の保存修理や復旧、材料の確保などに的確に対応しつつ、指定等文化財を確実に保存し、適切に活用する。

未指定文化財については、所有者等の合意や個人情報の保護に留意して情報発信を行うとと

もに、所有者や地域と連携し、優先順位を設定して保存・活用を進める。そこでは、文化財指定や文化財登録制度の活用にも努める。また、大田市景観計画に基づく景観重要建造物や景観重要樹木の指定についても検討する。

石見銀山遺跡やその他の埋蔵文化財調査で出土した遺物や各所に分散している歴史資料、個人での管理が難しくなっている美術工芸品等を保存(収蔵)・展示する施設の確保・整備についても検討を進め、その具体化に努める。

### (5) 文化財の危機管理の強化

地域ごとの特性を含めて現状や将来を見据え、所有者や市民・地域団体等と連携して、文化 財を災害等から守る予防対策や緊急時の連絡・通報、避難、初期消火等への対応に資する文化 財の危機管理の体制づくりや防災訓練等の実施を図る。

併せて、未指定文化財を含めた文化財を災害等から守るため、国・県及び所有者や市民・地域団体等と連携して、防犯・防災、毀損・滅失対策などのマニュアル等の作成と周知を図るとともに、文化財の防災・防犯対策(点検、防災・防犯施設の整備、公的施設への寄託の仕組みの構築など)に取り組む。また、災害等で文化財が被害を受けた場合の復旧等に的確に対応できるよう、マニュアル等に記載するとともに、文化財の危機管理の体制に組み込む。

なお、文化財の防災・防犯については、既に「大田市地域防災計画」(令和3年(2021)9月改定)や「島根県文化財保存活用大綱」(令和3年(2021)3月)、「島根県文化財防災・防犯マニュアル」(令和4年(2022)6月)などにもまとめられており、文化庁によって「国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」「国宝・重要文化財(建造物)等の防火対策ガイドライン」(ともに令和元年(2019)9月)、「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」(令和元年12月)も定められている。危機管理の強化は、これらの方針に基づきながら取組を進めていく。

また、島根県文化財防災ネットワーク\*1、山陰歴史資料ネットワーク\*2など、文化財の保全活動を行っている団体との平常時からの連携も強化していく。

さらに、災害の歴史や先人たちの防災への知恵・足跡などを学ぶ機会を確保し、地域の防災性の強化に役立てる。

### (6) 文化財の案内・情報発信とガイダンス機能の確保・充実

個々の文化財、世界遺産や日本遺産、関連文化財群、特定地域の文化財(群)などについて、 案内板・説明板、パンフレット、ICT(情報通信技術)の活用など多様な方法によって情報 発信を行う。

その他の地域情報などと併せて、文化財や、文化財が存在する地域及び大田市への関心、来

#### ※1 島根県文化財防災ネットワーク

島根県内の文化財を様々な災害から守るため、県内各自治体の文化財担当部局や大学、博物館などが 連携して活動することを目的に令和4年(2022)4月に設立された団体。島根県が事務局となり、平常 時、災害発生時それぞれにおいて様々な活動を行っていく。

### ※2 山陰歴史資料ネットワーク

平成12年(2000)10月に発生した鳥取県西部地震を機に、翌11月に設立された史料保全ボランティア団体で、略称は山陰史料ネット。島根県・鳥取県を活動地域とし、地震や豪雨災害によって被災した資料の保全活動などを行っている。平成30年(2018)4月の島根県西部地震の際には、大田市と連携して被災状況の見回りを実施した。島根県文化財防災ネットワークの構成団体としても位置付けられている。

訪意識が高まるよう情報発信に努める。

また、特定の文化財や、地域・分野等で関連付けた文化財などを対象に、情報発信、展示・ 公開や、それらのガイダンス機能の確保・充実について、保存(収蔵)・展示施設の確保・整備 と併せて検討し、その具体化に努める。

さらに、大田市観光協会(大田市DMO)や石見銀山ガイドの会などと連携しながら、日本 遺産や主要な文化財などに関する観光ガイドの養成に取り組む。

### (7) 文化財の一体的・総合的な保存・活用と地域の活性化

世界遺産の構成資産について、その周辺環境を含めた保存・活用を進めるとともに、他の地域資源を含め、広域に分布している構成資産のネットワークの充実・強化に取り組む。

認定された2つの日本遺産については、関係団体等との連携のもとに構成文化財の活用を進める。

日本遺産の考え方や取組を踏まえ、指定・未指定に関わらず、テーマ・ストーリーのもとに 文化財を相互につなぐ関連文化財群を設定し、"個"の魅力のみならず"群"の魅力も発揮させ、 教育やまちづくり、地域の活性化、観光交流など、多様な分野で文化財を活用する。

また、文化財をその周辺環境を含めて総合的に保存・活用することは、歴史文化を活かしたまちづくりをより推進していくことにつながることから、文化財保存活用区域の設定を含め、文化財の所有者や市民・地域団体等を中心に、文化財を核とした地域の活性化を促進する。

さらに、大田市景観計画の普及啓発を図りながら、行為の制限(届出対象行為)に適切に対応する。

### <「2 文化財の保存・活用の措置の実施」に関係するSDGsのゴール(目標)>















### 3 文化財の保存・活用の推進体制づくり

### (1) 市民等の参加・協働と地域社会総がかりの仕組みづくり

文化財の調査から実際の保存・活用の取組まで、市民・地域団体、事業者、行政などが、それぞれの役割を理解・分担し、連携・協働して文化財を保存・活用する地域社会総がかりの体制を構築する。

その中では、市民・地域団体等との連携のもとに、文化財を守り活かす担い手の確保・育成に努めるとともに、文化財を活かしたまちづくりの展開を促進する。

日本遺産に関しては、大田市観光協会(大田市DMO)を中心に日本遺産事業実施体制の構築を図り、効果的・計画的に各種事業を実施していく。

また、文化財の保存・活用に取り組む民間団体と行政の連携体制(パートナーシップを充実

させ、各種施策の推進主体となる民間団体(文化財保存活用支援団体<sup>\*1</sup>)の指定やその育成に 努める。

さらに、それぞれのコミュニティにおける文化財の保存・活用の拠点的な機能を担うため、 まちづくりセンターにおける文化財の保存・活用に関わる情報の提供、文化財めぐりや講座の 開催などの取組を進めるとともに、まちづくりセンター間の情報の共有化や連携を図る。

### (2) 学識経験者・研究機関等との連携

文化財の調査や保存修理、計画策定などには専門的な知識や経験が必要であり、これまでのつながりを活かし、学識経験者・専門家、大学等の研究機関と連携する。

また、文化財を効果的に活用するためには、時代の流れに即応した専門的な知見や方策が求められることから、まちづくりや観光交流、情報発信などに関わる専門家等の協力・支援の確保や、そのためのネットワークづくりに努める。

### (3) 庁内や関係機関等との連携

文化財の保存・活用の推進のため、庁内の関連部局の連携体制を強化する。

また、文化財の保存・活用に関して必要な助言・支援が受けられるよう、国・県等の関係機関との連携も強化する。

さらに、関係する自治体とも連携した文化財の保存・活用を図る。

### (4) 文化財行政の体制の充実

文化財行政は、調査、指定、保存・修復等だけでなく、学校教育や社会教育への活用、まちづくり、観光振興など、様々な分野に関係する総合行政であり、着実に推進していくためには 人員体制の整備が重要となる。

そのため、人材の確保・育成による体制強化・資質向上を図るとともに、年齢構成や業務の 継続性を見据えた計画的な文化財専門職員の任用に努める。

#### < 「3 文化財の保存・活用の推進体制づくり」に関係するSDGsのゴール(目標)>









#### ※1 文化財保存活用支援団体

市町村において、地域の文化財の保存会やNPO等の民間団体と協力し、行政と民間がより円滑に連携しながら文化財の保存・活用に取り組んでいくためのパートナーシップを結ぶことにより、このような民間団体を文化財の保存・活用に関する各種施策の推進主体として位置付けたものである。

専門的な知見や実績等を有する団体を支援団体として指定することで、所有者だけでは維持管理等が困難な文化財の保存・活用の促進を図るなど、地域の多様な主体が連携して文化財の継承に取り組んでいくことが期待される。

## 第5章 文化財の保存・活用の措置

第4章で示した文化財の保存・活用に関する3つの方針に基づき、文化財を把握するための調査事項、文化財の保存・活用、調査と保存・活用全般の推進体制づくりについて、それぞれ実施すべき措置(事業)を設定する。

措置の設定にあたっては、主体、時期について方向づけを行うとともに、費用が必要なものについては、想定する財源を明らかにする。

#### 【措置(事業)の主体】

措置の主体は、いずれの場合も大田市であるが、その中には、大田市の直営、又は専門業者等への委託により措置を実施するほかに、市民(ここでは文化財の所有者等、民間事業者を含む)、地域(自治会をはじめとした地域団体、関係団体)の文化財の保存・活用に関わる活動・行為を支援する場合や、市民や地域に委託する場合がある。

後二者については、実際に措置を実施するのは、その実質的な担い手となる市民(主として 所有者等)や地域の団体であり、大田市と市民・地域との間における情報の共有化、相互の理 解、協力・連携が不可欠となる。

#### 【実施の時期・期間】

措置の実施の時期・期間については、計画期間(10か年)を次のように3つに区分する。

- ○前期(最初の4か年):令和4年度(2022)~令和7年度(2025)
- ○中期(次の3か年): 令和8年度(2026)~令和10年度(2028)
- ○後期(最後の3か年): 令和11年度(2029)~令和13年度(2031)

前期においては、本計画のもとに、これまでの事業を継続・拡充し、優先度の高い実現可能な新たな事業に着手する。

中期においては、短期の事業で継続・拡充するものに加え、新たな事業の着手・実施を行う。 後期においては、前・中期では実施が難しい事業及び時期的に後期に実施すべき事業につい て実施を目指すとともに、必要に応じて前・中期の見直しを通じて事業の継続・拡充を行う。

その他、現段階では事業の実施を明確に示すことができないが、事業の調整・方針決定等の時期、想定できる実施時期について、計画期間の該当する時期に示す。

今後、各事業の実施に向けては、市民・地域団体等及び学識経験者などの意見を適宜、把握 しながら、より詳細な内容や実施時期を検討する。

#### 【財源】

財源については、関係機関との協議及び庁内における調整のもとに確保に努める。

財源には、国(文化庁のほか他省庁及びそれらの関係機関も含む。国庫補助金、地方創生推進交付金等)、県(県費補助金)及び市財源のほかに、企業版ふるさと納税や石見銀山基金の活用など、常に最新の情報を収集し、効果的な財源確保を行う必要がある。

なお、厳しい財政状況のもと、事業実施年度の変更や期間の延長、事業内容の調整などが生じることも想定されるが、地方自治法に規定されている「最少の経費で最大の効果をあげる」という理念に即して事業の実施を目指すこととする。

#### <石見銀山基金>

石見銀山基金は、民間が主体となって石見銀山の保全・活用等に関わる事業を行う財源を確保することを目指し、寄付と大田市・島根県の拠出金によって設立された。石見銀山に関連する措置を実施していくにあたっては、今後も効果的に活用していくことが求められる。

基金には、石見銀山遺跡地内での社寺等の文化財の修復、環境整備(草刈り、清掃など)、石

見銀山遺跡に関する調査研究などの事業(石見銀山基金事業)を補助する制度があり、その募集区分は下記の5区分である。

- (1) 活かす事業補助金(石見銀山行動計画該当の事業全般)
- (2) 石見銀山学習事業補助金(小中高校の石見銀山に関わる学校教育事業が対象)
- (3) 保全事業補助金 (清掃等の遺跡保全活動が対象)
- (4) 文化財修復事業補助金(指定文化財の修復事業が対象)
- (5) 宿泊補助金 (学生らの調査研究活動が対象)

このうち「活かす事業補助金」は募集期間を定めており、締切後に公開審査会で審査し、採択の可否を決定する。石見銀山学習事業、保全事業、文化財修復事業は随時受付けており、書類審査により、受領後、概ね1ヶ月以内に採択の可否を決定する。

石見銀山基金事業の運営など任意団体では実施できない事業に取り組むため、「特定非営利活動法人石見銀山協働会議」を設立している。

## 第1節「文化財を把握するための調査の充実」に関する措置

本節では、第4章第3節で示した「1 文化財を把握するための調査の充実」に関する各々の柱ごとに措置(事業)を設定する。

なお、本節は法第 183 条の 3 第 2 項第 3 号関係「当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項」に関する措置(事業)である。

## 1「市民参加による文化財の再発見」に関する措置

市民や関係団体などの協力と参加のもとに、未指定文化財を主対象とした把握調査に取り組むとともに、市民等からの文化財に関する情報を受け付け、相談に対応する窓口を充実させる。

#### 【措置(事業)】

#### 1-1-1 市民参加型文化財把握調査の継続的な実施

- ・市民参加型文化財把握調査に協力・参加する地域調査員を「まちの文化財調査員」(仮称) とし、その確保・養成に努める。
- ・27 のコミュニティ(まちづくりセンター)を基本に、「まちの文化財調査員」(仮称)による文化財の把握調査を継続的に実施する。
- ・文化財把握調査は、各分野(6類型、埋蔵文化財、文化財の保存技術、その他)について 調査を実施することとするが、特に、これまでほとんど把握が出来ていない無形の文化財 や有形の民俗文化財、文化的景観、把握が不十分な近世以降の有形文化財、名勝地、動物・ 植物・地質鉱物、伝統的建造物群などの分野を考慮しながら、調査体制や方法を検討し調 査に取り組む。
- ・文化財の把握調査においては、文化財の点検・パトロール (毀損、滅失、周辺環境の変化 などの確認、その他)を行うことも検討する。

#### 1-1-2 文化財に関する情報受付・相談窓口の充実

- ・文化財の再発見や毀損・滅失などの情報、文化財の保存・活用に関する意見等を市民等から得るとともに、文化財の保存・活用に関する相談に的確に対応するため、文化財担当のスキルアップや文化財の分野間の連携の強化などを行い、情報受付・相談窓口の充実を図る。
- ・市民等に対して、文化財に関する情報受付・相談窓口の存在や利用方法などの情報提供を 図る。

## 2「文化財の専門的な調査研究の推進」に関する措置

学識経験者や専門家などと連携し、文化財の保存修理に伴う調査、発掘調査、歴史資料調査などを計画的に進める。

なお、歴史的建造物の保存修理においては、専門的な調査を実施する。

#### 【措置(事業)】

#### 1-2-1 石見銀山遺跡の発掘調査等

- ・広大な石見銀山遺跡には未解明な部分が多く、鉱山中心部のほか、街道や港の確認調査、 伝建地区の修理に伴う保存のための調査など、世界遺産「石見銀山遺跡とその文化的景観」 を保存・活用していく上で不可欠な発掘調査、文献調査、石造物調査等の基礎調査研究を、 島根県と共同で継続・実施する。
- ・島根県と大田市との共同研究により石見銀山遺跡の特質を明らかにするとともに、世界遺

産としての価値をより理解しやすくするため、様々な分野の調査研究成果の総合化をすすめる。

## 1-2-2 その他の遺跡の発掘調査等

- ・石見銀山遺跡以外の遺跡についても、学術上や埋蔵文化財の取扱いの調整及び整備において必要な発掘調査等を、適宜、実施する。
- ・開発事業における試掘立会い等の確認調査が的確に実施できるよう、調査体制の確保・充 実を図る。

#### 1-2-3 建造物調査

- ・未解明な部分のある指定文化財(建造物)、重要伝統的建造物群保存地区の伝統的建造物の 調査を進めるとともに、建造物の保存修理に伴う詳細な調査を行う。
- ・未指定文化財(建造物)については、保存や記録上で緊急を要する場合や指定・登録を検 討する物件などについて調査の実施を検討する。その中では、人口減少・過疎化により地 域で維持をすることが難しくなっている寺社が増加している現状を鑑み、寺社の調査も検 討する。

#### 1-2-4 その他分野ごとの専門的な調査研究

・これまでの調査研究の蓄積などを活用するとともに、適宜、大学等の研究機関や学識経験者の協力・参加を得ながら、未指定文化財を含めて優先順位を設定し調査を実施する。調査は、美術工芸品、民俗文化財、動物・植物・地質鉱物(天然記念物)、近代化遺産、戦争遺跡、寺社の所蔵する文化財(前記の建造物調査と一体で行うなど)などのほか、茶の湯など大田市の歴史文化の特徴を示すもの、古写真等の収集、古老からの聞き取りなど、様々な分野での実施に努める。

## 3 「文化財に関する資料・情報の一元管理と公開・共有化」に関する措置

大田市における文化財の調査研究の成果等の情報を一元的に把握・管理するためのデータベース化や資料の適正な保管・管理を図るとともに、個人情報の保護などに留意しながら、情報の適正な公開と市民等との情報の共有化に努める。

#### 【措置(事業)】

#### 1-3-1 文化財の調査研究のデータベース化

- ・未指定を含めた文化財の把握調査、専門的な調査研究の成果などを把握・整理し、データベース化やその管理体制の構築を図る。
- ・データベース化の中では、個々の文化財及び関連する文化財(関連文化財群)としての保存・活用の可能性(啓発・教育文化、まちづくり、観光等)についても検討する。

#### 1-3-2 文化財情報の公開・発信

・文化財の調査研究のデータベース化と併せて、個人情報の保護などに留意しながら、未指 定文化財を含めた文化財の把握調査及び調査研究の成果などを分かりやすい形で公開・発 信する。例として、古写真の収集においては、公募や収集した写真の公開・展示を行うな ど、市民等の関心や文化財に対する理解を高める工夫を行う。

表 5-1 「大方針 1 文化財を把握するための調査の充実」に関する措置(事業)とその展開

大方針 1		事業の主体等				実施の時期: 令和4年度(2022)~13年度(2031)		
	# 2 ( 声 * )	<b>⊚:主</b>	体		財源	前期	中期	後期
を支える	措置(事業)	〇:支	援•協:	カ	(予定)	令和4年度	令和8年度	令和 11 年度
柱(方針)			地域			~7年度	~10 年度	~13 年度
1	1-1-1	0	C	0	市			
市民参加	市民参加型文化財把握調査	調査		銀山	.,,,			
ロトスウ	の継続的な実施	<b>員</b>		まち		・調査員の確保・		
化財の再		,		0.2		・調査の継続的な	≩実施	
発見	1-1-2	0	0	0	_			
	文化財に関する情報受付・	情報	情報	銀山				ᆄᄞᅑᄺᇄ
	相談窓口の充実	提供・		20,111				情報受付・相談
	他談念ロの元夫	相談	相談					窓口の体制の充実
		1447	1447					天
						•情報受付窓口の	)体制確保 ·適宜	、体制の充実
2	1-2-1	0	0	0	国			
	石見銀山遺跡の発掘調査等			銀山	県	発掘調査等(石身	1銀山造跡)	
専門的な					市	元品の正安でログ		
調査研究								
の推進	1-2-2	0	0	0	玉			
	その他の遺跡の発掘調査等			銀山	県	・学術上などで必	・ 車が囲本	
					市	・開発事業に伴う		
						別元争木に叶ノ		
	1-2-3	0	0	0	国			
	建造物調査			銀山	県	•指定等文化財、	重伝建の伝統的	建造物
					市	<ul><li>緊急を要する、</li></ul>	指定等を検討する	未指定文化財
	1-2-4	0	0	©	国			
	その他分野ごとの専門的な			銀山	市	体制を確保・充実	させつつ、適宜、	専門的な調査研
	調査研究					究を実施		
3	1-3-1	0	0	© .	市			
	文化財の調査研究のデータ		関係	銀山		システム、管理	運用·改善	
関する資	ベース化	員	団体			体制の構築		
料•情報						(運用・改善)	データベース化	
の一元管	1-3-2			0	市			
理と公開・	1-3-2 文化財情報の公開・発信			銀山	''''	八田 みにてい		
共有化				2K PH		公開・発信手段の検討・確立		
						の検討・確立	・データベースの	活用
							•公開•発信	

※市民:文化財の所有者等、民間事業者を含む。

※地域:ここでは、自治会や町内会等の地域団体と、大田市観光協会(大田市 DMO)や NPO 法人等の関係団体を 含めて地域と表す。

※市(事業の主担当):銀山…石見銀山課、まち…まちづくり定住課、危機…危機管理課、総務…総務部総務課、 観光…観光振興課、都市…都市計画課、消防…消防部(予防課)、学教…学校教育課、 社教…社会教育課

- ※黒の実線:着手・実施を目指す時期(継続・拡充を含む)
- ※灰色の実線: (適宜、対応できるように)体制の確保、必要に応じた体制の充実
- ※破線:事業の実施に関する調整・方針決定等の時期、可能性のある実施時期、積み残した事業への対応
- ※財源:国…国庫補助金·交付金等、県…県費補助金、市…市財源、他(その他)…石見銀山基金(特定非営利活動 法人石見銀山協働会議)、その他民間資金(助成団体等)

## 第2節「文化財の保存・活用」に関する措置

本節では、第4章第3節で示した「2 文化財の保存・活用の推進」に関する各々の柱ごとに措置(事業)を設定する。

なお、本節は法第 183 条の 3 第 2 項第 2 号関係「当該市町村の区域における文化財の保存及 び活用を図るために講ずる措置の内容」に関する措置(事業)である。

## 1「世界遺産の保存・活用」に関する措置

世界遺産の構成資産の保存・活用を図るとともに、取組の手法や成果、課題を把握・整理し、それらを他の文化財の保存・活用にも活かしていくとともに、後述の関連文化財群等を含め先導的な役割を発揮させる。

なお、防災等に関しては、本節『5「文化財の危機管理の強化」に関する措置』に記載する。

#### 【措置(事業)】

#### 2-1-1 大田市大森銀山・温泉津:伝統的建造物群基盤強化

- ・大森銀山地区は昭和62年(1987)の選定から、温泉津地区は平成16年(2004)の選定から修理修景事業を行ってきており、今後も地区内の建物や景観は地域住民により保存されるため、持続的な活用に対して補助を行いながら、建造物の保護や景観の維持・向上を図る。
- 大森小学校校舎の耐震化に伴う修理を行う。

#### 2-1-2 佐毘売山神社の保存修理

- ・佐毘売山神社の境内地には、文政2年(1819)に建てられた本殿・幣殿・拝殿を中心に、神楽殿、小社、鳥居等の建造物が残っており、平成28年度(2016)から行ってきている保存修理を引き続き実施する。
- ・佐毘売山神社は龍源寺間歩を中心とした石見銀山の来訪者の見学ルートにあたることから、効果的な活用を促進する。また、地域の小学生を対象とした「石見銀山学習」等の教育の場としての活用も促進する。

#### 2-1-3 西本寺の保存修理

・西本寺の境内地には、本堂・鐘楼・山門・経蔵・庭園・土塀等、多くの建造物が残り、石 見銀山の歴史的環境を伝えている。これまで本堂・鐘楼・山門の保存修理を実施してきた が、経蔵の外壁が剥落し、軸部の蟻害等による破損が確認されたことから、早急にこれら の保存修理に取り組む。

#### 2-1-4 極楽寺の保存修理

・極楽寺は、本堂、地蔵堂ともに雨漏りの痕跡と縁廻りの破損がみられることから、屋根の 葺き替えをはじめとする保存修理と環境整備を行う。

#### 2-1-5 清水寺の保存修理

・ 清水寺は経年劣化により本堂の小屋組みが損傷しているため、屋根替えをはじめとする保 存修理を行う。

#### 2-1-6 石見銀山代官所地役人遺宅三宅家の保存修理

・代官所地役人遺宅三宅家は、経年劣化により通りに面した土塀の損傷が進んでいるため、 土塀の保存修理を行う。

#### 2-1-7 石見銀山代官所地役人遺宅阿部家の保存修理

・代官所地役人遺宅阿部家は、経年劣化により通りに面した土塀の損傷が進んでいるため、 土塀の保存修理を行う。

#### 2-1-8 城上神社拝殿の保存修理

・城上神社は、経年劣化により屋根の損傷が進んでいるため、屋根葺き替えをはじめとする 保存修理及び自動火災報知設備の設置を行う。

## 2-1-9 石見銀山遺跡の土地の公有化:史跡等買上げ(直接買上げ)

・史跡石見銀山遺跡の約7割は民有地であり、史跡の保存管理計画に沿って、保存・活用に 必要な箇所を対象として、平成18年度(2006)から継続的に公有化を行っており、引き続き 直接買上げによる土地の公有化を進める。公有化した土地は、公開区域の拡大等も視野に 入れて、良好な状態での維持管理と活用を行う。

## 2「文化財を学び、体験する機会の確保・充実」に関する措置

子どもたちや女性、障がい者など、だれもが地域の歴史や文化財についての理解、関心を高め、ふるさとへの愛着や誇りの醸成などにつながるよう、石見銀山に関する学習機会を軸として他への波及を図り、文化財について学び、体験する機会の確保・充実を図る。

#### 【措置(事業)】

#### 2-2-1 石見銀山学習の推進

- ・これまでの石見銀山学習\*1の成果等を踏まえながら、市内の小中学校全校で世界遺産「石 見銀山遺跡とその文化的景観」の価値、歴史、採掘や製錬の技術などの学習や、世界遺産 に登録されている鉱山跡、町並み、街道などの現地学習を実施し、校内や地域での学習発 表を行う。
- ・副読本『わたしたちの石見銀山』\*2を活用するとともに、必要に応じて改訂版などを作成する。

#### 2-2-2 文化財を活かしたふるさと教育の推進

・ふるさとへの理解促進と愛着や誇りの醸成、地貢献意欲の喚起、地域を支える次世代の育成をめざし、地域の教育資源(ひと・もの・こと)を活かした学校教育活動の一環として、地域の歴史や文化財を体験的に学ぶ機会の確保・充実を図る。

#### 2-2-3 石見銀山学の形成:『石見銀山学ことはじめ』の刊行及び石見銀山学講座の開催

・石見銀山がもたらした有形・無形の文化の総体を学ぶ地域学「石見銀山学」\*\*3の形成に向けて、市民の参加を得ながら概説書『石見銀山学ことはじめ』\*\*4の編集・刊行を行う。

#### ※1 石見銀山学習

前掲6頁、注3参照。

#### ※2 副読本『わたしたちの石見銀山』

平成28年(2016)3月に刊行された石見銀山学習のための副読本。全72頁。小学校5、6年生から中学生を対象としており、「石見銀山と世界遺産」「鉱山の特徴と製錬技術」などの章から編成されている。

#### ※3 石見銀山学

地域の暮らしや生業、文化の基盤に影響してきた石見銀山を核として、現在に至る自然・歴史の遺産を通じて形成された仕組みや文化を学ぶ固有の地域学。

#### ※4 『石見銀山学ことはじめ』

『石見銀山学ことはじめ』は全7巻の刊行を予定しており、現在まで6巻を刊行している。

『【始』…石見銀山の诵史をまとめた入門の巻

『Ⅱ水』…石見銀山や周辺地域と「水」との関係を取り上げた巻

『Ⅲ土』…石見銀山と周辺地域の景観を、地質と歴史の両面から紹介する巻

『IV木』…銀生産や暮らしで活用された木々を取り上げた巻

『V火』…産業・生活・信仰にかかわる「火」を取り上げた巻

『VI銀』…石見銀山の「銀」を中心に、歴史や世界とのつながり、生産・利用を取り上げた巻刊行予定

『VII継』…石見銀山における様々な取組を紹介し、次世代へと「継ぐ」ための巻

- ・地域の歴史や文化と石見銀山との関わりを明らかにするとともに、石見銀山や郷土の歴史・ 文化に対する市民の関心を高めるため、石見銀山学講座を開催する。
- ・石見銀山学の取組を、大田市の自然、歴史、伝統・文化を後世に継承していくために重要 な役割を果たす『大田市史』の編纂につなげる。

#### 2-2-4 文化財を学び、体験する機会の確保・充実

- ・各ブロックやコミュニティにおいて、有形・無形の文化財を学び、体験する機会を確保し、 その充実を図る。また、他のブロック、コミュニティと文化財を通じた関連性があったり、 全市的な広がりがある場合は、テーマ等を見いだし、連携した取組の実施に努める。
- ・全市的な視点で石見銀山以外のテーマ等の設定・企画を行いながら、大田市の歴史や文化 財を学ぶ講演会やシンポジウム、フィールドワーク等の開催に努める。フィールドワーク 等では、伝統的建造物の保存修理の現場や修理・修復の技術・技能を体験する機会の確保 にも努める。

#### 2-2-5 『大田市史』の編纂

- ・『石見銀山学ことはじめ』や石見銀山学講座の成果等を活かしながら、原始古代から現代までの歴史をまとめた『大田市史』の編纂に取り組む。
- ・『大田市史』の編纂においては、個人や寺社などの民間が保管する歴史資料のほかに、行政 文書の収集、保存・活用にも努める。

#### 2-2-6 外国人を含めた来訪者にも配慮した学び、体験の機会の確保・充実

- ・外国人を含めた来訪者にも配慮しながら、世界遺産をはじめ有形・無形の文化財を活かした学び、体験の機会の確保・充実に努める。また、大田市の地域性、独自性が感じられる生活様式や地域行事、食文化等に触れ、体験できる機会の充実を図る。
- ・こうした学び、体験の機会は、ターゲットの明確化、活用する資源(文化財)と活用内容の特色、魅力づくり、コストの把握、地域・関係者の連携などを通じ、観光商品としての発展を目指す。
- ・『大田市外国語観光ガイドブック』の活用を図るとともに、文化財に関しても、外国語併記のパンフレット等の作成・更新、外国人にも配慮したICTの活用などの情報提供・発信の充実に取り組む。
- ・石見銀山世界遺産センターのホームページ\*1とリンクした市内各所の文化財などの情報提供を検討する。

#### 2-2-7 文化財に関する情報提供と啓発

- ・『広報おおだ』や大田市ホームページ、パンフレットなど、多様な媒体を活用して文化財に 関する情報提供を行うとともに、文化財保護についての啓発に取り組む。
- ・市民に加え、市外の人々に対しても文化財に関する情報発信に努める。

## ※1 石見銀山世界遺産センターのホームページ

石見銀山世界遺産センターのホームページでは、施設の紹介、石見銀山の価値や見方・歩き方、アクセスなどを日本語、英語、中国語簡体字、中国語繁体字、ハングル、フランス語で紹介している。

## 3「文化財の保存・活用を支える担い手の確保・育成」に関する措置

文化財を守り活かす人づくり、担い手づくりの観点からも、学校教育・社会教育において文化財に関する学習、体験機会の確保・充実、啓発活動などを持続的に進める。

また、市民・地域団体等との連携のもとに、文化財の保存・継承や維持管理、文化財を活かしたまちづくり活動や観光振興の担い手の育成に努める。

#### 【措置(事業)】

#### 2-3-1 文化財把握の「まちの文化財調査員」(仮称)の確保・養成

- ・主として未指定文化財を対象とした文化財把握調査を担う「まちの文化財調査員」(仮称) の確保に努める。
- ・「まちの文化財調査員」(仮称)は、地域(原則、各まちづくりセンターが担当する範囲) の文化財の把握調査に加え、文化財の点検(毀損、滅失、周辺環境の変化など)の役割を 担うことも検討する。
- ・「まちの文化財調査員」(仮称)を対象とした研修等を行う。

#### 2-3-2 民俗芸能等の担い手の確保・育成の支援

・日本遺産(神楽)の構成文化財である神楽や、その他の民俗芸能等を継承するため、担い 手の確保・育成を含め関係団体等の支援に努める。

#### 2-3-3 観光ガイドの養成支援

- ・大田市観光協会(大田市DMO)や石見銀山ガイドの会などと連携しながら、観光ガイド の養成を支援する。
- ・外国語にも対応可能な観光ガイドの養成について検討する。

#### 2-3-4 文化財の保存管理を担う地域団体等の支援

・文化財やその周辺環境の清掃美化などを担う愛護少年団や保存会、守る会等の地域団体と の連携・支援を図る。

#### 2-3-5 文化財に関わる団体との連携・支援

- ・文化財を活かしたまちづくりや観光交流を進めるため、大田市観光協会(大田市DMO) との連携・支援を図る。
- ・文化財に関わる NPO 法人等(石見銀山資料館、シルバーランド振興事業団、石見ものづくり工房)及び大田市文化協会等との連携・支援を図る。

#### 2-3-6 文化財の保存に関わる専門的な人材の確保

- ・建造物の保存修理に関わる技術・技能を有する大工、左官、石工等の人材の確保に努める。
- ・その他の文化財に関わる保存修理、衣装・道具等の製作・修繕などの技術・技能を有する 人材の確保に努める。
- ・こうした人材は、本章第3節『1「市民等の参加・協働と地域社会総がかりの仕組みづくり」に関する措置』に記している「文化財保存・活用アドバイザー」(仮称)の候補とする。

#### 2-3-7 文化財保存活用支援団体の指定と連携・支援

- ・行政と民間がより円滑に連携しながら文化財の保存・活用に取り組んでいくため、NPO 法人等と協議し、文化財保存活用支援団体\*1の指定に取り組む。
- ・文化財保存活用支援団体を指定した場合には、大田市との連携を図るとともに、多面的な 支援に努める。

#### ※1 文化財保存活用支援団体

前掲96頁、注1参照

## 4「個々の文化財の保存・活用」に関する措置(主に世界遺産以外)

世界遺産の構成資産以外についても、個々の指定等文化財を確実に保存し、適切に活用するとともに、未指定文化財については、個人情報の保護等に留意してその存在を周知し、優先順位を設定して保存・活用に努める。

#### 【措置(事業)】

#### 2-4-1 琴ヶ浜の保存・活用

- ・天然記念物琴ヶ浜については、『天然記念物琴ヶ浜保存活用計画』(令和4年3月)に基づき、地域団体等と連携して保存・活用に取り組むとともに、案内板・説明板、誘導標識、便益施設等の整備を進める。
- ・保存管理においては、天然記念物の保護に関する啓発を広く行うとともに、市民・地域団 体等と市が協働して、定期的な海岸の清掃美化に取り組む。

#### 2-4-2 文化財の保存修理等

- ・前述の重要伝統的建造物群保存地区や石見銀山遺跡を構成する建造物の保存修理に取り組みながら、それら以外の指定等文化財の保存修理についても、優先順位を設定し、入手が難しくなりつつある材料の調達・確保に努めながら計画的に進める。
- ・災害等で文化財が毀損した場合には、的確に復旧等に取り組む。

#### 2-4-3 文化財の指定への対応と保存・活用

- ・未指定の文化財については、優先順位を設定し、必要に応じて専門的な調査を実施する。 調査により文化財としての価値が把握され、所有者等の同意が得られた物件については、 文化財指定を検討する。
- ・指定文化財については、所有者等と連携して保存を図るとともに、個人情報の保護や防犯等に留意し、可能な物件については活用を促進する。

#### 2-4-4 文化財の収蔵施設等の確保・整備

- ・埋蔵文化財調査で出土した遺物や、各所に分散保管している有形文化財 (歴史資料、美術工芸品等)を収蔵(保存)する施設の確保・整備を図る。
- ・上記においては、遺物(出土品)や歴史資料の展示(博物館・資料館機能)、ガイダンス機能の必要性や、個人等が所有する文化財の寄託の仕組みの構築と周知についても検討する。

#### 2-4-5 文化財登録制度の活用

- ・未指定の有形文化財(歴史的建造物、美術工芸品)や有形の民俗文化財、記念物(名勝地等)については、優先順位を設定して専門的な調査を行い、登録有形文化財や登録記念物の制度の活用に取り組む。
- ・未指定の無形の文化財、神楽をはじめとした無形の民俗文化財の登録について検討する。

#### 2-4-6 地域の特色ある埋蔵文化財の活用

・大田市には、現地調査は終えたものの、公開・活用が進んでいない貴重な考古資料が多く 存在することから、これらの公開・活用及び地域の特色を活かした利活用を進める。

#### 2-4-7 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の検討

・大田市景観計画(景観法)に基づき、景観重要建造物・景観重要樹木の指定を検討する。

#### <日本遺産関係>

#### 2-4-8 日本遺産(火山)関連事業の推進

- ・日本遺産(火山)に関するシンポジウムの開催、ガイドの養成(2-3-3「観光ガイドの養成 支援」)、案内板設置などの事業を進める。
- ・構成文化財である琴ヶ浜については、『天然記念物琴ヶ浜保存活用計画』(令和4年3月)

に基づき各種事業を進める。

#### 2-4-9 日本遺産(神楽)関連事業の推進

- ・関係する市町と連携し、日本遺産(神楽)に関するイベント等の開催を図る。
- ・神楽を担う団体の活動や衣装等の製作・修繕の支援に努める。

#### 2-4-10 国指定天然記念物波根西の珪化木管理事業

・日本遺産の構成文化財でもある波根西の珪化木は海中・海上にあり、漁網や廃棄物等が珪化木周辺に漂着したり珪化木に絡みついたりすることがあることから、異常が発生した場合に迅速に対応するため、定期的な巡視を行い、珪化木に変化や漂着物などがないかを確認する。

## 5「文化財の危機管理の強化」に関する措置

地域ごとの特性を含めて現状や将来を見据え、所有者や市民・地域団体等と連携して文化財の危機管理(防犯・防災、滅失防止など)に努めるとともに、災害の歴史や先人たちの防災への知恵・足跡などを学ぶ機会を確保する。

#### 【措置(事業)】

#### 2-5-1 文化財の危機管理(防災・防犯、毀損・滅失対策・復旧など)マニュアル等の作成

- ・重要伝統的建造物群保存地区や個々の文化財を災害などから守るため、ハザードマップを 活用するとともに、防災(火災、地震、その他)・防犯、老朽化や毀損・滅失対策、復旧な どのマニュアル等の作成を検討する。
- ・マニュアル等は、文化財担当部局や警察、消防、文化財所有者、地域住民、博物館・研究 機関等の平時および緊急時の役割や連携体制などについても記し、実効性のあるものとな るよう努める。
- ・文化財の危機管理の観点からも、関係機関等と連携を図りながら、個人が所有・保管している文化財を公的施設に寄託する仕組みを検討する。
- ・マニュアル等を市民に周知するため、分かりやすく解説した冊子の作成も検討する。

#### 2-5-2 災害等の履歴や内容、取組(対策)などの記録の作成と周知

・これまでの災害履歴などを記録し、その教訓を生かして防災・減災及び防犯などにつなげるアーカイブ(記録の保存・活用、未来への伝達)を作成し、市民等への情報提供と周知を図る。

#### 2-5-3 重要伝統的建造物群保存地区における防災対策

- ・重要伝統的建造物群保存地区の防災計画を踏まえ、関係機関(消防等)及び地域住民・団体等との連携のもとに、ハード・ソフトの両面から防災対策を進める。
- ・火災や風水害、土砂災害に加え、地震対策も考慮して重要伝統的建造物群保存地区の防災 計画の見直しを行う。
- ・城上神社拝殿の屋根葺き替えをはじめとする保存修理と併せて、自動火災報知設備の設置 を行う。

#### 2-5-4 石見銀山遺跡の構成要素(建造物)の防災保守点検

・史跡石見銀山遺跡の構成要素となっている銀山山組頭。高橋家、恵比須神社、豊栄神社に 設置している自動火災報知設備の法定点検を行う。

#### 2-5-5 石見銀山遺跡の防災施設整備(記念物)

- 人的被害の危険性が高い間歩周辺の落石対策工事を行う。
- ・大久保間歩への緊急(救急)車両進入のため、路盤整備と坑内崩落対策及び照明追加整備

を行う。

・注意喚起等必要なサインの整備及び改修を行う。

#### 2-5-6 石見銀山遺跡の防災施設整備(災害)

・令和元年(2019)の長雨により崩壊した石垣を修理する。

#### 2-5-7 文化財の危機管理に関する情報の提供

- ・文化財のパンフレット等に危機管理の情報(前記の防犯・防災、毀損・滅失対策など)を 記載することを検討する。
- ・『広報おおだ』やホームページ等で文化財の危機管理に関する情報提供を行う。
- ・文化財の危機管理に関する勉強会、講演会などを開催する。

#### 2-5-8 文化財の防災訓練の実施

・文化財防火デー(1月26日)を活用するなどして、重要伝統的建造物群保存地区や指定文化財(建造物)などにおいて、定期的に文化財の防災訓練を実践的に行う。

#### 2-5-9 文化財を通じて災害や防災を学ぶ機会の確保

- ・これまでの大田市や近隣市町、類似都市などの災害や防災の歴史を学ぶ機会を確保する。
- ・災害履歴等の歴史から危険箇所、避難・連絡手段などを学び、地域防災の強化に役立てる。

#### 2-5-10 文化財の危機管理の体制づくり

- ・文化財の所有者や市民・地域団体等と協力・連携し、地域レベル(まちづくりセンターの管轄や身近な範囲)で文化財の点検、連絡、情報共有を行う危機管理体制の確立を目指す。
- ・文化財の点検等については、まちの文化財調査員(仮称)の協力が得られるように努める。
- ・文化財の所有者や市民・地域団体等を対象とした文化財の危機管理に関する学習会、講演会等の開催を検討する。
- ・文化財の毀損や滅失の危機などに関する連絡、相談、助言、情報共有などに的確に対応できるよう、文化財行政における危機管理体制を充実・強化する。
- ・災害等で文化財が毀損した場合の復旧に的確に対応できる体制を充実・強化する。
- ・災害等が発生した場合には、地域や大田市だけで対応することは困難なため、島根県文化 財防災ネットワーク\*1や山陰歴史資料ネットワーク\*2等の関係団体とスムーズな連携が 行えるよう、平時からの連携を強化していく。

## 6「文化財の案内・情報発信とガイダンス機能の確保・充実」に関する措置

世界遺産や日本遺産、個々の文化財、関連文化財群、特定地域の文化財(群)について、福祉の視点や多言語化等にも配慮しながら、多様な方法によって情報提供を行うとともに、前述の収蔵・展示施設を含め、ガイダンス機能の確保・充実に努める。

#### 【措置(事業)】

#### 2-6-1 パンフレット等の充実

・既存のパンフレット等の活用を進めながら、適宜、新たな情報等を取り入れて更新や新規 作成に取り組むとともに、多言語対応に努める。また、点字付きの案内マップや看板、音 声ガイド、手話通訳ガイドなども検討する。

前掲94頁、注1参照

※2 山陰歴史資料ネットワーク 前掲94頁、注2参照

<sup>※1</sup> 島根県文化財防災ネットワーク

#### 2-6-2 案内板・説明板等の整備・更新

- ・既設の案内板・説明板等の現状を把握し、統一的なデザインや表示方法などを方向づけ、 優先度の高いものとして日本遺産(火山)関係を取り上げるなど、段階的・計画的に整備・ 更新を図る。
- ・必要に応じてサイン計画の策定を検討する。

#### 2-6-3 ICTを活用した情報の提供・発信

- ・大田市や石見銀山世界遺産センターのホームページなど、既存の情報提供・発信のシステムや内容の充実を図る。
- ・ $AR^{*1}$ ・ $VR^{*2}$ を含め ICT (情報通信技術) を活用した新たな情報の提供・発信について検討する。

#### 2-6-4 ガイダンス機能の確保・充実

- ・石見銀山世界遺産センターやサテライト施設斬館、大森町並み交流センター、仁摩サンドミュージアム、温泉津やきものの里・やきもの館の活用を促進するとともに、展示やガイダンス機能の充実に努める。
- ・これら既存施設については、必要に応じて修繕等を行う。
- ・前述の新規に確保・整備を目指す収蔵・展示施設については、ガイダンス機能等の確保・ 充実についても検討し、その具体化に努める。

## 7 「文化財の一体的・総合的な保存・活用と地域の活性化」に関する措置

関連文化財群と文化財保存活用区域に関しては、目的、設定の考え方、関連文化財群・文化 財保存活用区域の設定または例示、及び具体化に向けての個別的な措置を第6章で明らかにし ている。

ここでは、関連文化財群・文化財保存活用区域の設定や具体化に関する全体的な措置(事業) を明らかにする。

#### 【措置(事業)】

#### 2-7-1 世界遺産を軸とした関連文化財群に係る事業

※措置(事業)の詳細については第6章第1節「2 先導的な役割の発揮を期待する関連文化財群 I 石見銀山の価値・魅力とその広がり(世界遺産関係)」を参照。

- ・本章第2節『1「世界遺産の保存・活用」に関する措置』で示している事業を進める。
- ・世界遺産の構成資産及び美郷町方面の石見銀山街道(大田市〜広島県尾道市)などを対象に、関係団体等と連携し、「石見銀山まちあるきマップ」等を活用しながら、これらの幾つかをめぐったり、現地見学や学習したりする体験機会(フィールドワーク)の確保・充実に努める。
- ・現在はゾーンごとの散策マップを作成し、また、おすすめコース (のんびり満喫、ちょこっと堪能)を設定しているが、関連文化財群の視点からも幾つかのテーマのもとに探訪コースを設定し、世界遺産の周遊性・回遊性を高める。

#### ※1 AR(拡張現実感: Augmented Realityの略)

コンピュータ・グラフィックス (CG) などで作った仮想現実を現実世界に反映(拡張)していく技術(代表例:『ポケモンGO』)。

#### ※2 VR(仮想現実感: Virtual Realityの略)

コンピュータ上で現実に似せた仮想世界を作り出し、あたかもそこにいるかの様な感覚を体験できる技術。通常は「ヘッドセット」というゴーグルのようなものをかぶって体験する。

#### 2-7-2 日本遺産(火山)を軸とした関連文化財群に係る事業

- ※措置(事業)の詳細については第6章第1節「2 先導的な役割の発揮を期待する関連文化財群 Ⅱ "縄文の森""銀 の山"と出逢える旅(日本遺産関係)」を参照。
- ・日本遺産(火山)を紹介するパンフレット又はマップ等の作成を図る。
- ・日本遺産(火山)に関する講演会・シンポジウム及びまちづくりセンターでの勉強会の開催、ガイドの養成、案内板設置などの事業計画を作成し、それらの具体化を図る。

#### 2-7-3 日本遺産(神楽)を軸とした関連文化財群に係る事業

- ※措置(事業)の詳細については第6章第1節「2 先導的な役割の発揮を期待する関連文化財群 Ⅲ 地域に息づく民俗芸能(日本遺産関係)」を参照。
- ・関係する市町と連携し、神楽の上演会などを開催する。
- ・神楽に加え、五十猛のグロ(重要無形民俗文化財)、踊り、祭など、指定・未指定の無形民俗文化財を関連文化財群の構成要素とし、これらの紹介や、見学可能な時期などをまとめたパンフレット等の作成を検討する。

#### 2-7-4 関連文化財群設定・実現化事業

- ・世界遺産・日本遺産関係の関連文化財群以外についても、第6章で示す関連文化財群の考 え方のもとに、関係団体等と連携しながら、実現度や効果が高いと想定される複数の関連 文化財群の設定に努める。
- ・設定した関連文化財群のうち、世界遺産・日本遺産関係の関連文化財群は最優先で具体的 な取組を実施し、先導的な役割を発揮させる。
- ・世界遺産・日本遺産関係以外の関連文化財群については、構成要素の一部に世界遺産・日本遺産との関係があるものを取り上げ、その波及効果の発揮に努めながら具体化に取り組む。
- ・関連文化財群の中には、具体化が本計画期間を超える場合も想定されるため、着手・実施した関連文化財群の成果や課題を踏まえて次の段階に進むこととする。

# 2-7-5 文化財保存活用区域設定・具体化事業(文化財保存活用区域におけるまちづくり促進事業) ※文化財保存活用区域の設定や他の措置(事業)との関係などについては、第6章第2節「大田市における文化財保存活用区域」を参照。

- ・第6章で示す文化財保存活用区域の考え方などを踏まえ、具体的な活動展開の可能性の高い地域を取り上げ、地域団体等と連携しながら、文化財保存活用区域の範囲や構成文化財、保存・活用の内容などを明らかにし、地域の活性化につながるよう、市民・地域団体等が主体となった取組を促進(支援)する。
- ・関連文化財群と同様、着手・実施した取組の成果や課題を踏まえて、次の段階に進むこと とする。

#### 2-7-6 文化財を活かした広域的な連携・交流

- ・日本遺産(神楽)における広域的な連携のもとに関係する事業を推進する。(再掲)
- ・石見銀山街道のこれまでの広域的な連携を踏まえ、関係する市町等と連携した事業の実施 に努める。(再掲)
- ・井戸平左衛門に関係する自治体との連携を図り、井戸平左衛門に関する事業の実施に努める。
- ・石見銀山と関係した津和野町や邑南町の鉱山遺跡などとのネットワークの構築に努める。

#### 2-7-7 景観計画の普及啓発と行為の制限への対応

- ・大田市景観計画の普及啓発に取り組む。
- ・景観形成基準が遵守されるよう、届出及び指導に適切に対応する。

表 5-2 「大方針 2 文化財の保存・活用」に関する措置(事業)とその展開 (1/4)

<u></u>		事業の主体等			実施の時期:令	和4年度(2022)~	~13年度(2031)	
大方針2 を支える	 措置(事業)	<b>◎:主</b>			財源	前期	中期	後期
在(方針)			援•協:		(予定)	令和4年度	令和8年度	令和 11 年度
		市民		市		~7年度	~10 年度	~13 年度
1 田 油 女	2-1-1 十四末十本組山。泪自油。 <i>仁</i>	⊚ 所有	0	◎山	国			
世界退産の保持が	大田市大森銀山·温泉津: 伝統的建造物群基盤強化	別 有   者等		- 政川	県市			
用	2-1-2	0	0	0	玉			
, 13	佐毘売山神社の保存修理	所有		銀山	[県市			
	2-1-3	者等	0	0	国			
	西本寺の保存修理	所有		銀山	県			
		者等			市			
	2-1-4 極楽寺の保存修理	◎ 所有	0	◎组	国			
	極条守の体件修理	者等		亚以山	市			
	2-1-5	0	0	0	県市国県市			
	清水寺の保存修理	所有		銀山	県			
	2-1-6	者等	0	0	国			
	2-1-0 石見銀山代官所地役人遺宅	所有		銀山	県			
	三宅家の保存修理	者等			県市			
	2-1-7	© =:+	0	⊚ A⊟.I.	国県			
	石見銀山代官所地役人遺宅 阿部家の保存修理	所有 者等		銀山	市			
	2-1-8	0	0	0	国			
	城上神社拝殿の保存修理	所有		銀山	県			
	2-1-9	者等	0	0	市			
	Z-1-9 石見銀山遺跡の土地の公有			銀山	国県			
	化: 史跡等買上げ(直接買上				市			
	( <b>ナ</b> ) 2-2-1				+			
2 文化 財 た	2-2-1 石見銀山学習の推進	0	0	 学教	市他			
学び、体	12000000000000000000000000000000000000			銀山				
験する機	2-2-2	0	0	() ()	市			
会の確保・	文化財を活かしたふるさと教育の推進			学教				
充実	2-2-3	0	0	0	市			
	石見銀山学の形成:『石見銀			銀山	·			
	山ことはじめ』の刊行及び石 見銀山学講座の開催			社教				
	兄歌山子神座の用性 2-2-4	0	0	0	市			
	文化財を学び、体験する機			銀山	他			
	会の確保・充実			社教				
	2-2-5	0	0	まち ◎	市			
	『大田市史』の編纂			銀山	1114			
	2-2-6	0	0	() A	市			
	外国人を含めた来訪者にも 配慮した学び、体験の機会			銀山 観光				
	の確保・充実			<b>電元ノ</b> し				
	2-2-7	0	0	0	市			
	文化財に関する情報提供と			銀山				
	啓発			政策				

(2/4)

		事業の主体等			実施の時期:令	和4年度(2022)	~13年度(2031)	
大方針2   を支える	措置(事業)	<b>◎:主</b>	体		財源	前期	中期	後期
柱(方針)	旧世(尹末)	○:文	援•協:	市	(予定)	令和4年度 ~7年度	令和8年度 ~10 年度	令和 11 年度 ~13 年度
保存•活用	2-3-1 文化財把握の「まちの文化 財調査員」(仮称)の確保・養	◎調査	0	◎ 銀山 まち	市	調査員の確保、 研修	体制の充実	
を支担い手の 確保・育成	民俗云能寺の担い手の傩 保·育成の支援	0	0	◎ 銀山 まち	国市			
	2-3-3 観光ガイドの養成支援	0	0	◎ 観光 銀山	市			
	2-3-4 文化財の保存管理を担う地 域団体等の支援	0	0	◎ 銀山 まち	市			
	2-3-5 文化財に関わる団体との連 携・支援	0	0	⊚ 銀山	市			
	2-3-6 文化財の保存に関わる専門 的な人材の確保	0	0	◎ 銀山	市			
	2-3-7 文化財保存活用支援団体の 指定と連携・支援	0	0	◎ 銀山	市			
4 個々の文 化財の保 存・活用	2-4-1 琴ヶ浜の保存・活用	0	◎ 関係 団体	◎山 親 親 まち	国県市			
(主に世 界遺産以外)	2-4-2 文化財の保存修理等 ※重伝建・石見銀山遺跡関係以 外	◎ 所有 者等	0	◎ 銀山	国県市	※重伝建・石見 銀山遺跡関係 は「1 世界遺 産の保存・活 用」で記載	※同左	
	2-4-3 文化財の指定への対応と保 存・活用	◎ 所有 者等		◎ 銀山	市			
	2-4-4 文化財の収蔵施設等の確 保・整備			◎山	国県市		検討	
	2-4-5 文化財登録制度の活用	◎ 所有 者等	◎ 関係 団体	◎ 銀山	市			
	2-4-6 地域の特色ある埋蔵文化財 の活用	0	0	◎ 銀山	国市			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
	2-4-7 景観重要建造物・景観重要 樹木の指定の検討	者等	0	◎銀山	市			
	日 2-4-8 本 日本遺産(火山)関連事 遺 業の推進 産	0	◎ 関係 団体	◎ 観光山 まち	国市			
	関 2-4-9 係 日本遺産(神楽)関連事 業の推進	0	◎ 関係 団体	◎ 観光 銀山	市			
	2-4-10 国指定天然記念物波根 西の珪化木管理事業	0	0	◎ 銀山	市			

表 5-2 「大方針 2 文化財の保存・活用」に関する措置(事業)とその展開

(3/4)

		ᆂᄱ	٠	L. ##			10.4 /c (00.00)	40 /= (±(0004)
大方針2			美の主	<b>本寺</b>			和4年度(2022)	
を支える	措置(事業)	◎:主	.体		財源	前期	中期	後期
	旧垣(尹未/	〇:支	援•協:	カ	(予定)	令和4年度	令和8年度	令和 11 年度
柱(方針)			地域	市		~7年度	~10 年度	~13 年度
5	2-5-1	0	0	0	市			
サルサの	文化財の危機管理(防災・防			銀山	.,,			
スルのの	犯、毀損・滅失対策・復旧な			迎入山				• • • • • • • • • • •
厄機官埋	ど)のマニュアル等の作成							
の強化	2-5-2				市			
		0	0	 銀山	113			
	災害等の履歴や内容、取組			亚及山				
	(対策)などの記録の作成と							
	周知							
	2-5-3	ا ¦ ⊚	0	(O)	国			
	重要伝統的建造物群保存地	所有		銀山	県			
	区における防災対策	者等			七			
	2-5-4	0	0	0	玉			
	石見銀山遺跡の構成要素	所有		銀山	県市			
	(建物)の防災保守点検	者等			市			<b> </b>
	2-5-5	0	0	0	国			
	2-5-5  石見銀山遺跡の防災施設整			銀山	県			<b> </b>
				邓区口口	市			
	備(記念物)	_		_	-			
	2-5-6	0	0	© .	国			
	石見銀山遺跡の防災施設整			銀山	県			
	備(災害)				市			
	2-5-7	0	0	0	市			
	文化財の危機管理に関する			銀山	_			
	情報の提供			危機				
	2-5-8	0	0	0	市			
		•		銀山	113			
	文化財の防災訓練の実施			危機				
				消防				
	0.5.0	0	0	רמופי	市			
	2-5-9	O		銀山	П			
	文化財を通じて災害や防災			危機				
	を学ぶ機会の確保							
	0.5.40			消防	+			
	2-5-10	0	0	() I	市			<b> </b>
	文化財の危機管理の体制づ			銀山				
	くり			危機				<b> </b>
-	0.01			消防	+			
_	2-6-1	0	0	⊚ AB.I.	市			<b> </b>
	パンフレット等の充実			銀山				<b> </b>
案内・情		_	<u> </u>	観光				
報発信と	2-6-2	0	0	(O)	国			<b> </b>
ガイダン	案内板・説明板等の整備・更			銀山	市			<b> </b>
ス機能の	新			観光				<b> </b>
確保・充	2-6-3	0	0	0	市			
実	ICTを活用した情報の提供・			銀山		既存の取組の充		
~	発信			情報				+
							新たな取組の検討	ני
	2-6-4	0		<sup>2</sup> ©	国			
	ガイダンス機能の確保・充実		民間		市			
			施設	観光				

表 5-2 「大方針 2 文化財の保存・活用」に関する措置(事業)とその展開

(4/4)

大方針2		事業	美の主(	体等		実施の時期:令	和4年度(2022)	~13 年度(2031)
を支える	措置(事業)	◎:主			財源	前期	中期	後期
在(方針)	田區(事本)		援•協		(予定)	令和4年度	令和8年度	令和 11 年度
		市民		市		~7年度	~10 年度	~13 年度
7	2-7-1	0	0	(O)	国県			
	世界遺産を軸とした関連文		関係	銀山	県			
	化財群に係る事業		団体	観光	市			
総合的な		0	0	[]	国県			
保存・沽	日本遺産(火山)を軸とした		関係	銀山	· 市			
	関連文化財群に係る事業		団体	観光 まち	т			
の活性化	2-7-3	0	0	 ⊚	国			
	日本遺産(神楽)を軸とした	_	関係	観光	県			
	関連文化財群に係る事業		団体	銀山	市			
	2-7-4	0	0	0	玉			
	関連文化財群設定・実現化		関係	銀山		他の事業との連		
	事業		団体		市	携(1-2-3、2-2- 5など)	関連文化財群と	ての事業展開
	0.7.5			<u> </u>		0.827	対定人に対析し	ラでの手来展開
	2-7-5 女儿肚俱友廷男豆类歌宫	0		◎ 銀山	国県	他の事業との連		
	文化財保存活用区域設定・ 具体化事業(文化財保存活		団体	まち	市	携(1-1-1、2-3-		
	共体化争業(文化財保存活   用区域におけるまちづくり促		III PT	0. 0	1,12	2など)	文化財保存活用	区域としての事
	進事業)						業展開	
	<del>匹尹未</del> / 2-7-6	0	0	0	市			
	2/0 文化財を活かした広域的な	_	関係	銀山	他	日本遺産(神楽)	左記	左記
	連携・交流		団体	観光		石見銀山街道	井戸平左衛門	鉱山
	2-7-7	0	0	0	_			
	- , , 景観計画の普及啓発と行為			都市		普及啓発		
	の制限への対応					届出・指導への	讨応	

## 第3節「文化財の保存・活用の推進体制づくり」に関する措置

本節では、第4章第2節で示した「3 文化財の保存・活用の推進体制づくり」に関する各々の柱ごとに措置(事業)を設定する。

なお、本節は法第 183 条の 3 第 2 項第 5 号関係「文化財の保存・活用の推進体制等」に関する措置(事業)である。

## 1「市民等の参加・協働と地域社会総がかりの仕組みづくり」に関する措置

文化財の調査から実際の保存・活用の取組まで、市民・地域団体、事業者、行政などが、それぞれの役割を理解・分担し、連携・協働して文化財を保存・活用する地域社会総がかりの体制を構築する。

#### 【措置(事業)】

#### 3-1-1 市民参加型文化財把握調査等の体制づくり

- ・27 のコミュニティ(まちづくりセンターの管轄)を基本に、文化財の調査に協力・参加する「まちの文化財調査員」(仮称)の確保・登録を進めるとともに、研修の機会等を確保する(図 5-1)。
- ・調査員相互の交流や意見・情報の交換などの機会を設ける。
- ・市民等からの文化財に関わる情報提供に対応する仕組みや、大田市による連絡・確認体制などの仕組みを充実させる。

#### 3-1-2 「文化財保存活用アドバイザー制度」(仮称)の創設

- ・文化財の把握(調査の方法)、建造物の修理・修景、古民家等の再生・活用、民俗芸能や食文化の普及、歴史文化を活かしたまちづくり、各種支援制度の紹介と企画書等の作成方法などを指導・助言する「文化財保存活用アドバイザー」(仮称)の認定と派遣に関する制度の創設を検討する(図 5-1)。
- ・「文化財保存活用アドバイザー」(仮称)は、市内外の学識経験者、専門家、無形民俗文化 財の継承者、技術・技能者などの人材の活用に努める。

## 3-1-3 まちづくりセンターにおける文化財の保存・活用体制の充実

- ・各まちづくりセンターにおける文化財の保存・活用に関わる体制の充実を図り、情報の提供、文化財めぐりや講座、地域の文化財に関する企画展の開催などの取組を進める。
- ・まちづくりセンター間の情報の共有化や連携を図るとともに、複数のまちづくりセンター による取組を検討する。

#### 3-1-4 日本遺産事業実施体制の強化

・大田市日本遺産推進協議会を中心に、大田市観光協会(大田市DMO)や関係団体、地域 団体等と連携し、日本遺産事業実施体制を強化するとともに、各種事業の効果的・計画的 な実施を図る。

#### 3-1-5 市全体の連携体制 (パートナーシップ) づくり

- ・文化財の所有者等や保存・活用に関わる団体、自治会をはじめとした地域団体、有識者などと行政が情報交換、交流・連携し、協働の取組を推進する協議を行う「大田市歴史文化のまちづくり推進協議会」(仮称)を設置する。
- ・会の運営に関しては、上記組織の部会等を設けるなど、持続可能で臨機応変な対応も可能 な体制を検討していく。

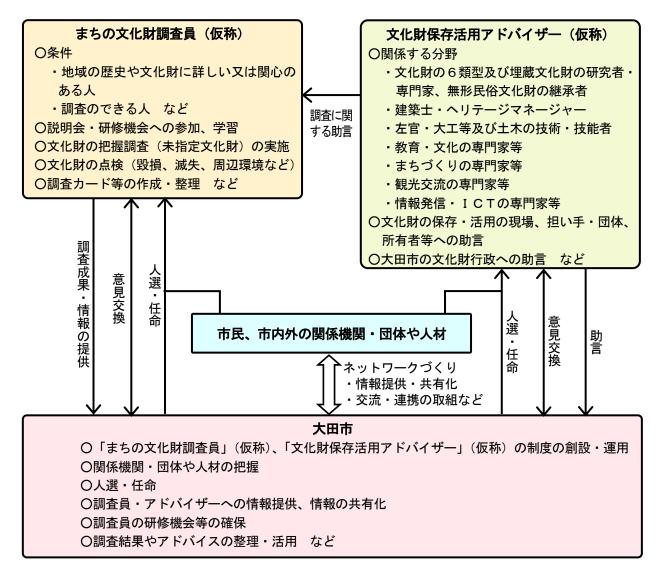


図 5-1 「まちの文化財調査員」(仮称)と「文化財保存活用アドバイザー」(仮称)の創設

## 2「学識経験者・研究機関等との連携」に関する措置

文化財の調査や保存修理、計画策定などにおいて、これまでのつながりを活かしながら、学 識経験者・専門家、大学等の研究機関などと連携するとともに、まちづくりや観光交流、情報 提供・発信などに関わる専門家等の協力・支援の確保や、そのための人的ネットワークづくり に努める。

## 【措置(事業)】

#### 3-2-1 島根大学・島根県立大学等との連携

- ・文化財の保存・活用や地域づくりを進め、地域の課題を解決していくために、引き続き島根大学、島根県立大学との連携を図るとともに、他の大学等との連携も検討していく。
- ・地域住民も交えたフィールドワークや学生の考古学技術実習を大田市と大学が連携して行 うなど、文化財を活かした人材教育・体験学習等の機会の確保・充実に努める。

#### 3-2-2 学識経験者・専門家、研究機関などの把握とネットワークづくり

・今後の文化財の保存・活用において求められる分野の学識経験者・専門家、大学等研究機 関などを把握し、前記の島根大学や島根県立大学と併せて、情報共有や相談、支援が得ら れるネットワークを構築する。

## 3 「庁内や関係機関等との連携」に関する措置

文化財の保存・活用に向け、庁内の関連部局の連携体制を強化するとともに、文化財の保存・活用に関して必要な助言・支援が受けられるよう、国・県等の関係機関との連携を強化する。

#### 【措置(事業)】

## 3-3-1 文化財保存活用連絡調整会議(仮称)の設置

・大田市教育委員会石見銀山課が事務局となって文化財保存活用連絡調整会議(仮称)を設置し、関係する部署が連携・協力して、文化財の保存・活用を効果的に推進していく。

#### 3-3-2 国・県等関係機関との連携の強化

・文化財の保存・活用に関する相談・支援を的確に受けられるようにするため、国・県等の 関係機関と緊密に連携する。

## 3-3-3 関係自治体との連携

- ・日本遺産(火山)や石見銀山街道(大田市〜広島県尾道市)における関係自治体(美郷町、飯南町、広島県三次市、世羅町、府中市、尾道市)、石見銀山と関係の深い鉱山のある津和野町や、井戸平左衛門頌徳碑の存在する自治体などとの連携に努め、交流活動や連携事業などを検討する。
- ・井戸平左衛門を通した繋がりにより岡山県笠岡市と友好都市縁組みを締結し、笠岡市との 交流促進助成金の制度を創設しているため、これを継続し、両市の交流を強化していく。

## 4「文化財行政の体制の充実」に関する措置

文化財を確実に保存し、まちづくりや観光振興部門などと連携しながら有効に活用していくため、文化財行政の体制の強化について検討するとともに、職員相互の情報の共有化と協力・連携及び資質の向上を図る。

## 【措置(事業)】

#### 3-4-1 文化財行政の体制の充実

・文化財行政を的確かつ円滑に推進できるよう、文化財担当部局の人員確保による体制強化

を図りながら、年齢構成、業務の継続性を考慮し、計画的に文化財専門職員を任用してい く。

## 3-4-2 文化財行政に関わる職員の研修・学習の充実

- ・文化財行政に携わる職員の資質の向上やスキルアップに向け、研修・学習機会を確保し充実させる。
- ・文化財行政に携わる職員相互の情報の共有化を進め、協力・連携の体制を高める。

表 5-3 「大方針 3 文化財の保存・活用の推進体制づくり」に関する措置(事業)とその展開

<b>100</b> · /					- , ,		世(予末)し	
大方針3		事業の主体 <sup>会</sup> ◎:主体		本等	財源	実施の時期:令 前期	`和4年度(2022) <i>·</i>   中期	~13 年度(2031)   後期
を支える	措置(事業)		严 援•協∶	<del>1</del> 1	(予定)	ー	中 <i>州</i> 令和8年度	12 <i>1</i> 77]   令和 11 年度
柱(方針)			地域	市	(1, 70)	~7年度	~10 年度	~13 年度
1	3-1-1	0	0	©	市			
市民等の	市民参加型文化財把握調査	調査		銀山		11 4 4 8 4 4		
参加•協	等の体制づくり	員				体制づくり		
働と地域							体制の充実	
社会総が	3-1-2	0	0	0	市			
かりの江	「文化財保存活用アドバイザ	アド		銀山				
組みづくり	一制度」(仮称)の創設	バイ					制度の創設	拡充
	2.1.0	ザー						
	3-1-3 まちづくりセンターにおける	0	0	◎ 銀山	市他			
	文化財の保存・活用体制の			まち	16	体制の充実		
	充実			0.5		取組の実施		
	3-1-4	0	0	0	国	, ><,,,,		
	0 - 4 日本遺産事業実施体制の強			観光	市			
	化			銀山		体制の強化	体制の充実	
				まち				
	3-1-5 市全体の連携体制(パートナ	0	0	◎ 銀山	市			
	ーシップ)づくり			<b>亚川</b>		連携体制づくり	連携体制の充実	
2	3-2-1			0	_			
	島根大学・島根県立大学等と			政策		各種取組を展開		
者・研究	の連携			銀山		ロリエスパロとルスパバ		
機関等と	3-2-2		(O)	◎銀山	市			
の連携	学識経験者・専門家、研究機 関などの把握とネットワーク			业人口		把握とネットワー	クづくり	
	づくり	かり	ব				ネットワークの拡	 充
3	3-3-1	0	0	0	_			
庁内や関	文化財保存活用連絡調整会	所有	関係	銀山				
係機関等	議(仮称)の設置	者•	団体					
との連携		専門 家等						
	3-3-2	কস		0	_			
	国・県等関係機関との連携			銀山				
	の強化							
	3-3-3		0	0 -	市			
	関係自治体との連携		関係 団体	銀山総務		日本遺産(火山)		同左
			四件	観光		石見銀山街道	その他(井戸平	
				-,,,,			左衛門、鉱山等)の連携の検	
						成金の活用	討	
4	3-4-1			0	_			
	文化財行政の体制の充実			銀山				
政の体制				6	+			
の充実	3-4-2 文化財行政に関わる職員の			 銀山	市			
	研修・学習の充実			ᄣᄺ				
			l			l	l	<u> </u>

## 第6章 大田市における関連文化財群と文化財保存活用区域

本計画では、関連文化財群と文化財保存活用区域の設定や具体化に向けた考え方を明らかにするとともに、検討案を含めた関連文化財群及び候補としての文化財保存活用区域を示す。

## 第1節 大田市における関連文化財群

- 1 関連文化財群の考え方と設定
- (1) 関連文化財群の考え方
- ア 関連文化財群の基本認識と期待される効果

関連文化財群とは、「指定・未指定に関わらず多種多様な有形・無形の文化財を、歴史文化に基づく関連性、テーマ、ストーリーによって一定のまとまりとして捉えたもの。群を構成する複数の文化財を総合的・一体的に保存・活用するための枠組」(『地域社会総がかりでつくる文化財保存活用地域計画』(文化庁パンフレット))である。このようにまとまりを持って文化財を扱うことで、未指定文化財についても構成要素として保存・活用の可能性を高め、かつ、文化財の多面的な価値や魅力を明らかにすることにつながる。

また、個々の文化財の価値や魅力に加え、それらがテーマ・ストーリーでつながり合い相乗 効果を発揮することによって"群"としての価値や魅力が顕在化され、見学者・来訪者の増加 も期待される。

関連文化財群の活用には、市民・地域団体等の協力と参加が不可欠であり、市民の文化財に対する関心や理解を高め、身近な存在として文化財に親しんでもらうことが重要である。そのため、分かりやすい明確なテーマ・ストーリーを設定するとともに、その価値や魅力、効果などに関わる情報の共有化、及び関係する様々な体験機会の確保などが必要となる。

大田市においても、指定等文化財の保存・活用の更なる展開と、これまでに把握された未指 定文化財、今後の調査で把握されていく未指定文化財の保存・活用を目指す上で関連文化財群 は有効な仕組みであり、具体化に向けて取り組むこととする。

#### <期待される効果>

大田市においては、関連文化財群に期待される効果を次のように捉える。

- ■世界遺産、日本遺産の活用推進と先導的な役割の発揮(歴史文化を活かしたまちづくりと観光振興の推進力・基軸)
  - ○世界遺産の構成資産の枠組を一つの関連文化財群として捉え、更なる保存・活用を進める。
  - ○日本遺産(火山)の構成文化財の枠組を一つの関連文化財群として捉え、その魅力をより 引き出し、日本遺産事業実施体制のもとに各種事業を進める。
  - ○日本遺産(神楽)については、関係する市町、団体等と連携するとともに、神楽以外の民 俗芸能を含めた活用を進める。
  - ○世界遺産・日本遺産に関わる取組が先導的な役割を発揮し、そこで得られた効果や課題を、 その他の関連文化財群の設定や具体化につなぐことが期待される。
- ■世界遺産、日本遺産との関連づけや波及効果を取り入れた、その他の関連文化財群の設定と 具体化(歴史文化を活かしたまちづくりと観光振興の更なる展開)
  - ○歴史文化の特徴からは多数の関連文化財群の設定が考えられるが、まずは世界遺産・日本 遺産関係の取組を関連文化財群としても展開し、その他の関連文化財群については、世界 遺産・日本遺産における取組の有効性や課題を反映させ、波及効果を取り入れながら、中・

長期的、段階的に具体化を目指すこととする。

## イ 大田市における関連文化財群の具体化の考え方

大田市においては、様々な取組(事業等)が進んでいる世界遺産と日本遺産を関連文化財群 の視点から捉え、次の取組(事業)を推進することとする。

- 2-7-1 世界遺産を軸とした関連文化財群に係る事業…基軸1
- 2-7-2 日本遺産(火山)を軸とした関連文化財群に係る事業…基軸2
- 2-7-3 日本遺産(神楽)を軸とした関連文化財群に係る事業…基軸3

上記の関連文化財群に関わる事業を進め、その成果や課題を踏まえ、その他の関連文化財群の具体化を検討することとする。その際、その他の関連文化財群は、世界遺産や日本遺産の関連文化財群との連携、具体的には世界遺産の構成資産、日本遺産の構成文化財を一部取り入れ、活用を図ることが効果的である。

#### ■先導的な役割(基軸)としての3つの関連文化財群とその他の関連文化財

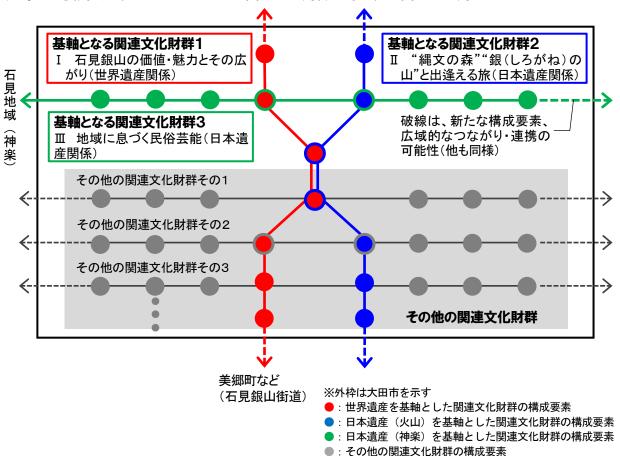


図 6-1 先導的な役割(基軸)としての3つの関連文化財群とその他の関連文化財群の考え方

#### ウ 大田市における関連文化財群の設定方針

前記の基本認識等を踏まえ、大田市における関連文化財群の設定方針を次のように設定する。

## 大田市の歴史文化の特徴

有形・無形、指定・未指定の文化財、周辺環境等



## 関連文化財群のテーマ・ストーリーの検討

〇大田市の歴史文化を特徴づけ、魅力を高めるテーマ・ストーリーの設定



# 対象候補となる文化財(構成文化財)の抽出方針 〈関連文化財群となる文化財抽出の柔軟性〉

- 〇時代が明確ではないが、大切にしたい、活かしたいものも可能。
- ○価値が定まっていないものも可能。

#### 地域横断性

- 〇地域(まちづくり センター)を越え て分布する文化 財
- ※地域内だけの場合は、文化財保存活用区域で検討

#### 実在性

- ○存在が把握されている文化財○今後、復活の可能

#### 時代性

- 〇文化財の時代が (ある程度)分か るもの
- 〇時代が明確では ないが大切にし たいものも含め ることが可能
- 〇時代区分による もの、または時代 横断的・通史的な もの

#### 公開性(活用性)

- 〇活用が可能な文 化財。原則、だれ でも訪れて見た り、聞いたりでき るもの。
- 〇個人蔵などの美 術工芸品、考古資 料などは、原則、 除外する。ただ し、博物館・資料 館などで公開されているものは 含む。



## 関連文化財群(ストーリー、構成要素)の設定



#### <今後の展開>

設定した関連文化財群をもとに、

市民・地域団体等による関連文化財群の具体化(関連文化財群設定・実現化事業) 関連文化財群の文化財の追加·肉づけ・見直し、ストーリーの充実、新たな関連文化財群の提案・設定

市民・地域団体等が主体となった関連文化財群の具体化、行政を含めた協働の取組の展開

図 6-2 関連文化財群の設定フロー

## (2) 大田市における関連文化財群と検討案

前記の関連文化財群の具体化の考え方や設定方針を踏まえ、大田市の歴史文化の特徴から想定できる主要な文化財やその分布を勘案し、関連文化財群を設定する。

こうした関連文化財群をもとに、今後、市民・地域団体等への情報提供と共有化を図ると ともに、文化財保存活用区域と連動させながら、市民等の主体的な参加を促し、文化財をそ の周辺環境を含めて守り、活かす取組の展開を目指す。

なお、本計画では、世界遺産・日本遺産関係以外の関連文化財群は検討案として例示する。 さらに、今後、新たなテーマ・ストーリーを見出した場合、構成文化財が再発見された場合などには、柔軟に関連文化財群の修正や追加、内容の見直し、拡充を行う。

#### 【先導的な役割の発揮を期待する関連文化財群(関連文化財群の基軸)】

- I 石見銀山の価値・魅力とその広がり(世界遺産関係)
- Ⅱ "縄文の森"" 銀 の山"と出逢える旅(日本遺産関係)
- Ⅲ 地域に息づく民俗芸能(日本遺産関係。神楽以外も取り入れる)

#### 【検討案としての関連文化財群】

- IV 多彩な伝統的建造物群と建築文化
- V 語り継がれる"いも代官"井戸平左衛門の人物と偉業
- VI 今に生きる神話と風土記の世界

なお、下表における「海山の恵みと交流で培われた食文化」に関しては、現時点では未確認の生産物・料理等が多数あり、構成要素の精査が必要なため、ネーミングの例示にとどめる。

#### 表 6-1 関連文化財群の検討

歴史文化の特徴	先導的な役割の発揮を期待する 関連文化財群(基軸)	検討案としての関連文化財群の 例示
1 石見銀山と交流の遺産	I 石見銀山の価値・魅力とその広が り(世界遺産関係)	
2 多数の伝統的建造物群と多彩 な建築文化、歴史の記憶		IV多彩な伝統的建造物群と建築文 化
3 各地に伝わる多種多様な伝統 芸能や伝統行事	<ul><li>Ⅲ地域に息づく民俗芸能(日本遺産 関係)</li></ul>	
4 大田市ゆかりの人物と文芸・学 問		V語り継がれる"いも代官"井戸平 左衛門の人物と偉業
5 海山の恵みと食文化		[海山の恵みと交流で培われた食 文化]
6 大地の資源と伝統産業、海・山・ 里に息づく天然記念物	II "縄文の森" "銀の山" と出逢え る旅(日本遺産関係)	
7 縄文から古代の先人の足跡		VI今に生きる神話と風土記の世界

※検討案としての関連文化財群の「 ] 内は、ネーミングの例示にとどめる。

## 2 先導的な役割の発揮を期待する関連文化財群

## I 石見銀山の価値・魅力とその広がり(世界遺産関係)

#### 【ストーリーの概要】

山間の道を抜けると、谷間には、タイムスリップしたと錯覚するように、赤瓦が鈍く光る大森の町並みがたたずみ、その奥には低い山と谷がある。ここが、16~17世紀初頭、世界の経済や文化の交流に大きな影響を与えた石見銀山の中心地とはすぐには理解できないが、山中のあちこちに残る銀を生産していた時代の坑道や工房の跡などを巡ると、在りし日の町や人々の営みが脳裏に写し込まれてくる。

大森から西に向かい日本海に至ると、銀の積み出し港であった沖流、「鞆ケ浦、その近くの温泉街の町並みが見えてくる。そこには風光明媚な景色が広がり、大森と併せて多様な空間・景色を感じることができる。

また、この一帯には銀を運んだ道や歴史を刻む山城跡なども存在し、石見銀山世界遺産センターや石見銀山資料館、ゆう・ゆう館(資料展示室)などでこの地の歴史や価値などを知ると、銀がもたらした交流と争奪の歴史、影響の広がりなどをうかがい知ることができる。

※当該関連文化財群の構成要素については、構成要素一覧(表 6-3)及び文化財の紹介を参照(他の関連文化財群も同様の構成)。

#### 【課題・方針】

#### <具体化の課題>

2つの重要伝統的建造物群保存地区やその範囲内にある指定等文化財に関しては保存・活用が進んでいるが、それ以外に立地する石見銀山遺跡(山城跡、街道等)については、保存は一定程度進んでいるものの、活用は限定的である。また、関連文化財群の構成要素に位置づけた山城跡等の保存・活用は、調査を含め進んでいない。

一方、大田市と広島県尾道市を結ぶ石見銀山街道については、広域的な連携を行っており、そうした取組の持続的な展開が求められる。

#### <具体化の方針>

世界遺産の構成資産の個々の保存・活用や島根県等との連携・ネットワークの強化とともに、石見銀山街道を含めた調査や保存管理、活用・整備に至る事業を一体的に推進する。こうした事業の成果・効果(来訪者、島根県・大田市の共同調査研究の成果、活用・整備の効果的な方法など)を他の文化財にも活かす。

また、未指定の山城跡などの多くは、その歴史や現状の把握ができていないため、計画的な調査の実施に努め、関連文化財群としての活用方法を検討する。

さらに、他の文化財や関連文化財群において世界遺産との関係を見いだし、世界遺産とつながりを持った活用などに努める。このうち他の関連文化財群については、世界遺産の構成資産の一部を関連文化財群の構成文化財として取り入れるなど、世界遺産の効果の波及に努める。

#### 【措置】

当該関連文化財群に関する措置は、「2-7-1 世界遺産を軸とした関連文化財群に係る事業」 (第5章)が中心となり、その詳細については次のようになる。

#### ① 世界遺産フィールドワーク事業(その1)

・第1段階として、既存のマップ等を活用して世界遺産の構成資産を巡る体験機会(フィールドワーク)の確保・充実を図る。この成果・課題を新たなマップ等の作成に反映させる。

・次の段階として、新たに作成するマップ等(次頁)を活用し、世界遺産の構成資産や関連する文化財をめぐる体験機会をつくる。

#### ②石見銀山関連文化財群マップ等作成事業

- ・石見銀山を中心に、関連文化財群の観点を含めたパンフレット・マップ等を作成する。
- ・内容としては、個々の文化財及び関連文化財群としての魅力、複数のコース、コースごとのテーマ・魅力などを盛り込む。

#### ③世界遺産フィールドワーク事業(その2)

• ①で記載。

#### ④石見銀山街道広域連携事業

・これまでの石見銀山街道の沿線7市町での取組を踏まえながら、石見銀山街道(大田市〜広島県尾道市)として、広域的な連携事業の展開に努める。

#### 5関連文化財群情報発信事業

・石見銀山に関する様々な情報を、関係団体等と連携しながら、多様な方法で発信する。

この他、世界遺産の個々の構成資産に関しては、石見銀山遺跡の発掘調査等や「世界遺産の保存・活用」に位置づけている措置、「文化財について学び、体験する機会の確保・充実」に位置づけている措置を実施する。

以下、当該関連文化財群に関する措置(2-7-1)に関する主要な取組を示す(表 6-2)。

表 6-2 「石見銀山の価値・魅力とその広がり(世界遺産関係)」に関する措置(事業)とその展開

	事第	美の主体	本等		実施の時期:	令和4年度(2022)~1	3 年度(2031)
措置(事業)	◎:主( O:支:	体 爰•協力	]	財源 (予定)	前期	中期	後期
	市民	地域	市		令和4年度~7年度	令和8年度~10年度	令和 11 年度~13 年度
2-7-1 世界遺産を軸とした 関連文化財群に係 る事業		◎ 関係 団体	◎ 銀山 観光	国県市			
①世界遺産フィ ールドワーク 事業(その1)	参加	◎ 関係 団体	◎銀山	国県市	既存のマップ等を活用 した世界遺産の構成資 産の体験機会(フィール ドワーク)の確保・充実 ↓ (マップ等の作成に反 映)		
②石見銀山関連 文化財群マッ プ等作成事業		〇 関係 団体	◎ 銀山 観光	国県市	関連文化財群の観点を含めたパンフレット・マップ等の作成・関連文化財群としての魅力・複数のコース・コースごとの魅力など		必要に応じてパンフレット等の更新(充実)
③世界遺産フィールドワーク 事業(その2)	参加	◎ 関係 団体	◎胡	市	(マップ等の活用) 時間的に可能な場合 は、右記の体験機会を 1回程度確保	世界遺産の構成資産や 関連する文化財をめぐ る体験機会の確保	
④石見銀山街道 広域連携事業		O 関係 団体	◎銀山	市	関係市町との今後の展開についての協議	石見銀山街道(大田市 〜尾道市)としての広域 的な連携事業の展開	
⑤関連文化財群 情報発信事業		〇 関係 団体	◎ 銀山 観光	国県市	多様な方法(媒体)によ る情報発信	(同左)	(同左)

表 6-3 「石見銀山の価値・魅力とその広がり(世界遺産関係)」の主な構成要素一覧

	区分	構成要素
文	指 定	・重要文化財熊谷家住宅(建造物)
文化財	(国)	・銀山柵内(史跡) ・代官所跡(同) ・矢滝城跡(同) ・矢筈城跡(同)
則		・石見城跡(同) ・宮ノ前地区(同) ・羅漢寺五百羅漢(同) ・鞆ケ浦道(同)
		・温泉津沖泊道(同)・鞆ケ浦(同)・沖泊(同)
	選定	<ul><li>・大田市大森銀山重要伝統的建造物群保存地区(伝統的建造物群)</li></ul>
	(国)	・大田市温泉津重要伝統的建造物群保存地区(同)
	指定(県)	・梨ノ木坂遺跡(史跡)
		・石見銀山街道(遺跡)
	未指定	・福光城跡(遺跡) ・温泉城跡(同) ・妙見山城跡(同) ・笹島城跡(同)
		・高城跡(同) ・復城跡(同)
	その他施設	・石見銀山世界遺産センター ・石見銀山世界遺産センターサテライト施設 鞆館
		・大森町並み交流センター・ゆう・ゆう館(資料展示室)・石見銀山資料館

#### ■主な文化財の紹介

#### 指定文化財







熊谷家住宅(国・建造物)

大森・銀山の街路に面して建つ建築 16世紀前半から本格的に開発され、 物の中でも最大の町家建築。19世紀 20世紀まで操業された銀鉱山遺跡 紀から 19世紀半ばまで、江戸幕府 における石見銀山の有力商人の社 の本体。銀の生産活動はもちろんの が石見銀山と周辺地域の 150 余村 会的地位や生活の変遷を良好に示 こと、生活・流通・信仰・支配に関 を支配するため代官を派遣して現 す。

銀山柵内(国・史跡)

わる遺構・遺物が良好に残る。

代官所跡(国·史跡)

大森地区の北東側に位置する。17世 地に置いた役所の跡。







矢滝城跡(国·史跡)

銀山から南西 2.5 kmに位置する。標 |銀山の西方 2.5 kmに位置する。標高 |銀山の北北西約 5 kmに位置する。標 高 638m の山頂部を利用して造られ 479m の山頂部を利用して造られた 高 153m の岩山の山頂部を利用して た16世紀の山城跡。

矢筈城跡(国·史跡)

16世紀の山城跡。

石見城跡(国·史跡)

造られた16世紀の山城跡。

#### 指定文化財

精錬工房跡。





宮ノ前地区(国・史跡)

大森地区の代官所跡近くで発見さ

鞆ケ浦道(国・史跡)

|大森地区内の銀山地区に近い地域 | 鞆ケ浦が銀鉱石及び銀の積出港で れた、16世紀末~17世紀初頭の銀 の銀山川の支流沿いに位置する信 あった 16世紀の前半において、銀 があり、計501体の坐像が安置され ている。

羅漢寺五百羅漢(国・史跡)

仰関連遺跡。岩盤斜面に3つの石窟 山から日本海に至る最短距離の搬 出路として利用された全長約 7.5 kmの街道。







温泉津沖泊道(国・史跡)

温泉津や沖泊が石見銀山支配の拠 銀山から北西約 6 ㎞の日本海沿岸 世紀の後半に、銀の搬出と諸物資の kmの街道。

鞆ケ浦(国・史跡)

沖泊 (国・史跡)

点または外港と位置づけられた 16 に位置する。石見銀山開発初期の16 世紀前半に、国際貿易港であった博 搬入のために利用された全長約 12 多に向けて銀鉱石及び銀を積み出る。 した港。

銀山柵内から西方約9㎞に位置す る狭隘な入り江を利用した良港。船 を繋ぎとめるための鼻ぐり岩が残

#### 選定

## 未指定(一部指定)







大田市大森銀山重要伝統的建造物群保存地区 (国・伝統的建造物群)

する生業に携わった人々の居住地 費と生産を支える重要な港町とし として発展した。町家や武家屋敷等 の伝統的な家屋と、それらを結ぶ生の2つの性格をあわせ持ち、江戸後 活道が一体となって鉱山町の歴史 期から昭和初期までの多様な建造 る。また、美郷町のルートの一部は 的景観を良好に伝えている。

大田市温泉津重要伝統的建造物群保存地区 (国・伝統的建造物群)

物が独特な町並みを形成している。

石見銀山街道(遺跡)

16世紀以降、銀の生産とそれに関連 16世紀後半、温泉津は石見銀山の消 江戸時代に銀を尾道まで輸送した ルートで、大田市大森町から広島県 ての役割を果たした。港町と温泉町 尾道市までの約130kmの道。大森町 においては、一部重伝建地区内を通 史跡に指定されている。

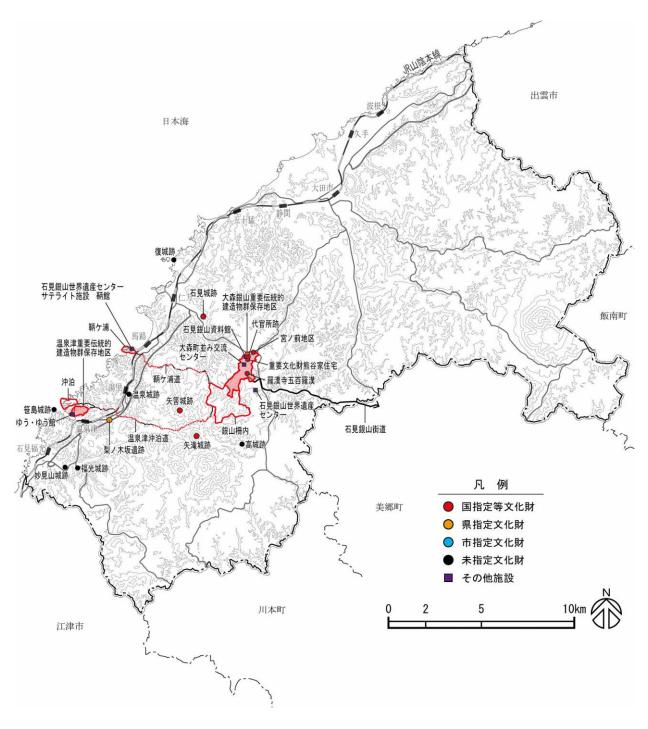


図 6-3 関連文化財群「石見銀山の価値・魅力とその広がり(世界遺産関係)」の主な構成要素

## Ⅱ "縄文の森" " 銀 の山" と出逢える旅 (日本遺産関係)

#### 【ストーリーの概要】

地下へ続く階段を下りていくと、目の前にそびえ立つ幾本もの巨大な木――。三瓶山の噴火で地中深くに埋まった縄文時代の木々が、悠久の時を超え、当時のままの姿を現している。 火山大国である日本。

人々を脅かす噴火であるが、石見国おおだには様々な恩恵をもたらしてくれた。かつて世界に「ジパング(日本)」の名をとどろかせた石見銀山の鉱床もマグマから生まれたのである。

そして、火山が育んだ豊かな大地は生活を潤してくれた。暮らしの根っこに火山の歴史が息づくまち、石見国おおだ。ここには火の国の恵みと出逢える旅が待っている。

さらに、三瓶山、大江高山は、東と西のランドマークとして、地域の誇りや愛着を醸成し、 訪れた人々に自然の雄大さを伝える。

#### 【課題・方針】

#### <具体化の課題>

令和2年(2020)6月に日本遺産に認定され、大田市日本遺産推進協議会を設立し、大田市観光協会(大田市DMO)、教育機関、地域団体等が連携した日本遺産事業実施体制を構築し、日本遺産に関わる事業推進に取り組んでいるが、構成要素(構成文化財)の中には、あまり利用されていないもの、知名度の低いものなどがある。それらを活用していくため、ガイドによる説明、案内板の設置、講演会等の開催、効果的な情報発信等が必要だが、現状は不十分である。

#### <具体化の方針>

日本遺産に関するガイドの養成、案内板設置、講演会・シンポジウム等の開催、関係する情報の発信などを一体的に進める。

こうした事業の成果・効果を、前述の世界遺産関係の関連文化財群の取組と同様に、他の文化財などにも波及させる。

#### 【措置】

当該関連文化財群に関する措置は、「2-7-2 日本遺産(火山)を軸とした関連文化財群に係る事業」(第5章)が中心となり、その詳細については次のようになる。

#### ①日本遺産(火山)関連文化財群マップ等作成事業

- ・日本遺産(火山)を中心に、関連文化財群の観点を含めたパンフレット・マップ等を作成する。
- ・内容としては、個々の文化財及び関連文化財群としての魅力、複数のコース、コースごとのテーマ・魅力などを盛り込む。

#### ②日本遺産(火山)フィールドワーク事業

- ・日本遺産(火山)の構成文化財を中心に、参加者の年齢、体力、興味、時間等を考慮し、 複数のコース・機会を設定し、フィールドワークを行う。
- ・開催に際しては、関係団体等の協力・参加を促進するとともに、関係団体等が主催するフィールドワークも促進する。

#### ③日本遺産(火山)サイン整備事業

- ・日本遺産(火山)の主要な構成文化財の個々の説明板、日本遺産全体の説明板、及び誘導標識等の設置を図る。
- ・日本遺産(火山)の説明板等(サイン)のデザイン・材質等については、大田市の他のサ

インや耐久性・事業費等を考慮しながら、周囲の景観と調和し、分かりやすく、魅力を感じるものとするよう努める。

## ④日本遺産(火山)ガイド養成事業

・関係団体等と連携し、日本遺産(火山)に関わるガイドの養成に努める。

#### ⑤日本遺産(火山)講演会等開催事業

- ・日本遺産(火山)に関する講演会等の開催を図る。
- ・講演会やシンポジウム等については、リレー形式(テーマ等を設定した連続開催)も検討しながら、複数回、複数年での実施に努める。

#### 6関連文化財群情報発信事業

・日本遺産(火山)に関する様々な情報を、関係団体等と連携しながら、多様な方法(媒体)で発信する。

その他、日本遺産の構成文化財をはじめとした当該関連文化財群の構成要素に関しては、「個々の文化財の保存・活用」などに位置づけている措置となる。

以下、当該関連文化財群に関する措置(2-7-2)に関する主要な取組を示す(表 6-4)。

表 6-4 「"縄文の森" "銀の山" と出逢える旅 (日本遺産関係)」に関する措置 (事業) とその展開

10711		きの主体			宝体の時期・	令和4年度(2022)~1	
	乗っ ●:主1		ਜ. •ਹ	B+XE			
措置(事業)	-	 湲•協力		財源 (予定)	前期	中期	後期
	市民	地域	市	( ) AE	令和4年度~7年度	令和8年度~10年度	令和 11 年度~13 年度
2-7-2	0	0	(O)	国			
日本遺産(火山)を		関係	銀山	県市	日本遺産事業実施体制		(同左)
軸とした関連文化財 群に係る事業		団体	観光まち	П	を中心とした事業の展	体制の充実	
がしかのチャ			0. 0		開	1	1
①日本遺産(火		0	0	国	<b>↓</b>	<b>↓</b>	<b>V</b>
山)関連文化		関係	銀山		関連文化財群の観点を		必要に応じてパンフレッ
財群マップ等		団体	観光	市	含めたパンフレット・マッ		ト等の更新(充実)
作成事業					プ等の作成		
②日本遺産(火	0	0	0	市	↓ (マップ等の活用)		
山山)フィールド	)	関係	銀山	113	時間的に可能な場合	日本遺産(小川)の構成	(周女)
ワーク事業		団体	まち			資産などをめぐる体験	
						機会の確保	
③日本遺産(火		O	© •	国			. <u></u> .,
山 山)サイン整備事業		関係 団体	銀山 観光	県市	案内板・説明板等の設 置	※必要に応じて、左記 の事業を実施	(同左)
		四件	准元ノし	ılı	旦	の争未で天心	
④日本遺産(火	0	0	0	市			
山)ガイド養成	参加	関係	銀山		ガイドの養成	ガイド養成	
事業		団体	観光				
⑤日本遺産(火	0	0	<u>まち</u> ◎	市			
山)講演会等		関係	銀山	''''	講演会等の企画・計画	講演会等の開催	(同左)
開催事業		団体	観光		→開催		
<b>○887</b> ★ 11.51.52			まち_				
⑥関連文化財群 情報発信事業		◎ 関係	◎ 銀山	国県	夕 <i>***</i> *********************************	/ <b>日</b> 士)	( <b>日</b> 士)
消形尤语争未		団体	報出観光	市	多様な方法(媒体)による情報発信	( <b>问左</b> )	(同左)
			.,,,,,		ם וטלאד הו ט		

表 6-5 「"縄文の森" "銀の山"と出逢える旅(日本遺産関係)」の主な構成要素一覧

	区	分	構成要素
文	引		・石見銀山遺跡(史跡) ・三瓶小豆原埋没林(天然記念物) ・波根西の珪化木(同)
化財	指定等	国	・松代鉱山の霰石産地(同)・琴ヶ浜(同)
刔	等		・大田市大森銀山重要伝統的建造物群保存地区(伝統的建造物群)
		県	・物部神社(建造物) ・仁万の硅化木(天然記念物) ・鬼村の鬼岩(同)
		市	・定めの松(天然記念物) ・静之窟(同) ・多根神楽(無形民俗文化財)
	未	指定	・三瓶山(名勝地) ・三瓶山の牧野景観(文化的景観) ・三瓶温泉(地質鉱物)
			・浮布の池(名勝地) ・佐比賣山神社(建造物) ・小笠原流田植囃子(無形の民俗文化財)
			・福光石の石切場(地質鉱物)・立神岩(地質鉱物)・龍巌山(龍岩)(同)
			・三瓶そば(無形の文化財)・大江高山火山(名勝地)
そ	の他	1施設	・島根県立三瓶自然館サヒメル・三瓶小豆原埋没林公園
			<ul><li>・石見銀山世界遺産センター</li><li>・仁摩サンドミュージアム</li></ul>

#### ■主な文化財の紹介

#### 指定文化財



石見銀山遺跡(国·史跡)

16世紀に開発され世界的な影響を 三瓶火山の噴火によって埋もれた 1,500年程前の樹木が火山の噴火で 錬工房跡、代官所跡、信仰遺跡、中ま直立状態で多数残る。 世山城跡、街道、港・港町から構成 される。



三瓶小豆原埋没林 (国・天然記念物)



波根西の珪化木 (国・天然記念物)

及ぼした、日本を代表する鉱山遺 | 約 4000 年前の森林。スギを中心と | 埋没して石化したもの。一方は波打 跡。鉱山活動の中心である柵内と製する巨木が、太く長い幹を残したまち際の崖、一方は海底に続く様子が 特徴的で、長さは10m以上と推定さ れる。



松代鉱山の霰石産地 (国・天然記念物)

た。石こうの副産物として産した霰奏でる鳴り砂の浜。 石はバレーボールほどの大きさで、 世界でも例を見ない形状。



琴ヶ浜(国・天然記念物)

含まれる石こうを掘った鉱山で、昭 江になったもの。全長 1.4 kmにわた する生業に携わった人々の居住地 和 40 年代まで地域の産業を支え って白砂が続き、踏みしめると音を



大田市大森銀山重要伝統的建造物群保存地区 (国・伝統的建造物群)

松代鉱山はグリーンタフの地層に 大江高山火山の火口のひとつが入 16世紀以降、銀の生産とそれに関連 として発展した。町屋や武家屋敷等 の伝統的な家屋とそれらを結ぶ生 活銅が一体となって鉱山町の歴史 的景観を良好に伝えている。

## 指定文化財



物部神社 (県・建造物)

石見一宮で、本殿は島根県内で出雲 鮮やかな緑色をした凝灰岩 (グリー 大社に次ぐ大きさ。大和の豪族物部 レタフ) に埋もれて化石になった約 年前の火山活動でできた岩石によ 氏の始祖を祀ると同時に、農耕に関1,500万年前の樹木。 わる三瓶山への信仰も伝える。



仁万の硅化木(県・天然記念物)



鬼村の鬼岩(県・天然記念物)

鬼の伝説が伝わる巨岩。約1,500万 る特徴的な景観。侵食による形状が 特徴的。



定めの松(市・天然記念物)

立つ老松。一里塚の上に植えられ樹とた岩盤に開口した大型の海食洞 齢は400年以上とされる。



静之窟(市・天然記念物)

牧野景観が広がる三瓶山西の原に 約 1,500 万年前の火山噴出物でで 静間神社としてまつられてきた。



佐比賣山神社と多根神楽 (建造物、市・無形民俗文化財)

三瓶山の古名を残し山への信仰を 伝える神社とそこに奉納される神 窟。国造り神話の「志都乃石室」の「楽。7年に1度行われる農耕神事の 比定地のひとつで、洞窟そのものが大元祭は古式を良く残し、地元で継 承される多根神楽が奉納される。

#### 未指定文化財



三瓶山 (名勝地)

記』の国引神話にも登場するなど古山地形を利用して 400 年以上続け くから地域の象徴で、変化に富んだられてきた牧畜の歴史を物語る。 自然環境が見られる。



三瓶山の牧野景観 (文化的景観)

島根県唯一の活火山。『出雲国風土 三瓶山の山裾に広がる草原景観。火



三瓶温泉 (地質鉱物)

三瓶山の山腹からわき出る火山性 の温泉。江戸時代から温泉地として 利用されており、中国地方屈指の自 噴量を誇る。

## 未指定文化財







浮布の池 (名勝地)

小笠原流田植囃子 (無形の民俗文化財)

福光石の石切場(地質鉱物)

呂が『万葉集』1249番歌を詠んだ地 田植囃子。三瓶山の山麓では三瓶町 層から石を採った石切場。 とされる。

の池田地区と小屋原地区で継承さ れ、物部神社でも奉納される。

三瓶山の噴火でできた湖。柿本人麻 | 戦国時代の民俗芸能の流れをくむ | 約 1,500 万年前の火山が作った地







立神岩 (地質鉱物)

徴。火山の噴出物による地層がくっ

きりと現れた海食崖。

絶壁と切り取られたような島が特 約1,500万年前の火山の芯(火道)

龍巌山(龍岩) (地質鉱物)

が侵食されてできた巨岩。磐座とし 石見城があった。

三瓶そば (無形の文化財)

火山灰土壌と高原気候で育つ、江戸 時代から伝わる三瓶在来そば。風味 て古くから信仰の対象。山の上には一豊かで、三瓶山を代表する特産品の ひとつ。



大江高山火山 (名勝地)

約 150 万年前の噴火で石見銀山を 作った火山。大江高山 (808m) を最 高峰に約30個の溶岩ドーム群で構 成される。

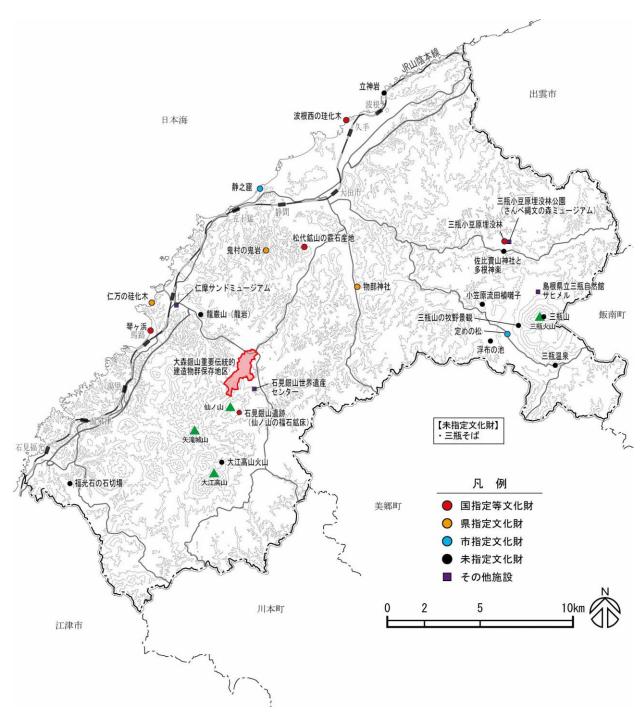


図 6-4 関連文化財群「"縄文の森" "銀の山"と出逢える旅(日本遺産関係)」の主な構成要素

# Ⅲ 地域に息づく民俗芸能(日本遺産関係)

#### 【ストーリーの概要】

島根県西部、石見地域一円に根付く神楽は、地域の伝統芸能でありながらも、時代の変化を 受容し発展を続けてきた。その厳かさと華やかさは、人の心を惹きつけて離さない。

神へささげる神楽を大切にしながら、現在は地域のイベントなどでも年間を通じて盛んに舞 われ、週末になればどこからか神楽囃子が聞こえてくる。

老若男女、観る者を魅了する石見地域の神楽。それは古来より地域とともに歩み発展してきた、世界に誇る宝である。

大田市においても多種多様な神楽を体験でき、観る者を魅了する。さらに大田市では、五十 猛のグロ(国・重要無形民俗文化財)をはじめ、神楽以外の民俗芸能も継承されており、季節 を感じながら、地域ごとの特色ある民俗芸能にふれることができる。

これらの舞台となっているのは神社境内や海辺、田園などであり、それら環境・景観と一体となって民俗芸能を体感することができる。

#### 【課題・方針】

# <具体化の課題>

石見地域9市町と連携し、石見神楽の振興による地域活性化に取り組んでいるが、関連文化 財群の構成要素の候補には、日本遺産の構成文化財以外の民俗芸能や建造物等が多数あり、未 指定のものも含まれている。これらの中には、知名度の低いものなどがあり、これらをいかに 活用するかが課題としてあげられる。

#### <具体化の方針>

日本遺産関係の行事などを、認定された大田市を含む4市5町の広域的な連携の中で実施する。また、日本遺産以外の民俗芸能についても、日本遺産と併せて多くの人々が見学・体験できるよう、年間行事表やパンフレット等の作成、多様な情報発信などを行い、知名度の向上や魅力の周知に努める。

こうした民俗芸能については、担い手の確保・育成やその他活動の支援にも努める。

#### 【措置】

当該関連文化財群に関する措置は、「2-7-3 日本遺産(神楽)を軸とした関連文化財群に係る事業」(第5章)が中心となり、その詳細については次のようになる。

#### ①民俗芸能等小冊子作成事業

- ・大田市の民俗芸能等の年間行事表、内容や特徴などを紹介するパンフレット等の作成を図 る。
- ・小冊子には石見地域における日本遺産(神楽)の広域的な情報も掲載する。

#### ②民俗芸能等体験事業

- ・広域的な連携による神楽の上演を図る。
- ・日本遺産以外の民俗芸能等の体験(見学等)機会の確保を図る。

#### ③民俗芸能等担い手確保・育成事業

- ・日本遺産(神楽)の構成文化財に関して、関係団体等と連携し、担い手の確保・育成に努 める。
- ・その他指定・未指定の民俗芸能等についても、活動の現状を把握し、担い手の確保・育成 に努める。

# ④関連文化財群情報発信事業

・日本遺産(神楽)に関する様々な情報を、関係団体等と連携しながら、多様な方法によって発信する。

その他、日本遺産の構成文化財をはじめとした当該関連文化財群の構成要素に関しては、 「個々の文化財の保存・活用」などに位置づけている措置となる。

以下、当該関連文化財群に関する措置(2-7-3)に関する主要な取組を示す(表 6-6)。

表 6-6 「地域に息づく民俗芸能(日本遺産関係)」に関する措置(事業)とその展開

		事業の主体等				実施の時期:令和4年度(2022)~13 年度(2031)			
措置(事業)		◎:主体 ○:支援·協力			財源 (予定)	前期	中期	後期	
		市民	地域	市		令和4年度~7年度	令和8年度~10年度	令和 11 年度~13 年度	
2-7	7-3 本遺産(神楽)を	0	<ul><li>◎</li><li>関係</li></ul>	◎ 銀山	国				
軸。	たとは とした関連文化財 に係る事業		団体	観光	県市	関係市町との連携体制の充実と連携事業の実		(同左)	
μтι	こがもチズ					施 ↓	↓	1	
	①民俗芸能等小		0	0	玉				
	冊子作成事業		関係 団体	銀山観光	市	大田市の民俗芸能等の 年間行事表・パンフレット等の作成 日本遺産(神楽)の広域 的な情報も掲載			
	②民俗芸能等体	0	0	0	玉	ロング I自主队 OがJ年X			
	験事業	参加	関係団体	銀出観光まち	県	広域的な連携による神 楽の上演	広域的な連携による神 楽の上演 日本遺産以外の民俗芸 能等の体験(見学等)機 会の確保	※体験機会の充実	
	③民俗芸能等担		0	© _	国				
	い手確保・育 成事業	参加	関係 団体	銀山 観光 まち	市	日本遺産(神楽)の構成 文化財の担い手の確 保·育成	日本遺産(神楽)の構成 文化財及びその他指 定・未指定の民俗芸能 等の担い手の確保		
	④関連文化財群		(C)	() AB. I.	国	A+++-+		(D+)	
	情報発信事業		関係 団体	銀山 観光	県 市	多様な方法(媒体)によ る情報発信→体験(見 学等)の促進	(同左)	(同左)	

表 6-7 「地域に息づく民俗芸能(日本遺産関係)」の主な構成要素一覧

区分				構成要素							
文 日本遺産 指 国 ・大田市温泉津重要伝統的建造物群保存地区(伝統的建造物群)											
	の構成文	定	県	_							
対   化財   等 市 ・多根神楽(無形民俗文化財) ・宅野子ども神楽(同)											
		未扫	旨定	・石見神楽(無形の民俗文化財)・シャギリ(同)							
				・石見神楽面(有形の民俗文化財)・角寿司(箱寿司・押し寿司)(無形の文化財)							
	その他	指	玉	・五十猛のグロ(無形民俗文化財)							
		定	県	・シッカク踊(無形民俗文化財)・大田両八幡宮の祭礼風流(同)							
			市	・小笠原流大代田植囃子 (無形民俗文化財) ・水上花田植 (同) ・琴ヶ浜盆踊り (同							
			111	・小浜・厳島神社の御日待祭(同) ・西田「ヨズクハデ」(同)							
未指定 <建造物>											
				・佐比賣山神社(多根神楽)・水上神社(シッカク踊)							
				<ul><li>・大田両八幡宮(喜多八幡宮、南八幡宮、祭礼風流)</li><li>・小浜・厳島神社(御日待</li></ul>							
				<その他>							
				・五十猛漁港(周辺環境) ・田植囃子、花田植の舞台となる田園(文化的景観)							
	その他施	設		· 多根神楽伝承館 · 仁摩伝統芸能伝承館							

#### ■主な文化財の紹介

### 指定文化財



五十猛のグロ (国・無形民俗文化財)

大浦地区に伝承される小正月の行 毎年 10 月下旬に水上神社に奉納さ 事。毎年1月11日から15日にかけ て、グロと呼ばれる、竹などで作る 大きな仮屋を設けて歳徳神を迎え、 一年の豊漁と無病息災を祈る。



シッカク踊 (県・無形民俗文化財)

れる田楽芸能。平安末期に伝わった とされる。「シッシッシ」という掛 け声と太鼓を叩く「カッカッカー」 という音からシッカク踊と言う。



大田両八幡宮の祭礼風流 (県・無形民俗文化財)

毎年10月15日に大田町にある喜多 八幡宮と南八幡宮の祭礼前に、負幟 や高野聖などを担い行列を作って 街路を練る。



宅野子ども神楽 (市・無形民俗文化財)

仁摩町宅野地区の小中学生が舞う 神楽で江戸時代から伝わる。毎年、 正月行事として地区内で舞われて いる。



小笠原流大代田植囃子 (市・無形民俗文化財)

戦国時代の民俗芸能の流れをくむ 田植囃子。大代に伝わる田植囃子 は、戦国時代に新屋村に引き継がれ たものが起源と伝わる。



水上花田植 (市・無形民俗文化財)

4年に1回、5月上旬頃に開催され る。実際に田の神サンバイとともに 田植え作業を行うことが特徴。

# 指定文化財



琴ヶ浜盆踊り (市・無形民俗文化財)

した正装で踊る。他の地区のように 月 14・15 日の2日間執り行われる 一様の踊り方ではなく、口説によっ 祭礼行事。火鎮めの祭と翌日祭(御 て各々違った踊り方をする。



小浜・厳島神社の御日待祭 (市・無形民俗文化財)

白い足袋をはき、女性は髪を結い直 温泉津町小浜の厳島神社で毎年2 日待祭)からなる。



西田「ヨズクハデ」 (市・無形民俗文化財)

温泉津町西田地区の稲架けのこと で、稲を架けた姿がヨズク (フクロ ウ) が羽を休める姿に似ていること から、「ヨズクハデ」と呼ばれてい る。

# 未指定文化財



石見神楽面 (有形の民俗文化財)

明治期には、氏子へ神楽が受け継が 可能な和紙で作られた面が普及し た。



石見神楽 (無形の民俗文化財)

伝わり、その団体数は 130 を超え もある。 る。



角寿司(箱寿司・押し寿司) (無形の文化財)

石見地域で神職により伝えられて 地域の祝い事には欠かすことので れ多くの団体が発生したため、量産 いた神楽が明治以降に民衆に受け きない石見の味。神社で行われる奉 継がれた氏子神楽。石見地域一帯に 納神楽において振る舞われること

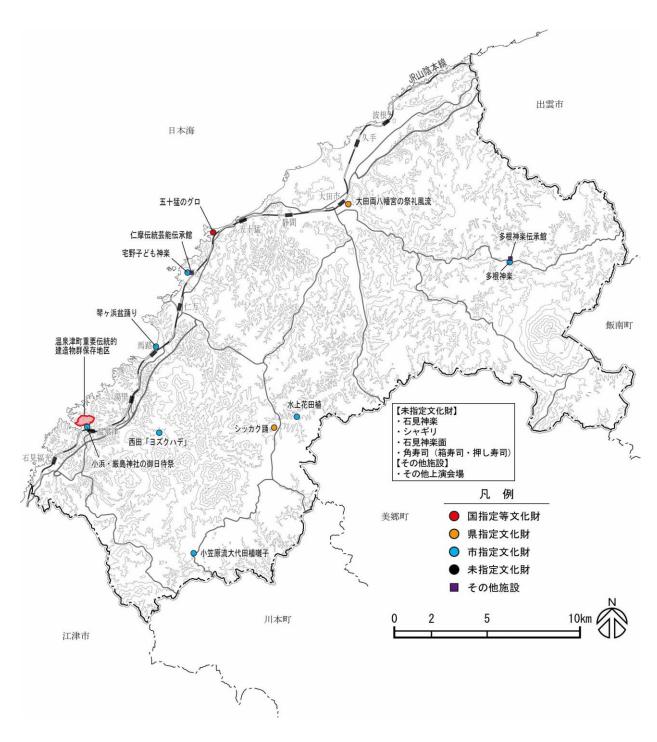


図 6-5 関連文化財群「地域に息づく民俗芸能 (日本遺産関係)」の主な構成要素

# 3 検討案としての関連文化財群

# IV 多彩な伝統的建造物群と建築文化

#### 【ストーリーの概要】

大田市に残る代表的な伝統的建造物群は、鉱山町・陣屋町として江戸時代に石見銀山領の政治経済の中心だった大森地区と、中世から石見銀山の外港として発展してきた港町・温泉町の温泉津地区の2つである。

大森地区は、川沿いの町並みに代官所跡や郷宿、武家屋敷、商家などが現存する。また、背後の山裾には寺社や墓地、石切り場も残り、鉱山町の歴史的景観を良好に残している。一方の温泉津地区は、道路、温泉津川、水路から成る町の構造が17世紀末の絵図と比べても大きな変化がなく、江戸時代後期から昭和初期までの各時代の様式を反映した多様な建造物が独特の景観を形成している。この2地区は、上記の特徴により、重要伝統的建造物群保存地区にも選定されている。

また、市内の沿岸部や山間部の複数の地区でも、宿場町、商家町、温泉町(三瓶温泉)、石州左官を育てた町など、各地域の歴史的背景や生業を感じる町並みと出会うことができる。

これらの町並みには多種多様な歴史的建造物が残されており、その中のいくつかには石州左官の技術が結集した見事な鏝絵もあり、訪れた人々を惹きつける。

大田市では、こうした伝統的建造物群や個々の建造物を、海辺、田園、山間、市街地などの 周辺環境とともに体感することができる。さらに、資料館等として公開されている建造物、旅 館、公衆浴場などは内部を含めて利用することができ、歴史的な趣を直に感じるとともに、寺 社などにおいては、そこで営まれている祭礼・行事に出会うこともできる。

#### 【課題・方針】

#### <具体化の課題>

2地区の重要伝統的建造物群保存地区や指定された多数の歴史的建造物は、大田市の歴史文 化の特徴の一つであり、観光資源としての役割も担っている。

一方で、未指定文化財である伝統的な町並みや建造物が多数あることは、文化財の把握調査や外観等から概ね認識できているが、これらの専門的な調査は行われておらず、価値の把握ができていない。

また、未指定文化財である伝統的な町並みは、建替えや取り壊し等で景観が変容しつつあり、歴史的な建造物の多くは老朽化が進み、毀損・滅失しつつある状況が多数みられる。

#### <具体化の方針>

重要伝統的建造物群保存地区や指定文化財の保存修理、活用を進める。

未指定の建造物、未選定の伝統的建造物群については、優先順位を設定して調査を行い、価値が評価された物件については、所有者等の同意のもとに、指定又は登録を行い、可能な物件については所有者等による保存・活用を促進する。

また、建築・町並みマップの作成や情報発信などに努め、関連文化財群としての活用を促進する。

表 6-8 「多彩な伝統的建造物群と建築文化」の主な構成要素一覧

	区	分	構成要素						
文化財	指定等	玉	<ul><li>・重要文化財熊谷家住宅(建造物)</li><li>・大田市大森銀山重要伝統的建造物群保存地区(伝統的建造物群)</li><li>・大田市温泉津重要伝統的建造物群保存地区(同)</li></ul>						
	・金森家住宅(建造物) ・物部神社本殿(同) ・城上神社拝殿(同) ・恵比須神社(同)								
		市	・清水寺山門付扁額1面ほか(建造物) ・勝源寺楼門(同) ・勝源寺本堂(同) ・勝源寺東照宮付棟礼2枚(同) ・西本寺山門(同) ・願林寺鐘楼門(同) ・水上神社本殿付棟札5枚、造営文書1冊(同) ・内藤家(同)						
	<b>月</b>	卡指定	<ul> <li>&lt;伝統的建造物群&gt;</li> <li>・大田(大田町:宿場町、寺町通り、大正通りなど) ・波根西(久手町:港町)</li> <li>・大家(大代町:山陰道) ・宅野(仁摩町:宿場町・宿駅、いぶし瓦)</li> <li>・仁万(仁摩町:商家町) ・馬路(仁摩町:石州左官)・志学(三瓶町:温泉町、在郷町)</li> <li>&lt;建造物&gt;</li> <li>・鏝絵の残る建造物(西性寺経蔵)</li> </ul>						
7	その作	也施設	・石見銀山世界遺産センター ・大森町並み交流センター ・ゆう・ゆう館(温泉津観光案内所:2階・資料展示室) ・石見銀山資料館						

#### ■主な文化財の紹介

# 指定等文化財



金森家住宅(県・建造物)

大森町の町年寄などを務めた有力 商家の住宅。主屋は江戸時代後期の 建築で、二階に本格的な座敷をも つ。土蔵、塀などの屋敷構えも残る。



城上神社拝殿(県・建造物)

拝殿正面は10.22m、側面11.88m。 鏡天井には三瓶山麓の絵師梶谷円 隣斉守休が極彩色で「鳴き龍」を描 いている。



恵比須神社(県・建造物)

大永6年(1526) に小社が建立されてから、温泉津港に寄港する船乗りから信仰を集めた神社。本殿は慶安4年(1651) の建築と推定される。



清水寺山門(市・建造物)

桁行 2.62m、梁間 3.85m、軒高 2.45 m。神宮寺の山門を清水寺と合併し 移築したものである。



勝源寺楼門(市・建造物)

勝源寺の正門にあたり、二階建の楼 門形式よりなる。棟高 10.8m、軒高 6.67m、桁行 5.4m。山門正面桁に 咬龍、柱に木鼻の彫刻がある。



勝源寺本堂(市・建造物)

歴代大森代官の信仰を集めた寺院。 現在の本堂は慶応3年 (1867) の建 立で、技巧的な彫刻が施されてい る。

#### 指定等文化財



# 勝源寺東照宮(市・建造物)

身舎梁間の中央に棟木を置く切妻 造りの形だが、この形式の社殿は比角控柱からなる四脚門。曹洞宗龍昌 較的珍しい。6カ所に徳川家の紋所 「三つ葉葵」が彫り込まれている。



#### 西本寺山門(市・建造物)

一対二本の丸い親柱と前後四本の 寺の山門を移築したものである。



願林寺鐘楼門(市・建造物)

現在の鐘楼門は宝暦4年(1754)に 大修理が行われた際のもので、瓦葺 き二階建。竜虎や象、獅子などの彫 刻が特徴的。



水上神社本殿(市·建造物)

一間社流造り、銅板葺で、桁行 2.13 16世紀末から温泉津に移住し、文化 大田市大森銀山伝統的建造物群保 刻などの装飾が優れ、虹梁の絵様も 含め造営の時代をよく表している。



内藤家(市・建造物)

頃まで酒造業を営んだ旧家。表門や 残る。



西性寺経蔵 (建造物) (国・伝統的建造物群)

m、梁間 1.95m、庇柱 1.49m。彫 10 年 (1813) から昭和 16 年 (1941) 存地区内にある西性寺の経蔵には、 「左官の神様」と称された松浦栄吉 蔵など、温泉津の有力商家の遺構がが還暦を迎えた大正時代中頃の鏝 絵「鳳凰」が残る。ほかの三面の壁 にも大輪の牡丹や菊がある。

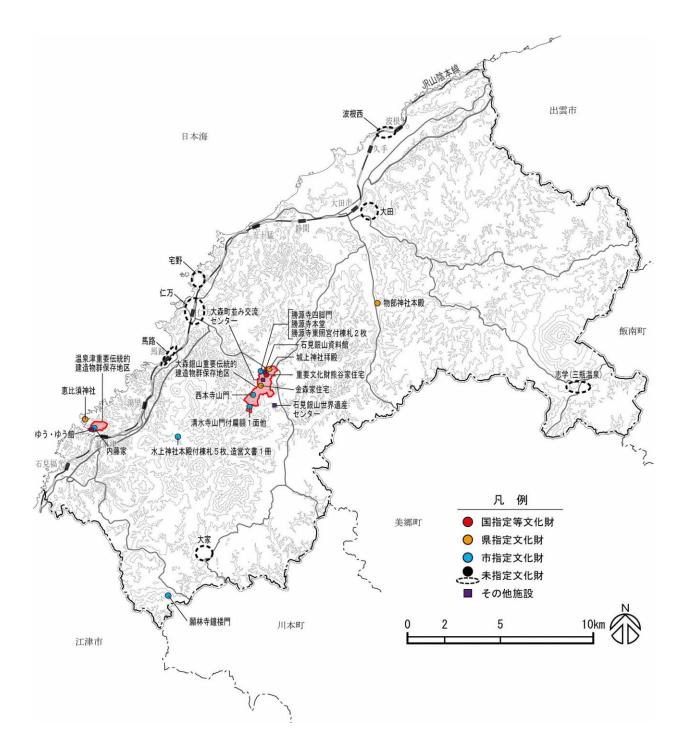


図 6-6 関連文化財群「多彩な伝統的建造物群と建築文化」の主な構成要素

# V 語り継がれる"いも代官"井戸平左衛門の人物と偉業

#### 【ストーリーの概要】

井戸平左衛門は、享保 16 年(1731)、60 歳にして石見銀山を受け持つ石見国大森の代官となた。代官となった翌年、享保の大飢饉が発生した。平左衛門は領民を救うため、幕府の許可を待たずに年貢米を人々に分け与えたといわれている。また、被害の大きな村々の年貢を免除し、領民には助け合いの心を説いた。さらに、やせ地でも栽培できる甘藷(サツマイモ)を導入した。これらによって、井戸代官が治めた地域では餓死する者がいなかったと伝えられている。

こうした功績を顕彰する井戸公碑(頌徳碑)が、島根、鳥取、岡山、広島の中国4県に約500 基建てられ、現在もなお「いも代官」の名で語り継がれている。

大田市内では96基の頌徳碑が確認されているとともに、井戸平左衛門を祀る井戸神社(大森町)がある。

こうした頌徳碑、神社と祭礼行事、そしてサツマイモを導入した食文化、人々による伝承と 感謝の心は、井戸平左衛門の功徳に学び、当時の歴史を想像し、追体験できる遺産でもあり、 大田市はそれらが各所に根づいている地域である。とりわけ石見銀山のまち・大森町では、地 元グループによる井戸平左衛門にちなんだ活動に出会うことがあり、井戸神社の春と秋の例大 祭では井戸平左衛門への感謝と敬愛を目の当たりにする。

さらに、中国4県にひろがる頌徳碑などを訪ねることで、時や地域を越えて敬愛される井戸 平左衛門の偉業ことを知ることができる。

なお、平左衛門は、大森に赴任した翌年からは笠岡代官を兼務しており、この縁から、平成 2年(1990)4月に大田市と笠岡市は友好都市縁組を締結している。

#### 【課題・方針】

#### <具体化の課題>

大田市では井戸平左衛門の頌徳碑が、寺社の境内や道沿いなどに97基(井戸神社含む)確認されているが、これらのうち文化財指定により保存措置が講じられているものは仁摩町宅野の1基(大田市史跡及び名勝「井戸平左衛門顕彰碑」)であり、説明板が併設されているものは数基にとどまっている。これらの多くは立地する寺社や地域によって維持管理されているが、一部は維持管理が難しく、雑草等に覆われたものもみられる。

大田市ではサツマイモの栽培が各所で行われているが、井戸平左衛門とのを関連を把握しているのは、大森町等での地元グループの活動や井戸神社の祭礼行事、特産品の一部(芋焼酎等)に限られている。

また、井戸平左衛門ゆかりの地として、笠岡市と友好都市縁組を行っているが、他の自治体・地域との連携・交流は行われていない。

#### <具体化の方針>

報告書の出版などにより井戸平左衛門頌徳碑についての調査成果の発信を精力的に行っている大田市文化協会や、関係団体、市民・地域団体等と連携し、指定文化財(市)である仁摩町宅野の井戸平左衛門顕彰碑はもとより、未指定の頌徳碑等の保存・活用に取り組む。

井戸平左衛門に関わる井戸神社以外での祭礼行事、地域における活動、伝承、食文化などの 把握調査に取り組む。

友好都市・笠岡市と連携し、井戸平左衛門に関わる事業の展開に努める。

中国4県に分布する頌徳碑、井戸平左衛門の功徳や足跡を通じ、広域的な連携と事業等の具体化を検討する。

本計画作成における調査で把握できた石造物についても精査し、井戸平左衛門頌徳碑に関連 づけた活用を検討する。

表 6-9 「語り継がれる"いも代官"井戸平左衛門の人物と偉業」の主な構成要素一覧

区分			構成要素								
文	指定等	国	・大田市大森銀山重要伝統的建造物群保存地区(伝統的建造物群)								
化財		県	-								
刔		市	・井戸平左衛門顕彰碑(史跡及び名勝)								
	ŧ	卡指定	• 井戸神社 (建造物)								
			・井戸神社例大祭(無形の民俗文化財)								
			・96 基の頌徳碑(建造物)								
7	その他施設		・石見銀山世界遺産センター ・同サテライト施設「鞆館」 ・石見銀山資料館								
			・大森町並み交流センター								

<sup>※</sup>中国4県(島根、鳥取、岡山、広島)では約500基の頌徳碑が建っており、大田市の1基を含め、それら の一部は指定文化財となっている。

# ■主な文化財の紹介

# 指定文化財

井戸平左衛門顕彰碑 (市・史跡及び名勝)

大田市で唯一、文化財に指定されて 井戸平左衛門を祀る神社。明治 12 井戸神社境内に残る顕彰碑。昭和 57 野と五十猛を結ぶ往還道の峠の広戸神社」の額が掲げられている。 場に位置する。

# 未指定文化財



井戸神社 (建造物)



井戸平左衛門頌徳碑(井戸神社) (建造物)

いる頌徳碑。碑文は幕末の三筆と称 年 (1879) に創建され、大正5年 年(1982)に「わかさの会」 (川本町 される貫名海屋の筆といわれ、元治 (1916)に現在の地に移設・再建され の団体)により建立された。台座に 元年(1864)の建立と推定される。宅 た。拝殿の向拝には勝海舟の筆「井」は戦前まで神馬が載っていたが、供 出してなくなったため、そこに碑が 建てられたという。

# 未指定文化財



井戸平左衛門頌徳碑(大田町明善寺) (建造物)

井戸公碑、右に山茶花を植え、左に 段を5段上がった平地に、地蔵堂、 石燈籠が置かれている。巨石といっ 牛魂碑と並ぶ。「井明府追念」とい てもいいほどの大きな碑石である。



井戸平左衛門頌徳碑 (三瓶町徳善寺付近) (建造物)

大田町明善寺に残る顕彰碑。中央に 三瓶町徳善寺付近に残る頌徳碑。石 う表記は珍しい。



井戸平左衛門頌徳碑 (波根町波根八幡宮) (建造物)

波根町波根八幡宮境内にある頌徳 碑。平成30年(2018)年の島根県西 部地震で倒れたため現在地に移設 された。資料によると文政3年 (1820) 建立とあり、大田市内では 最古の碑となる。



井戸平左衛門頌徳碑(JR 静間駅前) (建造物)

JR静間駅前に残る顕彰碑。3段の 大代町正法寺に残る頌徳碑。碑石は 石組を積み、その上に碑が立つ。自幅 40cm あり、4段の台石がある 然石の碑石も大きく、台石も立派。 2段目は形を整え、表面を平らにし た石を2段組むなど、丁寧な造りといる。 なっている。



井戸平左衛門頌徳碑(大代町正法寺) (建造物)

堂々とした造りの石碑。碑石の左右 の面には 320 字の碑文が刻まれて



井戸平左衛門頌徳碑(温泉津町湯里中村) (建造物)

温泉津町湯里中村に残る頌徳碑。建 立年(文政11年)が石碑に彫って あるものとしては大田市最古のも の。波根町の碑は史料に文政3年 (1820)とあり、それを入れると2番 目に古い。

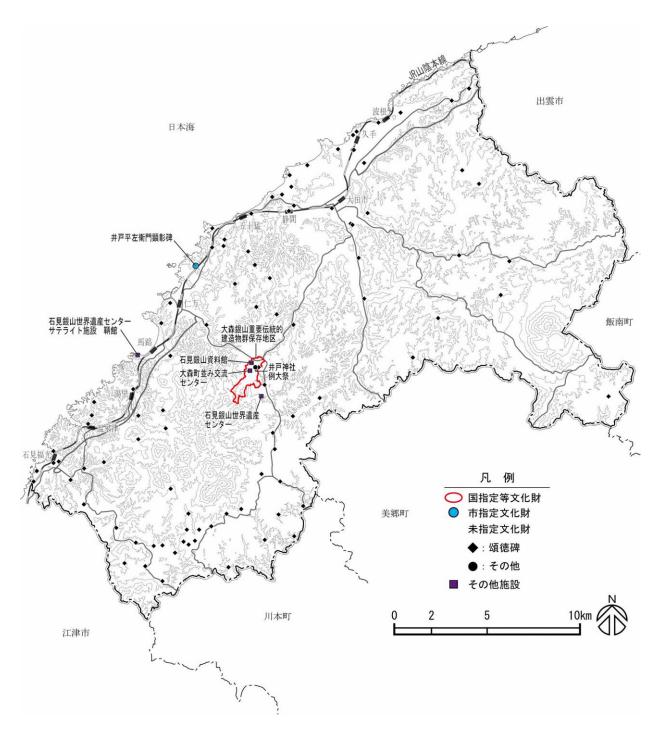


図 6-7 関連文化財群「語り継がれる"いも代官"井戸平左衛門の人物と偉業」の主な構成要素

# VI 今に生きる神話と風土記の世界

#### 【ストーリーの概要】

大田市では、神話と風土記(『出雲国風土記』)の世界を象徴するご瓶山(佐比賣山)、オオナムチノミコトとスクナヒコナノミコトが国造りの際に石窟を仮住まいとしたという伝承(『万葉集』に詠まれている「志都乃石室」の伝承)が残る静之窟がある。五十猛や韓島などの地名と日本海と一体となった景観、各地に立地する神社なども、神話や風土記の世界を彷彿させる。

さらに、神話や風土記の世界と重なる時代の遺跡、神社などと併せて、大田市の黎明期における人々の営みや自然の姿、更には大陸を含めた交流の歴史を体験的に知ることができる。

#### 【課題・方針】

#### <具体化の課題>

大田市は神話や風土記などに関わる地名や場所、伝承が多数存在するが、隣接する出雲市のような古代のイメージはなく、市民における関心も低いといえる。

風土記に登場する三瓶山は国立公園であり、大田市の観光資源の柱の一つであるが、風土記ゆかりの地であること、佐比賣山と呼ばれていたことを知る人は限定的である。また、石見国 で として知名度のある物部神社は多くの人々が参詣するが、その他の神社の多くは過疎化等により維持管理が難しくなっており、創建やその後の歴史を知る人も限られてきている。

また、縄文から古代にかけての遺跡は多数確認されているが、指定されているものは、明神古墳(県・史跡)と坂灘古墳(市・史跡)のみで、説明板が設置されているものも両者と天王平廃すりたができまた。 廃寺跡塔柱心礎石のみと、活用は限定的である。

公開はされておらず、活用は限定的である。

#### <具体化の方針>

神話と風土記の世界や古代の有り様を彷彿させるものとして、三瓶山(佐比賣山)、静之窟(市・天然記念物)、五十猛や韓島などの地名や日本海と一体となった景観、各地に立地する神社などをあげることができ、地域団体や関係団体などと連携し、これらの活用に努める。

また、公開されている明神古墳と坂灘古墳以外の同時代の遺跡についても、公開・活用できるものは、地域や所有者等の理解・協力を得て説明板等を設置し、周辺環境(景観)と一体的に往時を想像できるような環境を確保する。

こうした神話と風土記にまつわる遺跡や場所、地名をたどり、体験的に学び、楽しむことができるよう、来訪者の時間や興味、年齢等を考慮した周遊ルートの設定を図る。また、公開・活用できる文化財(主として遺跡・埋蔵文化財)を増やしていくことと併せて、段階的に周遊ルートの拡充に取り組む。

表 6-10 「今に生きる神話と風土記の世界」の主な構成要素一覧

区分			構成要素						
文	指定等	玉	_						
化財		県	・明神古墳(史跡)・物部神社本殿(建造物)						
則		市	・坂灘古墳(史跡) ・静之窟(天然記念物)						
未指定 ・静間神社(建造物) ・三瓶山(名勝地) ・五十猛神社と眺望景観(建造									
			・神別れ坂(名勝地)・逢浜(同)・神上の浜(同)						
			・神島(同) ・韓神新羅神社(建造物) ・韓島と韓島神社(名勝地、建造物)						
			・大屋姫命神社(建造物)						
その他施設			・島根県立三瓶自然館サヒメル ・三瓶小豆原埋没林公園(さんべ縄文の森ミュージアム)						
			・仁摩サンドミュージアム・温泉津やきものの里・やきもの館						

#### ■主な文化財の紹介

# 指定文化財



明神古墳(県・史跡) 室は石見地域では最大の大きさで、 家形石棺が納められていた。石見地関わる三瓶山への信仰も伝える。

方屈指の古墳のひとつ。



物部神社 (県・建造物)



坂灘古墳(市・史跡)

古墳時代後期の円墳で、直径 20m、 | 石見国一宮で、本殿は島根県内で出 | 潮川の河口近くに位置する、古墳時 高さ3m以上。全長 10mの横穴式石 | 雲大社に次ぐ大きさ。大和の豪族物 | 代中期と推定される古墳。 古墳の規 |部氏の始祖を祀ると同時に、農耕に | 模や形態は不明だが、箱式石棺と人 骨、刀子が出土した。

#### 未指定文化財



静之窟(市・天然記念物)

約 1,500 万年前の火山噴出物でで|オオナムチノミコトとスクナヒコナノミコ|島根県唯一の活火山。 『出雲国風土 比定地のひとつで、洞窟そのものが本たより社殿が破損し、山手の垂水は熱環境が見られる。 静間神社として祀られてきた。



静間神社 (建造物)

地区に移転した。式内郷静間神社に 比定されている。



三瓶山 (名勝地)

きた岩盤に開口した大型の海食洞 トが祀られている。かつては魚津地区 記』の国引神話にも登場するなど古 窟。国造り神話の「志都乃石室」の にあったが、延宝2年(1674)の大洪 くから地域の象徴で、変化に富んだ

### 未指定文化財



五十猛神社と眺望景観 (建造物、周辺環境)



神別れ坂 (名勝地)

どで、農業、樹木の神として古くから「コト、オオヤツヒメノミコト、ツマツヒメノ」出逢った浜だといわれている。



逢浜 (名勝地)

主祭神はイソタケルノミコト、配祀はオ | 五十猛松湊地区と野梅地区の間にあ | 五十猛町湊地区、荒神山の浜で、イ オヤツヒメノミコト、ツマツヒメノミコトなる峠。スサノオノミコト、イソタケルノミノタケルノミコトとオオヤツヒメノミコトが

祀られている。神社の名前はイソタケ ミコトがこの坂で別れたといわれてい 国道9号を大田方面から向かうと海と 砂浜が見える。



ルノミコトに由来している。

韓島、韓島神社 (名勝地、建造物)

韓国からの帰りにスサノオノミコト一行 主祭神はオオヤヒメノミコト。神別れ坂 が立ち寄ったといわれている。

維をとり、仁摩町馬路の神機地区(現の地に鎮まったといわれている。 在は神畑)で機織りをしていたといわ れている。



大屋姫命神社 (建造物)

でスサノオノミコトらと別れたイソタケ 仁摩町宅野に生い茂る栲の木から繊ルノミコトの妹、オオヤヒメノミコトがこ

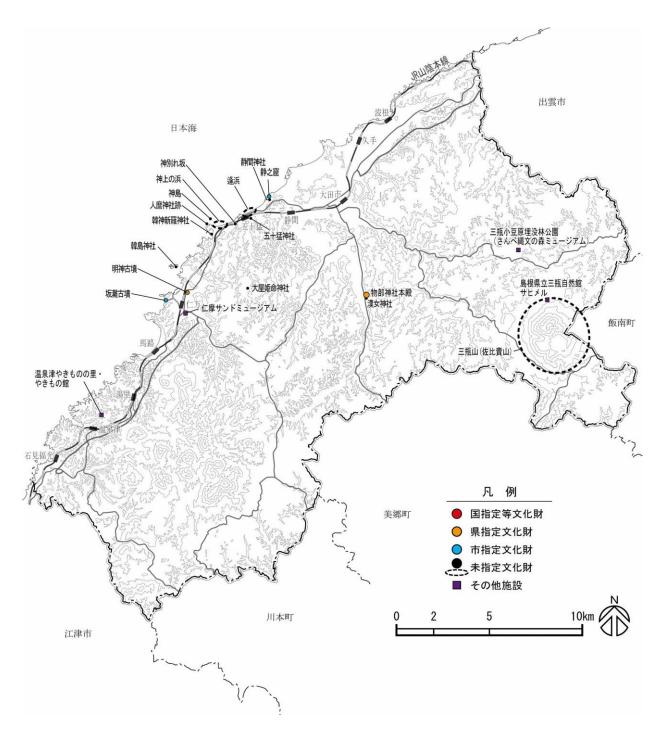


図 6-8 関連文化財群「今に生きる神話と風土記の世界」の主な構成要素

# 第2節 大田市における文化財保存活用区域

# 1 文化財保存活用区域の考え方

#### (1) 文化財保存活用区域の基本認識と期待される効果

文化財保存活用区域とは、「文化財が特定の範囲に集積している場合に、当該文化財(群)を その周辺環境も含めて面的に保存・活用するために設定するもの」(『地域社会総がかりでつく る文化財保存活用地域計画』(文化庁パンフレット))である。

同区域は、市街地や集落、田園など周辺環境と一体となって構成されるものであることから、 大田市ではこの区域を、文化財を保護するために規制する区域ではなく、文化的な空間の創出、 更には市民の主体的な参加や地域活動などと併せて、地域の文化を守り、育てていく区域とし て捉えることとする。

したがって大田市においては、文化財保存活用区域を設定した地域において、市民・地域団体等を中心に、文化財を活かしたまちづくり(地域の活性化)の促進を目指すものとする。

#### <期待される効果>

大田市においては、文化財保存活用区域に期待される効果を次のように捉える。

- ■地域のまちづくり (活性化) の推進力
  - ○地域住民の協力と参加により、文化財の活用と地域の魅力づくりが進むことが期待される。
- ■地域間の連携の推進力
  - ○歴史文化を活かしたまちづくりが進む中で、それぞれの文化財保存活用区域の間で共通の 課題やテーマ等が見いだされ、区域相互の協力・連携やまちづくりの展開につながること が期待される。

#### (2) 大田市における文化財保存活用区域の設定方針

大田市では、文化財の存在状況などを踏まえ、文化財をその周辺環境も含め一体的に保存・ 活用するため、次のような4つの設定方針のもとに文化財保存活用区域を設定する。

1) 文化財が相対的に集積している区域(必須)

指定・未指定を問わず、文化財が相対的に数多くあり(集積し)、周辺環境と合わせて面的な 文化財の保存・活用ができる、またはその可能性の高い区域とする。

2) 文化財の保存・活用のテーマ等が見いだせる区域(必須)

文化財の保存・活用のテーマ等を見出すことができる区域とする。

ただし、設定したテーマが文化財保存活用区域内のすべての文化財を包含する必要はない。 ここで設定するテーマ等は、それぞれの文化財保存活用区域の特色・個性、そして文化財の保存・活用における柱(主たるテーマ)を示すことに主眼を置くものである。つまり、市民・地域団体等に文化財保存活用区域のテーマ・イメージが端的に伝わることで、文化財への関心や保存・活用への理解、気運が高まり、取組の具体化や協力・参加につながることを意図している。

また、テーマに関係する文化財だけでなく、それ以外の区域内の文化財を含め、可能な限り 面的に文化財の保存・活用を目指すものである。

#### 3) 市街地・集落を含んでいる区域または近接している区域(必須)

市民・地域団体等による日常的な文化財の維持管理や活用の容易性を考慮し、市街地・集落を含んでいる、または近接している区域とする。

維持管理や活用の困難さを考慮して、市街地・集落から離れている山中だけの区域などは設定しない。

# 4) 歴史文化を活かしたまちづくりへの協力が得られる区域(必須)

文化財保存活用区域の具体化においては、市民・地域団体等の主体的な取組が不可欠なため、歴史文化を活かしたまちづくりへの協力が得られる区域とする。そのために、地域における歴史文化を活かしたまちづくりへの理解と賛同を得て、担い手の確保や体制づくりに努める。

#### (3) 大田市における文化財保存活用区域の設定の考え方

大田市には、27 のコミュニティそれぞれにまちづくりセンターがあり、基礎的な単位として のまちづくり機能を備えている。

コミュニティにはそれぞれに固有の歴史文化があり、また、コミュニティ間で関連づけられる文化財やテーマ等も備えている。こうした歴史文化は、コミュニティを特徴づけるものでもあり、文化財保存活用区域として捉えることにより、まちづくりの資源となることも期待される。

一方で、現状において文化財の活用は特定のものに限られており、とりわけ未指定文化財の 調査は始まったばかりで、埋もれている文化財、活用されていない文化財、消えようとしてい る文化財も多数あると推定される。

こうした現状を踏まえ、大田市における文化財保存活用区域の設定と具体化は、次のように進めることとする。

#### <文化財保存活用区域の設定の考え方>

- ○地域のまちづくりを推進する観点から、原則、27 のコミュニティにおいて文化財保存活用区域の設定を目指すこととする。
- ○文化財保存活用区域は、「文化財が特定地域に集中している場合」であることから、文化財の 把握調査等による文化財の分布や集積を踏まえながら、設定方針のもとに実現可能な地域を 取り上げることとする。

# 2 文化財保存活用区域の設定・具体化の流れと措置

#### (1) 文化財保存活用区域の設定・具体化の流れ

「まちの文化財調査員」(仮称)による未指定文化財の調査・把握に努めながら、設定方針に基づき、原則、27のコミュニティにおいて文化財保存活用区域の設定を目指すものとする。

ただし、区域のテーマやまちづくりの取組は市民・地域団体等の参加のもとに検討を進めるため、短・中期的な達成が難しい地域が多いと考えられることから、地域の実情を把握しながら、優先順位を検討し、文化財保存活用区域の設定と具体化に取り組むこととする。

また、区域設定においては、文化財の分布や内容、地域における活動状況に応じて、ブロック単位や小学校区単位での文化財保存活用区域の設定も検討する。この他、関連性の高い複数の隣接した文化財保存活用区域を包含した区域(石見銀山、三瓶山など)や、離れた区域での連携も検討する。

市民・地域団体等が主体的に関わる文化財の保存・活用の取組においては、必ずしも明確な 区域割りを行う必要はなく、むしろ柔軟に捉えた方がよい場合が多いと考えられるため、現時 点では区域の範囲について明確な区分線は設けず、ゾーン的な観点で捉える。明確な区域は、 具体的な取組を進める中で、必要に応じて検討することとする。

今後、文化財保存活用区域の設定と具体化を進める際には、歴史文化を活かしたまちづくり

の観点からも、関係する地域の活動を支援する。さらに、具体化した文化財保存活用区域における成果や課題を踏まえ、次の地域における文化財保存活用区域の具体化や、区域間が連携した取組の展開を目指す。

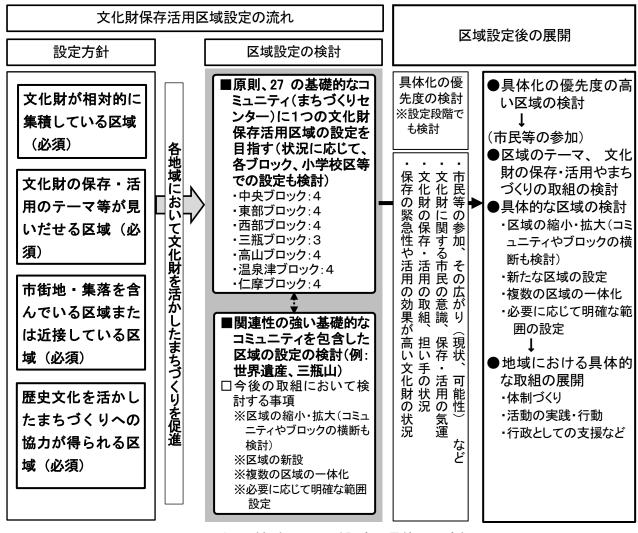


図 6-9 文化財保存活用区域設定・具体化の流れ

#### (2) 文化財保存活用区域の具体化に向けた措置

文化財保存活用区域に関する措置は、「2-7-5 文化財保存活用区域設定・具体化事業(文化 財保存活用区域におけるまちづくり促進事業)」(第5章)が中心となり、その詳細については 次のようになる。

#### ① 「まちの文化財調査員」(仮称)による文化財把握事業

・「まちの文化財調査員」(仮称)を確保・養成し、地域住民の協力を得ながら、27のコミュニティごとに文化財の把握調査を継続する(措置 1-1-1、2-3-1 と連携。以下、番号のみ記載)。

#### ② 文化財保存活用区域選定事業

・原則、27のコミュニティを基本に、①で把握した文化財等について学び、体験する機会を設け(2-2-5)、地域住民や地域団体と意見交換等を行いながら、地域の実情や文化財保存活用 区域の実現可能性などを確認し、設定方針に合致する候補区域を選定する。

#### ③ 文化財保存活用区域具体化事業

・②で候補となった区域について、地域住民の参加を得ながらテーマ等を決め、体制を整備し、

文化財保存活用区域を具体的に設定する。

・該当区域に民俗芸能団体や文化財の保存管理を担う団体がある場合は支援も行っていく (2-3-2、2-3-4)。

# ④文化財保存活用区域情報発信事業

・地域と連携しながら、文化財保存活用地域に関する情報を多様な方法で発信する。

表 6-11 文化財保存活用区域の具体化に関する措置(事業)とその展開

	事業の主体等			財源	実施の時期:令和4年度(2022)~13 年度(2031)		
措置(事業)	◎∶主体  ○∶支援∙協力		前期		中期	後期	
加區(子外)				(予定)	令和4年度~6年度	令和7年度~9年度	令和 10 年度~13 年度
0.7.5	市民	地域	市	▣	7144千尺~0千尺	节和7千皮~9千皮	7和10千度~13千度
2-7-5 文化財保存活用 区域設定·具体 化事業(文化財	団体を		国県市		2-7-5 文化財保存活用区 ※個別事業は下記(①~	<b>(4)</b> )	
保存活用区域に おけるまちづくり 促進事業)					他の事業との連携	同左	同左
①「まちの文	© === +	0	© 40.1.	市			
化財調査 員」(仮称) による文 化財把握 事業	調査 員		銀山 まち		「1-1-1 市民参加型文化 財把握調査の継続的な 実施」(措置 2-3-1 と一体 的な実施)において、文 化財保存活用区域を考 慮した調査を先導的に実 施		同左
②文化財保存活用区域選定事業	0	◎域体	◎ 銀ま	市		①を踏まえ、原則、27コミュニティにおいて、文化財等を学び、体験する機会を確保(措置 2-2-5)↓ 文化財保存活用区域の実現可能性の検討↓ 候補地域の選定(1地域又は複数地域)	※状況に応じて左記以外 の区域の設定も検討
③文化財保 存活用区 域具体化 事業		0	◎ 銀山 まち	国県市他		の設定	体制の充実 関係団体の支援(措置 2- 3-2、2-3-4) 共創による取組(活動) 展開
④文化財保 存活用区 域情報発 信事業		0	<ul><li>◎ 山</li><li>まち</li></ul>	国県市		マップ・パンフレット等の 作成の検討 文化財保存活用区域に 関する情報の多様な手 段による発信(措置 2-2- 8)	同左

#### <参考:大田市が目指す文化財保存活用区域のイメージ> ※図 6-10 を参照

文化財の集積等の設定方針に適合することを前提に、大田市が目指す 27 のコミュニティを基本とした文化財保存活用区域のイメージを示したものが図 6-10 である。また、図では、複数の地域が共通のテーマ等で一体となって文化財保存活用区域の具体化に取り組み、効果的・効率的にまちづくりを展開することを意図し、広がりを有する世界遺産及び三瓶山によって連携する区域も例示している。

候補として示している 27 の文化財保存活用区域の範囲は、まちづくりセンターを含む市街地・集落を示しているが、厳密な区域を示すものではなく、各地域で区域の設定と活動展開を目指すことを意図している。

世界遺産及び三瓶山での連携は、隣接する地域を対象としているが、離れた地域間での連携も想定されるので、具体的な取組の中で多様な観点から連携が生まれることを期待する。

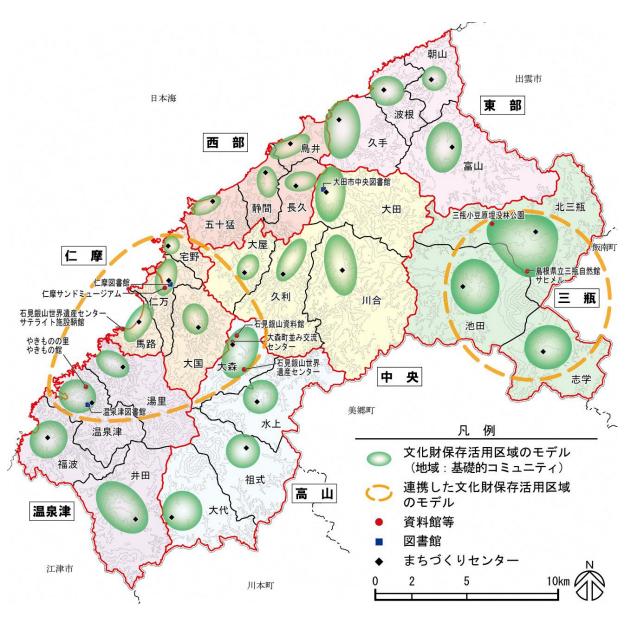


図 6-10 参考: 大田市が目指す文化財保存活用区域のイメージ

# 第7章 文化財の保存・活用の推進体制

# 1 大田市の推進体制

大田市では、本計画に基づく歴史文化を活かしたまちづくりを推進するため、第5章第3節で示した「文化財の保存・活用の推進体制づくり」に関する措置の展開を図りながら、庁内体制の充実・強化と併せて、関係機関、地域団体との連携に取り組む。

令和4年(2022)4月現在の大田市の体制、関係機関、地域団体は次のとおりである。

# (1) 大田市の体制(令和4年4月1日現在)

#### <組織体制:文化財保存活用連絡調整会議(仮称)>

- ○教育部石見銀山課(11人)
  - ・石見銀山世界遺産センター、熊谷家住宅、市民会館ほか管理運営、石見銀山遺跡総合調 査、町並み保存・活用、文化芸術・文化財
- ○教育部学校教育課(2人)
  - ・学校教育、教科書採択・教材に関する事務、教育相談等
- ○教育部社会教育課(6人)
  - ・社会教育の企画、各種関係団体との連絡調整、総合体育館・屋外体育施設の管理等社会 教育施設の維持・管理、社会教育機関の人事、スポーツ振興事業
- ○政策企画部政策企画課(9人)
  - ・市行政の総合的な調整、大田市総合計画の進行管理、広報や広聴業務、市長及び副市長の秘書業務等
- ○政策企画部まちづくり定住課(10人)
  - ・定住促進、ふるさと納税、生活交通、持続可能なまちづくりに関すること、
- ○政策企画部情報企画課(7人)
  - ・公共ネットシステムの運用管理及び総合調整、地域情報化の推進、各種統計調査
- ○総務部危機管理課(4人)
  - 生活交通対策、防災、危機事案の対応
- ○健康福祉部健康増進課(9人)
  - ·健康教育、疾病予防、保険事業等
- ○環境政策部環境政策課(7人)
  - ・環境衛生、公害の防止に関する企画調整、リサイクル意識の普及・啓発等
- ○産業振興部観光振興課(9人)
  - 観光振興、観光関連施設等
- ○産業振興部農林水産課(14人)
  - 農畜産、水産振興、鳥獣被害対策等
- ○産業振興部森づくり推進課 (4人)
  - ・森林の多面的な活用等
- ○建設部都市計画課(4人)
  - ・都市計画、街路・公園の設置及び維持管理、屋外広告物の許可、景観計画、市有建築物の営繕、建築確認事務等
- ○建設部建築営繕課(12人)
  - ・建築確認事務、市有建築物の営繕等

- ○建設部十木課(13人)
  - ・道路・河川・橋梁の整備・維持管理、公共土木災害復旧、道路等の占用許可、通行制限、 道路台帳の整備、道路等の境界確定、除雪計画等
- ○消防部予防課(4人)
  - ・火災予防・講習案内・煙体験ハウス・各種予防に関すること

#### <主要な資料館等>

- ○石見銀山世界遺産センター
  - ・世界遺産「石見銀山遺跡とその文化的景観」のガイダンス機能を担う。
  - ・ 鞆ヶ浦には、石見銀山遺跡の一部である鞆ヶ浦の港湾や銀山街道を解説案内するサテライト施設鞆館がある。
- ○大森町並み交流センター (旧大森区裁判所)
  - ・旧大森区の裁判所の旧法廷を一部復元するとともに、銀山の歴史と暮らしを解説するな ど、町並み交流センターとして無料公開している。
- ○熊谷家住宅
  - ・重要文化財である熊谷家住宅は、建物の公開、くらしを伝える展示、企画展の開催など を行っており、重要文化財を活かした博物館・資料館機能を有している。
- ○仁摩サンドミュージアム
  - ・鳴り砂で知られる琴ヶ浜の地域資源を守り活用するために建設された、国内でも珍しい 砂博物館。
  - ・大田市仁摩町出身の建築家・高松伸氏によって設計された大小6つの「ガラスのピラミッド」のある建物で、中央には世界最大の一年計砂時計「砂暦」がある。毎年大晦日に 一年計砂時計を半回転させて新年をスタートするイベント「時の祭典」が行われる。
- ○温泉津やきものの里・やきもの館
  - ・江戸時代中期に築窯された登り窯を保存・活用。陶芸体験ができるやきもの館がある。
- ○ゆう・ゆう館(温泉津観光案内所)
  - ・1階は休憩室、トイレ等があり、観光案内や町の歴史のパネル展示なども行っている。
  - ・2階は資料展示室で、北前船の寄港地・温泉津に関する資料・道具などの展示を行って いる。

#### (2) 市内の関係機関・施設

#### <関係する審議会>

- ○大田市文化財保護審議会
  - ・教育委員会の諮問に応じて、大田市文化財保護条例の規定による事項その他文化財の保 存及び活用に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して教育委員会に 建議する。
- ○大田市伝統的建造物群保存地区保存審議会
  - ・教育委員会の諮問に応じて、伝統的建造物群保存地区の保存等に関する事項について調査審議し、これらの事項について教育委員会に建議する。
- ○石見銀山景観保全審議会
  - ・市長の諮問に応じて、石見銀山景観保全地域の景観保全に関する事項について調査審議 し、重要な事項について市長に意見を述べる。

- ○大田市都市計画審議会
  - ・都市計画を決定する場合における事前審議に関すること、及び市長の諮問に応じ、都市 計画に関する事項について調査審議するなど。
- ○大田市景観審議会
  - ・市長の諮問に応じ良好な景観の形成に関する事項について調査し、審議する。
- ○大田市日本遺産推進協議会
  - ・日本遺産(火山)の整備や活用、情報発信を進めるための組織。

#### く資料館等>

- ○島根県立三瓶自然館サヒメル
  - ・三瓶山をはじめ、島根の自然の魅力を紹介する博物館。
- ○三瓶小豆原埋没林公園(さんべ縄文の森ミュージアム)
  - ・火山の噴火によって埋もれた4000年前の太古の森を展示する島根県の施設。
- ○石見銀山資料館
  - ・昭和51年(1976)に地元有志が、老朽化にともない解体する計画であった建物を譲り受け、 内部を改装して開館した民間の資料館。
  - ・石見銀山に係る歴史や文化を後世に伝える拠点としての役割を担っている。

#### (3) 市内の主要な関係団体

- ○一般社団法人大田市観光協会(大田市DMO)
  - ・大田市が有する国立公園三瓶山、海岸部の美しい景観や海山の幸、石見銀山遺跡、温泉など他に比類のない豊かな自然と歴史文化に恵まれた観光資源を活用し観光産業の振興を図り、地域経済の発展と、市民の地域に対する愛着を醸成させることを目的とする。
- ○特定非営利活動法人石見銀山資料館
  - ・石見銀山資料館を管理し、石見銀山に関する資料の収集と保存、調査研究、教育普及などの事業を行うことで、広く市民にその歴史や価値について啓発を図り、地域文化の発展及び学術研究の振興に資するとともに、世界遺産「石見銀山遺跡とその文化的景観」の保全と継承に寄与する。
- ○公益財団法人シルバーランド振興事業団
  - ・大田市が有する貴重な資源である鳴り砂を核として、砂にちなんだ文化の調査研究、地域間交流、産業振興等を行い、もって個性的な地域文化を創造し、地域社会の文化的・ 経済的振興を図ることを目的とする。
  - ・砂に関する文化の調査研究、紹介、鳴り砂の保全及び交流に関する事業、仁摩サンドミュージアム及びこれに付属する施設の管理運営受託事業、特産品の開発及び観光の振興に関する事業などに取り組む。
- ○特定非営利活動法人石見ものづくり工房
  - ・石見地域住民に対して、商工観光及びその関連産業に関する事業を行い、地域振興に寄 与することを目的とする。
  - ・各種商工観光関連施設の管理運営の受託業務、石見地域の素材の活用とその製品化の技 術の開発、特産品の開発と販売などを行う。
  - ・温泉津やきものの里・やきもの館の管理運営を行う。
- ○特定非営利活動法人石見銀山協働会議
  - 世界遺産登録前の平成17年(2005)、登録後の保全と活用を検討する目的で、市民と行政

からなる「石見銀山協働会議」が設立された。

・平成22年(2010)、石見銀山基金事業の運営など任意団体では実施できない事業に取り組むため、「特定非営利活動法人石見銀山協働会議」を設立した。

#### (4) 市外の関係機関

#### <国>

- ○文化庁
- ○その他事業に関係する国の機関

#### <島根県>

- ○島根県教育庁文化財課
- ○島根県教育庁文化財課世界遺産室
- ○島根県古代文化センター
- ○島根県埋蔵文化財調査センター
- ○島根県立古代出雲歴史博物館
- ○その他関係部署

#### <市町>

- ○石見銀山街道沿線の市町
  - ・大田市から広島県尾道市に至る石見銀山街道に関係する市町(大田市以外の3市3町): 三次市、尾道市、府中市、美郷町、飯南町、世羅町
- ○その他大田市の文化財と関連する市町(出雲市、津和野町など)

# <大学等研究機関>

- ○島根大学
- ○島根県立大学
- ○その他の研究機関

# 2 共創(地域社会総がかり)の体制

文化財の保存・活用においても、共創を基本に地域社会総がかりで取り組んでいくため、次 頁のような体制の構築を図る。

このうち、「大田市歴史文化のまちづくり推進協議会」(仮称)は、市民、地域団体、行政、関係機関等の情報交換と共有化、交流・連携、さらには協働の取組を推進する協議の場である。 運営にあたっては、必要に応じて部会等を設けることにより、持続可能な体制を整えながら、 具体的な取組に対して臨機応変できる体制を検討していく。

また、子どもたちを含めた市民の文化財に対する関心を高め、意見・提案等の把握に努める。 こうした体制と取組のもとに、文化財の所有者等や行政に加え、市民、地域団体、さらには 市外の人々、団体を含め、多様な主体の協力・参加により、文化財の把握と価値の共有化を進 め、未指定を含む文化財の保存・活用を進める。

地域における歴史文化を活かしたまちづくりについては、それぞれの地域の市民、地域団体等を中心に活動が展開されるよう、国等の支援制度の活用を検討しながら、活動の支援に努める。

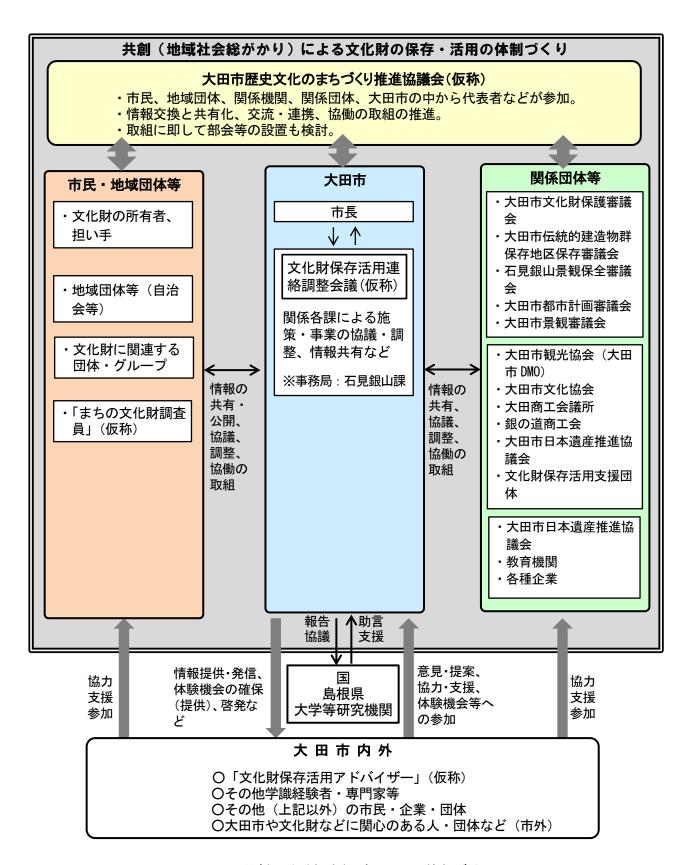


図 7-1 共創(地域社会総がかり)の体制づくり

# 3 措置の進捗管理(体制づくり)

本計画を具体化するためには、市民・地域団体、関係団体等の協力と参加が必要である。 また、措置(事業)は、文化財担当部局(石見銀山課)だけではなく、学校教育や社会教育、 自然保護、観光・農林業振興、まちづくりなどの部署も関係することから、そのための連携体 制の充実も求められる。

さらに、限られた財源を有効に活用する視点が不可欠であり、措置(事業)については、優 先順位を設定し、年次計画を立案し事業化するとともに、必要に応じて見直しを行いながら、 事業の実効性や成果を高めていくことが重要である。

このため、市民等の参加度、関係する部署全体としての事業の進捗・効果の把握などの視点を持ちながら措置(事業)の進捗管理を行うことで、現状を把握・分析し、成果を次の取組や他の事業につなげたり、問題点を改善したりしていくこととし、文化財担当部局(石見銀山課)が事務局となって、庁内における進捗管理の体制を設ける。

進捗管理の手順としては、次の3段階が考えられ、第1・第2段階は原則毎年度、第3段階は前・中・後期の最終年に行うこととする。

第1段階:措置(事業)の実現状況の確認(点検)

第2段階:実施した措置(事業)の妥当性・効果の確認及び評価

第3段階:基本理念への寄与と改善点・課題の把握~基本理念に、どの程度寄与しているか

の評価~

これらのうち、措置(事業)の実現状況については大田市文化財保護審議会にも諮り、評価などに関しては、庁内だけでなく外部の意見把握(外部評価)や、客観的な評価が行えるような評価シート(課題、達成度、重要性、緊急性、優先度等)の活用なども検討する。

#### 【経過観察の基本的な内容と手順】

### 第1段階

# 措置(事業)の実現状況の 確認(点検)

- ・措置の実現状況の把握、 実施していない措置の確 認
- ・実施の有無だけでなく、実施状況・内容も把握(第2段階につなぐ:効果等の判断材料)
- ・計画どおり実施していない 措置については、その理由 を整理
- ※上記を点検する経過観察 シート等の作成を検討

#### 第2段階

# 実施した措置(事業)の妥 当性・効果の確認及び評 価

- ・実施した措置は円滑・適正 に進められているか、効果 はどうかの確認・評価
- ・確認及び評価の視点・基準 を作成(数値化(見える化) も検討)

#### 第3段階

# 基本理念への寄与と改善点・課題の把握~基本理念に、どの程度寄与しているかの評価~

- ・第2段階から効果や改善点を見いだす
- ・評価できる点を見いだし、 基本理念への寄与を分析
- ・基本理念に寄与していない点の有無や原因の分析
- ・改善点を見いだす
- ・積み残した課題、新たな課題を把握

必要に応じて「経過観察シート等」を追加・修正

第1・第2段階:原則、毎年度行う。ただし、実施の予定ではない措置は除く。

第3段階:基本理念への寄与の有無、それからの改善点等の分析は、前期・中期・後期のそれぞれ の最終段階又は終了直後で行うことを基本とする。



#### 【次への展開】

計画及び措置(事業)を見直し・改善し(第1又は第2段階からも可能)、効果的な事業の 実施につなぐ。

また、第1段階から第3段階までの成果・経験等を、次期計画に反映する。 (PDCAサイクルの活用)

図 7-2 経過観察の基本的な内容と手順(段階)及び展開